

令和4年度 第1回 中部ブロック発注者協議会 幹事会

日時：令和4年6月24日（金）15:00～16:30

場所：WEB会議（ZOOM）

## 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）規約の改正 <資料1>

（2）新・全国統一指標及び自己評価指標の目標値について <資料2>

① 令和3年度取組結果の総括

② 個別指標毎の課題への対応

○平準化の取り組みについて

東海財務局からの報告（速やかな繰り越し手続きについて） <資料3>

○週休2日の目標設定

○建設ICT、工事情報の共有について

○総合評価落札方式の導入（業務）について

③ 「まんなかホリデー」の実施について <資料4>

④ 建設業団体からの要望について <資料5>

（3）各機関の取組みについて <資料6>

中部地方整備局／東海農政局／岐阜県／静岡県／愛知県／三重県

（4）今後のスケジュール <資料7>

・協議会スケジュール

4. 閉 会

---

【参考資料】

・令和3年度 自己評価結果

## 「中部ブロック発注者協議会」規約

### (設置)

第1条 「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下「品確法」という)(平成17年法律第18号)」第7条第3項及び第21条第4項に基づき中部ブロック発注者協議会(以下「協議会」という)を設置する。

### (目的)

第2条 協議会は、国、特殊法人等及び地方公共団体等の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携や、発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者の支援等により、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上に関する各種施策の推進・強化を図り、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

### (事務)

第3条 協議会は、次の事項について連絡調整を行うとともに、取り組みの強化を図る。

- 一 品確法に示された公共工事の品質確保の促進に関する施策について
- 二 地域を支える建設生産システム向上のための具体的な施策について
- 三 発注者に対する支援施策について
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

### (委員)

第4条 協議会は別紙1に掲げる委員をもって構成する。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、国土交通省中部地方整備局長がこれにあたる。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を置き、農林水産省東海農政局長がこれにあたる。
- 4 副会長は会長に事故がある時は、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、会長が議長を務める。
- 3 委員は、指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

### (幹事会)

第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

併せて各県地域における取り組みの円滑化を図るものとする。

- 2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省中部地方整備局企画部長がこれにあたる。
- 4 幹事会に副幹事長を置き、農林水産省東海農政局農村振興部長がこれにあたる。

(部会)

第8条 全ての市町村が各施策を推進・強化するため、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県の各県に部会を設置する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、中部地方整備局が関係機関の協力を得て処理する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この規約は、平成20年11月18日から施行する。  
この規約は、平成24年5月16日から施行する。  
この規約は、平成25年1月21日から施行する。  
この規約は、平成26年10月31日から施行する。  
この規約は、平成28年2月29日から施行する。  
この規約は、平成29年9月28日から施行する。  
この規約は、平成30年2月27日から施行する。  
この規約は、平成30年7月27日から施行する。  
この規約は、令和元年7月25日から施行する。  
この規約は、令和2年6月19日から施行する。  
この規約は、令和3年7月30日から施行する。  
この規約は、令和4年6月24日から施行する。

## 第 4 条関係（委員）

会 長	国土交通省 中部地方整備局長
副 会 長	農林水産省 東海農政局長
委 員	警察庁 中部管区警察局 総務監察・広域調整部長
	警察庁 中部管区警察学校長
	財務省 東海財務局 総務部次長
	財務省 名古屋税関 総務部長
	国税庁 名古屋国税局 総務部次長
	厚生労働省 東海北陸厚生局長
	厚生労働省 岐阜労働局長
	厚生労働省 静岡労働局長
	厚生労働省 愛知労働局長
	厚生労働省 三重労働局長
	林野庁 中部森林管理局長
	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部長
	国土交通省 中部運輸局長
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 総務部長
	環境省 中部地方環境事務所長
	岐阜県 副知事
	静岡県 副知事
	愛知県 副知事
	三重県 副知事
	静岡市 副市長
	浜松市 副市長
	名古屋市 副市長
	岐阜県部会で決定する者
	静岡県部会で決定する者
	愛知県部会で決定する者
	三重県部会で決定する者
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社長
	(独)都市再生機構 中部支社長
	(国) 日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門 東濃地科学センター 所長
	(独)水資源機構 中部支社長
	静岡県道路公社 理事長
	愛知県道路公社 理事長
	名古屋高速道路公社 理事長
	名古屋港管理組合 副管理者
	四日市港管理組合 副管理者
	日本下水道事業団 東海総合事務所長
オブザーバー	法務省名古屋法務局 名古屋高等裁判所

## 第7条関係（幹事）

幹事長	国土交通省 中部地方整備局 企画部長
副幹事長	農林水産省 東海農政局 農村振興部長
幹事	警察庁 中部管区警察局 総務監察・広域調整部 会計課長
	警察庁 中部管区警察学校 庶務部長
	財務省 東海財務局 会計課長
	財務省 名古屋税関 会計課長
	国税庁 名古屋国税局 総務部 営繕監理官
	厚生労働省 東海北陸厚生局 総務課長
	厚生労働省 岐阜労働局 総務部長
	厚生労働省 静岡労働局 総務部長
	厚生労働省 愛知労働局 総務部長
	厚生労働省 三重労働局 総務部長
	林野庁 中部森林管理局 総務企画部長
	経済産業省 中部経済産業局 総務企画部 会計課長
	国土交通省 中部地方整備局 総務部長
	国土交通省 中部地方整備局 営繕部長
	国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部長
	国土交通省 中部運輸局 総務部長
	海上保安庁 第四管区海上保安本部 経理課長
	環境省 中部地方環境事務所 統括自然保護企画官
	岐阜県 県土整備部長
	静岡県 交通基盤部長
	愛知県 建設局長
	愛知県 農林基盤局長
	三重県 県土整備部理事
	三重県 農林水産部長
	静岡市 建設局長
	浜松市 財務部長
	名古屋市 財政局 契約監理監
	岐阜県部会で決定する者
	静岡県部会で決定する者
	愛知県部会で決定する者
	三重県部会で決定する者
	中日本高速道路株式会社 名古屋支社 環境・技術管理部長
	(独)都市再生機構 中部支社 住宅経営部次長
	(国)日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門 東濃地科学センター 総務共生課長
	(独)水資源機構 中部支社 事業部長
	静岡県道路公社 道路部長
	愛知県道路公社 事業部長
	名古屋高速道路公社 総務部長
	名古屋港管理組合 <b>建設部長 建設部担当部長（技術調整担当）</b>
	四日市港管理組合 経営企画部理事
	日本下水道事業団 東海総合事務所 施工管理課長
オブザーバー	法務省名古屋法務局
	名古屋高等裁判所
	国土交通省 中部地方整備局 建政部

## **(2) 新・全国統一指標及び 自己評価指標の目標値について**

---

**令和4年6月**

# ① 令和3年度取組結果の総括

---

## 全国統一指標

○全国統一指標は、国土交通省HPで各機関の取組状況を表形式及び地図ベースで地域単位・県単位にとりまとめて公表。

### 公表資料

●新・全国統一指標の決定(R2. 5月)

[https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_000693.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000693.html)

●新・全国統一指標の目標値の決定(R3. 1月)

[https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08\\_hh\\_000761.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000761.html)

## 自己評価指標

- 各機関の取組状況を自己評価指標の「実績」・「目標」を確認
- 取組状況は運用指針に基づき、毎年調査し、結果を取りまとめて公表
- 各県部会・推進会議においては取組促進に向けた検討を進める
- 取り組むにあたって課題・問題等がある場合は相談窓口にお問い合わせ

# 1. 評価指標について

## 【工事】

	指 標
①	最新の積算基準の適用状況等
②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定
③	平準化率
④	適正な工期設定
⑤	週休2日工事の実施状況
⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用状況
⑦	建設ICTの導入状況
⑧	受発注者間の工事情報の共有状況
⑨	総合評価落札方式の導入状況

必ず実施すべき事項

## 【業務】

	指 標
①	最新の積算基準の適用状況等
②	低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定
③	平準化率
④	適正な履行期間の設定
⑤	設計変更ガイドラインの策定・活用状況
⑥	総合評価落札方式の導入状況

必ず実施すべき事項

※赤字は全国統一指標

## 【新・全国統一指標】 目標値

上段：令和元年度の実績値  
下段：令和6年度の目標値

	No	新・全国統一指標	中部 ブロック	県域			
				岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
工事	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策) <small><math>\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}</math></small>	—	(0.73) <b>1.00</b>	(0.84) <b>1.00</b>	(0.89) <b>1.00</b>	(0.95) <b>1.00</b>
	③	地域平準化率 (施工時期の平準化) <small><math>\frac{\text{4~6月基の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}</math></small>	(0.67) <b>0.80</b>	(0.77) <b>0.80</b>	(0.60) <b>0.80</b>	(0.66) <b>0.80</b>	(0.61) <b>0.80</b>
	⑤	週休2日工事の実施状況 (適正な工期設定) <small><math>\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}</math></small>	(0.43) <b>0.70</b>	(0.67) <b>0.70</b>	(0.03) <b>0.70</b>	(0.65) <b>0.70</b>	(0.22) <b>0.70</b>
業務	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策) <small><math>\frac{\text{設定した入札件数}}{\text{年度の発注工事件数}}</math></small>	—	(1.00) <b>1.00</b>	(0.94) <b>1.00</b>	(0.94) <b>1.00</b>	(0.81) <b>1.00</b>
	③	地域平準化率 (履行期限の分散) <small><math>\frac{\text{第4四半期[1~3月]に完了する業務件数}}{\text{年度の業務稼働件数}}</math></small>	(0.48) <b>0.40</b>	(0.41) <b>0.40</b>	(0.51) <b>0.40</b>	(0.43) <b>0.40</b>	(0.46) <b>0.40</b>

## ◆自己評価指標[工事・業務] 目標値の設定 [R1→R6]

### 【工事】

運用指針	No	指標	実績値(R1)	目標値(R6)
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況 ※最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備	29%	100%
	④	適正な工期設定	—	100%
	⑥	設計変更ガイドラインの策定・活用 ※工期設定の基準の策定（中央建設業審議会の基準適用）	68%	100%
実施に努める事項	⑦	建設ICTの導入 ※導入、一部導入	9%	100%
	⑧	受発注者間の工事情報の共有 ※情報共有システム（ASP）の活用	5%	100%
	⑨	総合評価落札方式の導入 ※本格導入、一部試行	86%	100%

- 「必ず実施すべき事項」は早期に目標達成を目指すべきであるため目標値は100%とする
- 「実施に努める事項」の3項目については特に重要な取組のため目標値を100%とする

## ◆自己評価指標[工事・業務] 目標値の設定 [R1→R6]

### 【 業 務 】

運用指針	No	指 標	実績値 (R1)	目標値 (R6)
必ず実施すべき事項	①	最新の積算基準の適用状況 ※最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備	—	100%
	④	適正な履行期間の設定	—	100%
	⑤	設計変更ガイドラインの策定・活用 ※工期設定の基準の策定（中央建設業審議会の基準適用）	—	100%
実施に努める事項	⑥	総合評価落札方式の導入 ※本格導入、一部施行	—	100%

- 「必ず実施すべき事項」は早期に目標達成を目指すべきであるため目標値は100%とする
- 「実施に努める事項」の1項目については特に重要な取組のため目標値を100%とする

# 3. 年度別達成目標の設定について

## ◆全国統一指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【工事①】 **地域平準化率** ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	0.67	0.65	0.69	0.73	0.76	0.80

県域単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
岐阜県	0.77	0.68	0.71	0.74	0.77	0.80
静岡県	0.60	0.64	0.68	0.72	0.76	0.80
愛知県	0.66	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80
三重県	0.61	0.63	0.67	0.71	0.76	0.80

$$\text{地域平準化率 (件数)} = \frac{\text{(4~6月期の工事平均稼働件数)}}{\text{(年度の工事平均稼働件数)}}$$

- ・集計対象工事：「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター」に登録されている工事（契約金額500万円以上の工事、稼働件数は当該月に工期が含まれるもの）
  - ・地域ブロック単位：地域ブロック管内の国（国土交通省以外含む）、都道府県、政令市、市区町村発注の集計対象工事を足し合わせて算出
  - ・県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の集計対象工事を足し合わせて算出
- ※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる。

# 3. 年度別達成目標の設定について

## ◆全国統一指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【工事②】 週休2日対象工事の実施状況 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	0.43	0.66	0.67	0.68	0.69	0.70

県域単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
岐阜県	0.67	0.82	0.7	0.70	0.70	0.70
静岡県	0.03	0.61	0.63	0.65	0.68	0.70
愛知県	0.65	0.65	0.66	0.68	0.69	0.70
三重県	0.22	0.52	0.57	0.61	0.66	0.70

週休2日対象工事の実施状況 = 週休2日対象工事件数（公告等） / 全工事件数（公告等）

- ・週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
- ・対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。
- ・地域ブロック単位：地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出
- ・県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

# 3. 年度別達成目標の設定について

## ◆全国統一指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【工事③】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 ※必ず実施すべき事項

県域単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
岐阜県	0.73	0.64	0.73	0.82	0.91	1.00
静岡県	0.84	0.94	0.95	0.97	0.98	1.00
愛知県	0.89	0.89	0.92	0.94	0.97	1.00
三重県	0.95	0.95	0.96	0.98	0.99	1.00

$$\text{実施率（件数）} = \frac{\text{（低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数）}}{\text{（年度の発注工事件数）}}$$

- ・「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」データを活用  
 ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数
- ・※県域単位：各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

# 3. 年度別達成目標の設定について

## ◆全国統一指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【業務①】地域平準化率 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	0.48	0.44	0.43	0.42	0.41	0.40

県域単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
岐阜県	0.41	0.39	0.40	0.40	0.40	0.40
静岡県	0.51	0.44	0.43	0.42	0.41	0.40
愛知県	0.43	0.42	0.41	0.41	0.40	0.40
三重県	0.46	0.35	0.40	0.40	0.40	0.40

地域平準化率（件数） = 第4四半期[1～3月]に完了する業務件数 / 年度の業務稼働件数

- ・ 集計対象工事：測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務（1件当たり100万円以上）、稼働件数は当該年度に稼働した業務（繰越、翌債等次年度にも渡る業務含）
- ・ 地域ブロック単位：地域ブロック管内の国（国土交通省以外含む）、都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出
- ・ 県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路（株）等が含まれる。

## ◆全国統一指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【業務②】低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 ※必ず実施すべき事項

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
岐阜県	1.00	0.60	0.70	0.80	0.90	1.00
静岡県	0.94	0.95	0.96	0.98	0.99	1.00
愛知県	0.94	0.87	0.90	0.93	0.97	1.00
三重県	0.81	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

$$\text{実施率（件数）} = \frac{\text{（低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数）}}{\text{（年度の発注業務件数）}}$$

- ・「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」データを活用  
※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数
- ・※県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

## ◆自己評価指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

### 【工事④】最新の積算基準の適用状況 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	29%	38%	54%	69%	85%	100%

※最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し活用している割合

### 【工事⑤】適正な工期の設定 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	—	47%	60%	73%	87%	100%

※工期の設定基準を整備している割合

### 【工事⑥】設計変更ガイドラインの策定・活用 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	68%	79%	84%	89%	95%	100%

※設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している割合

## ◆自己評価指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

### 【工事⑦】建設ICTの導入状況 ※実施に努める事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	3%	10%	33%	55%	78%	100%

※導入及び試行導入している割合

### 【工事⑧】受発注者間の工事情報の共有状況 (ASP) ※実施に努める事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	0%	7%	30%	53%	77%	100%

※実施及び一部実施している割合

### 【工事⑨】総合評価落札方式の導入状況 ※実施に努める事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	86%	75%	81%	87%	94%	100%

※本格導入及び一部導入している割合

# 3. 年度別達成目標の設定について

## ◆自己評価指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

### 【業務③】最新の積算基準の適用状況 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	—	92%	94%	96%	98%	100%

※最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備し活用している割合

### 【業務④】適正な履行期間の設定 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	—	24%	43%	62%	81%	100%

※履行期間の設定基準を整備している割合

### 【業務⑤】設計変更ガイドラインの策定・活用 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	—	46%	59%	73%	86%	100%

※設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施している割合

### 【業務⑥】総合評価落札方式の導入状況 ※実施に努める事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
中部ブロック	—	21%	40%	60%	80%	100%

※本格導入及び一部導入している割合

◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

- ほぼ全ての発注者で最新の基準を適用している。  
(令和3年度のその他の1%は特殊な工事で見積りで予定価格を算出したものである)
- 令和3年度の実績値は目標値を上回っている。

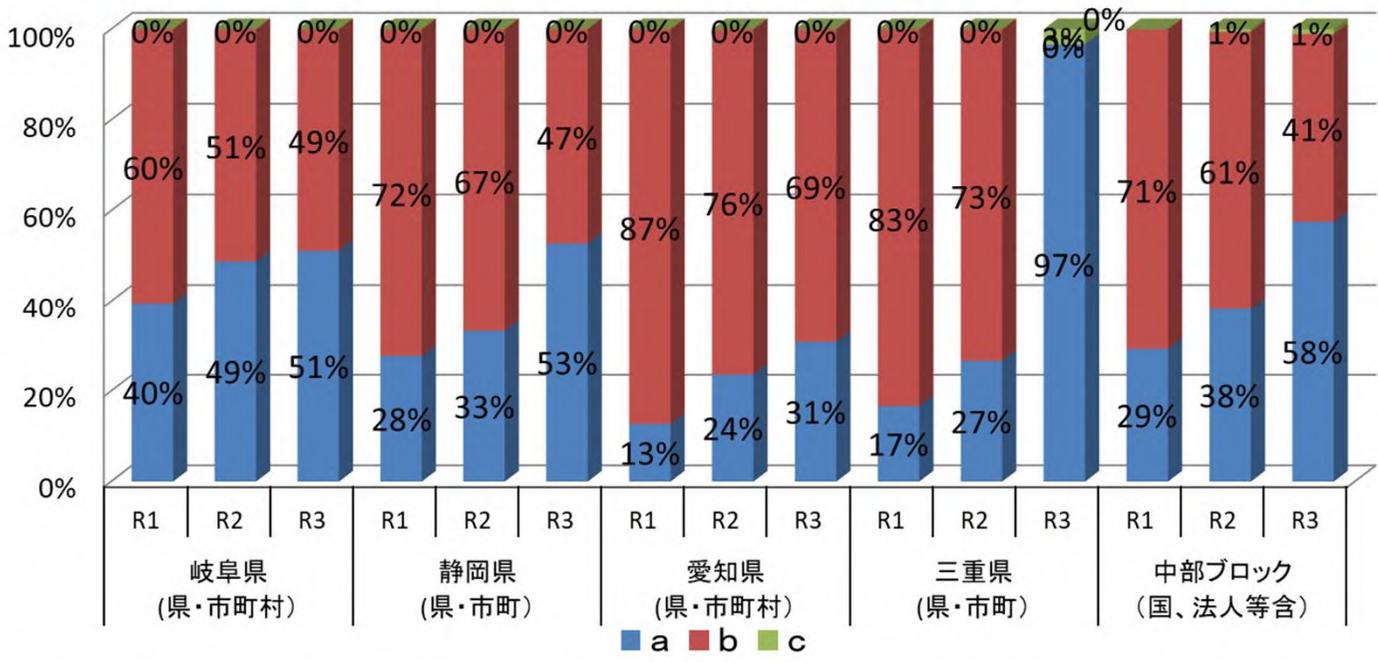
【工事①】最新の積算基準の適用状況 ※必ず実施すべき事項

※表は組織数の割合

中部ブロック

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)
目標値	29%	38%	54%	69%	85%	100%
実績値	29%	38%	57%			

適正な予定価格の設定(最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況)

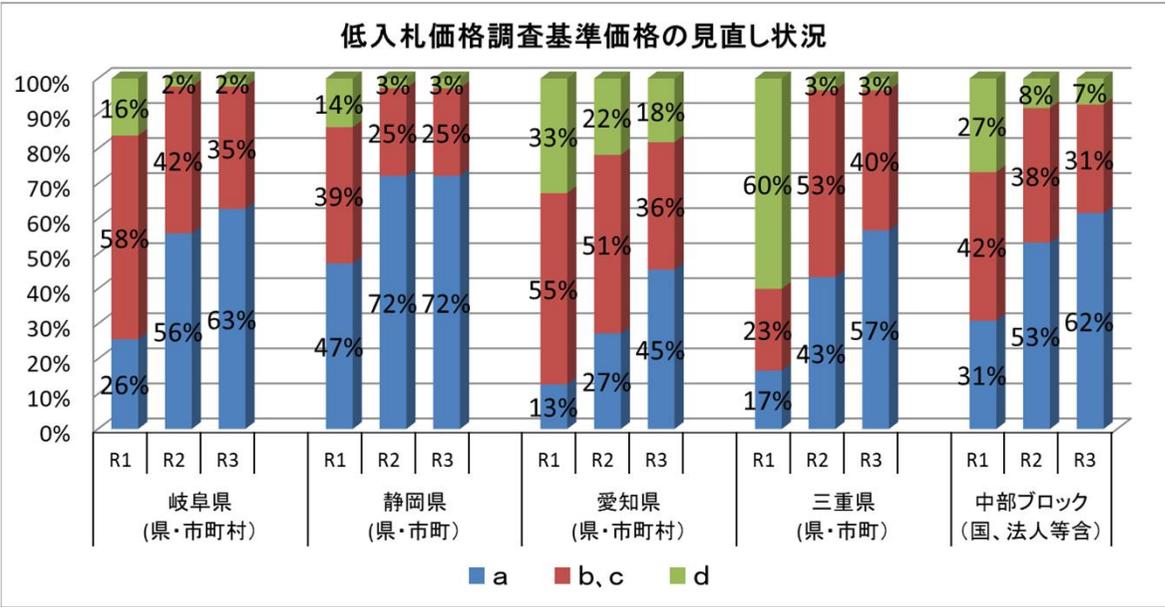


- c その他
- b 最新の積算基準を適用 (基準範囲外の要領は整備無し)
- a 最新の積算基準を適用、かつ、基準範囲外の要領を整備済み

※グラフは組織数の割合

# 【工事②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

- ◇ 低入札工事は、標準工事に比べ、工事成績評定点が低くなる傾向であり、品質確保とダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組
- 中部ブロックの令和3年度の実績として、前年度から**9%改善(53%→62%)**しており、**年々制度未導入の組織は確実に減少している状況**である。
- 令和3年度の各県(県市町村)の実績値は**目標値を概ね上回っているが、市町村の実施率が低い**。



■ d 制度未導入  
■ b, c 旧モデル等を適用 (準用、一部導入を含む)  
■ a 最新モデルを適用 (準用を含む)

※グラフは組織数の割合

※表は工事件数の割合

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (工事件数)
実績値			0.89			1.00	33,272件
中部地整			1.00			1.00	845件

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (工事件数)
岐阜県 目標値	0.73	0.64	0.73	0.82	0.91	1.00	
(県市町村) 実績値	0.73	0.64	0.75				6,969件
(県) 実績値			1.00				1,784件
(市町村) 実績値			0.67				5,185件
静岡県 目標値	0.84	0.94	0.95	0.97	0.98	1.00	
(県市町) 実績値	0.84	0.94	0.94				7,398件
(県政令市) 実績値			1.00				4,187件
(市町) 実績値			0.86				3,211件
愛知県 目標値	0.89	0.89	0.92	0.94	0.97	1.00	
(県市町村) 実績値	0.89	0.89	0.92				12,587件
(県政令市) 実績値			1.00				5,462件
(市町村) 実績値			0.88				6,993件
三重県 目標値	0.95	0.95	0.96	0.98	0.99	1.00	
(県市町) 実績値	0.95	0.95	0.96				4,560件
(県) 実績値			1.00				1,203件
(市町) 実績値			0.94				3,357件

実施率 (件数) =  $\frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の発注工事件数)}}$

- ・ 「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」データを活用
- ・ ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数
- ・ ※県域単位：各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

# 【工事③】 平準化率(稼働件数:工事)

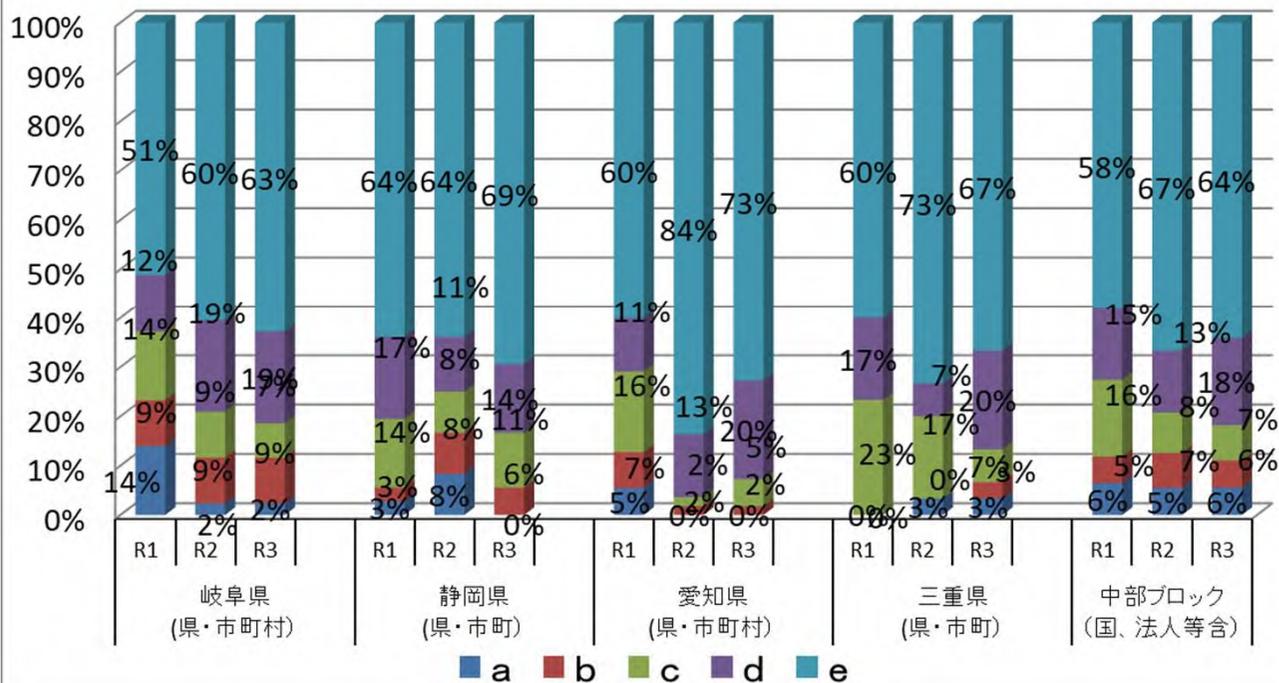
- ◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。
- ◇ 平準化率(稼働件数  $\alpha$ ) : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数  
稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

- 令和2年と令和3年の比較で、中部ブロックの実績として、0.8以上の組織数は横ばい。
- 令和3年度の実績値は目標値と同等か下回る。特に市町村の平準化率が低い。

※表は工事件数から算出

※グラフは組織数の割合

施工時期等の平準化(平準化率(稼働件数  $\alpha$ ))



中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値
目標値	0.67	0.65	0.69	0.73	0.76	0.80
実績値	0.67	0.65	0.68			
中部地整	0.78	0.85	0.94			

県域単位

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値
岐阜県 目標値	0.77	0.68	0.71	0.74	0.77	0.80
(県市町村) 実績値	0.77	0.68	0.74			
(県) 実績値			0.89			
(市町村) 実績値			0.59			
静岡県 目標値	0.60	0.64	0.68	0.72	0.76	0.80
(県市町) 実績値	0.60	0.64	0.66			
(県政令市) 実績値			0.69			
(市町) 実績値			0.63			
愛知県 目標値	0.66	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80
(県市町村) 実績値	0.66	0.60	0.61			
(県政令市) 実績値			0.69			
(市町村) 実績値			0.57			
三重県 目標値	0.61	0.63	0.67	0.71	0.76	0.80
(県市町) 実績値	0.61	0.63	0.61			
(県) 実績値			0.73			
(市町) 実績値			0.53			

- e 0.6未満
- d 0.6~0.7
- c 0.7~0.8
- b 0.8~0.9
- a 0.9以上

$$\text{地域平準化率(件数)} = (\text{4~6月期の工事平均稼働件数}) / (\text{年度の工事平均稼働件数})$$

- ・ 集計対象工事 : 「一般財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター」に登録されている工事 (契約金額500万円以上の工事、稼働件数は当該月に工期が含まれるもの)
- ・ 地域ブロック単位 : 地域ブロック管内の国 (国土交通省以外含む)、都道府県、政令市、市区町村発注の集計対象工事を足し合わせて算出
- ・ 県域単位 : 各都道府県管内の都道府県、政令市、市区町村発注の集計対象工事を足し合わせて算出
- ※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

## 中部地方における公共事業工事の平準化状況(中部ブロック発注者協議会)

平準化率(稼働件数)  $\alpha$  : 年度の4～6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数

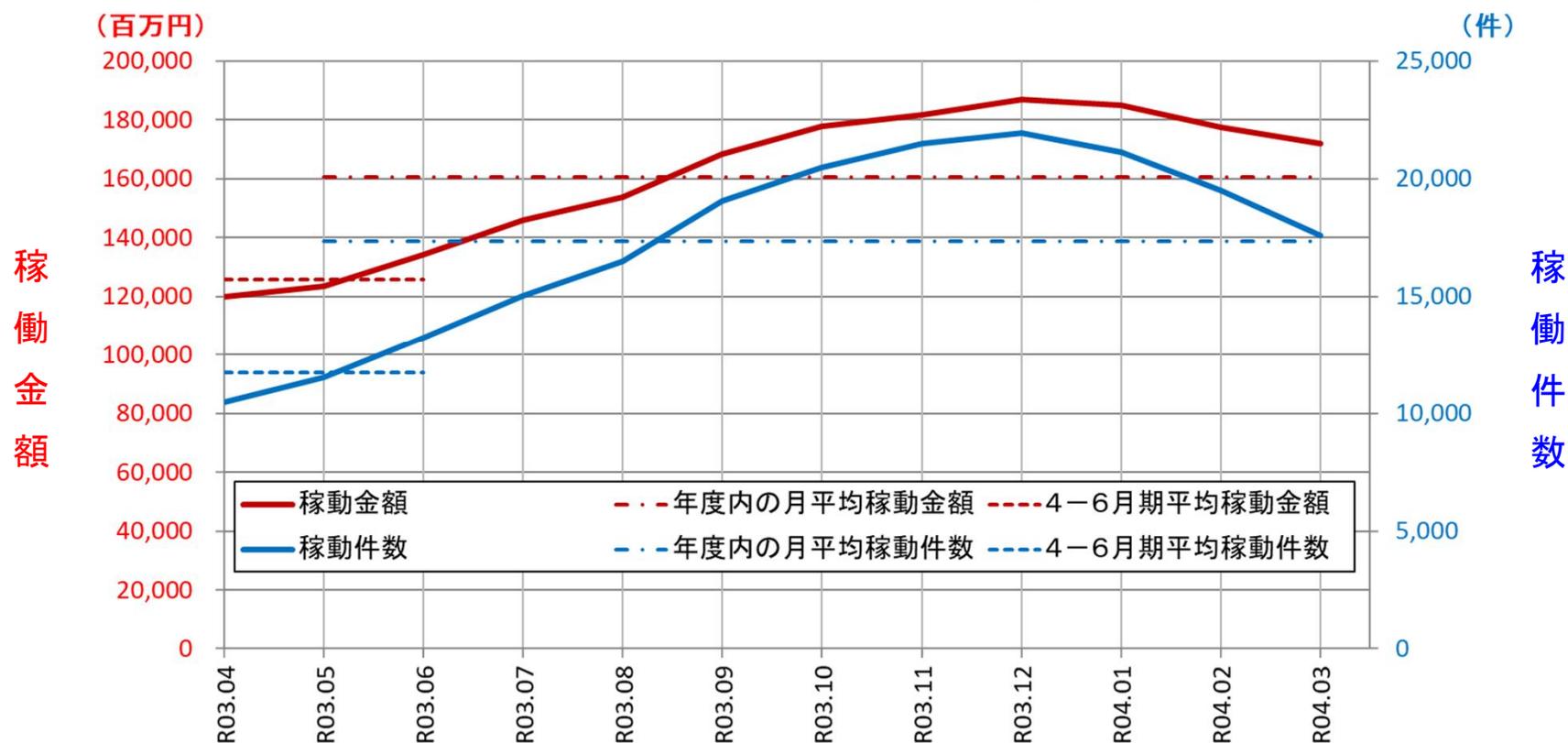
※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

平準化率(稼働金額)  $\beta$  : 年度の4～6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額

※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

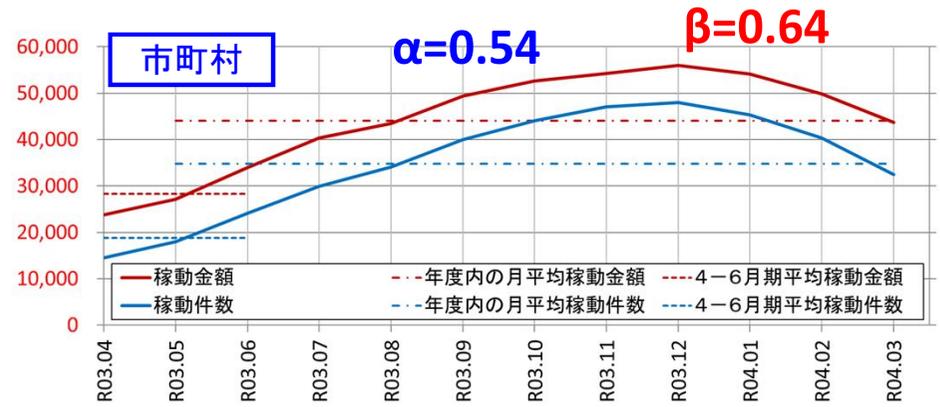
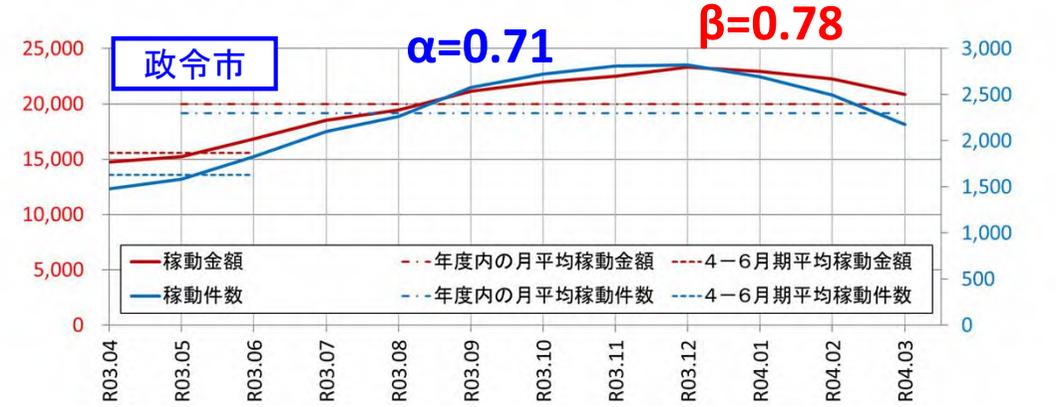
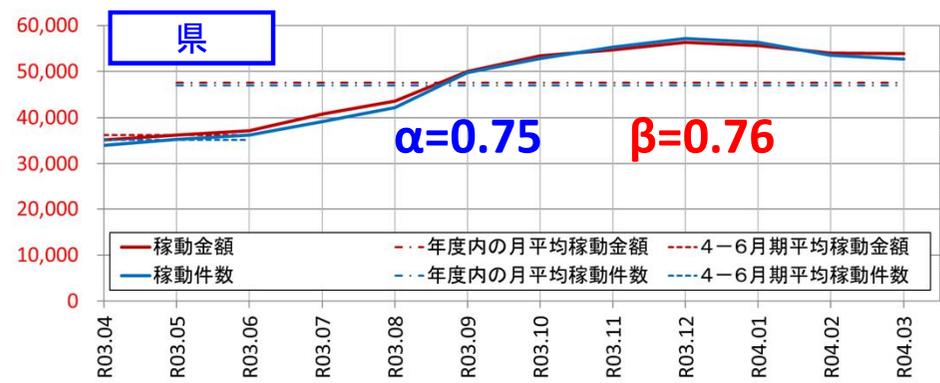
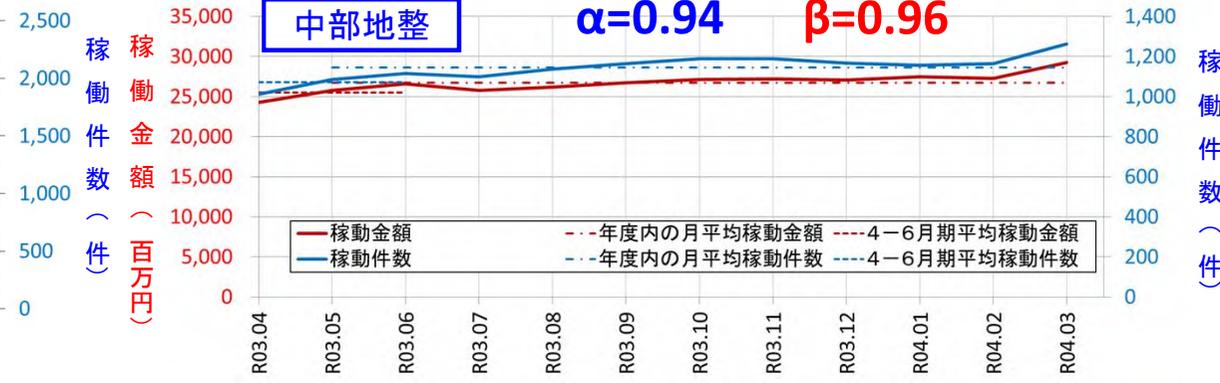
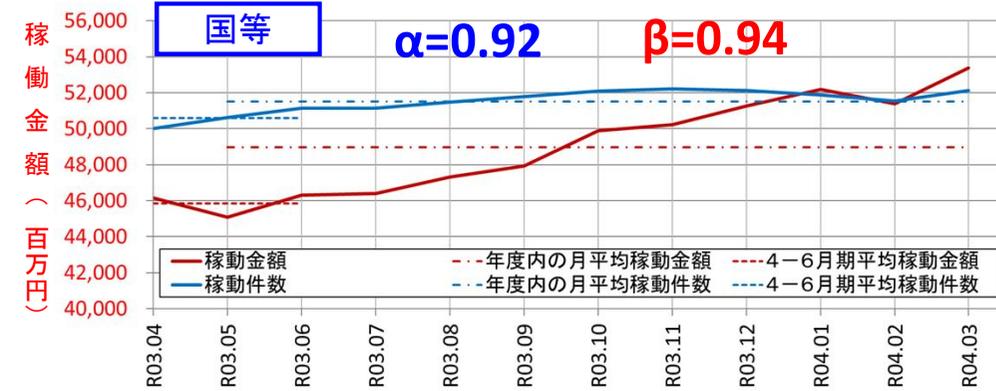
中部ブロック発注者協議会

$\alpha=0.68$      $\beta=0.78$



※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計

## (1) 中部地方における公共事業工事の平準化状況(組織別)



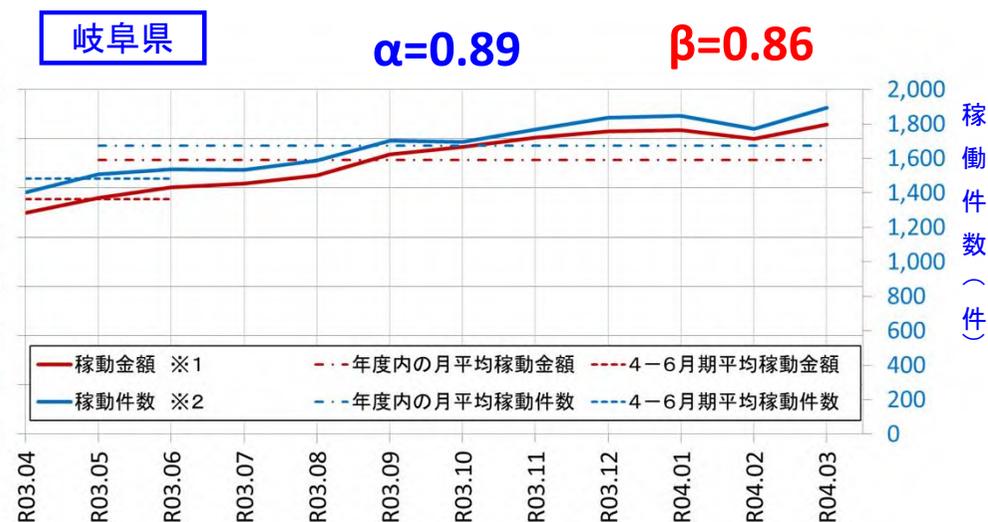
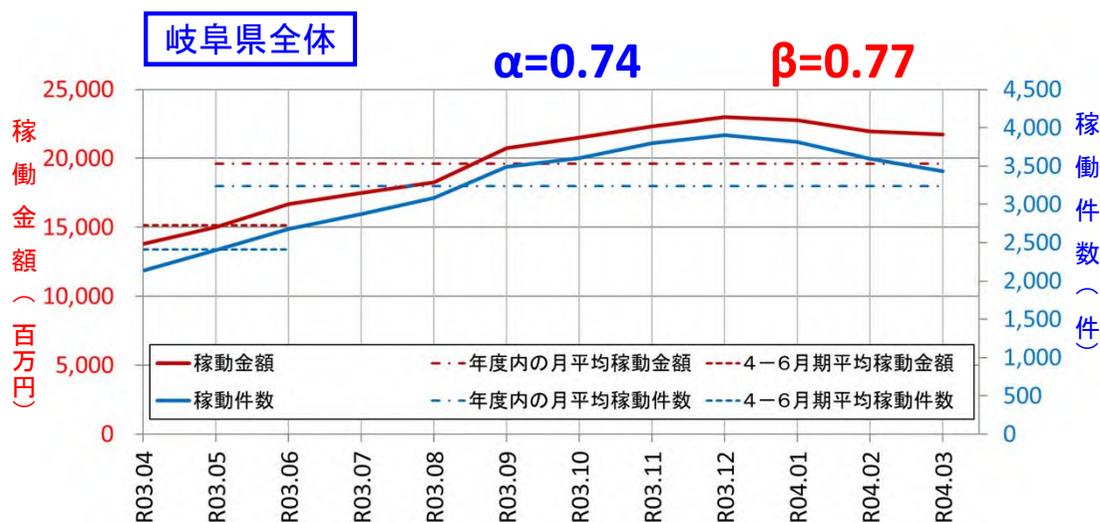
平準化率(稼働件数)  $\alpha$  : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数  
 ※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

平準化率(稼働金額)  $\beta$  : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額  
 ※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計

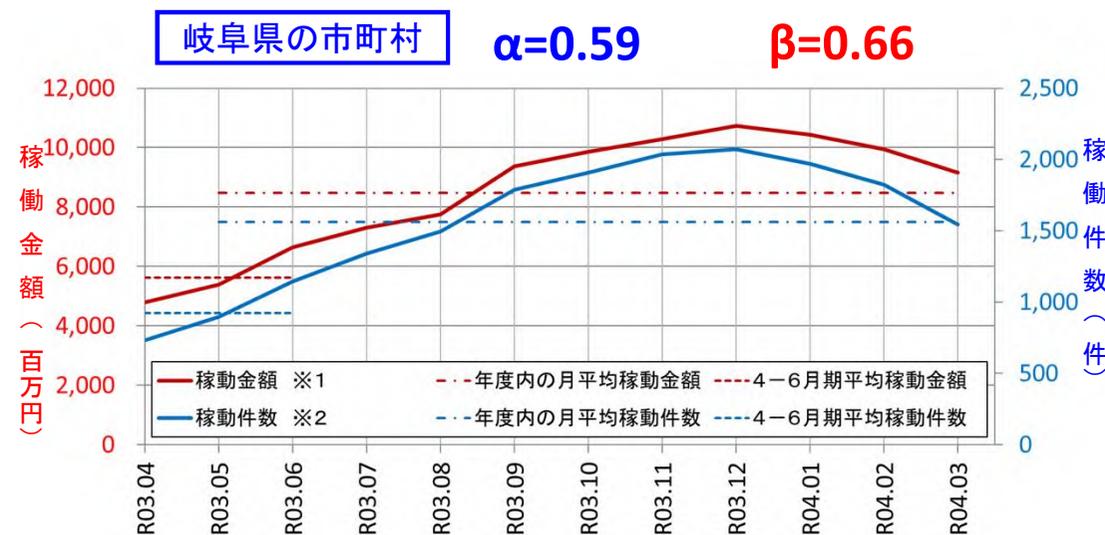
※『国』は、農水省・防衛省・独立行政法人など。『その他』は、NEXCO・JR・公益法人など。

## (1) 岐阜県における公共事業工事の平準化状況



※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計

※全体は、県・市町村



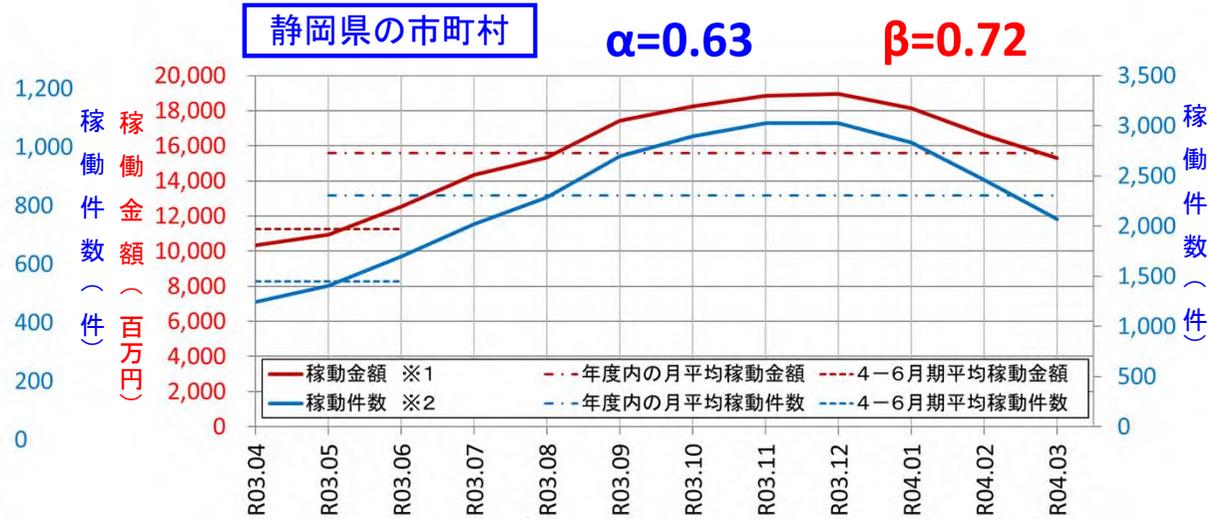
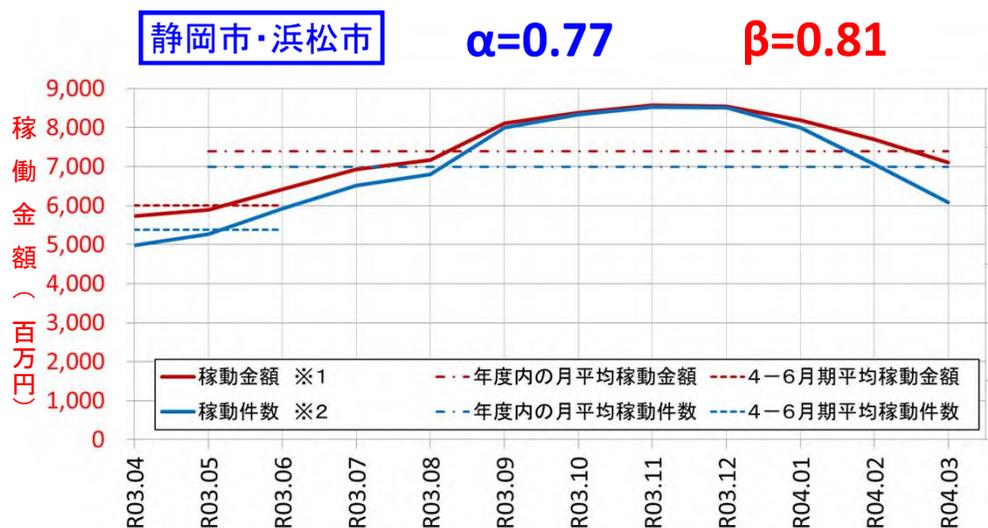
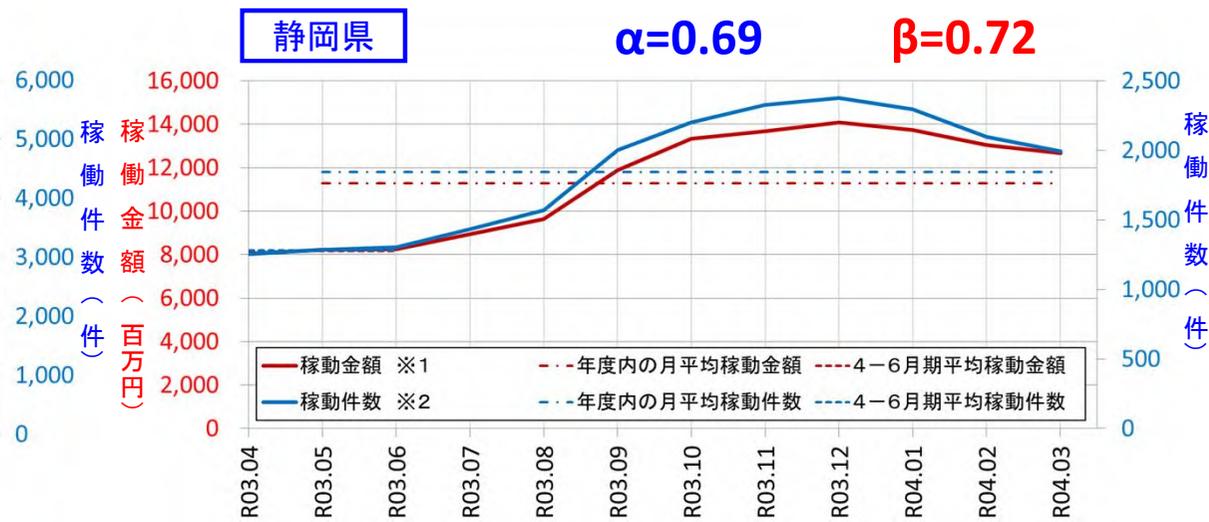
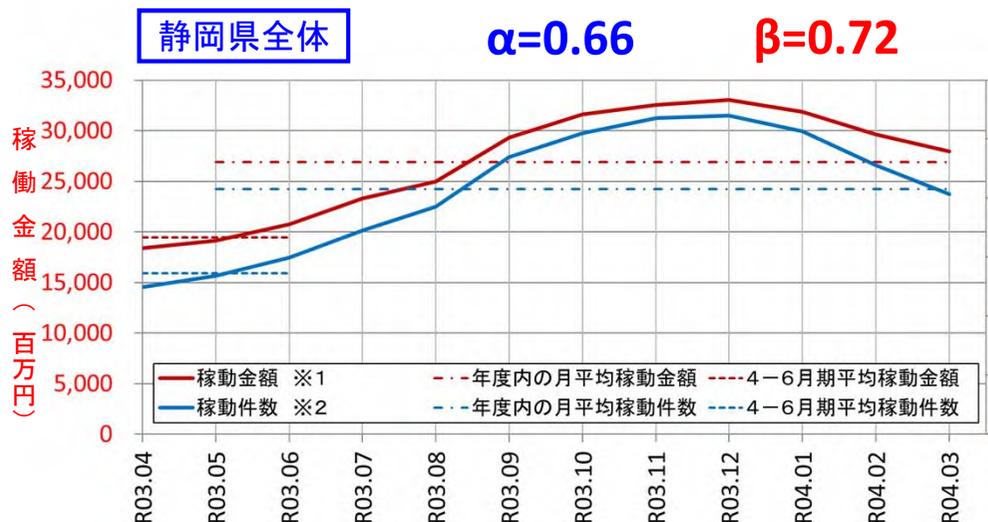
平準化率(稼働件数)  $\alpha$  : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数

※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

平準化率(稼働金額)  $\beta$  : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額

※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

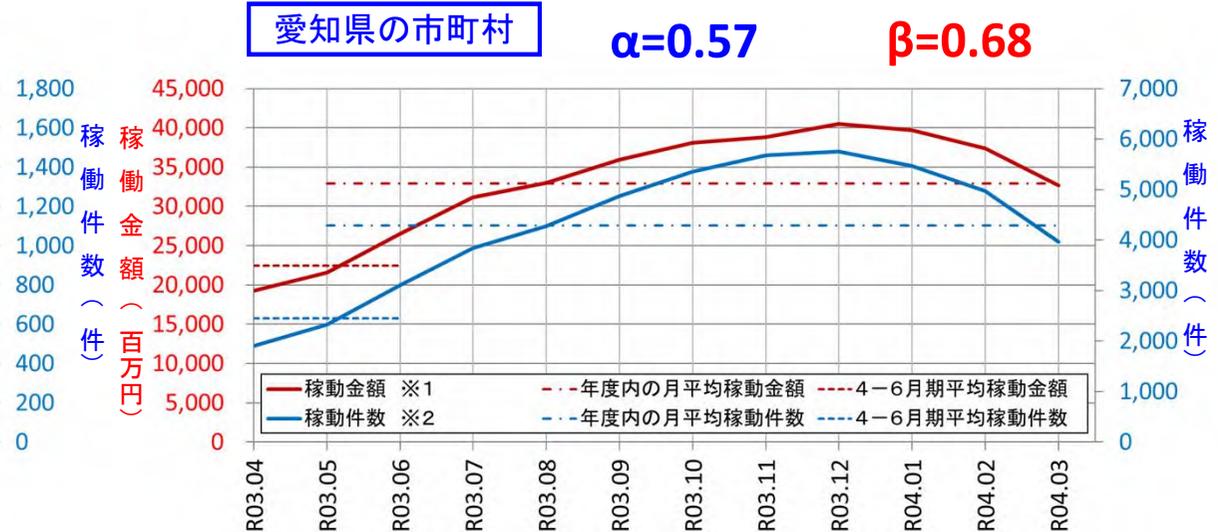
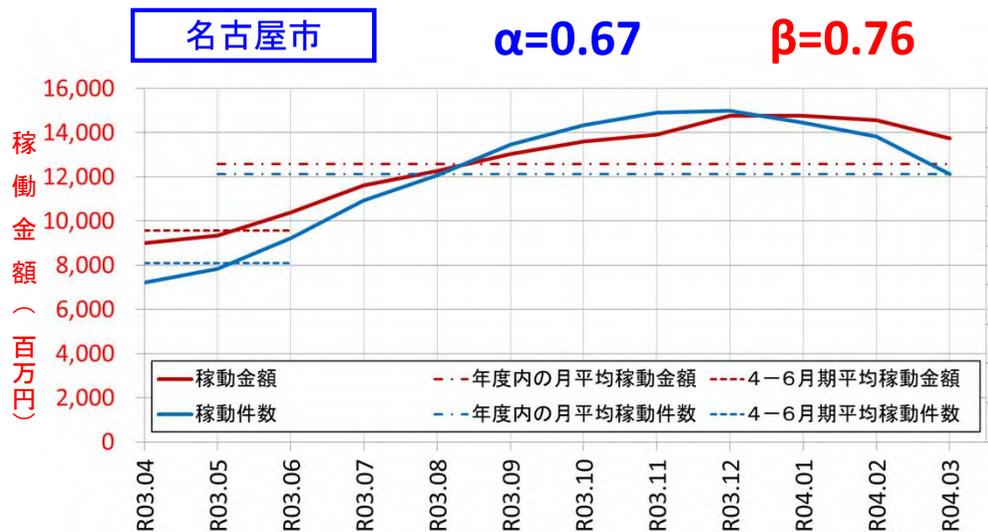
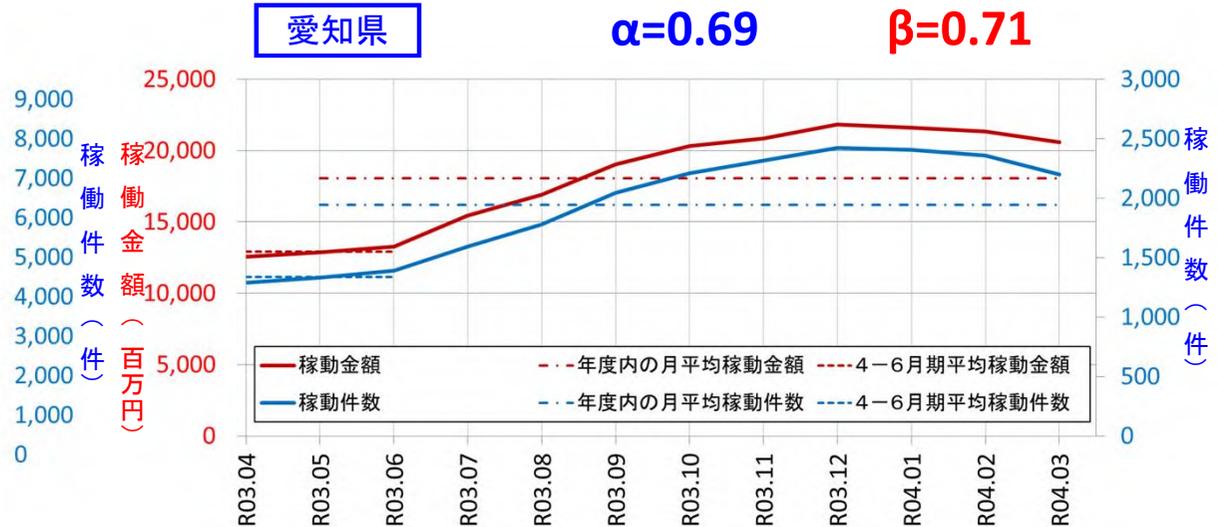
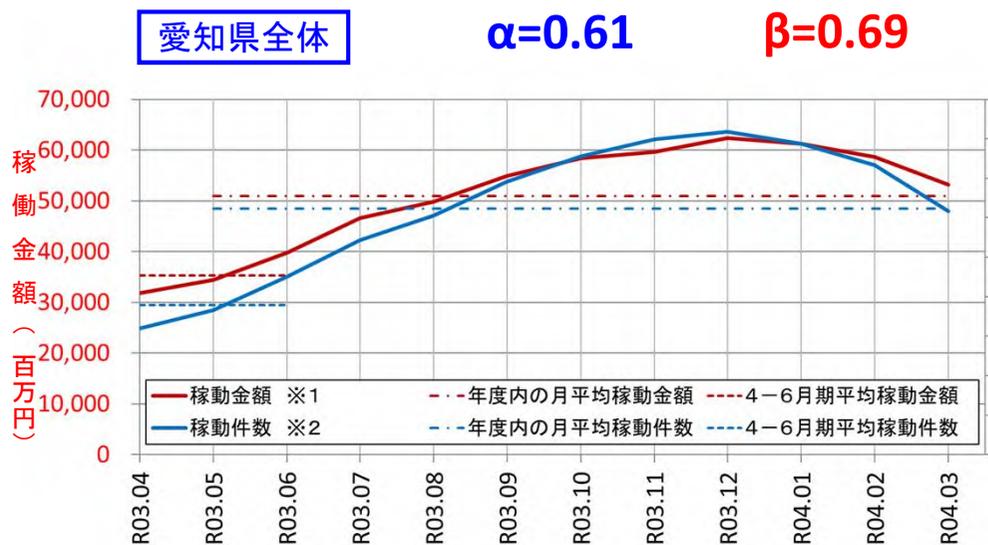
## (1) 静岡県における公共事業工事の平準化状況



※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計  
 ※全体は、県・政令市・市町村

平準化率(稼働件数)  $\alpha$  : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数  
 ※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数  
 平準化率(稼働金額)  $\beta$  : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額  
 ※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

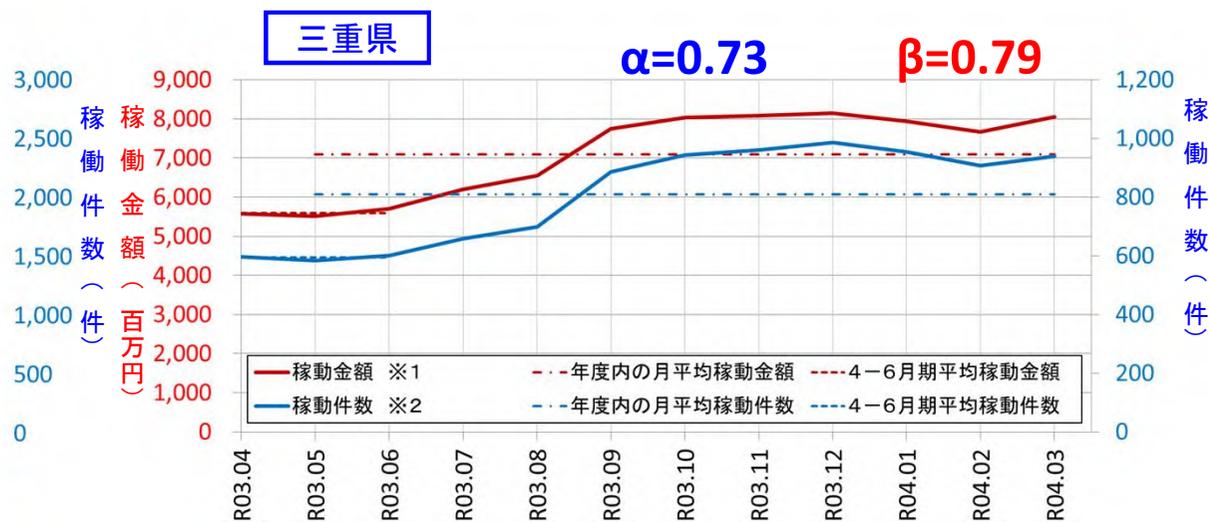
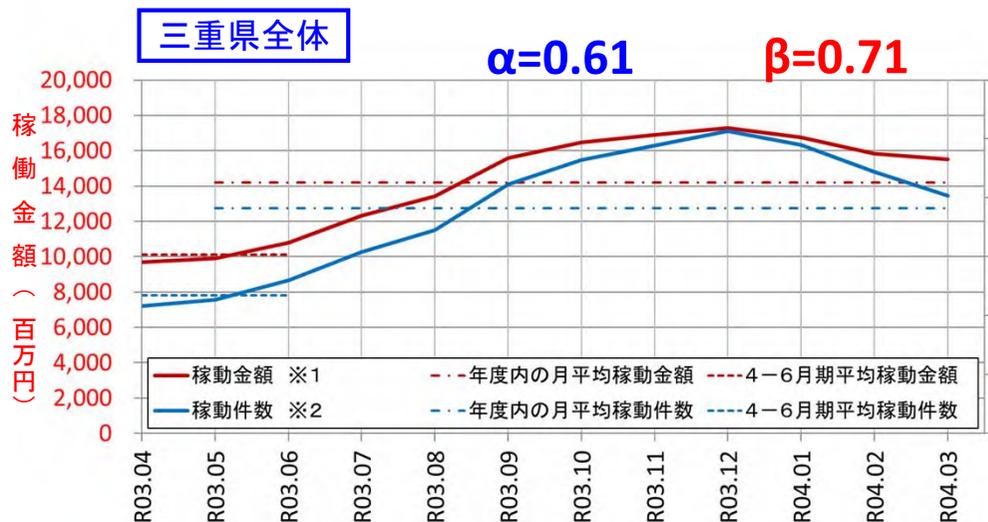
## (1) 愛知県における公共事業工事の平準化状況



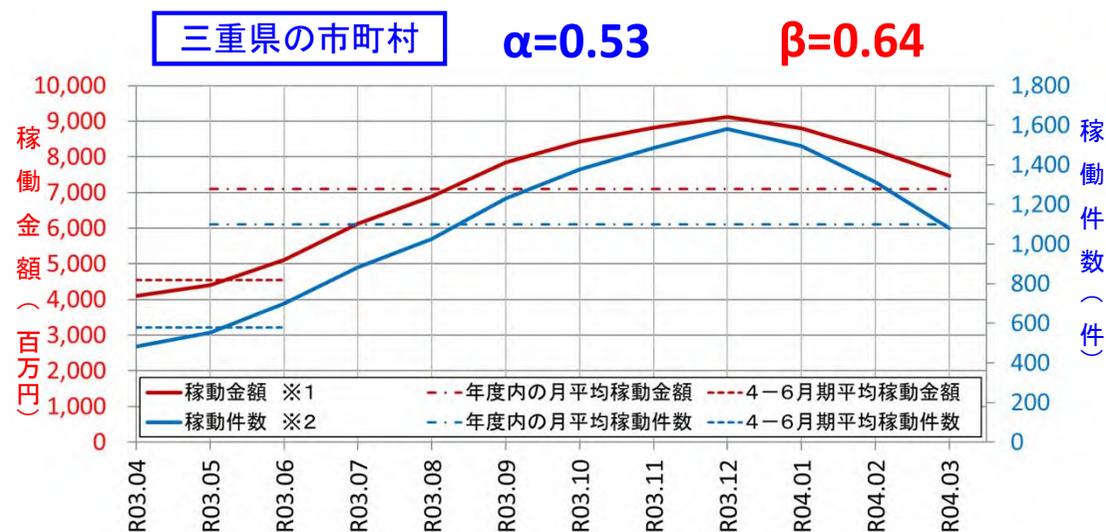
※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計  
 ※全体は、県・政令市・市町村

平準化率(稼働件数)  $\alpha$  : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数  
 ※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数  
 平準化率(稼働金額)  $\beta$  : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額  
 ※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

## (1)三重県における公共事業工事の平準化状況



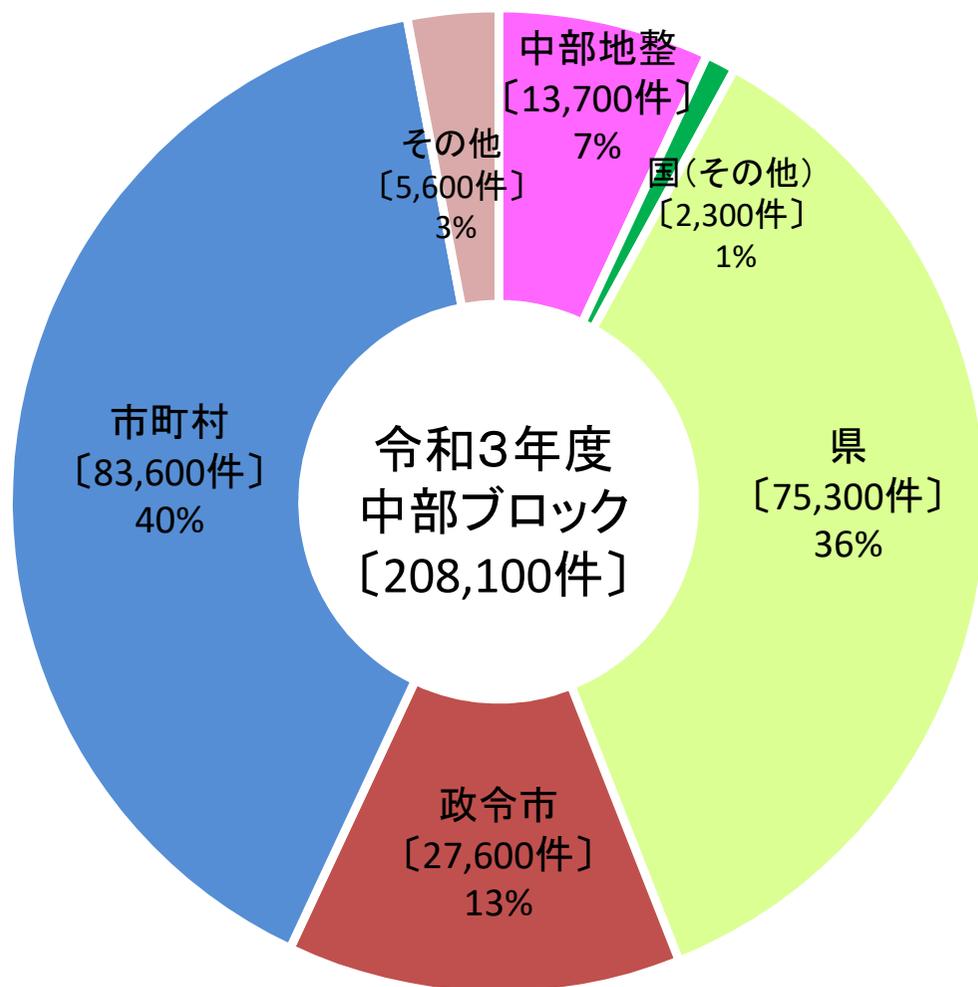
※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計  
 ※全体は、県・市町村



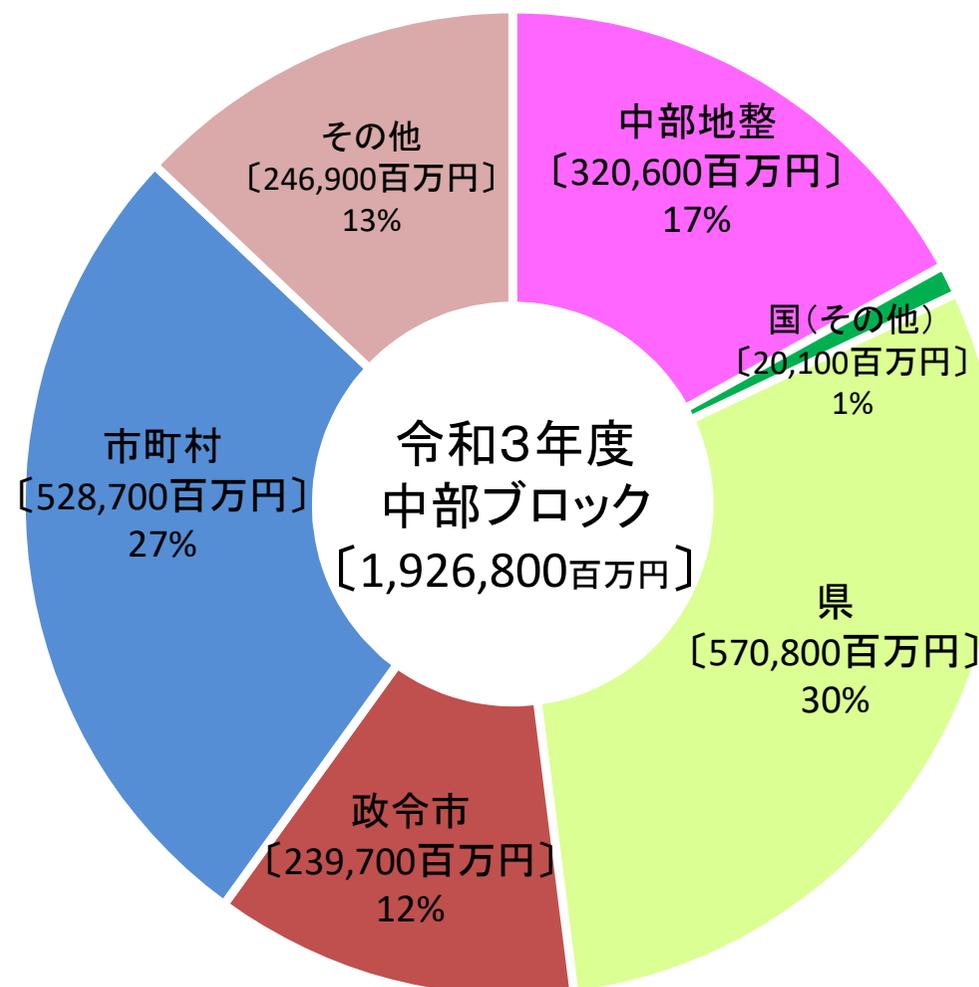
平準化率(稼働件数)  $\alpha$  : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数  
 ※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数  
 平準化率(稼働金額)  $\beta$  : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額  
 ※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

## (2) 中部ブロックにおける公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



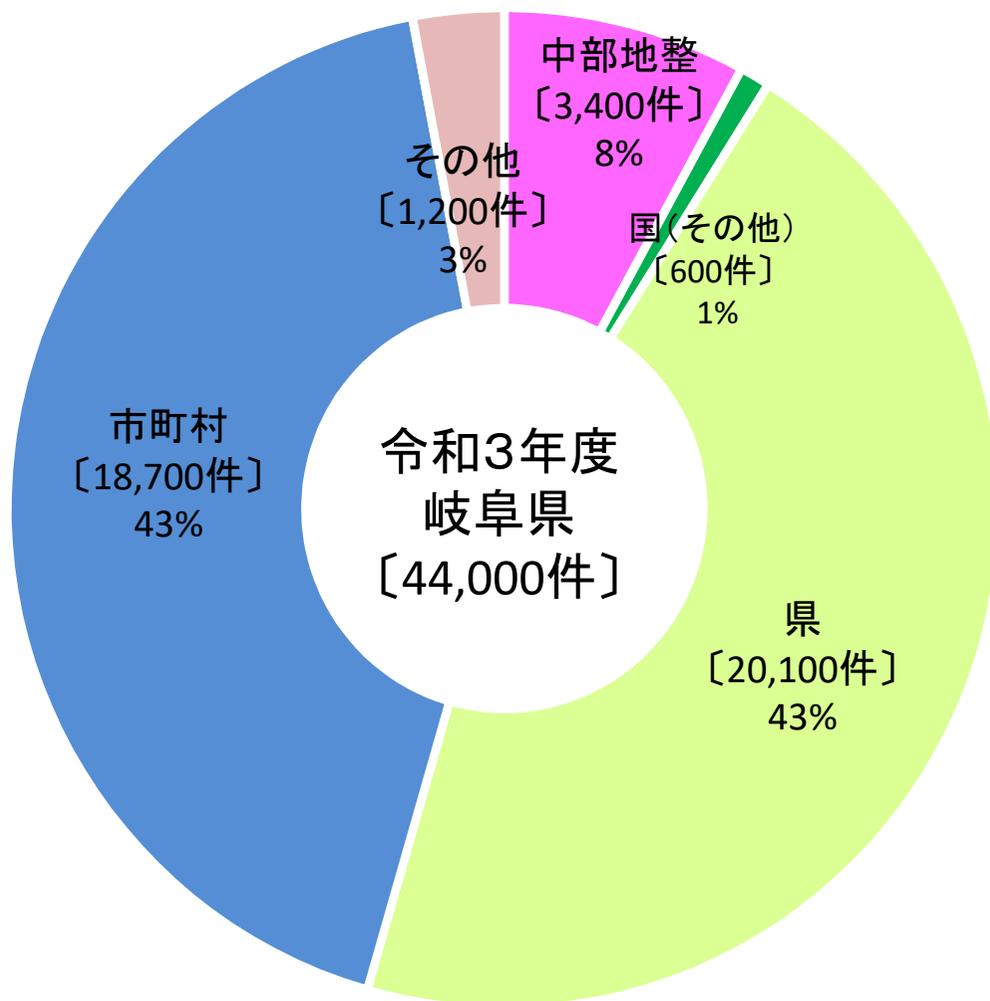
工事稼働金額における発注機関別の割合



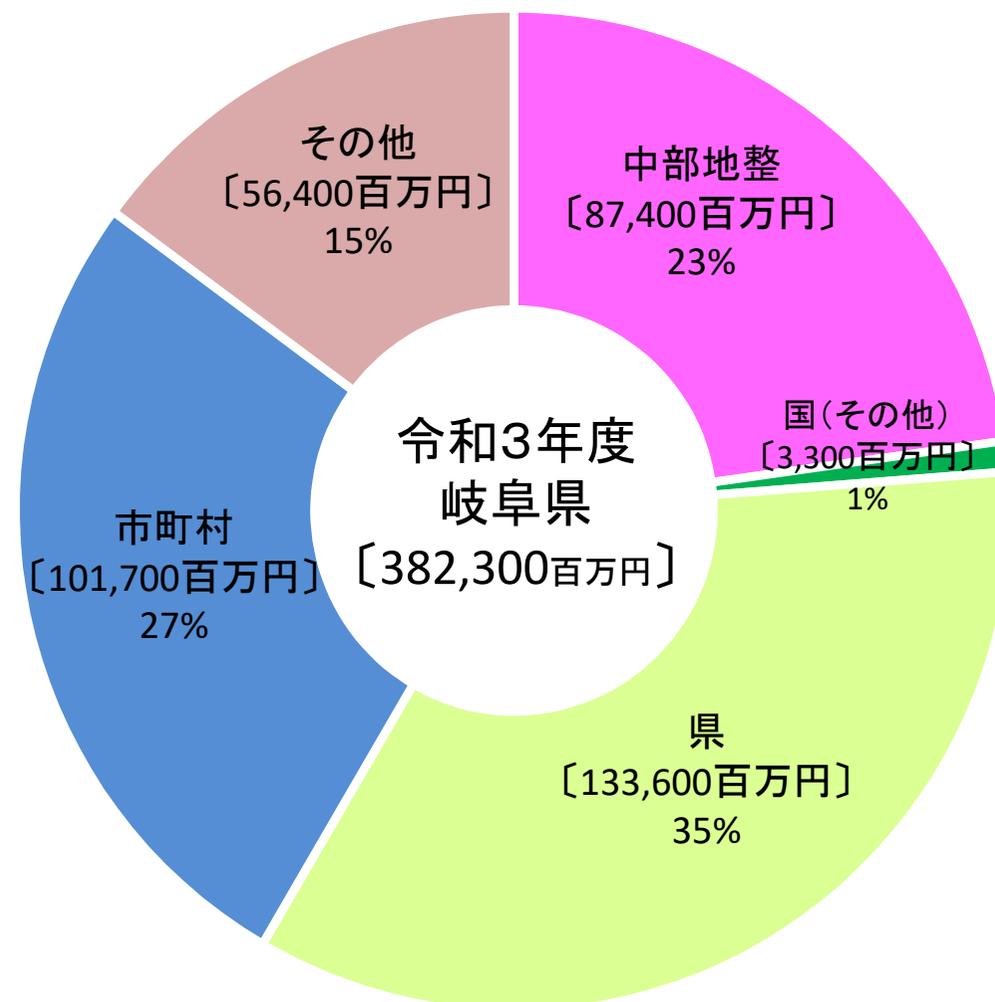
※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計  
 ※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関  
 ※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

## (2) 岐阜県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



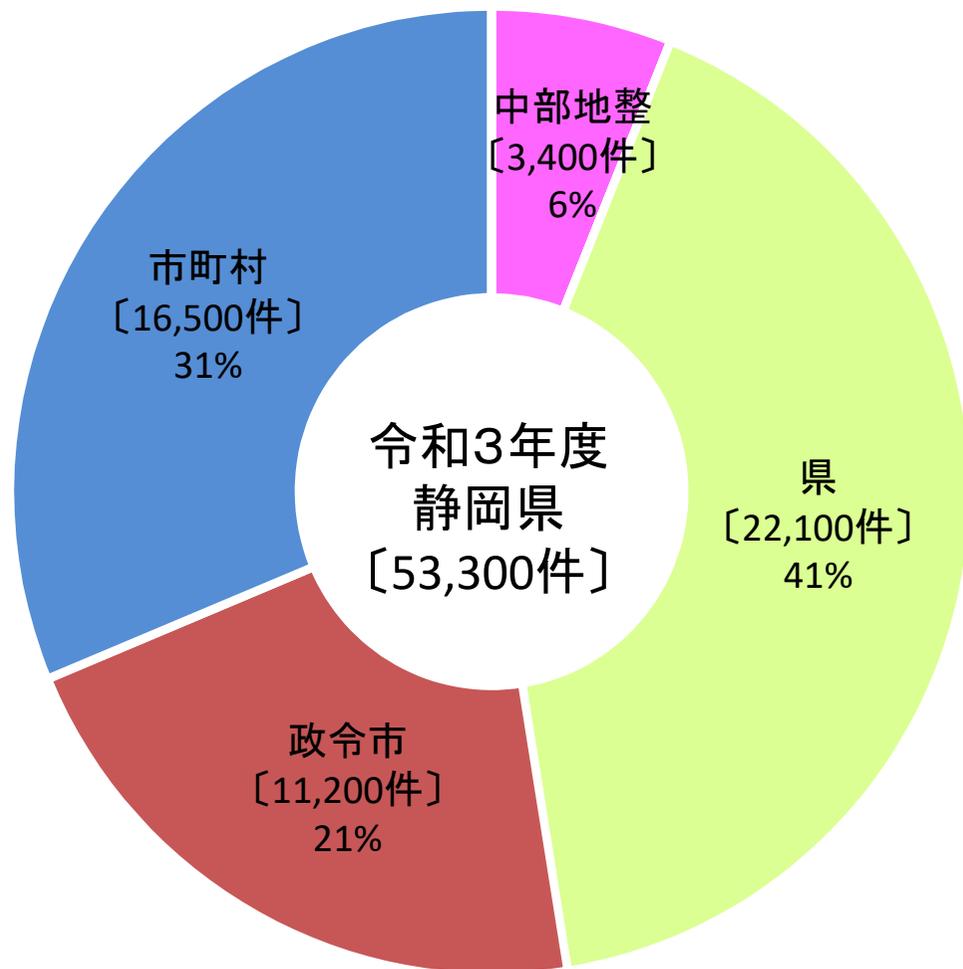
工事稼働金額における発注機関別の割合



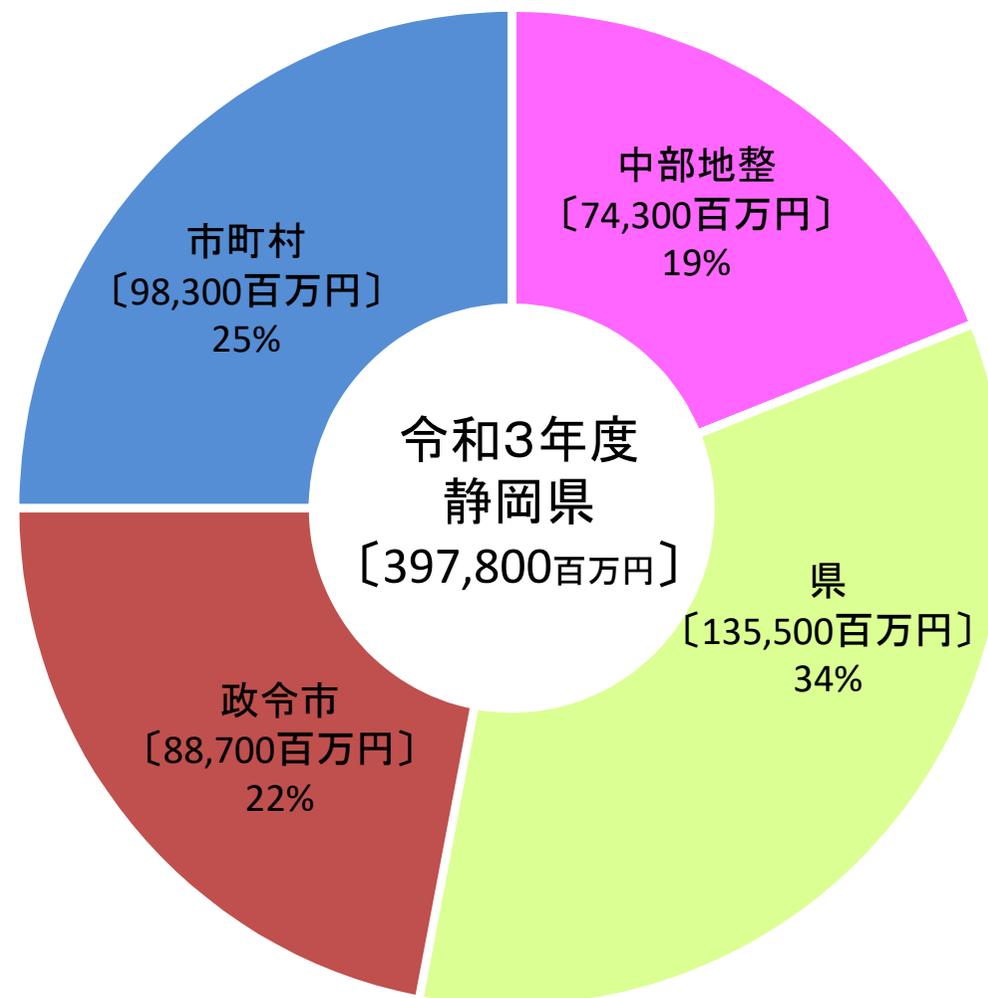
※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計  
 ※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関  
 ※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

## (2) 静岡県における公共事業工事のシェア

### 工事稼働件数における発注機関別の割合



### 工事稼働金額における発注機関別の割合



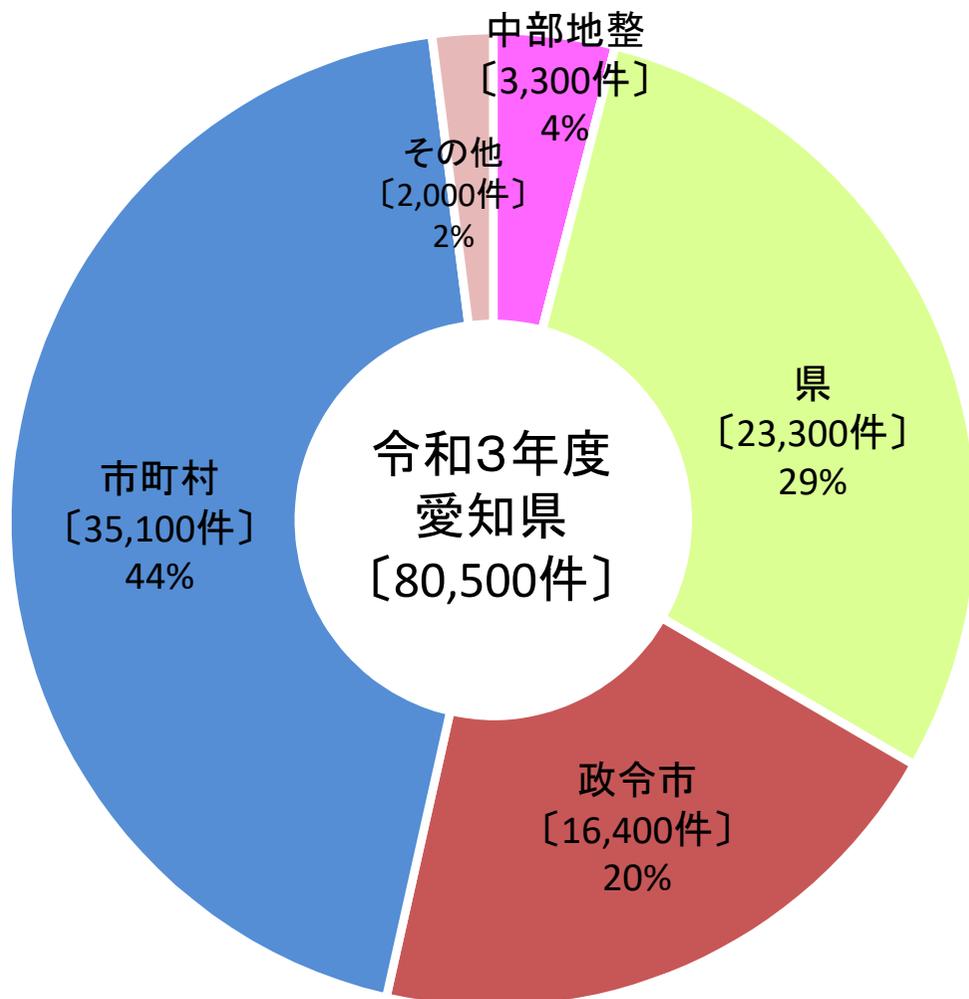
※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計

※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関

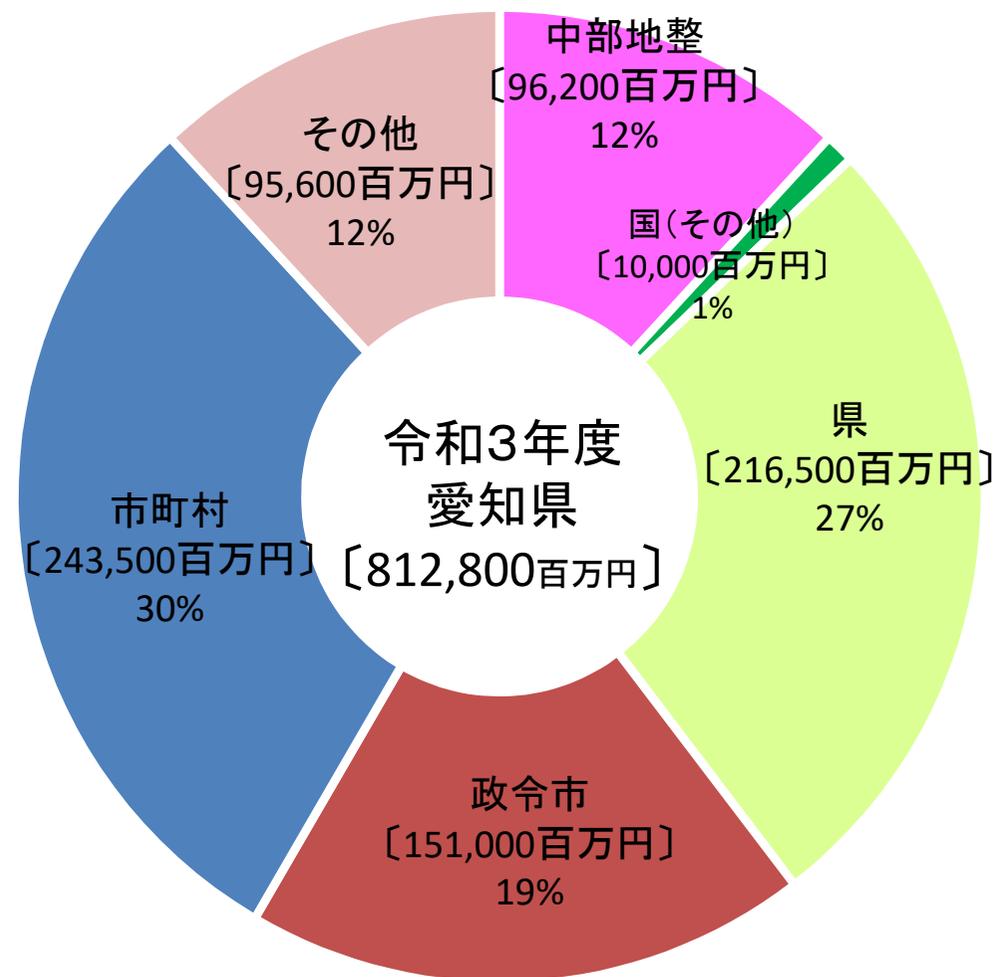
※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

## (2)愛知県における公共事業工事のシェア

工事稼働件数における発注機関別の割合



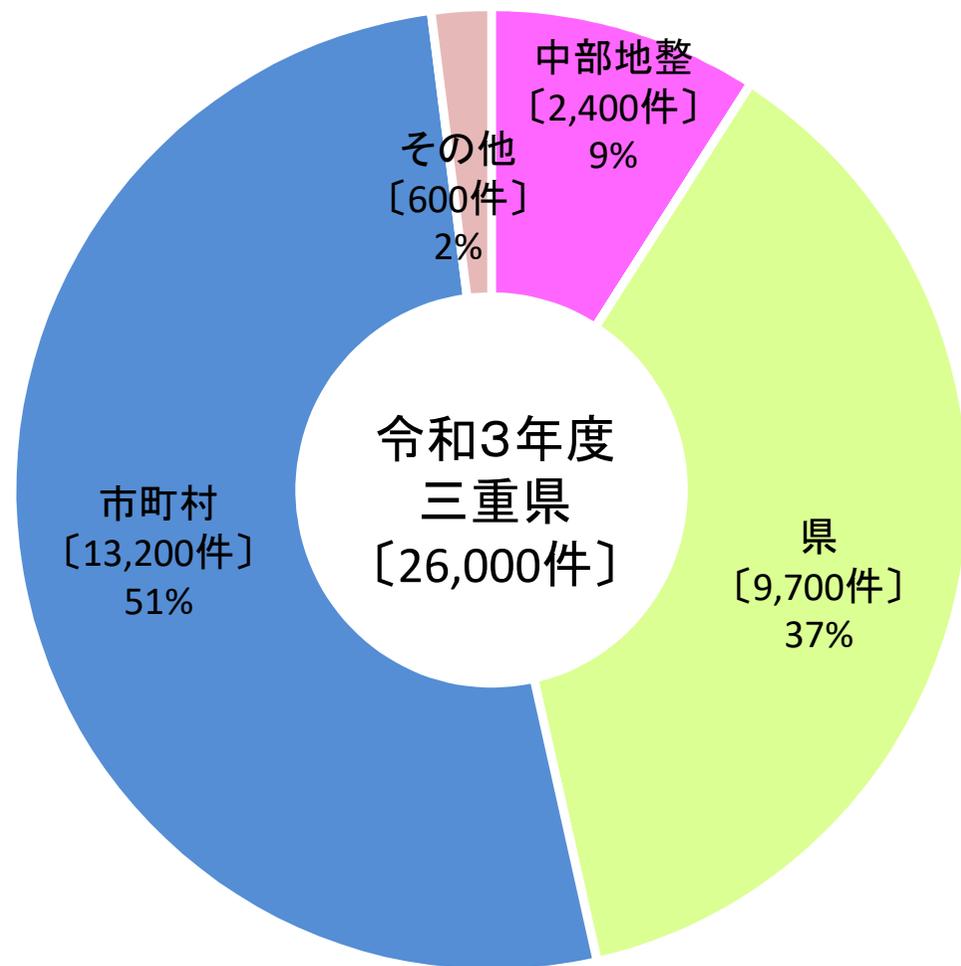
工事稼働金額における発注機関別の割合



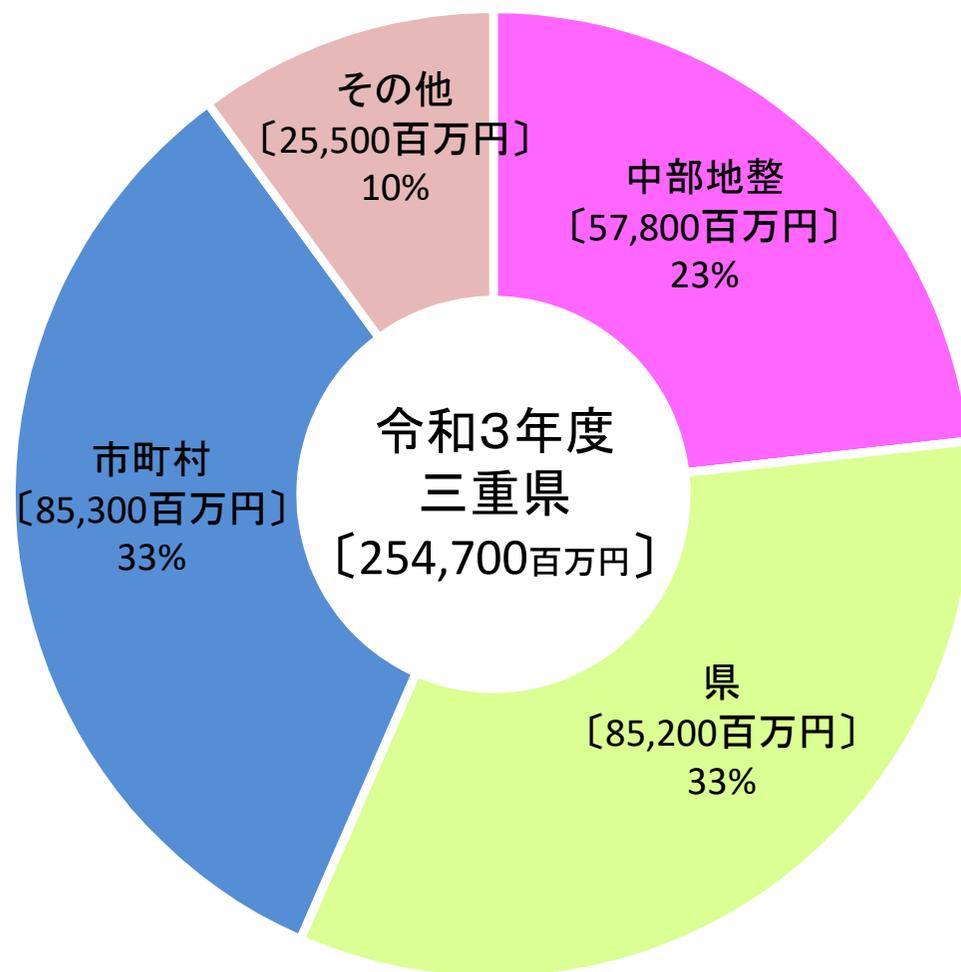
※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計  
 ※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関  
 ※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

## (2)三重県における公共事業工事のシェア

### 工事稼働件数における発注機関別の割合



### 工事稼働金額における発注機関別の割合



※CORINS登録データ(500万円以上の工事)より該当工事を抽出し集計  
※『国(その他)』は、中部地整以外の農水省・防衛省など国の機関  
※『その他』は、NEXCO・JR・公益法人・独立行政法人などの機関

◇ 工期の適正な設定に向けた取組

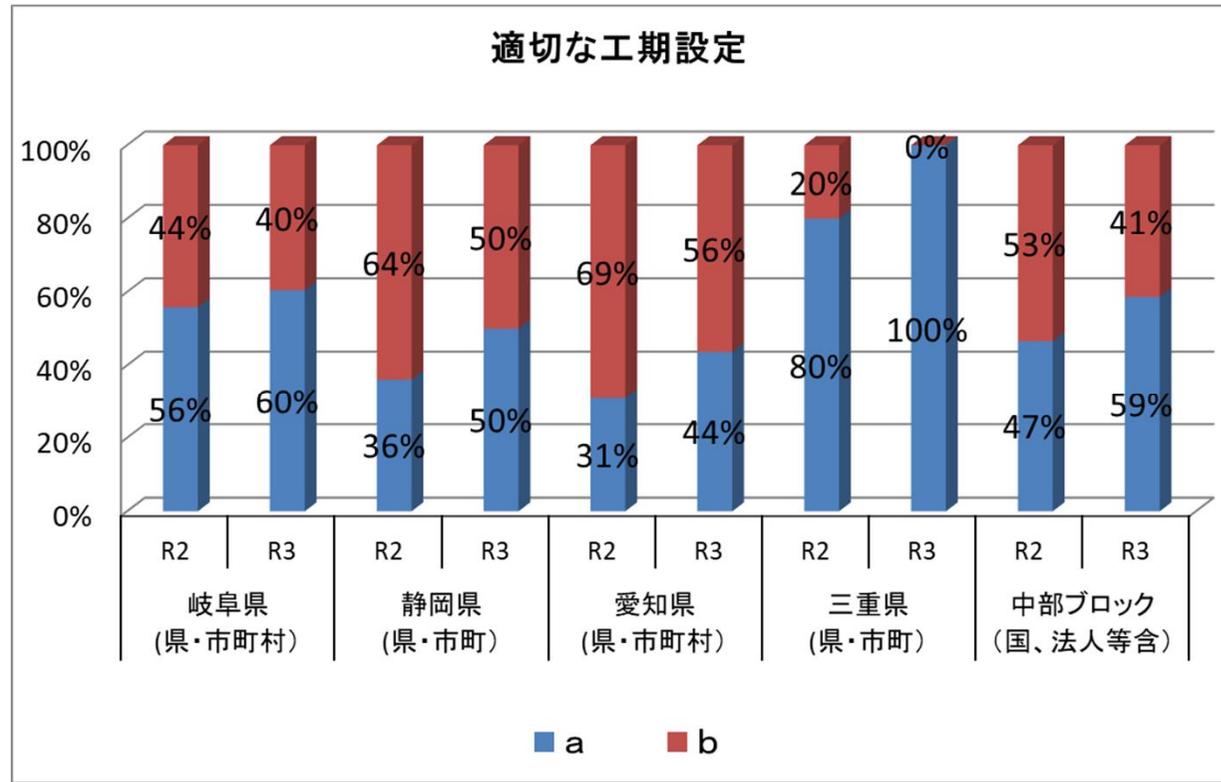
- 中部ブロックの令和3年度の実績として、前年度から**12%改善(47%→59%)**しており、工期の設定基準を整備している組織が増加している状況である。
- 令和3年度の実績値は**目標値と同等**。

【工事④】 適正な工期の設定 ※必ず実施すべき事項  
中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値
目標値	-	47%	60%	73%	87%	100%
実績値	-	47%	59%			

※工期の設定基準を整備している割合

※表は組織数の割合



■ b 未整備  
■ a 整備

※グラフは組織数の割合

# 【工事⑤】 週休2日工事の実施状況

◇ 建設業における担い手の確保のため、週休2日工事の推進を図る取組

- 中部ブロックの令和3年度の実績として、4週8休以上の実施は前年度から**1%改善(42%→43%)**。
  - 令和3年度の中中部ブロックの実績値は目標値を上回る。岐阜県、三重県においては、1.0を達成している。
- しかし、**市町村では取組が進まない**。

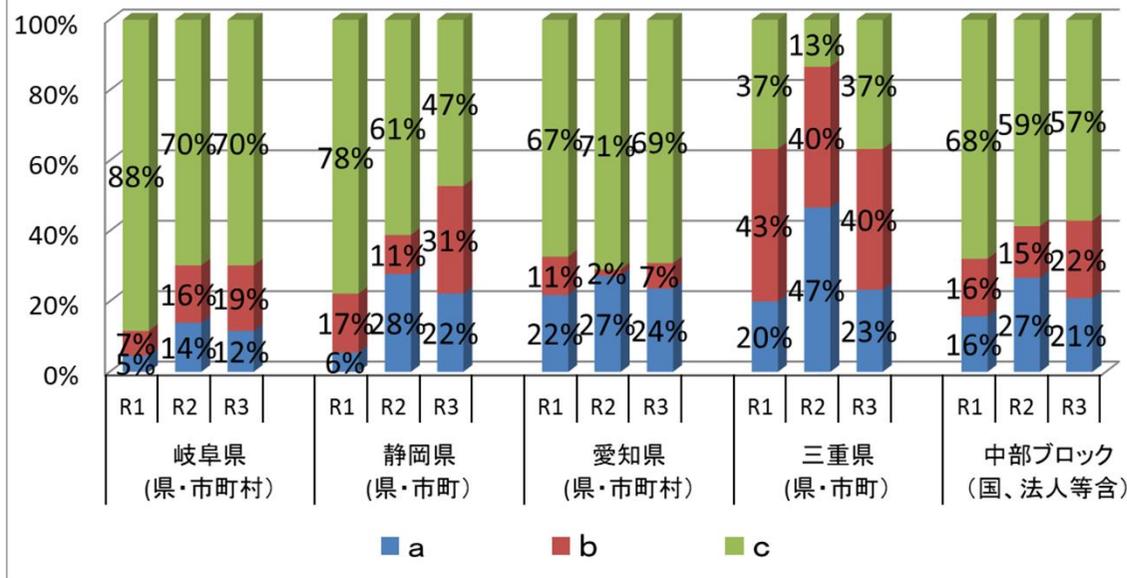
※表は工事件数の割合

中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (工事件数)
目標値	0.43	0.66	0.67	0.68	0.69	0.70	
実績値	0.43	0.66	0.84	<b>0.87</b>	<b>0.94</b>	<b>1.00</b>	11,371件
(市町村含む)実績値			0.35				29,170件
中部地整		1.00	1.00				815件

※グラフは組織数の割合

週休2日工事の実施状況



県域単位

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (工事件数)
岐阜県 目標値	0.67	0.82	0.70	0.70	0.70	0.70	
(県) 実績値	0.67	0.82	1.00	<b>1.00</b>	<b>1.00</b>	<b>1.00</b>	1,034件
(県市町村) 実績値			0.21				5,842件
(市町村) 実績値			0.04				4,808件
静岡県 目標値	0.03	0.61	0.63	0.65	0.68	0.70	
(県政令市) 実績値	0.03	0.61	0.85	<b>0.90</b>	<b>0.95</b>	<b>1.00</b>	2,897件
(県市町) 実績値			0.41				6,244件
(市町) 実績値			0.02				3,347件
愛知県 目標値	0.65	0.65	0.66	0.68	0.69	0.70	
(県政令市) 実績値	0.65	0.65	0.78	<b>0.83</b>	<b>0.92</b>	<b>1.00</b>	5,030件
(県市町村) 実績値			0.15				11,617件
(市町村) 実績値			0.03				6,587件
三重県 目標値	0.22	0.52	0.57	0.61	0.66	0.70	
(県) 実績値	0.22	0.52	1.00	<b>1.00</b>	<b>1.00</b>	<b>1.00</b>	746件
(県市町) 実績値			0.20				3,803件
(市町) 実績値			0.01				3,057件

- c 未実施
- b 4週8休工事の実施
- a 完全週休2日工事の実施

$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$$

- ・ 週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
- ・ 対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。
- ・ 地域ブロック単位：地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出
- ・ 県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組

- 中部ブロックの令和3年度の実績として、適切に設計変更している割合は横ばい。適切な設計変更のガイドラインや指針を整備して設計変更を実施している割合は3%改善(78%→81%)。
- 令和3年度の中中部ブロックの実績値は目標値を下回る。

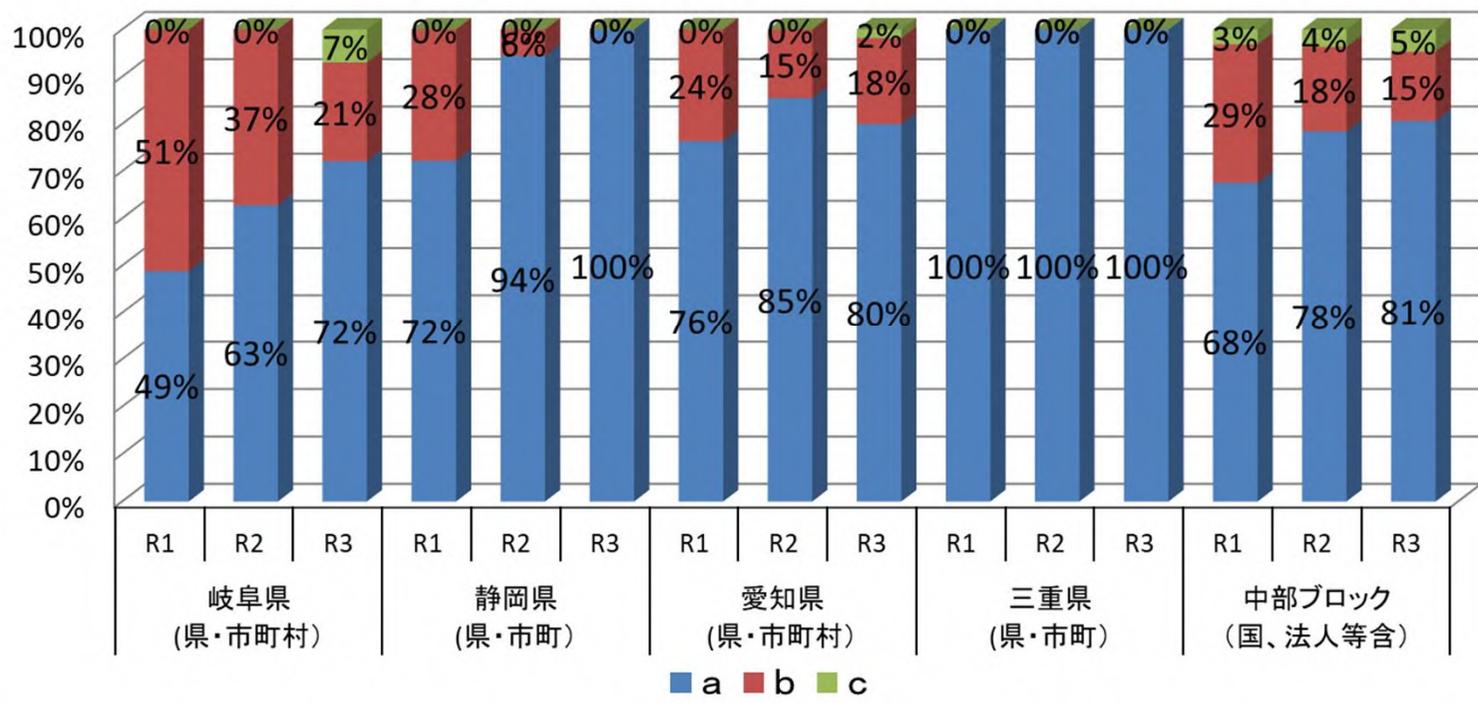
【工事⑥】 設計変更ガイドラインの策定・活用 ※必ず実施すべき事項

中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値
目標値	68%	78%	84%	89%	95%	100%
実績値	68%	78%	81%			

※表は組織数の割合

適切な設計変更(設計変更ガイドラインの策定・活用状況)



- c 設計変更を実施していない。
- b 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- a 設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施

※グラフは組織数の割合

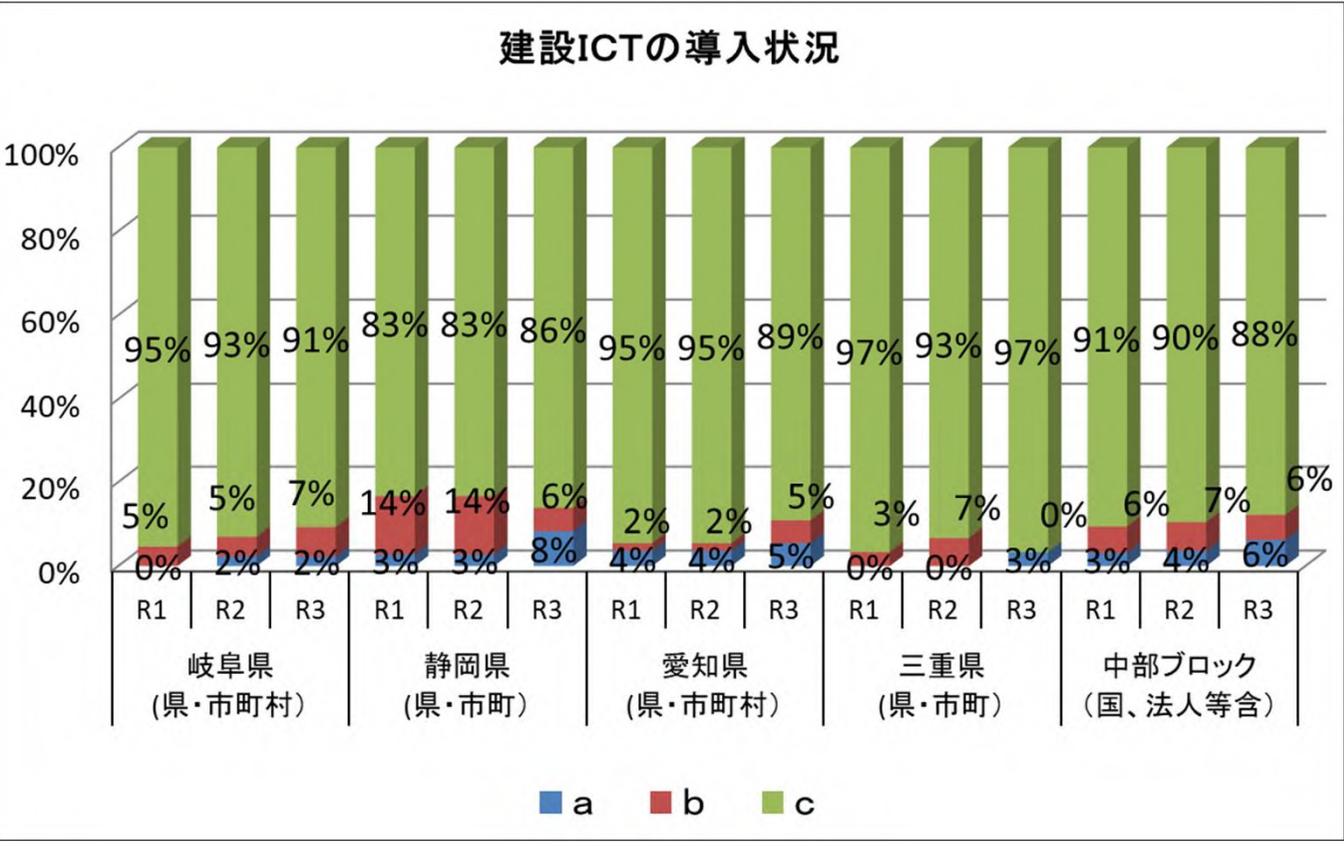
◇ 建設ICT(情報化施工)を推進し、施工効率及び品質の向上を図るとともに、省力化と安全性の向上を図る取組

- 少しずつであるが増加しており、**12%が一部導入含め導入している状況**である。
- 令和3年度の中中部ブロックの実績値は**目標値を下回る**。

【工事⑦】 建設ICTの導入状況 ※実施に努める事項  
中部ブロック

※表は組織数の割合

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3 (実績値)	R 4	R 5	R 6 (目標値)
目標値	9%	10%	33%	55%	78%	100%
実績値	9%	10%	12%			



■ c 未導入  
■ b 一部導入  
■ a 導入

※グラフは組織数の割合

◇ 受発注者間の工事情報を共有状況(ASP)することにより、現場における生産性の向上と工事目的物の品質確保を図る取組

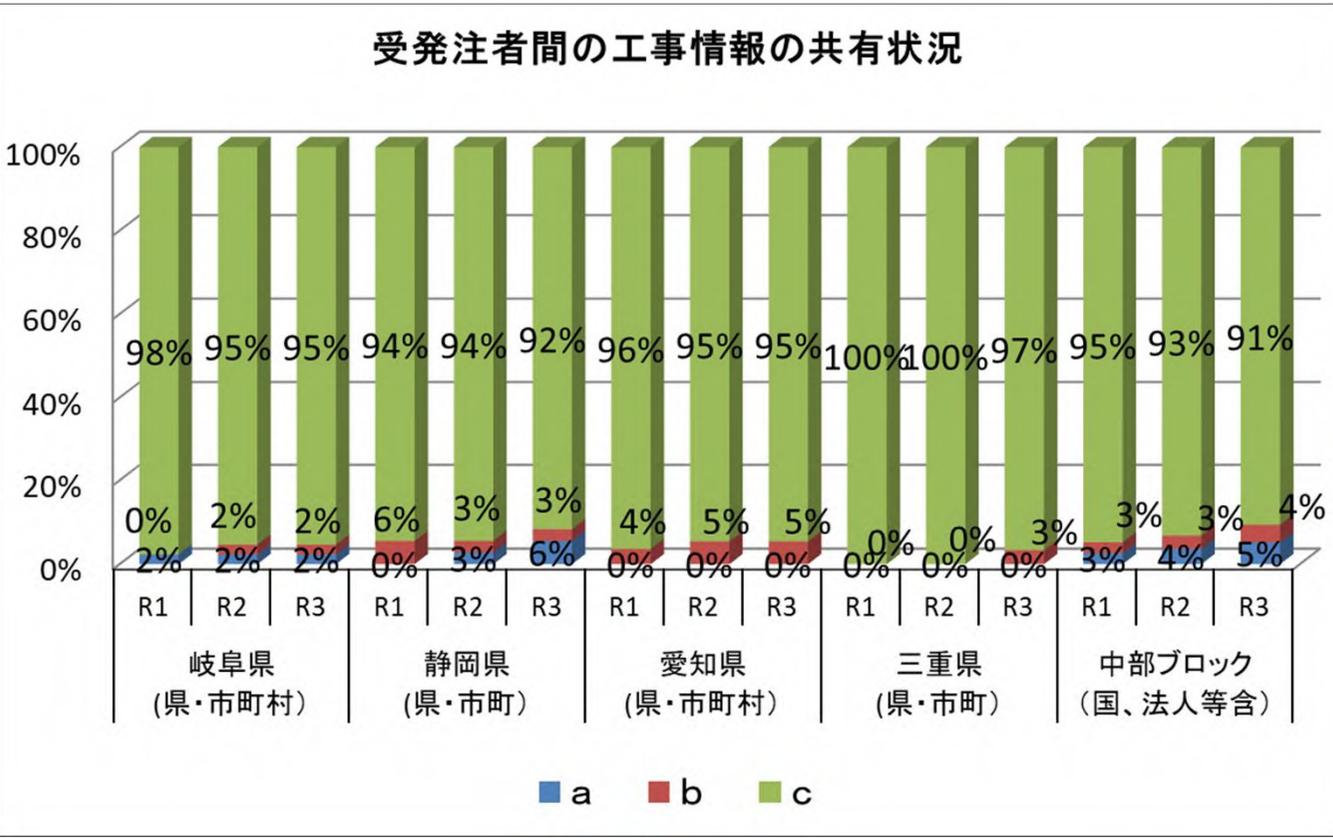
- 中部ブロックの令和3年度の実績として、**9%(一部実施を含む)実施している状況**である。
- 令和3年度の中中部ブロックの実績値は**目標値を下回る**。

【工事⑧】 受発注者間の工事情報の共有状況 (ASP) ※実施に努める事項

※表は組織数の割合

中部ブロック

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3 (実績値)	R 4	R 5	R 6 (目標値)
目標値	5%	7%	30%	53%	77%	100%
実績値	5%	7%	9%			



■ c 未実施  
■ b 一部実施  
■ a 実施

※グラフは組織数の割合

# 【工事⑨】 総合評価落札方式の導入状況

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって工事品質の向上を図る取組

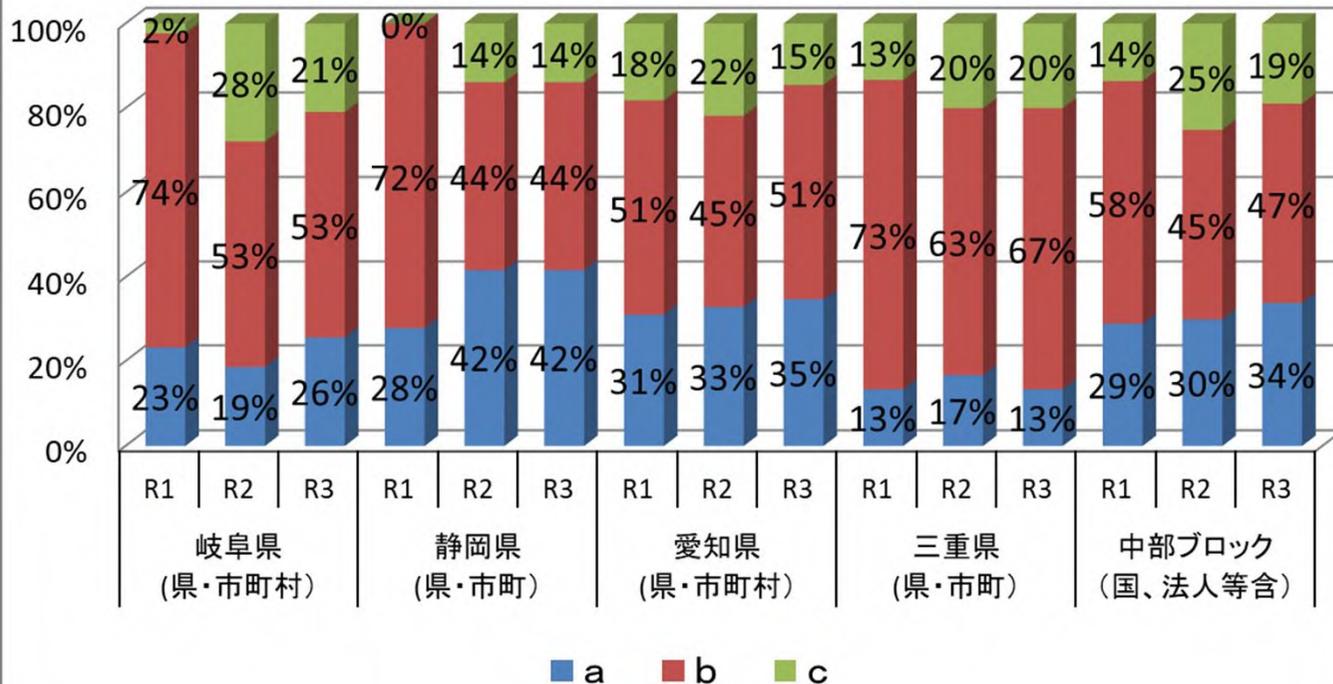
- 中部ブロックの令和3年度の実績として、**81%が導入(試行含む)している状況**である。
- 令和3年度の中中部ブロックの実績値は**目標値と同等**。

【工事⑨】 総合評価落札方式の導入状況 ※実施に努める事項  
中部ブロック

※表は組織数の割合

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3 (実績値)	R 4	R 5	R 6 (目標値)
目標値	86%	75%	81%	87%	94%	100%
実績値	86%	75%	80%			

総合評価落札方式の導入状況(工事)



■ c 未導入  
■ b 一部試行導入  
■ a 本格導入

※グラフは組織数の割合

# 【業務①】最新の積算基準の適用状況

## ◇ 予定価格の適正な設定に向けた取組

- 中部ブロックの令和3年度の実績として、**積算基準の範囲外の要領まで整備しているのは95%**の状況である。
- 令和3年度の中中部ブロックの実績値は**目標値と同等**。

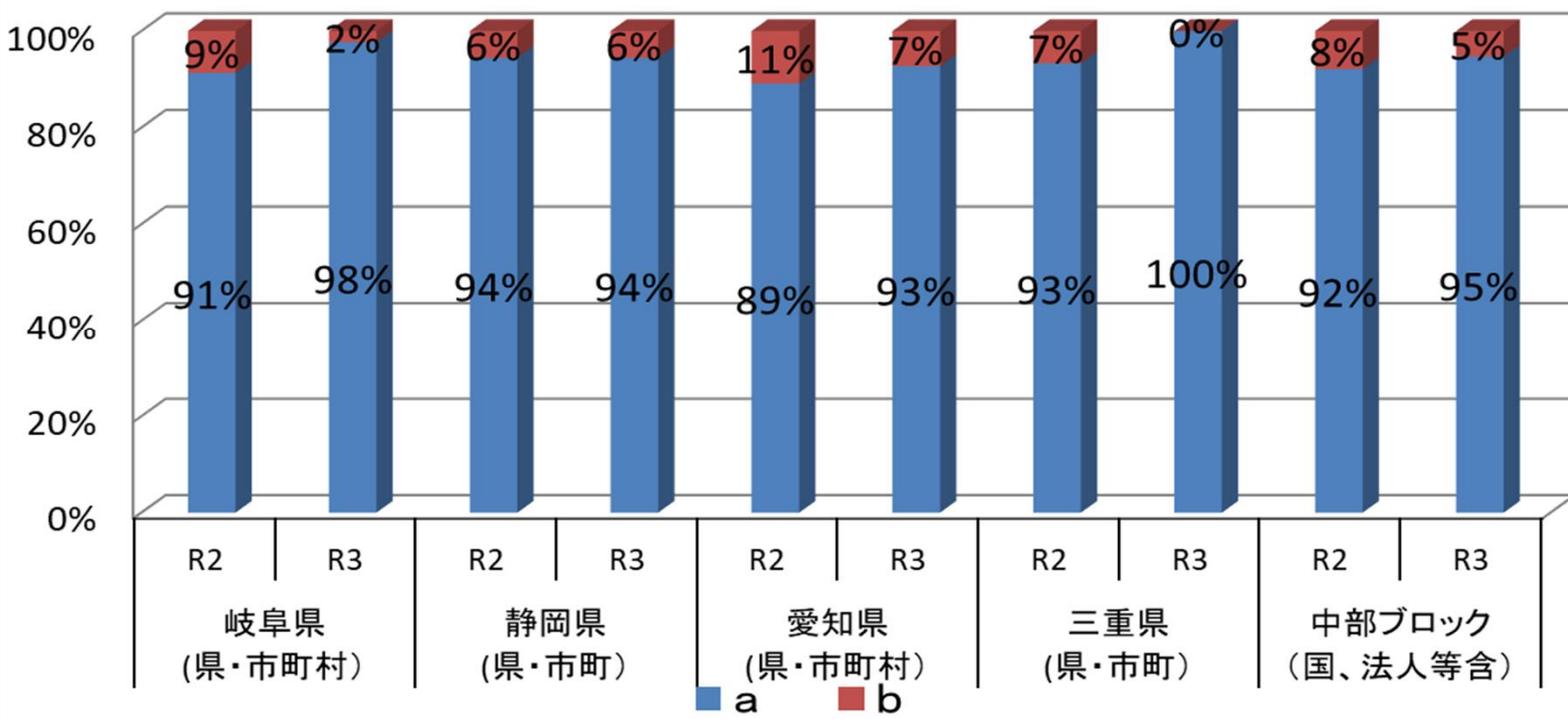
### 【業務①】最新の積算基準の適用状況 ※必ず実施すべき事項

中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値
目標値	-	92%	94%	96%	98%	100%
実績値	-	92%	95%			

※表は組織数の割合

適正な予定価格の設定(最新の積算基準の適用状況及び基準対象外の際の対応状況)



■ b 最新の積算基準を適用 (基準範囲外の要領は整備無し)

■ a 最新の積算基準を適用、かつ、基準範囲外の要領を整備済み

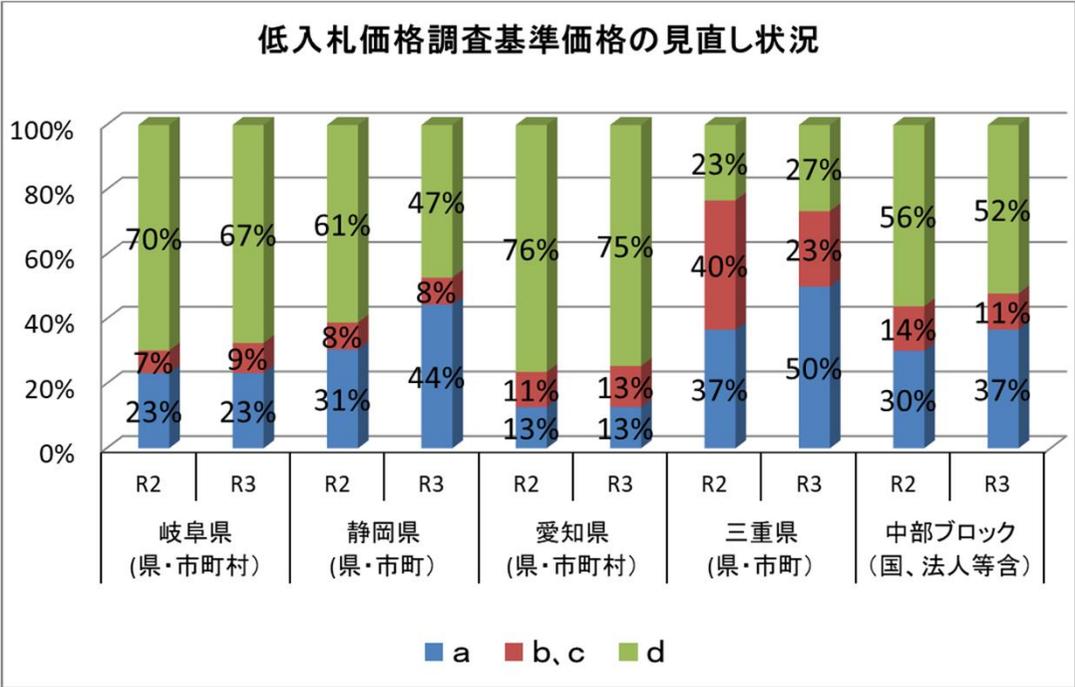
※グラフは組織数の割合

# 【業務②】 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定

◇ 公共工事に準じ、これに関わる調査及び設計のダンピング対策のため、低入札調査基準価格制度の導入と最新の調査基準価格への見直しを図る取組

- 中部ブロックの令和3年度の実績として、前年度から**4%改善(44%→48%)**。県別においても改善がみられる。
- 令和3年度の各県(県政令市)の実績値は**目標値を上回っているが、市町村の実施率が低い**。

※表は業務件数の割合



■ d 制度未導入  
 ■ b, c 旧モデル等を適用(準用、一部導入を含む)  
 ■ a 最新モデルを適用(準用を含む)

※グラフは組織数の割合

中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (業務件数)
実績値 中部地整			0.78			1.00	16,538件
			1.00			1.00	907件

県域単位

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (業務件数)
岐阜県 目標値	1.00	0.60	0.70	0.80	0.90	1.00	
(県) 実績値	1.00	0.60	1.00				1,461件
(県市町村) 実績値			0.65				2,854件
(市町村) 実績値			0.28				1,403件
静岡県 目標値	0.94	0.95	0.96	0.98	0.99	1.00	
(県政令市) 実績値	0.94	0.95	0.98				3,564件
(県市町) 実績値			0.85				4,538件
(市町) 実績値			0.38				974件
愛知県 目標値	0.94	0.87	0.90	0.93	0.97	1.00	
(県政令市) 実績値	0.94	0.87	0.94				3,904件
(県市町村) 実績値			0.73				6,055件
(市町村) 実績値			0.12				2,151件
三重県 目標値	0.81	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
(県) 実績値	0.81	1.00	1.00				944件
(県市町) 実績値			0.94				1,577件
(市町) 実績値			0.85				633件

実施率(件数) =  $\frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の発注業務件数)}}$

- ・ 「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」データを活用
- ※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数
- ・ ※県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

# 【業務③】 平準化率(稼働件数:業務)

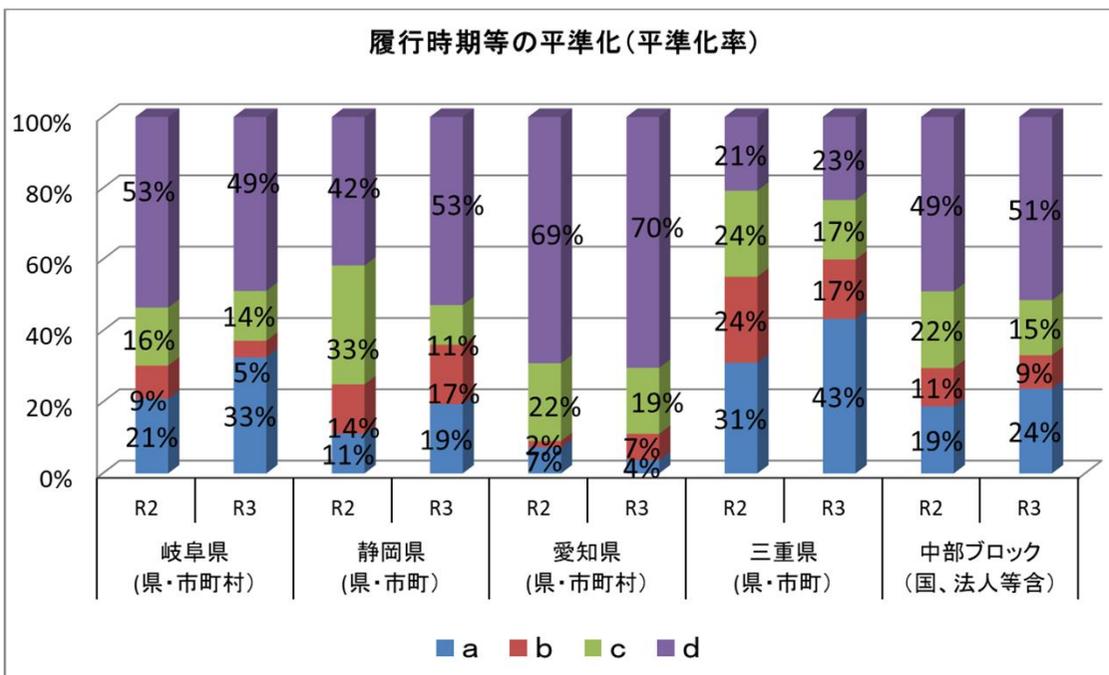
- ◇ 業務の履行期限を分散し、効率的な人員配置を行い、経営環境の改善を図る取組。
- ◇ **平準化率(稼働件数 α)** : 第4四半期に完成する業務件数 / 年度の業務稼働件数  
稼働件数 : 当該年度に工期が含まれる業務の件数

- 中部ブロックの令和3年度の実績として、**0.4未満の機関は5%改善。(19%→24%で微増)**  
県別においても改善がみられる。
- 令和3年度の実績値は**目標値を下回っている**。

※表は業務件数の割合

※グラフは組織数の割合

履行時期等の平準化(平準化率)



中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (業務件数)
目標値	0.48	0.44	0.43	0.42	0.41	0.40	
実績値	0.48	0.44	0.50				14,193件
(市町村含む)実績値			0.52				19,967件
中部地整		0.57	0.85				1,534件

県域単位

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値	母数 (業務件数)
岐阜県 目標値	0.41	0.39	0.40	0.40	0.40	0.40	
(県) 実績値	0.41	0.39	0.40				2,296件
(県市町村) 実績値			0.47				3,780件
(市町村) 実績値			0.58				1,484件
静岡県 目標値	0.51	0.44	0.43	0.42	0.41	0.40	
(県政令市) 実績値	0.51	0.44	0.46				4,314件
(県市町) 実績値			0.46				5,711件
(市町) 実績値			0.45				1,397件
愛知県 目標値	0.43	0.42	0.41	0.41	0.40	0.40	
(県政令市) 実績値	0.43	0.42	0.48				4,324件
(県市町村) 実績値			0.54				6,438件
(市町村) 実績値			0.65				2,114件
三重県 目標値	0.46	0.35	0.40	0.40	0.40	0.40	
(県) 実績値	0.46	0.35	0.44				920件
(県市町) 実績値			0.45				1,699件
(市町) 実績値			0.46				779件

- d 0.6以上
- c 0.5~0.6
- b 0.4~0.5
- a 0.4未満

地域平準化率(件数) = 第4四半期[1~3月]に完了する業務件数 / 年度の業務稼働件数

・ 集計対象工事：測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務（1件当たり100万円以上）、稼働件数は当該年度に稼働した業務（繰越、翌債等次年度にも渡る業務含）

・ 地域ブロック単位：地域ブロック管内の国（国土交通省以外含む）、都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出

・ 県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市発注の集計対象業務を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

◇ 履行期間の適正な設定に向けた取組

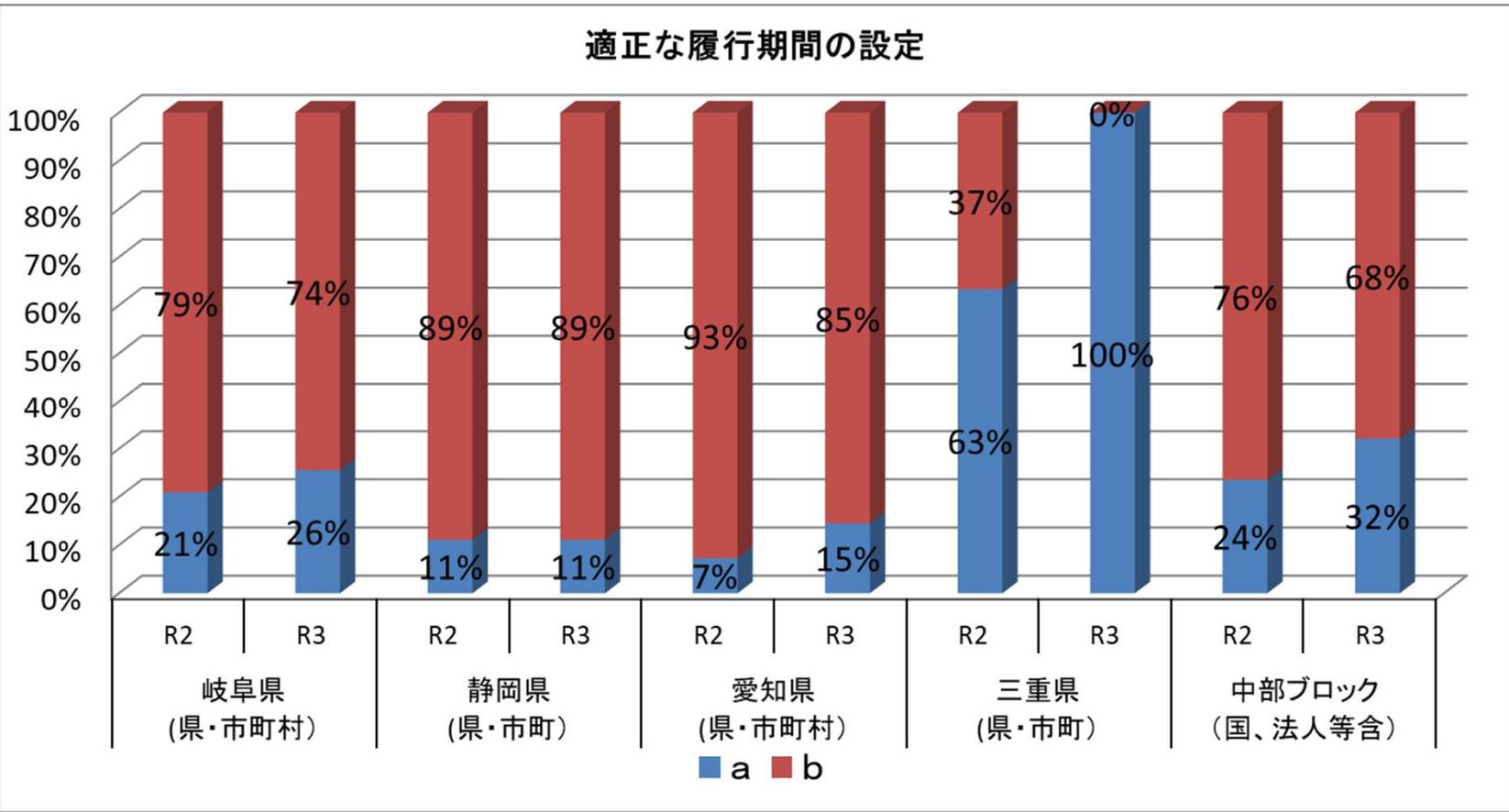
- 中部ブロックの令和3年度の実績として、**履行期間の設定基準を策定している機関は32%の状況**である
- 令和3年度の実績値は**目標値を下回っている**。

【業務④】 適正な履行期間の設定 ※必ず実施すべき事項

中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値
目標値	-	24%	43%	62%	81%	100%
実績値	-	24%	32%			

※表は組織数の割合



■ b 未整備  
■ a 整備

※グラフは組織数の割合

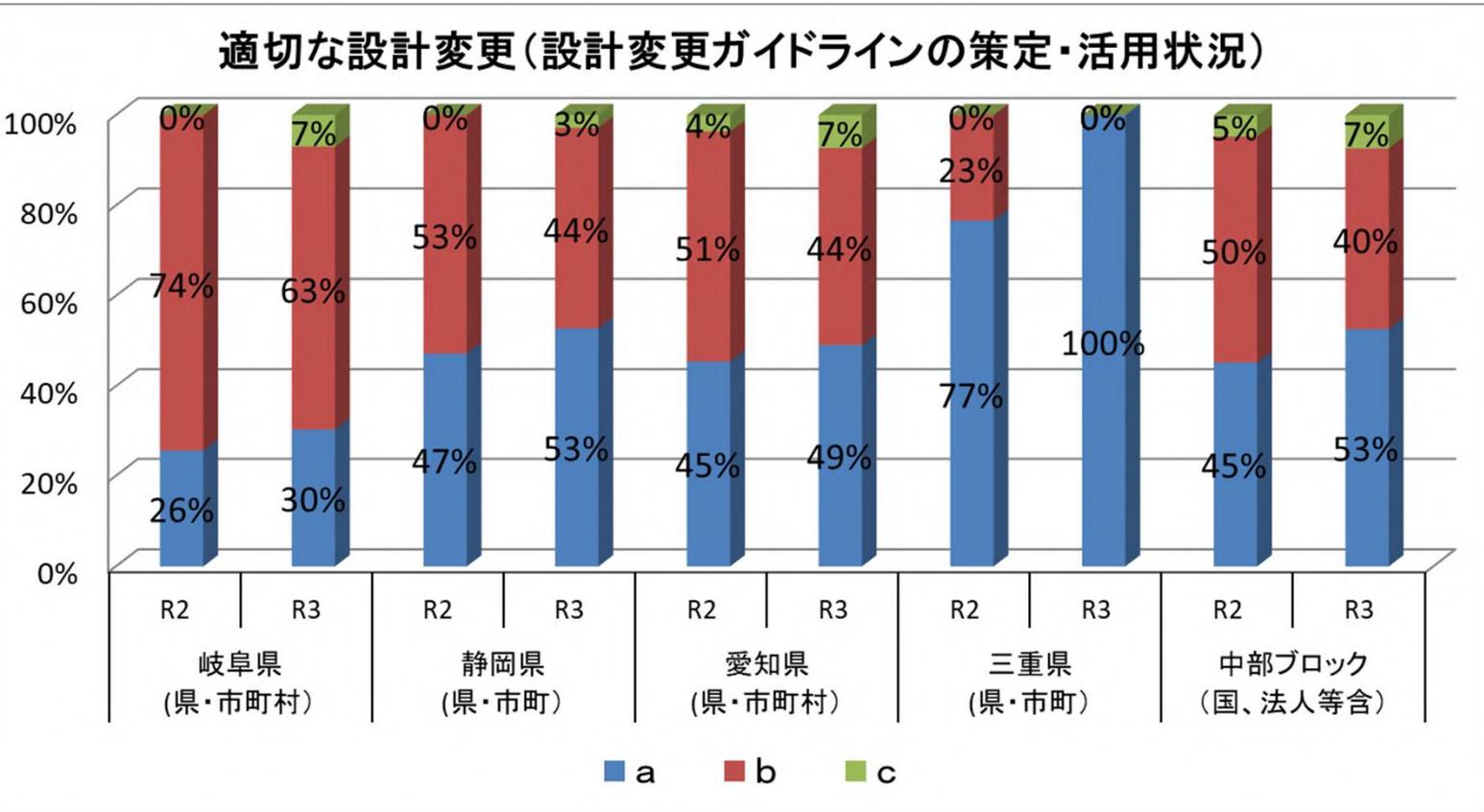
◇ 各発注者が適切な設計変更を行うためのガイドラインや指針を整備し、設計変更を実施する取組

- 中部ブロックの令和3年度の実績として、**53%が適切な設計変更のガイドラインや指針を整備して設計変更を実施、40%が未策定であるが設計変更を実施している状況**である。
- 令和3年度の実績値は**目標値を下回っている**。

【業務⑤】 設計変更ガイドラインの策定・活用 ※必ず実施すべき事項  
中部ブロック

	R 1 基準値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6 目標値
目標値	—	46%	59%	73%	86%	100%
実績値	—	46%	53%			

※表は組織数の割合



- c 設計変更を実施していない。
- b 設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
- a 設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施

※グラフは組織数の割合

# 【業務⑥】 総合評価落札方式の導入

◇ 総合評価方式を導入することにより、優良な業者及び技術者を選定し、もって業務品質の向上を図る取組。

- 中部ブロックの令和3年度の実績として、**23%が導入(一部試行含む)**している状況である。
- 令和3年度の実績値は**目標値を下回っている**。

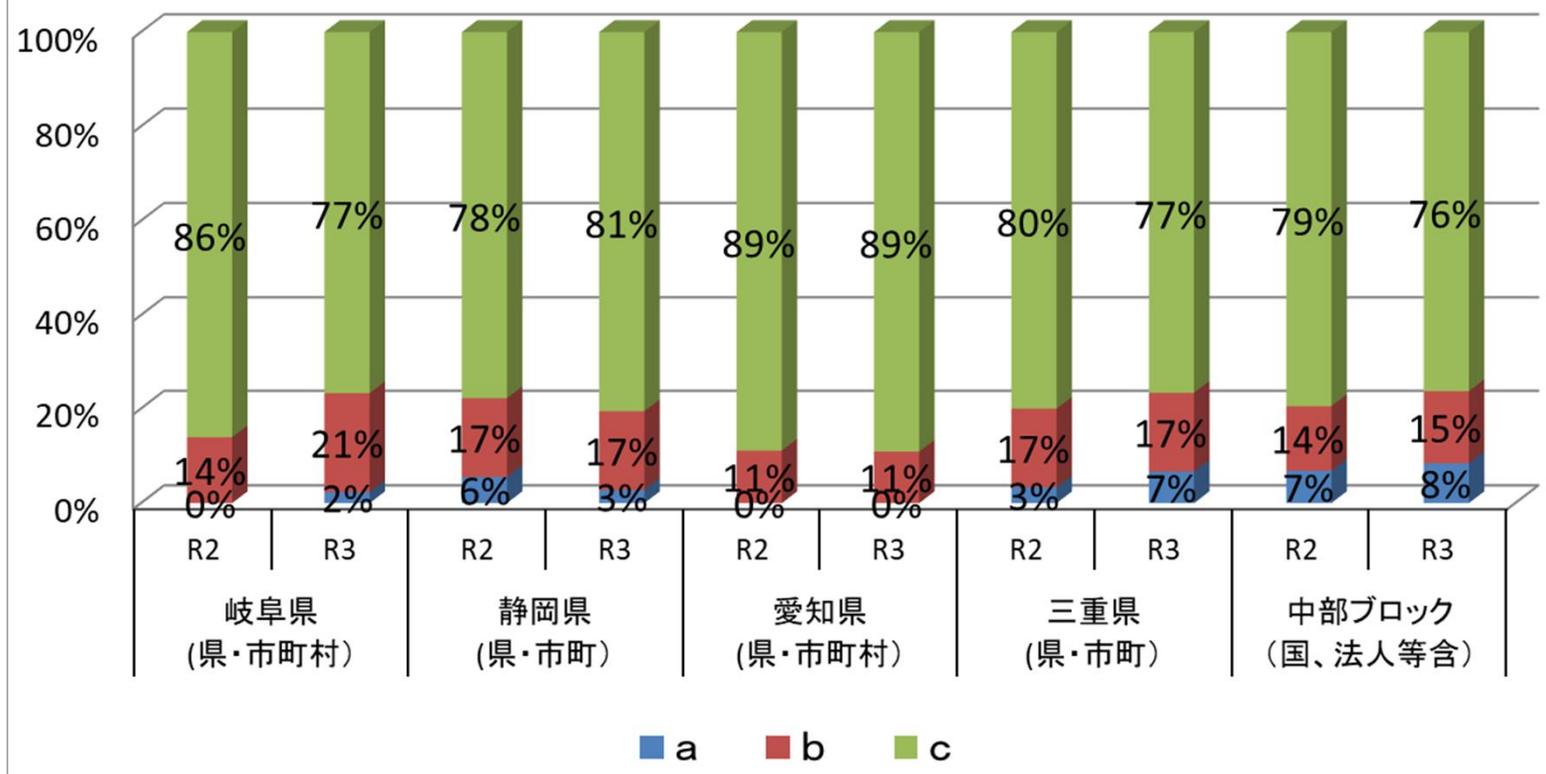
【業務⑥】総合評価落札方式の導入状況 ※実施に努める事項

中部ブロック

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3 (実績値)	R 4	R 5	R 6 (目標値)
目標値	-	21%	40%	60%	80%	100%
実績値	-	21%	23%			

※表は組織数の割合

総合評価落札方式の導入状況(業務)



※グラフは組織数の割合

## ② 個別指標毎の課題への対応

---

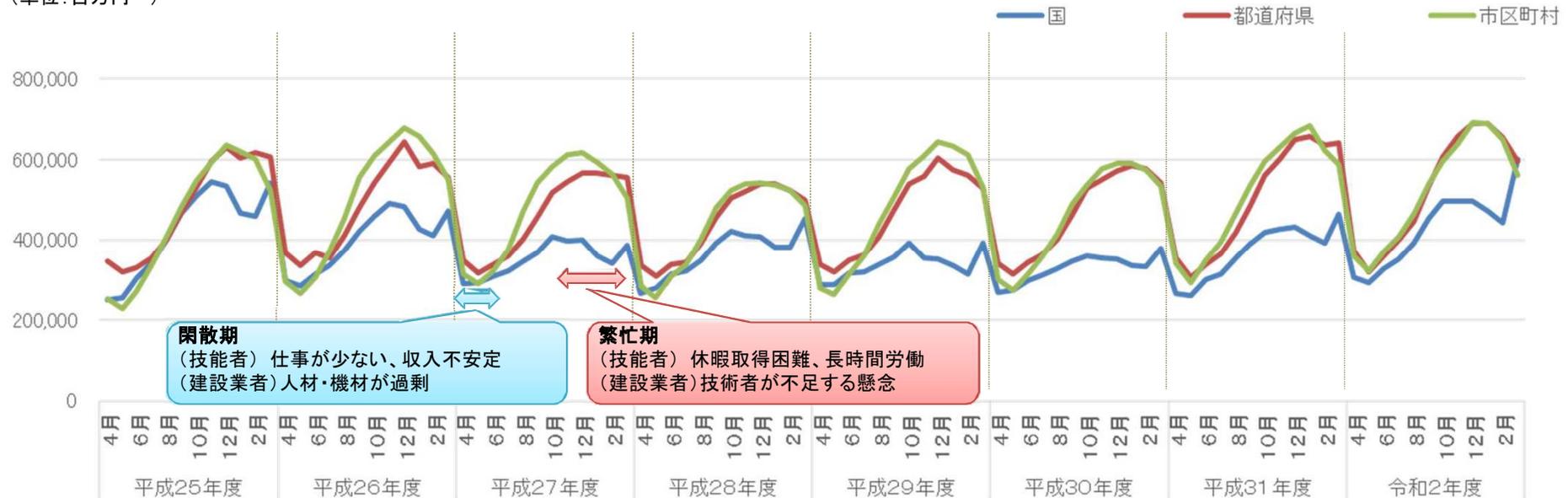
# ○ 平準化の取り組みについて

---

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
- ⇒ **新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
- 改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化**

公共工事における工事出来高の状況

(単位:百万円)



## 施工時期の平準化の推進

### 技能者や受注者(建設業者)に期待される効果

- **技能者の処遇の改善**(特に休日の確保等)
- **年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化**
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

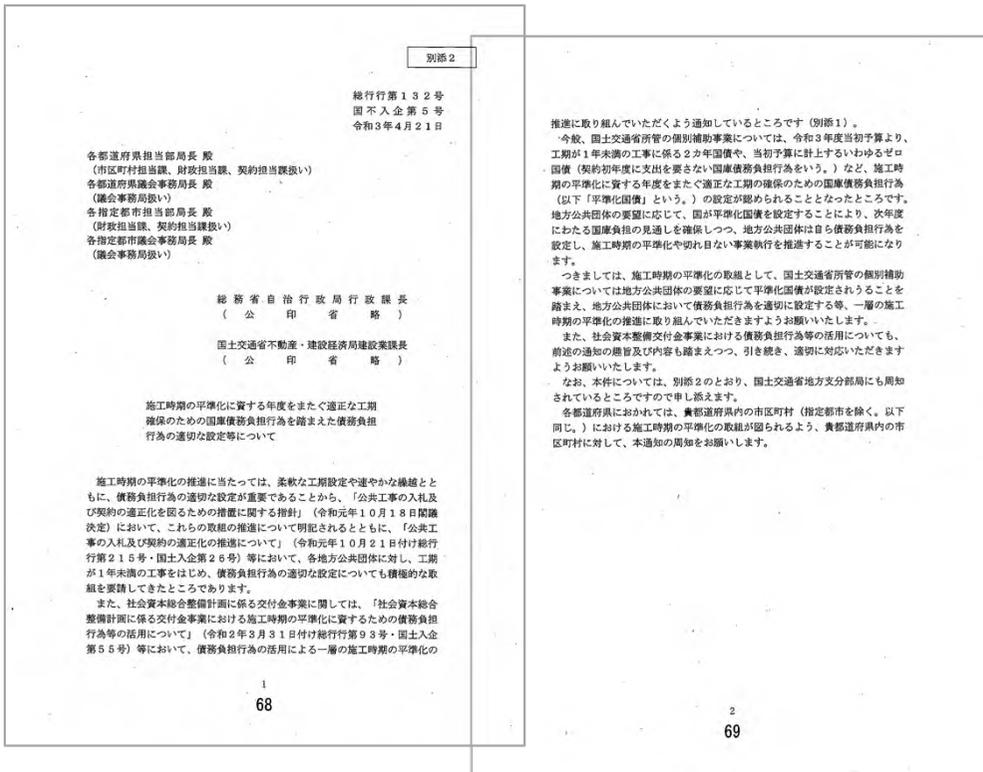
### 発注者に期待される効果

- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

# 平準化を目的とした債務負担行為(平準化国債)の活用

◆ 施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担行為の適切な設定等について(通知)  
(R03.04.21\_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

- 施工時期の平準化の推進には、「柔軟な工期設定」や「速やかな繰越」とともに、「債務負担行為の適切な設定」が重要。
- 工期が1年未満の工事をはじめ、「債務負担行為の適切な設定」について積極的な取り組みが必要



## 令和3年度当初予算より

- ◆ 個別補助事業にも平準化目的の債務負担行為が活用可能
- ◆ 個別補助事業でも年度末工期の回避や早期発注に取り組むことが可能
- ◆ 工事だけでなく、測量、設計などの業務でも活用可能

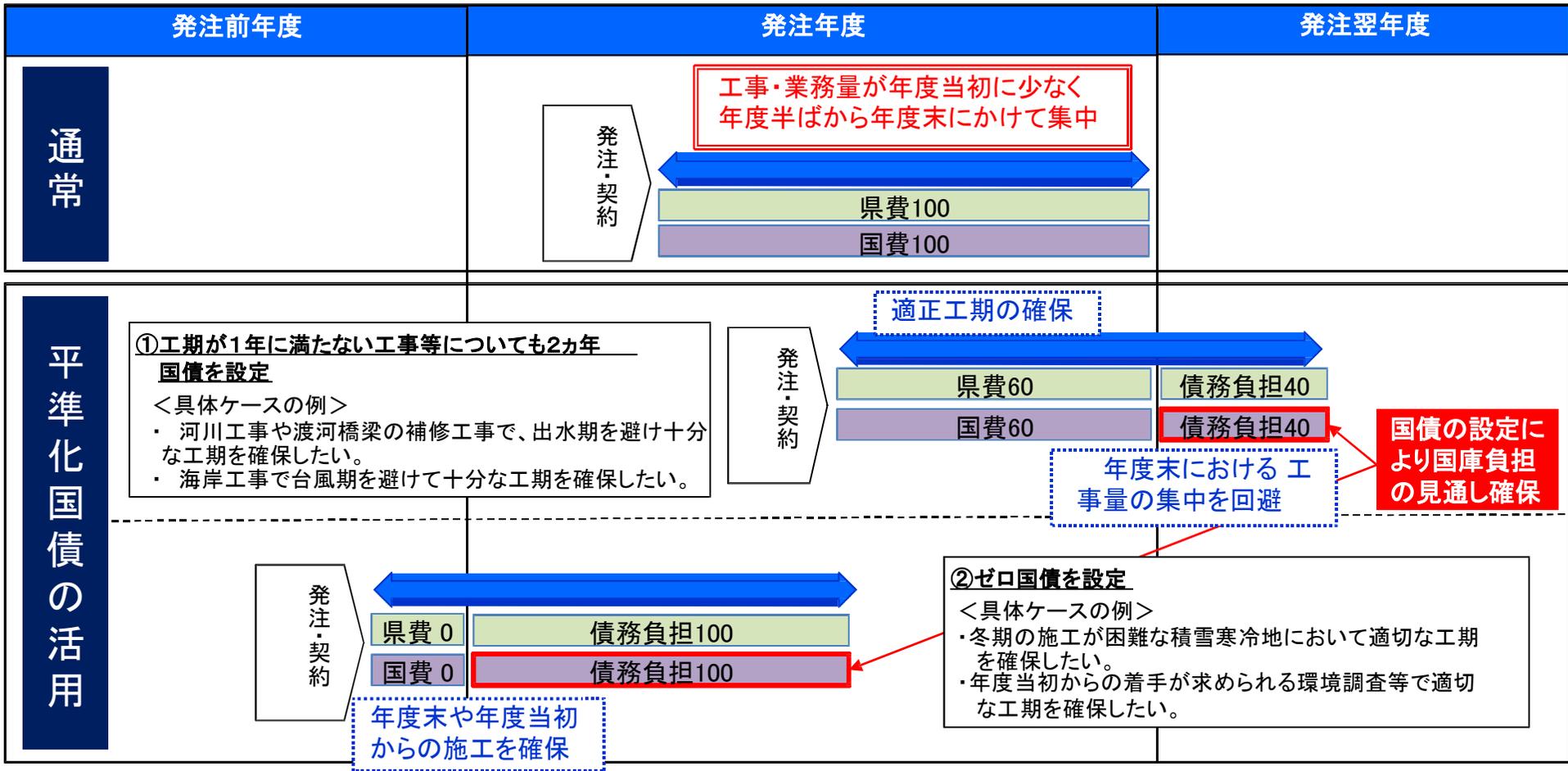
◆ インフラ老朽化対策などで配分が増加傾向にある個別補助事業で平準化国債を活用することにより、自治体のさらなる施工時期の平準化を促進

○ 国土交通省所管の個別補助事業について、以下のような平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為の設定が可能 ※測量、設計等の業務についても可能

- ① 適正な工期を確保するとともに年度末における工事量の集中を回避する観点から、工期が1年以上の公共工事のみならず 工期が1年に満たない工事についても2カ年国債を設定すること
- ② 年度末や年度当初からの施工を確保する観点等から、契約初年度に支出を要さない国庫債務負担行為(いわゆる「ゼロ国債」)を設定すること

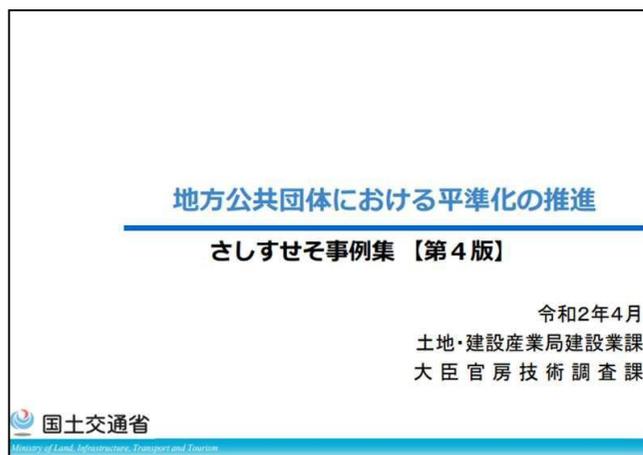
➡ 地方公共団体においては、平準化国債により次年度にわたる国庫負担の見通しを確保しつつ、自ら債務負担行為を設定し、**施工時期の平準化や切れ目ない事業執行を推進することが可能**

「施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担行為の適切な設定等について」(令和3年4月21日付け、総行第132号・国不入企第5号)により通知



- 平準化の好事例を共有することにより、地方公共団体における施工時期の平準化に関する取組を推進するため、「**地方公共団体における平準化の取組事例(さしすせそ事例集)**」を作成・公表(最終改定:令和2年4月)
- 地方公共団体における平準化の促進に向けた取組「**さ・し・す・せ・そ**」\*の実施事例について紹介
  - \* (さ)債務負担行為の活用
    - ・ 工期1年未満の工事における債務負担行為の活用・ゼロ債務負担行為の積極的な活用・交付金事業等での積極的な活用
  - (し)柔軟な工期設定 (す)速やかな繰越手続 (せ)積算の前倒し (そ)早期執行のための目標設定等
    - ・ 執行率等の設定・発注見通しの公表

## 表紙・構成

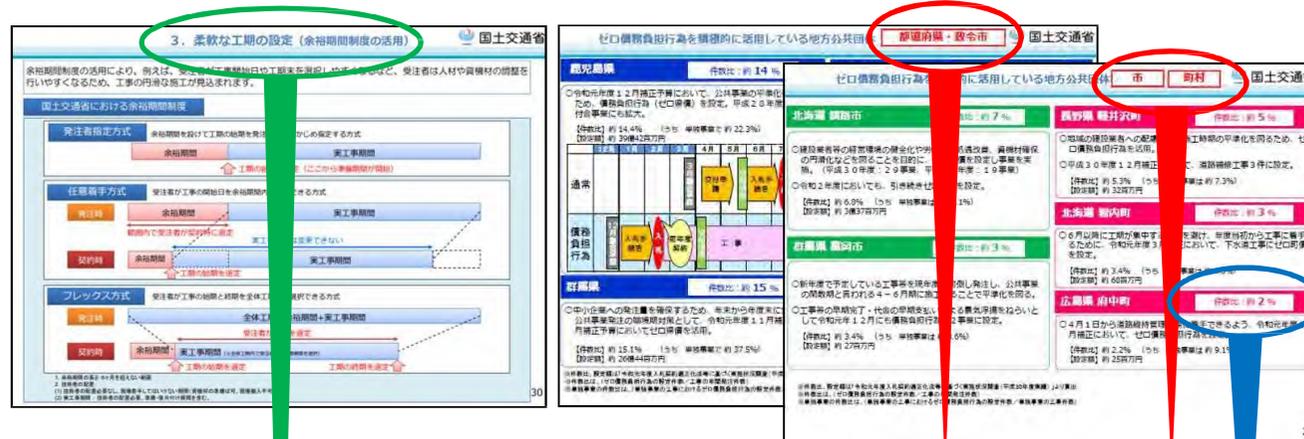


1. 平準化の概要
2. 債務負担行為の活用
3. 柔軟な工期設定(余裕期間制度の活用)
4. 速やかな繰越手続
5. 積算の前倒し
6. 早期執行のための目標設定等(参考資料)

周知用URL(国土交通省HPより)

<https://www.mlit.go.jp/common/001344000.pdf>

## 掲載例



### ポイント1

「さ・し・す・せ・そ」それぞれの取組事例について  
都道府県、政令市、市、町村の種類別で掲載

### ポイント2

一部の取組については、工事の年間発注件数に占める  
実施割合(件数比)を掲載

### ポイント3

平準化の必要性や意義、効果、取組方法について紹介  
→ 財政部局や土木以外の発注部局における理解の促進

# ○ 週休2日の目標設定

---

## 現状

- 品確法において、適正な工期設定（公共工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備期間等を考慮）が発注者の責務とされるとともに、建設業法において、「著しく短い工期」による契約の締結が禁止されている。
- 「工期に関する基準」を踏まえ、適正な工期の設定に努めることや、週休2日の確保等を考慮。  
（令和3年12月21日付け総行第435号・国不入企第34号、令和4年2月18日付け国不入企第35号等）
- 令和6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制（労働基準法）が適用。

## 建設業における時間外労働規制の見直し（働き方改革関連法）

	見直しの内容「労働基準法」（平成30年6月成立） 罰則：雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
原則	(1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能（労基法33条）
36協定の限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、①月45時間 かつ ②年360時間（月平均30時間）</li> <li>・特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定             <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 年 720時間（月平均60時間） 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定</li> <li>④a. 2～6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内（休日出勤を含む）</li> <li>④b. 単月 100時間未満（休日出勤を含む）</li> <li>④c. 原則（月 45時間）を上回る月は年6回を上限</li> </ul> </li> </ul>

## ◆全国統一指標 年度別達成目標の設定 [R3→R6]

【工事②】 週休2日対象工事の実施状況 ※必ず実施すべき事項

地域ブロック単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)	R 6 (修正目標値)
中部ブロック	0.43	0.66	0.67	0.68	0.69	0.70	1.00
				0.87	0.94		

県域単位

	R 1 (基準値)	R 2 (実績値)	R 3	R 4	R 5	R 6 (目標値)	R 6 (修正目標値)
岐阜県	0.67	0.82	0.7	0.70	0.70	0.70	1.00
静岡県	0.03	0.61	0.63	0.65	0.68	0.70	1.00
愛知県	0.65	0.65	0.66	0.68	0.69	0.70	1.00
三重県	0.22	0.52	0.57	0.61	0.66	0.70	1.00

※現在、中部ブロック発注者協議会では、全国統一指標（週休2日）の令和6年度達成目標を「0.7」に設定し、取り組んでいただいているところですが、平成6年度に時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、令和4年度より市町村発注工事を含め、目標を「1.0」に統一する方向で検討を進めます。

また、R6目標値の変更と対象工事選定条件の見直しに伴い、令和4年度以降の年度別達成目標が変更となりますので、令和3年度自己評価結果から再設定します。

$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事件数（公告等）}}{\text{全工事件数（公告等）}}$$

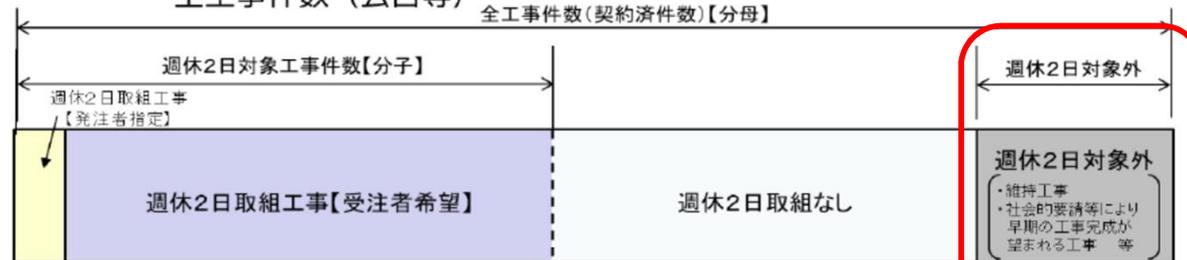
- ・週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。
- ・対象期間：当該年度（4月1日～3月31日）とする。
- ・地域ブロック単位：地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市、市町村発注の対象工事を足し合わせて算出
- ・県域単位：各都道府県管内の都道府県、政令市、市町村発注の対象工事を足し合わせて算出

## 全国統一指標の定義見直し(案)

### 現行

$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事} \times \text{件数 (公告等)}}{\text{全工事件数 (公告等)}}$$

※ 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事。



### 見直し案

$$\text{週休2日対象工事の実施状況} = \frac{\text{週休2日対象工事} \times \text{件数 (公告等)}}{\text{全工事件数} - \text{週休2日対象外工事 (公告等)}}$$



### 対象外とする工事

- ・工事金額250万未満の小規模工事
- ・工期が1ヶ月未満の工事
- ・工期の大半が工場製作であり、現場作業が1週間程度の工事
- ・その他、発注者が対象工事に適さないと判断した工事

### 交替制とする工事

- ・災害復旧工事、維持工事、除雪工事など緊急性の高い工事
- ・工事期間に制約のある工事(交通規制、河川における非出水期施工、学校等休暇中の施工、施設の休館中施工など)
- ・その他、発注者が対象工事に適さないと判断した工事

# ○ 建設ICT,工事情報の共有について

---

- ◆ 中部地方整備局においても、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスで3次元データを活用する i-Constructionを推進
- ◆ ICT施工の先駆者として豊富な経験を持つ「ICTアドバイザー」による支援体制を確立し、普及・拡大を図る
- ◆ i-Construction中部ブロック推進本部を中心に、i-Construction中部サポートセンターが各自治体の自主的で積極的な取り組みを支援

ふじのくにICT活用工事支援協議会  
【静岡県】

清流の国ぎふICTモデル工事支援協議会  
【岐阜県】

発注者  
協議会

i-Construction中部ブロック推進本部  
【平成28年2月29日 設置】



【H28.4.1設置】

- センター長：  
建設情報・施工高度化技術調整官
- 推進本部事務局
  - ICT活用ガイドブック公開
  - i-Con質問箱を設置
  - 中部地整職員を講師派遣

本部長 中部地方整備局長

構成員 中部地整、管内の4県・3政令市 他 発注機関3団体  
(一社)日本建設魚連合会中部支部、各県の建設業協会、  
(一社)建設コンサルタンツ協会中部支部、他 7業団体  
※ オブザーバー参加:長野県

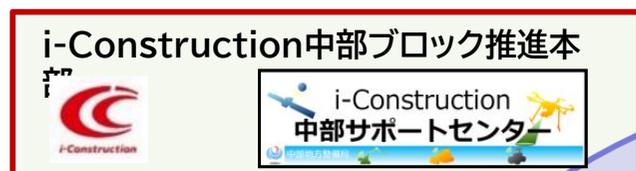
中部i-Construction研究会  
ICTアドバイザー  
【中部地整:平成29年~】



三重県ICT活用工事支援協議会  
【三重県】

愛知県i-Construction推進協議会  
【愛知県】

- ◆ 発注者である自治体や特殊法人等及び、受注者である地元建設会社等が、ICT技術の先駆者である「ICTアドバイザー」から、自主的に技術修得や能力向上へのアドバイスが受けられる仕組みをつくり、中部地方における更なる建設生産性の向上(i-Construction)を図る



■学識アドバイザー  
・i-Construction中部サポートセンターが登録

事務局として  
運営協力・  
情報共有

## 中部i-Construction研究会

部会幹事

多様化部会    FAQ部会    支援部会    普及部会

運営

## ICTアドバイザー

- 中部i-Construction研究会の運営をICTアドバイザーが中心となって実施
- 中部地方におけるICTの裾野の拡大をめざして、技術支援、ノウハウなどの情報提供、各種研修・講習会・現場見学会等の実施を通じた普及活動などを行う。

## [受注者]

技術支援・導入普及

- ・測量会社
- ・建設コンサル
- ・建設会社

技術相談研  
修参加

## [発注者]

- ・自治体
- ・特殊法人  
など

支援・研修・OJT

支援要請  
講師依頼

■行政アドバイザー  
・地公体などの団体および職員をICTアドバイザーに登録しOJTによる裾野の拡大を図る

■民間アドバイザー  
・公募による、ICT活用実績および研修講師実施などの活動実績を評価し登録

## ICTアドバイザー登録要領(毎年改定)

- 令和4年4月1日
- ICTアドバイザー85名を登録  
(民間アドバイザーの公募)

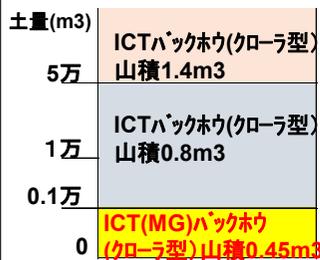
## 【ICT土工・床掘工・小規模土工・法面工】

- 中小建設業が施工する現場は比較的小規模な現場が多いため、小規模な現場に対応したICT施工の導入が求められている
- 都市部や市街地などの狭小現場でも小型のマシンガイダンス（MG）技術搭載バックホウを使うことでICT施工を可能とするICT実施要領等を策定
- ICT施工により、丁張作業を行うことなく作業が行えるため、土工作業全体の迅速化、現場の補助員削減による安全性の向上等が期待できる
- ICT土工・床掘工・小規模土工・法面工における出来形管理は、衛星測位（RTKGNSS）やトータルステーション（TS）等を活用した断面管理を標準とし、市販のモバイル端末を活用した面管理も活用可能とする

### 適用範囲

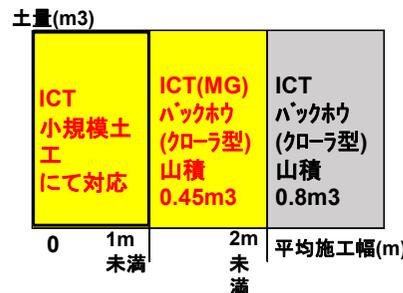
#### ■ICT土工

1,000m<sup>3</sup>未満の施工に小型バックホウを適用



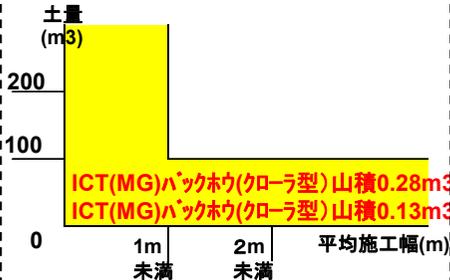
#### ■ICT床掘工

平均施工幅2m未満の施工に拡大



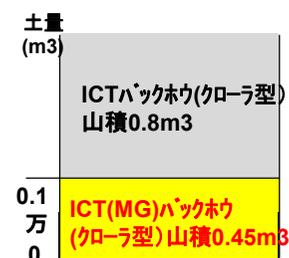
#### ■ICT小規模土工

土工量100m<sup>3</sup>未満や施工幅1m未満の施工に拡大

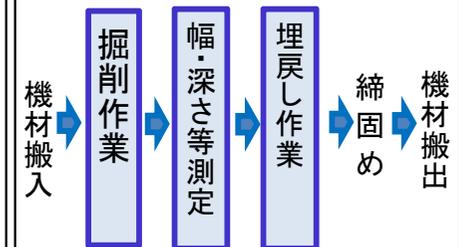


#### ■ICT法面工

1,000m<sup>3</sup>未満の法面整形作業において、小型バックホウを適用



### 施工フロー(土工)



フローで囲みがないものは従来手法を想定

- 機械施工に小型MGバックホウを活用
- 現場状況により施工方法を選択

GNSSを活用した小型MGバックホウ



自動追尾型TS等を活用した小型MGバックホウ



- 出来形・出来高計測はRTKGNSSやTS等による断面管理を標準
- 面管理を行う場合はTLSなどの従来面管理手法に加え、モバイル端末を活用可能

断面管理



RTKGNSSやTS等による出来形管理

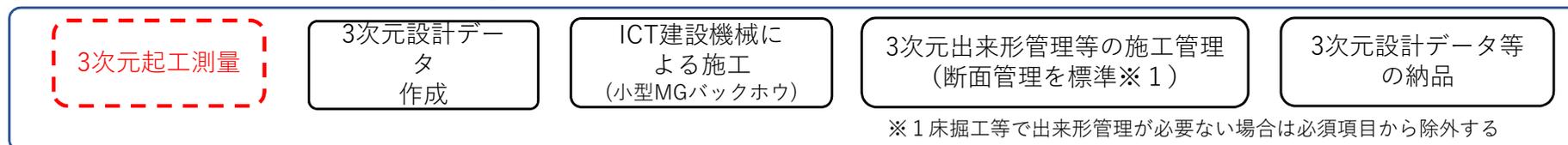
面管理



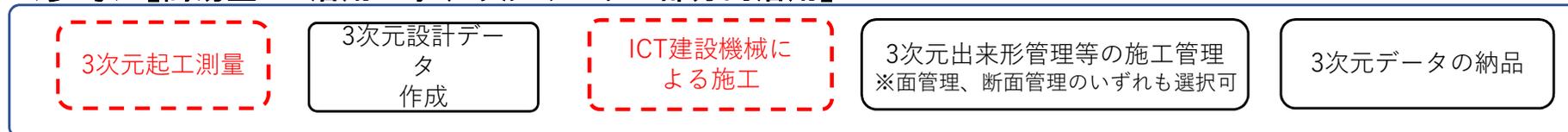
モバイル端末

- 起工測量から電子納品までの全ての段階で3次元データ活用を必須としていたが、一部の段階で3次元データ活用を選択することが可能
- 出来形管理については、普及促進を図るため断面管理とし、面計測を実施する場合は導入が容易なモバイル端末を活用した出来形管理を追加導入

## 【小規模現場に対応したICTの活用】



## <参考>【簡易型ICT活用工事(3次元データの部分的活用)】



必須項目

選択可能な項目

## 【ICT活用工事】

○起工測量から電子納品までの全ての段階で3次元データ活用を**必須**

## 【小規模現場に対応したICTの活用】

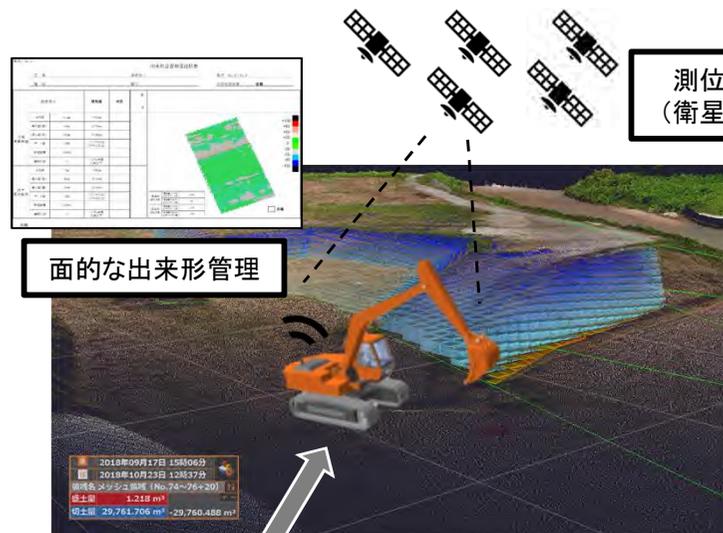
- 起工測量から電子納品の一部の段階で3次元データ活用を**選択することが可能**であり、1点の加点とする。
- ※3次元設計データ作成、ICT建設機械の施工、3次元データの納品での活用は必須(3次元出来形管理は必須な工種のみ)
- モバイル端末等により出来形計測(面計測)を行った場合は、更に1点の加点
- ※従来の面計測技術も含まれます。

## <参考>【簡易型ICT活用工事(3次元データの部分的活用)】

- 起工測量から電子納品の一部の段階で3次元データ活用を**選択することが可能**であり、1点の加点とする。
- ※ただし、3次元設計データ作成、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品での活用は必須

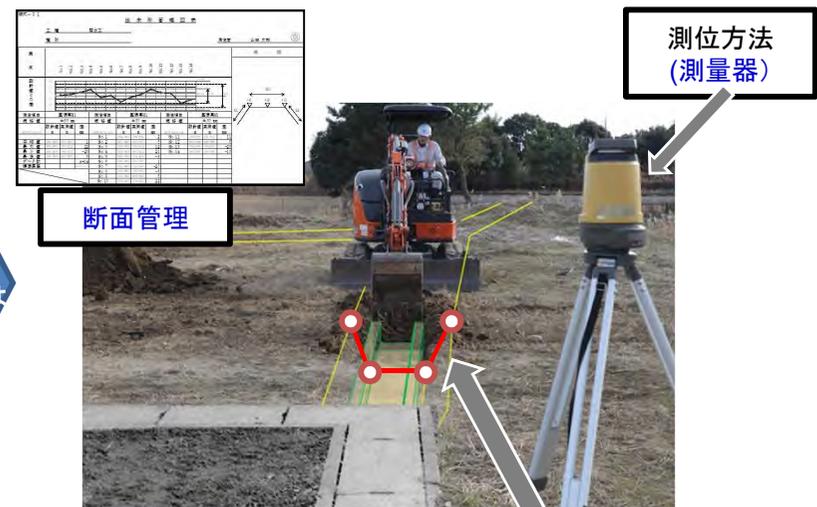
- 小規模な現場ではマシンコントロールによる施工を行っても機械の稼働率が低く、コスト面で割高となるケースがあり、小型施工機械のマシンガイドンス技術などが開発されている。
- 都市部や市街地などの狭小箇所でも、小型のマシンガイドンスバックホウを使い、安価にICT 施工が行える環境を整備

### ● 施工規模の大きい現場(新設工事)



施工機械  
(中型マシンコントロール機)  
ハーフオートメーション

### ● 狭小箇所の現場(都市部・修繕工事など)



施工機械  
(小型マシンガイドンス機)  
ナビゲーション

機能の絞込み  
小型建機の使用  
衛星測位できない箇所は  
測量器による測位

## 工事規模・内容によりICT機器を使い分け

**期待する効果**

- ・ 小型建設機械の使用 → 【初期費用の抑制】
- ・ 機能の絞り込み (MG) → 【初期費用の抑制】
- ・ 測量機による測位 → 【利用環境の拡大】

**【最適化の目標】**

- ・ コスト 従来施工と同等
- ・ 生産性 従来施工より向上

## モバイル端末を用いた出来形計測(A)



GNSS端末+ARマーカー



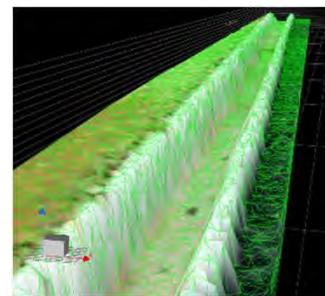
モバイル端末 (LiDER搭載)  
+スタビライザ



GNSS端末  
(標定点)

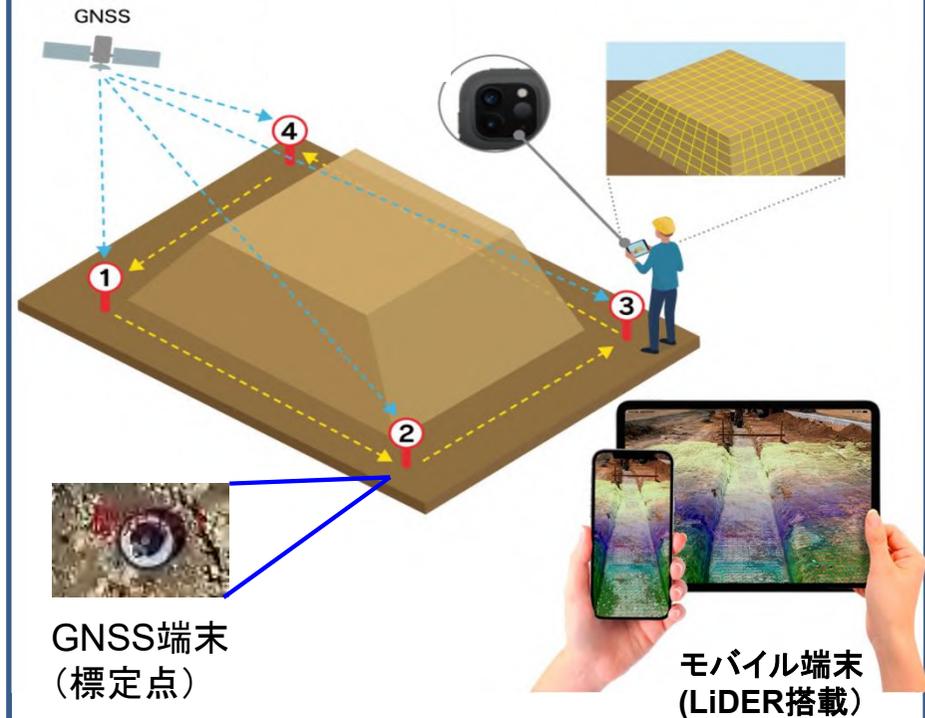


側溝計測



側溝計測データ  
(メッシュ)

## モバイル端末を用いた出来形計測(B)



GNSS端末  
(標定点)

モバイル端末  
(LiDER搭載)



ボックスカルバート計測データ

- ICT施工の中小企業等への普及を加速させるため、従来の建設機械に後付けで装着する機器を含め必要な機能等を有する建設機械※を認定する制度を令和4年度より開始
- 認定を受けた機械は、精度確認試験の資料提出を不要とするなど書類作成の簡素化を可能とし、その活用を支援

※ICT建設機械には、建設機械に後付けすることにより、ICT施工が可能となる装置(以下、「後付け装置」という)及び、後付け装置を装着した建設機械を含む

### ■主なICT建設機械

ICTバックホウ



ICTブルドーザ



ICT振動ローラ

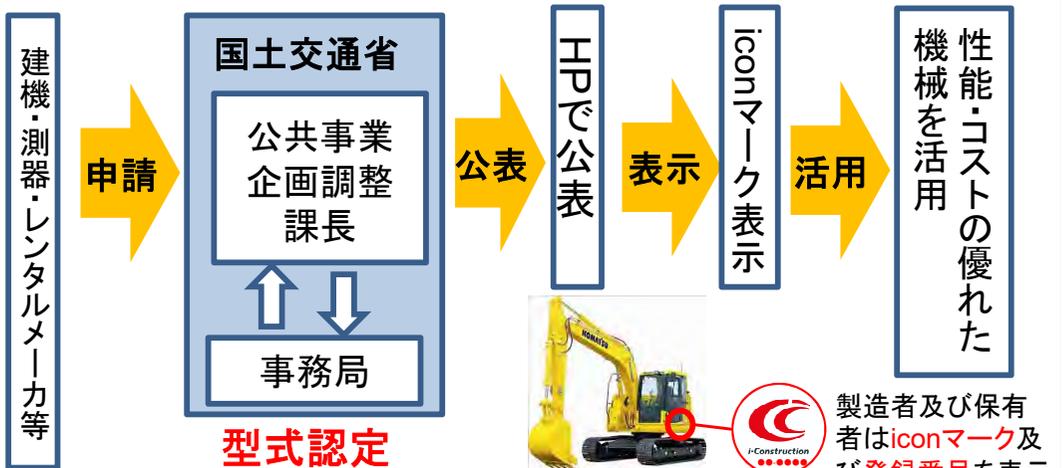


ICTモータグレーダ



【ICT建機認定イメージ】

### ■認定フロー



### ■認定・届出項目 が認定項目(案)(型式認定)

メーカー名	開発メーカー名称
機種名	バックホウ、ブルドーザ、振動ローラ等の機種名
型式	建設機械の型式
仕様	バケット容量、ブレード幅、ローラ幅など
定格出力(KW)	原動機又は原動機の定格出力
測位方式	建設機械の測位方式
測位精度 (cm)	水平精度、高さ精度、測位サイクル (HZ)
機械質量(kg)	標準装備品一式を装備し実作業可能な状態での質量
販売年月(西暦)	販売開始年月 (西暦)
年間出荷台数	販売からの累計出荷台数
標準価格(万円)	標準付属品を装備した国内の標準価格

※型式認定を受けた機械については精度確認試験の記録・提出の簡素化を可能とする。

○概要・・・ICT床掘(地盤改良工)

○特長・・・地盤改良工の鋤土をMCやMGで施工する。掘削はセメント区割り面の設計データを使用する。

○効果・・・掘削面をオペレーターが視認できる。掘削手戻りが無くなる。手下作業員の減員や、余裕時間を活用できる。



従来施工では、丁張りが必要となるが、施工時には支障となる。糸下がりの基準高管理にも手下作業員が必要となる。夕方から夜間にかけての掘削時の糸下がりによる基準高管理は、見にくくなり作業効率が落ちる。



**Point** 夜間作業をMCBHを使用する事で精度を確保

セメント区画割りの際(きわ)部分の掘削領域と高さがオペレーターにとって明確。掘り残しや過掘りが減少。



- 概要・・・グラウンド改修工事における地下排水の床掘作業
- 特長・・・BH(0.28m<sup>3</sup>級)に床掘幅よりも少し幅の狭いバケットを装着することで効率的な「ICT床掘」を実施
- 効果・・・グラウンド全体に張り巡らされた全長1km超に渡る地下排水の施工を、丁張無しで行い、施工管理の省力化と共に、他作業の施工性を保ちながら、大幅な効率化が図れた。



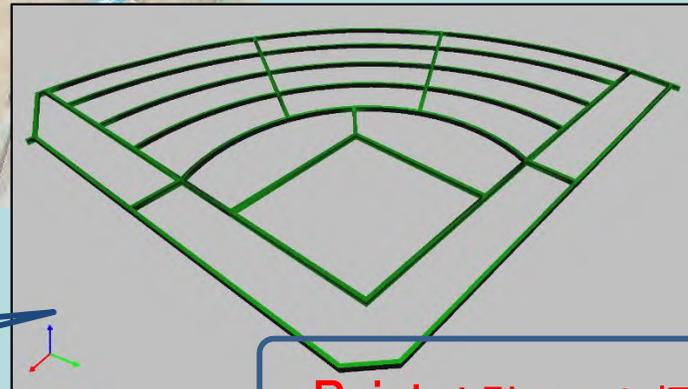
グラウンド全景



0.28m<sup>3</sup>級BH(幅狭バケット装着)



床掘用3次元設計データ



Point 小型MCBHに幅狭バケットを装着する事で効率化を達成

- 概要: 築堤・護岸工事等で橋梁周辺での作業バックホウ作業におけるICTの活用
- 特長: バックホウ3DMC(マシンコントロール)を用いた橋梁への接触防止装置の代替としての使用
- 効果: 捨石・根固め作業等でバケット位置を制御する事で橋梁の接触による損傷を回避できる。



宮川大橋

該当箇所

施工箇所

3DMCを用いてバケット高さを制限することで橋梁への接触防止装置の代替となる。

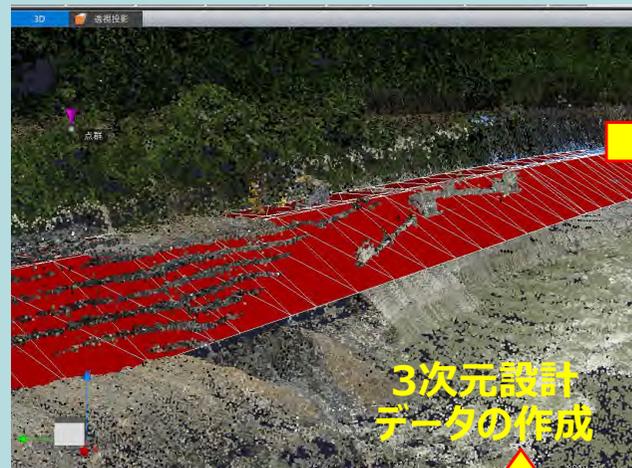
SUMITOMO

該当箇所

面道23号 (宮川大橋)

**Point 重機の自動停止機能を活用する事で安全性を確保**

- 概要・・・令和2年7月豪雨で崩壊した国道41号線の早期復旧に、ICT土工による掘削・盛土・整形を実施。
- 特長・・・GNSS-RTK方式によるドローン測量および、GNSSローバー(VRS)を利用。
- 効果・・・GNSS測量による位置確認や、3次元設計データに基づいたMC建機による施工によって、24時間の施工が可能となったため早期復旧に結び付いた。



GNSS-RTK方式  
ドローンによる  
3次元起工測量

3次元設計  
データの作成

GNSSローバー

3次元設計  
データ搭載

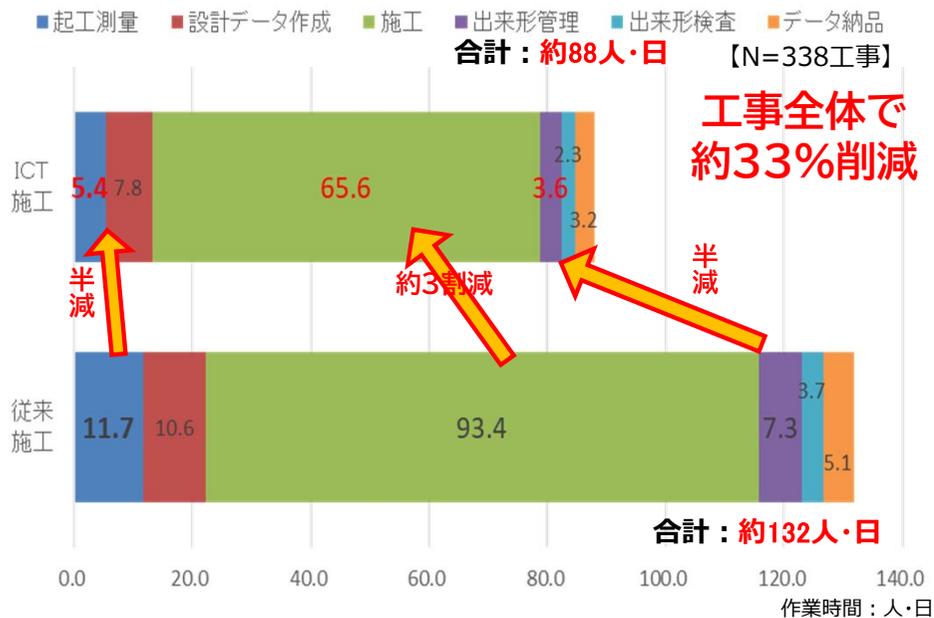
MCブルドーザー

GNSS-RTK方式  
ドローンによる  
3次元出来形測量

3次元点群化

- 中部地方整備局発注の直轄工事で、令和3年度末までに完成した工事の受注者から提出されたアンケート(N=338)を分析した結果、全国平均と同等の**約33%の削減効果が発現**。(平均土量:約14,400m<sup>3</sup>)
- 特に、「起工測量」「ICT建機による施工」「出来形管理」の作業時間(人・日)で、従来施工と比較して**作業時間の削減効果が発現**。
- 延べ作業時間の削減は、**施工した土量にかかわらず削減効果が発現**している。

## ■土工に係る延べ作業時間 ※全工事(人・日)での比較

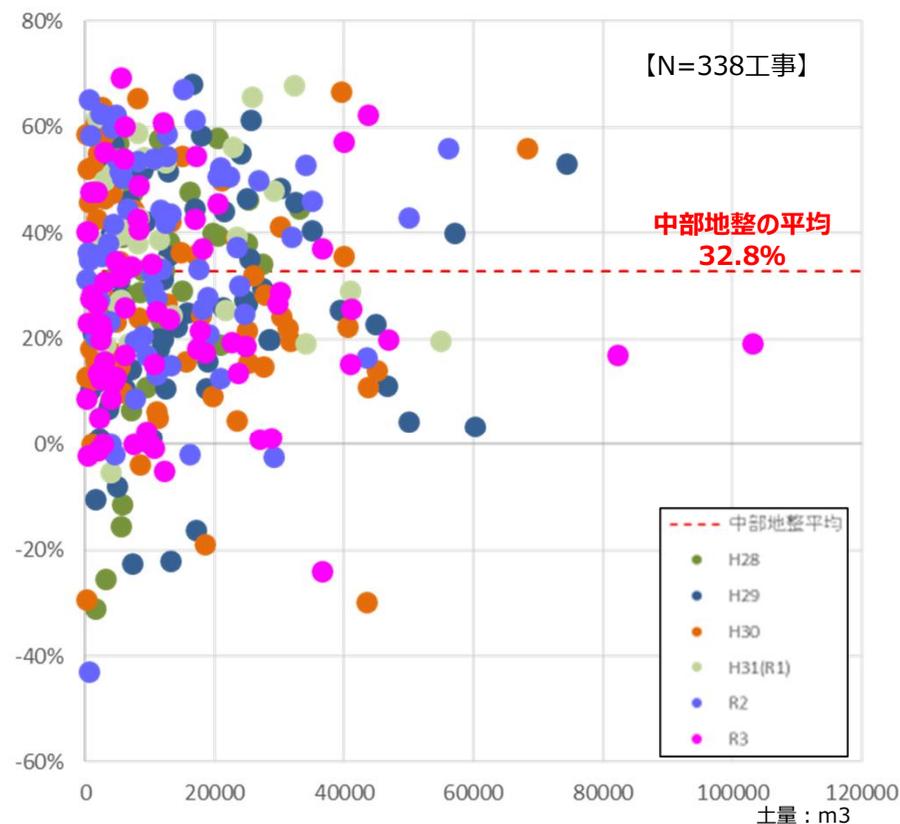


※全国平均データは、平成31年3月1日に国土交通本省で開催された「ICT導入協議会(第7回)」資料-1より引用【N=126工事】  
 ※従来施工は、同じ工事内容を実施した場合の各社の想定時間(人・日)  
 ※起工測量  
 ・ICT施工、従来施工とも基準点測量は除く。  
 ※設計データ作成  
 ・ICT施工は、3次元設計データの作成、起工測量との重ね合わせ作業を対象(追加・修正含む)  
 ・従来施工は、起工測量結果の設計横断面上への図化及び丁張り設置のための準備計算作業を対象。

※施工  
 ・ICT施工には、キャブレション及びローカライゼーション等を含む。  
 ・従来施工には、丁張り設置を含む。  
 ※出来形管理  
 ・出来形計測及び出来形管理資料作成にかかる作業を対象。  
 ※出来形検査  
 ・実地検査にかかる作業を対象。  
 ※データ納品  
 ・成果品作成及び整理を含む作業を対象。

**1工事当たりの延べ作業時間が  
約33%削減(中部地整の平均)  
(全国平均 約3割)**

## ■土量別削減率の分布 ※全工事(人・日)での比較

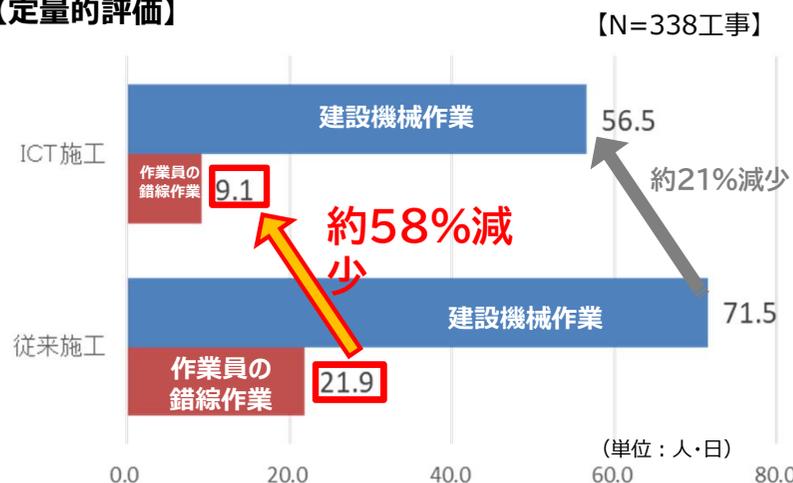


**土量に関わらず作業時間の削減効果が発現**

- 建設現場の事故発生要因としては、建設機械との接触等による事故は、墜落に次いで多い。
- ICT施工により丁張り設置作業がほぼ無くなり、接触事故の危険性が高い建設機械と作業員が錯綜する作業時間が、約58%減少し建設機械周辺での手元作業員が不要となるため、安全性の向上に大きく寄与。

## ■ 建設機械周辺の延べ作業時間 (人・日)

【定量的評価】



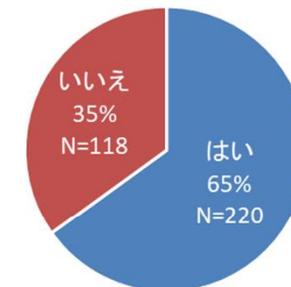
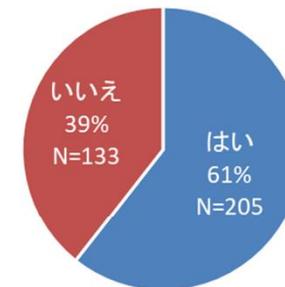
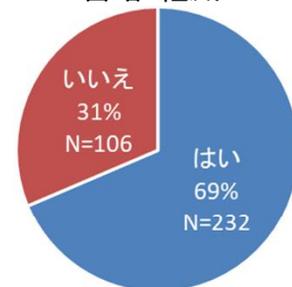
## ■ 施工時の作業について【定性的評価】

【N=338工事】

丁張り設置作業の省略・軽減

作業人員の削減

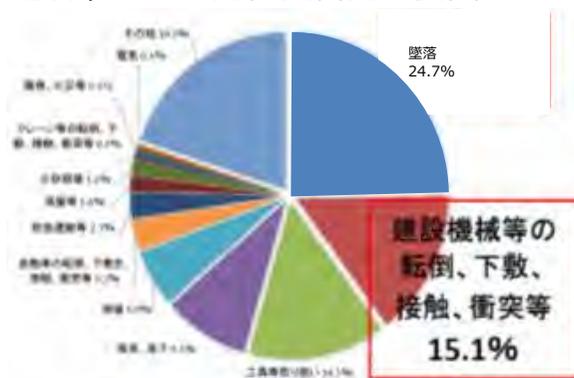
施工の安全性向上



## ■ 現場の声

- ・ 測量時間の短縮、施工開始迄の期間短縮の効果をととても感じた。
- また、高低差等のある危険な箇所の測量において、測量技術者の安全確保ができるメリットを感じた。

## ○ 建設業における労働災害発生要因※



※国土交通本省発表「建設産業事故」より引用

## ○ 従来施工とICT施工の比較

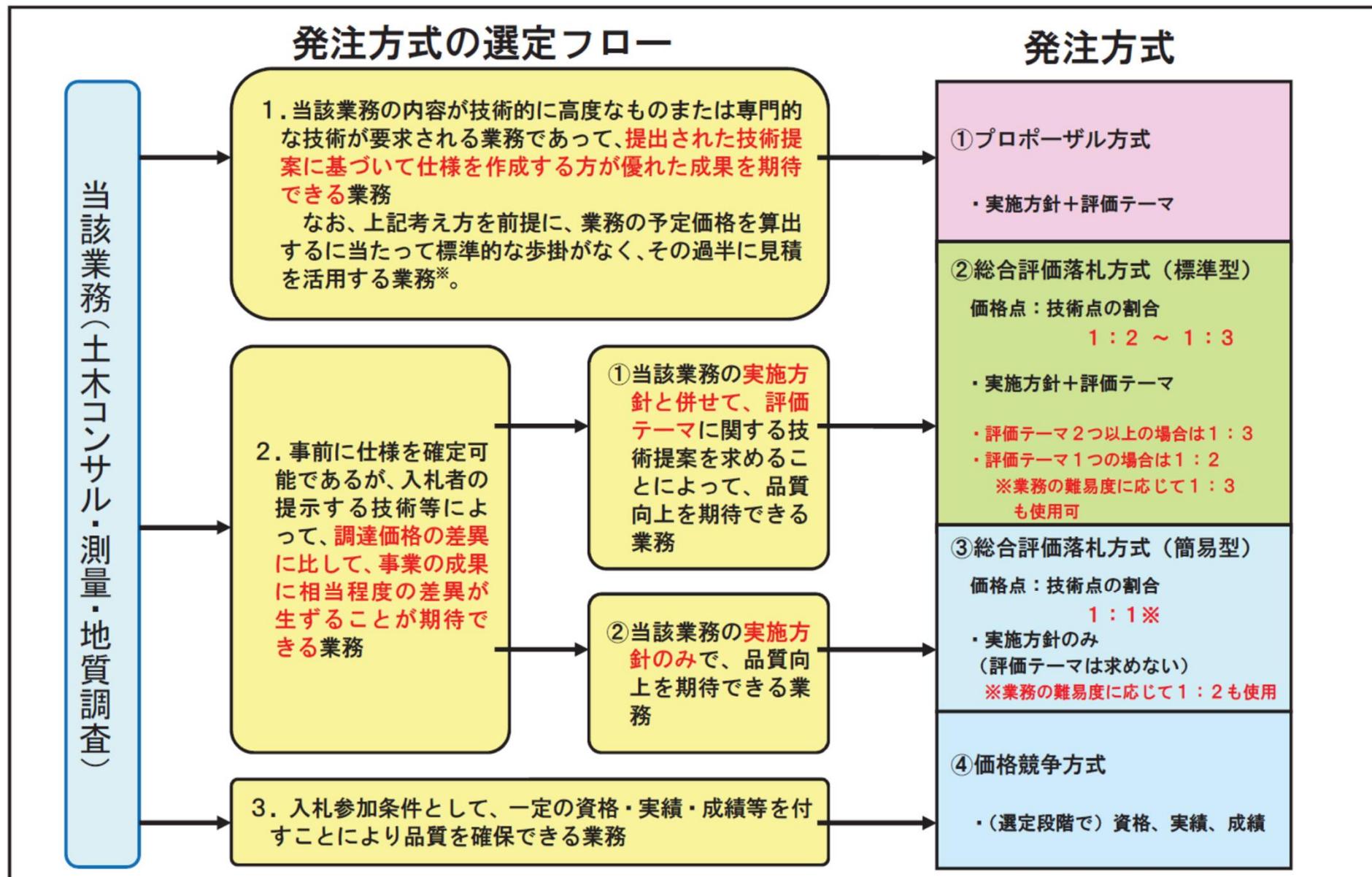


# ○総合評価落札方式の導入（業務） について

---

## 建設コンサルタント業務等における発注方式を選定する際の基本的な考え方

＜調査・設計の内容に照らして技術的な工夫の余地がある場合＞



# 地方自治体等支援(取組み)

## 協議会事務局における取組み(R4)

### 研修・講習会の実施(実施時期は適宜)

- ・改正品確法運用指針等の講習会を各県部会にて開催
- ・地方自治体の講習会・研修への講師派遣
- ・直轄の工事監督・検査担当職員研修、中部地整研修への自治体職員受入

### 直轄工事検査への臨場立会(立会時期は秋頃から2月まで)

- ・直轄工事の検査に自治体職員の臨場立会

### 人的支援(支援時期は適宜)

- ・地方自治体の総合評価審査委員会へ委員として職員を派遣

### 相談窓口の設置・情報共有

- ・公共工事品質確保の相談窓口を設置
- ・改正品確法受注者アンケート(窓口)の設置

### 外部からの支援体制の活用

- ・中部ブロックで「公共工事発注者支援機関の評価制度」を設立し活用

認定機関として[土木]5機関 [建築]5機関を認定 (令和4年6月9日現在)

研修・講習の講師派遣、検査等の臨場立会の依頼につきましては、総括窓口の本局技術管理課まで、窓口への相談等につきましては、近隣の県代表事務所または本局技術管理課までご連絡をお願いします

# 地方自治体等支援(窓口一覧)

## ◆相談窓口一覧

(R4.4.1現在)

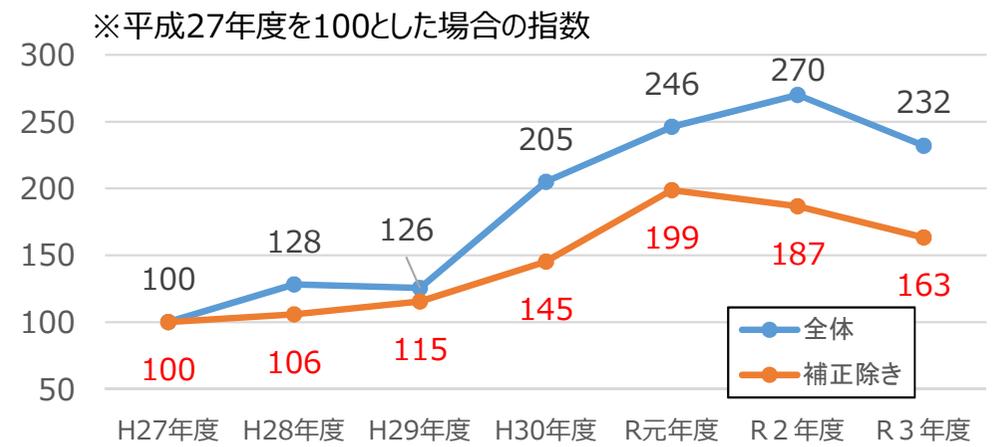
		事務所名等	役職	担当者名	連絡先【電話】	
公共工事発注者支援本部	本局	総務部 企画部 港湾空港部	(総括窓口) 技術管理課 課長補佐	田島 健	052-953-8131	
		営繕部	(公共建築相談窓口) 技術・評価課 建設専門官	村瀬 昌康	052-953-8197	
	県代表事務所	岐阜県	木曾川上流河川事務所	副所長(技)	神本 崇	058-251-1321
			岐阜国道事務所	副所長(技)	岩田 明	058-271-9811
		静岡県	静岡河川事務所	副所長(技)	桃木 優一	054-273-9100
			静岡国道事務所	副所長(技)	浅井 聡	054-250-8900
			清水港湾事務所	副所長(技)	和田 尚久	054-352-4146
			静岡営繕事務所	(公共建築相談窓口) 技術課長	白金 秀俊	054-255-1421
		愛知県	庄内川河川事務所	副所長(技)	浅井 慎一	052-914-6711
			名古屋国道事務所	副所長(技)	奥出 克	052-853-7320
			名古屋港湾事務所	副所長(技)	飯田 基	052-651-6266
			三河港湾事務所	副所長(技)	山口 孝昭	0532-32-3251
		三重県	三重河川国道事務所	副所長(技)	岡村 和久	052-229-2211
			四日市港湾事務所	副所長(技)	細川 浩二	059-351-1357
		長野県	天竜川上流河川事務所	副所長(技)	菊池 五輪彦	0265-81-6411
			飯田国道事務所	副所長(技)	市川 英敏	0265-53-7200
		その他事務所		『改正品確法運用指針』に関するご相談は、上記担当者を窓口と致しますが、各事務所に設置の地域総合支援室「担当者」でも受け付けます。		

# 速やかな繰越手続きについて

工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。

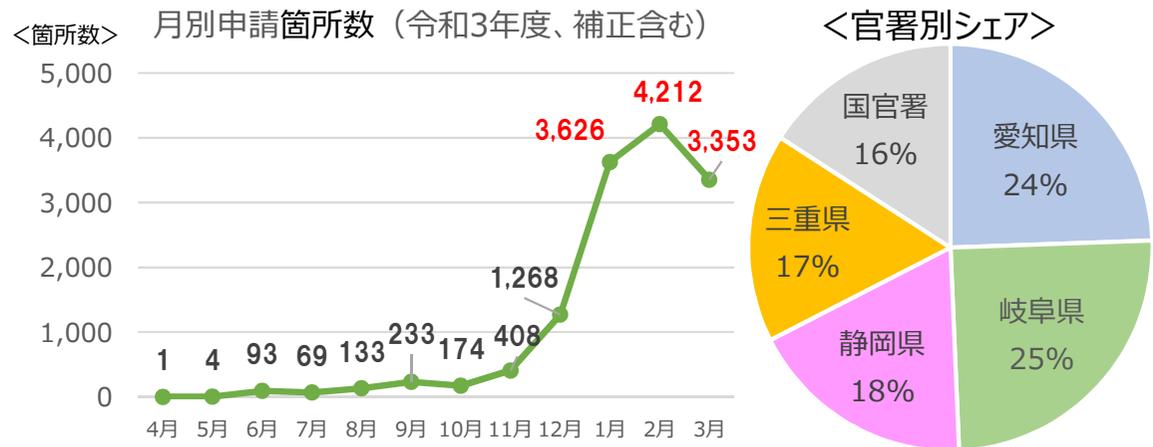
## ①繰越申請件数の推移

⇒ 繰越申請（箇所ベース）はH27年度に比べ、2倍以上に増加



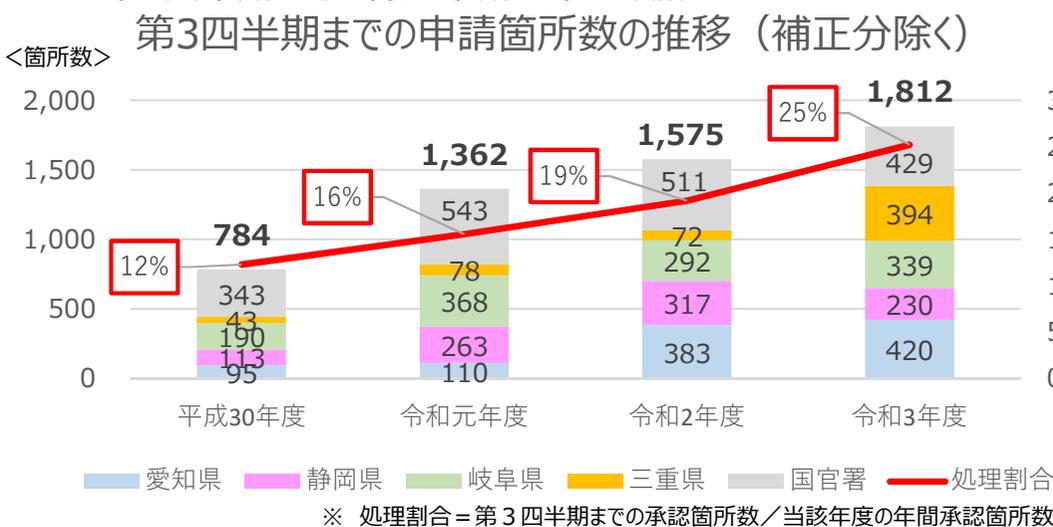
## ②繰越申請の年度末処理の状況

⇒ その事務処理は年度末に集中（1～3月で全体の約8割）している

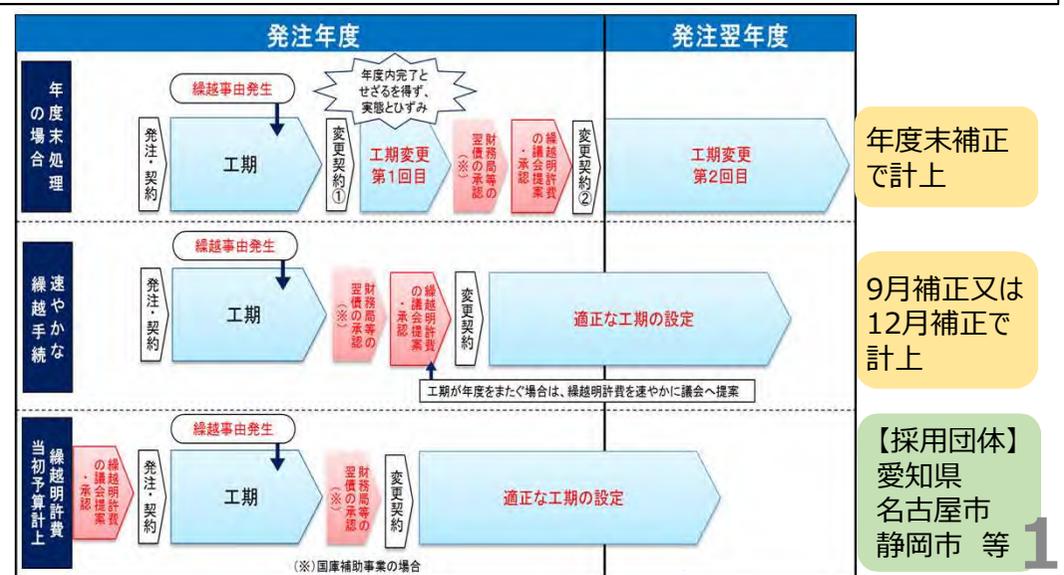


## ③速やかな繰越手続きの状況（直近4か年）

⇒ 第3四半期までの繰越申請は年々増加



## ④繰越明許費の計上について

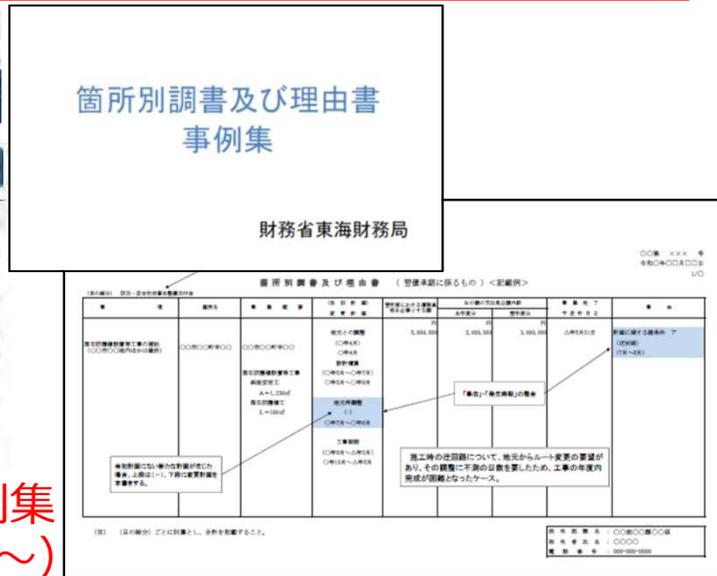


# 繰越申請手続きに関する地方公共団体等への周知

## ①東海財務局HPへの申請書類や事例集の掲載

令和2年9月に、東海財務局HPの「財政」ページに、「歳出予算の繰越し」を新たに開設し、繰越ガイドブック（財務本省へのリンク）に加えて、東海財務局オリジナルの事例集や箇所別調書などの申請書類の様式も掲載。

**令和4年6月には、事例集や箇所別調書を申請者目線で更新。**



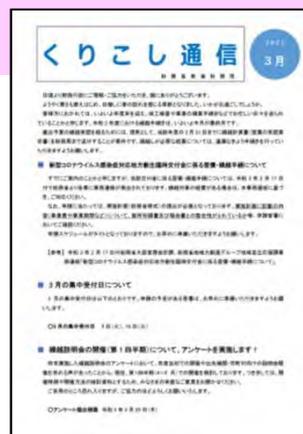
**東海財務局オリジナルの事例集を掲載（令和3年1月18日～）**

## ②メルマガ「くりこし通信」の発行

令和2年7月より、**メルマガ「くりこし通信」**を**発行**し、国官署機関や地方公共団体の担当者へ繰越制度に関する情報などを毎月提供。

【情報提供内容】

- よくある質問（Q & A）
- 新型コロナ関連
- 繰越説明会の開催
- 集中受付日の周知 など



## ③繰越説明会の開催について

- 令和3年度より繰越説明会の**開催を年2回（春と秋）**とし、開催方法についても、参加者の移動時間などの負担軽減を図る観点から、**web会議形式にて実施**。
- また、令和4年6月に開催した繰越説明会の模様を各地方公共団体等の担当者の振り返りのためなどにご活用いただくため、**youtubeにて期間限定で限定公開予定**（6月末～3月末）。
- 令和4年度の繰越説明会においては、春はこれまでと同様に繰越制度全般の研修を行うとともに、秋（10月予定）には**より実践的な「実務者編」を開催予定**。

## ④事故繰越にかかる提出書類の簡素化

これまで以下のとおり簡素化を実施。

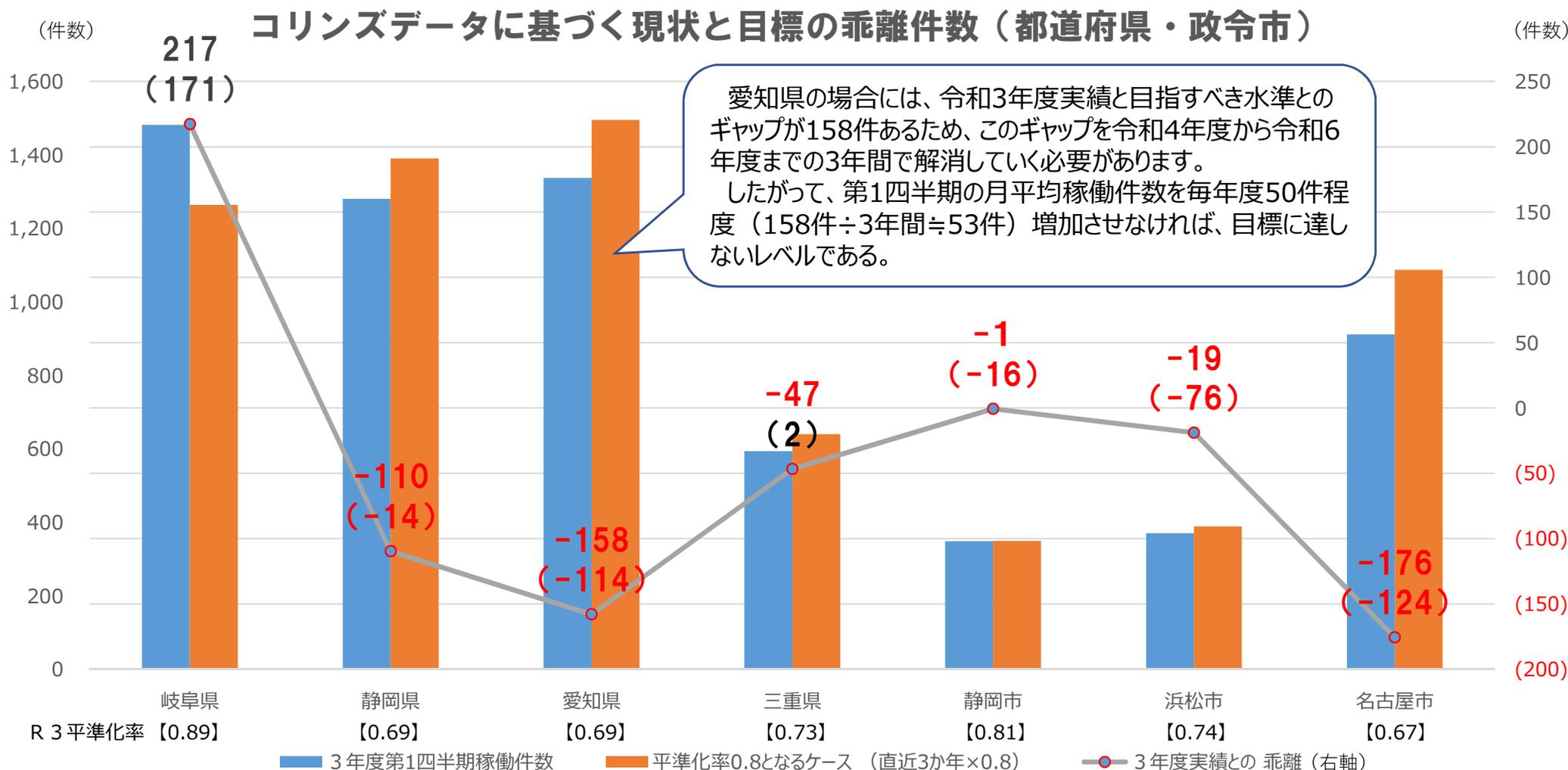
- ①災害復旧・復興事業に係る事故繰越（令和元年度～）
- ②新型コロナウイルス感染拡大による影響に伴う事故繰越（令和2年度、3年度）

上記以外の事故繰越手続きについても、令和4年1月に東海財務局HPにて、「事故事由を確認できる書類」について、**事案に応じて真に必要な書類を最小限添付**して頂ければ良い旨を関係機関に周知するとともに、**モデルケースを提示**。

# 平準化率に関する現状と目標のギャップについて

直近3か年（令和元年度～令和3年度）の月平均稼働件数の平均値に、平準化率の目標値である0.8を乗じて算出した件数と令和3年度の第1四半期における平均稼働件数を比較したところ、**岐阜県以外の団体は目標と現状にギャップが生じている状況。**

一部の自治体においては、ギャップが昨年度より増加しているところも見受けられるので、その要因について自己分析を進めるとともに、特に、**乖離幅の大きい団体については、部局ごとに令和6年度までのロードマップを作成するなど、きめ細かい対応が急務**ではないか。

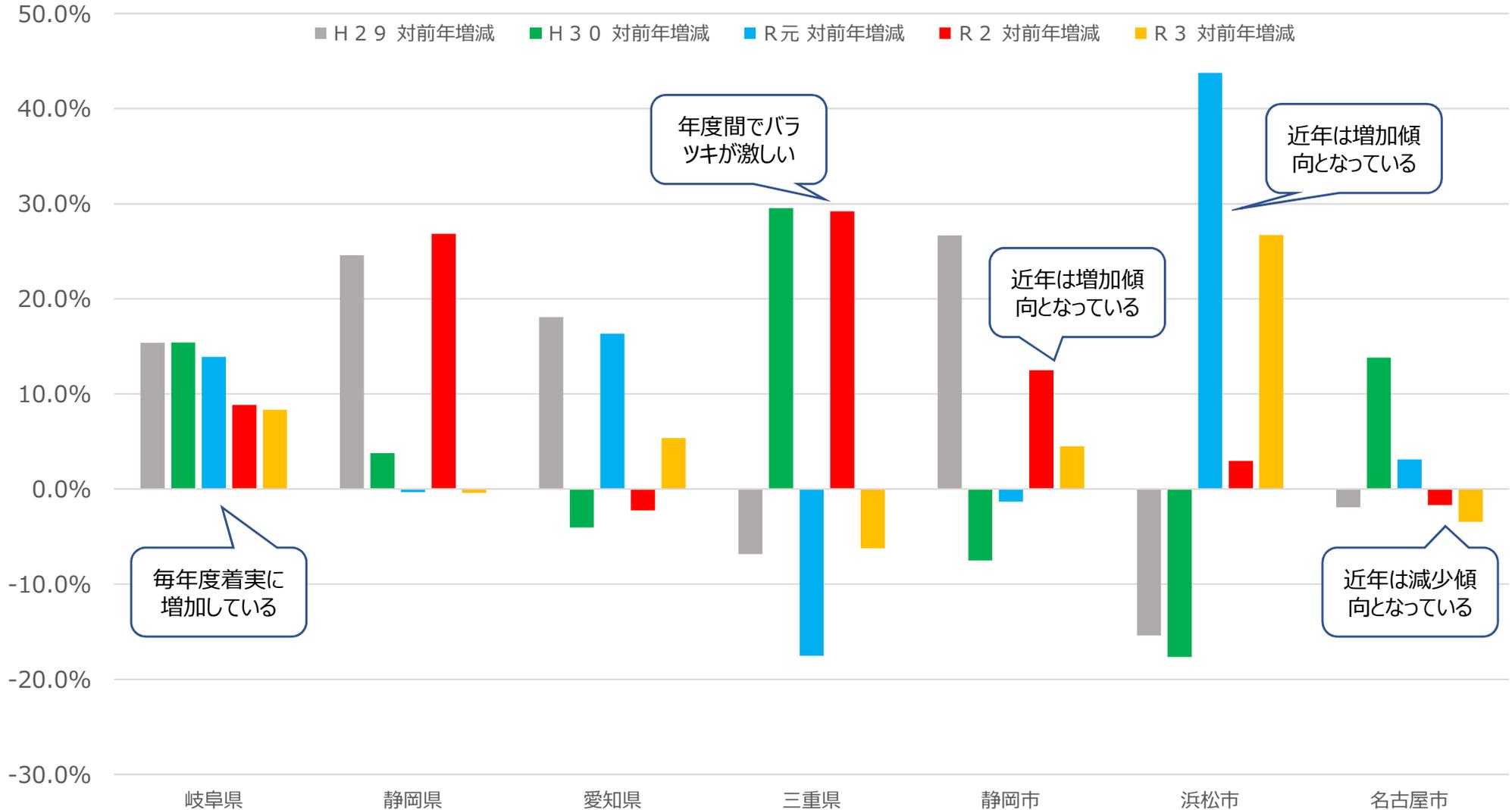


※折れ線グラフの括弧書きは、昨年度に同様の算出方法で示した乖離幅である。

# 第1四半期平均稼働件数にかかる対前年度増減率（都道府県・政令市）

対前年度増減率について、各年度間で変動が激しい地方公共団体については、要因分析が必要であり、特殊要因等を除いた実力ベースでの検証等により、平準化を着実に推進する必要。

## 第1四半期平均稼働件数にかかる対前年度増減率の推移



令和4年6月27日  
中部ブロック発注者協議会  
(事務局 中部地方整備局)

## “まんなかホリデー” 実施します ～毎月第2土曜日は一斉休工です～

国や自治体などで構成される「中部ブロック発注者協議会」では、建設業協会などと協力し、公共工事において、毎月第2土曜日を一斉休工とする“まんなかホリデー”を実施します。

建設業における働き方改革の機運醸成を図るため、令和4年7月より、国・県・政令市が発注する工事から取り組みを始め、10月より市町村が発注する工事についても順次取り組みを拡大していきます。

※“まんなかホリデー”とは中部地区統一の一斉休工のこと

### (1) 背景

社会の基盤を支え、災害時には、地域の守り手として重要な役割を担う建設業が持続的に発展できるよう、職場環境の向上を図る必要があります。

しかし、他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっています。

労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要です。

このため、建設業における働き方改革として休日の取れる職場環境づくりを後押ししていきます。

### (2) 添付資料

別添1：“まんなかホリデー” ちらし

別添2：“まんなかホリデー” スケジュール

### (3) 配布先

中部地方整備局記者クラブ、中部専門記者会

#### 【問い合わせ先】

国土交通省 中部地方整備局 企画部

技術管理課長

建設専門官

市川 幸治 (いちかわ こうじ)

田島 健 (たじま たけし)

(技術管理課) TEL : 052-953-8131 FAX : 052-953-8294

# “まんなかホリデー”

中部地方の公共工事は毎月第2土曜日を一齐休工日にしよう

実施期間：令和4年7月～令和5年3月

なくてはならない建設業を魅力ある職場に！

## 毎月第2土曜日は 一齐休工日です

全ての公共工事を週休2日に！

令和5年3月31日まで  
時間帯 9:00～17:00

### 全ての公共工事

発注者 中部ブロック発注者協議会

施工者 ○○○○建設（株）

※工事看板をイメージして作成しています

建設業における働き方改革として、休日の取れる職場環境を目指し、取り組みを支援していきます。

各工事におきましては、工事工程の調整にご理解、ご協力をお願いいたします。なお緊急工事、災害復旧工事等は対象外とします。

※静岡県内はふじ丸デーとして令和3年度から取り組みを実施中

※三重県内は月2回土日完全週休二日を実施中

実施機関 中部ブロック発注者協議会、各業団体

国土交通省中部地方整備局・中部運輸局 農林水産省東海農政局

警察庁中部管区警察局・中部管区警察学校 財務省東海財務局・名古屋税関 国税庁名古屋国税局

厚生労働省東海北陸厚生局・岐阜労働局・静岡労働局・愛知労働局・三重労働局

林野庁中部森林管理局 経済産業省中部経済産業局 海上保安庁第四管区海上保安本部

環境省中部地方環境事務所 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 静岡市 浜松市 名古屋市

中日本高速道路株式会社 名古屋支社 （独）都市再生機構 中部支社

（国）日本原子力研究開発機構東濃地科学センター （独）水資源機構中部支社 静岡県道路公社

愛知県道路公社 名古屋高速道路公社 名古屋港管理組合 四日市港管理組合

日本下水道事業団東海総合事務所 岐阜県内市町村 静岡県内市町 愛知県内市町村 三重県内市町

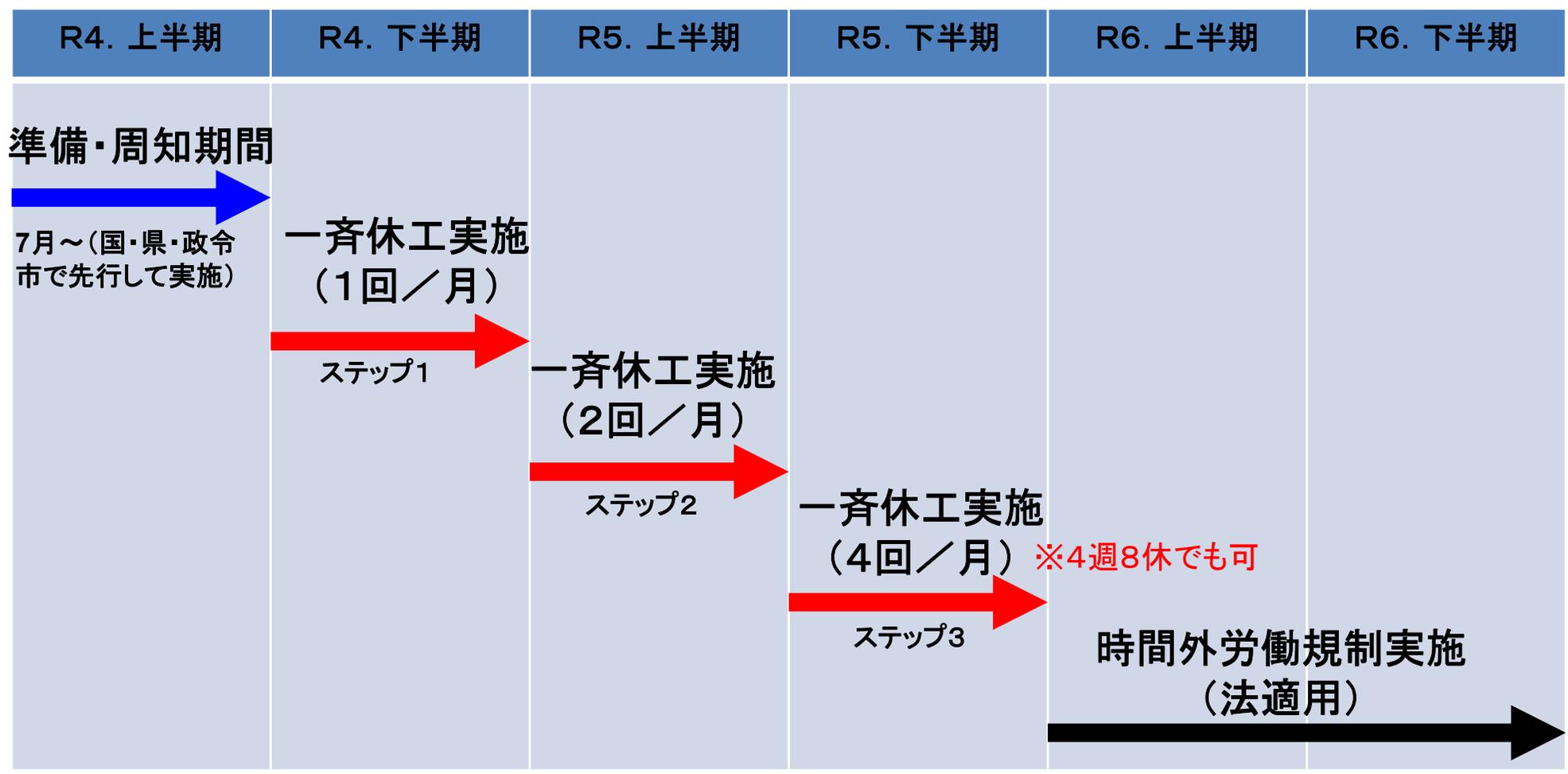
※県内市町村は令和4年10月～

（一）岐阜県建設業協会、（一）静岡県建設業協会、（一）愛知県建設業協会、（一）三重県建設業協会、

（一）日本道路建設業協会中部支部、（一）日本橋梁建設業協会、

（一）プレストレスト・コンクリート建設業協会中部支部、（一）愛知県土木研究会

◆令和6年度までの普及拡大イメージ



<ポイント>

- ・準備・周知期間に取組みの主旨や目的の十分な周知を行う
- ・R6の法適用まで段階的に進めるものとする
- ・取組みを通じて4週8休の機運醸成、職場環境づくりの後押しを図るものであり、強制的ではない

## ⑤ 建設業団体からの要望について

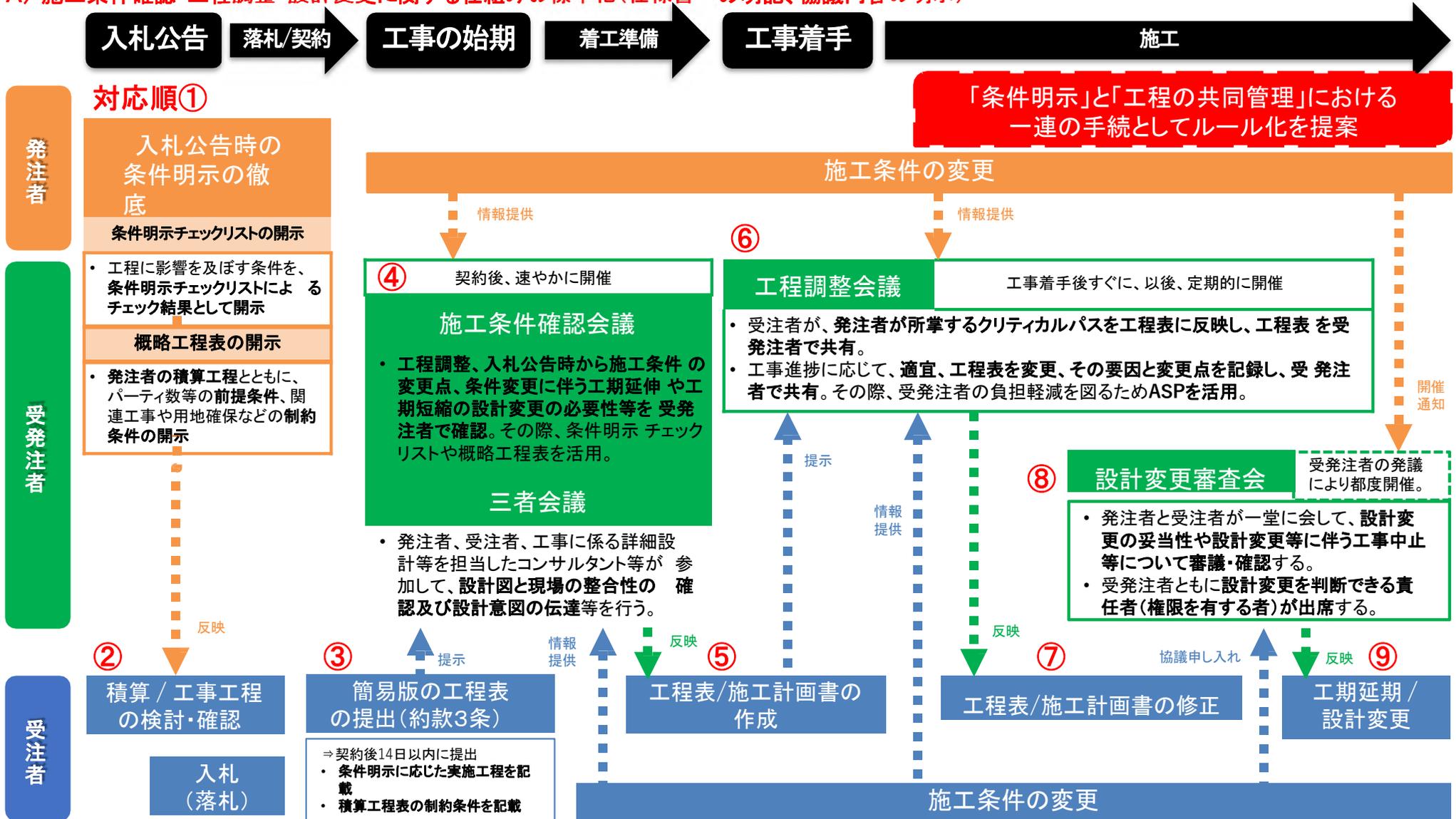
---

## ○中部地整と各建設業団体との意見交換時出された、発注者協議会を通じての要望事項の周知

1	工程の共同管理	三者会議、工程調整会議、設計変更審査会の設置についてルール化
2	施工業務の効率化	①工事書類の簡素化、②監督・検査の効率化
3	技能者の処遇改善	建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及拡大
4	入札と契約に関する	低入札防止対策の徹底
5	資材価格の高騰	取引価格を反映した適正な請負代金、工期の設定等

工事着手前の設計者を含めた「施工条件確認会議」(あるいは「三者会議」)、施工中の「工程調整会議」「設計変更審査会」の設置を特記仕様書に明示するとともに、特に「施工条件確認会議」では工程調整、条件変更の有無、条件変更に伴う工期延伸や工期短縮の設計変更の必要性など協議する内容の標準ルール化が必要

A) 施工条件確認・工程調整・設計変更に関する仕組みの標準化(仕様書への明記、協議内容の明示)

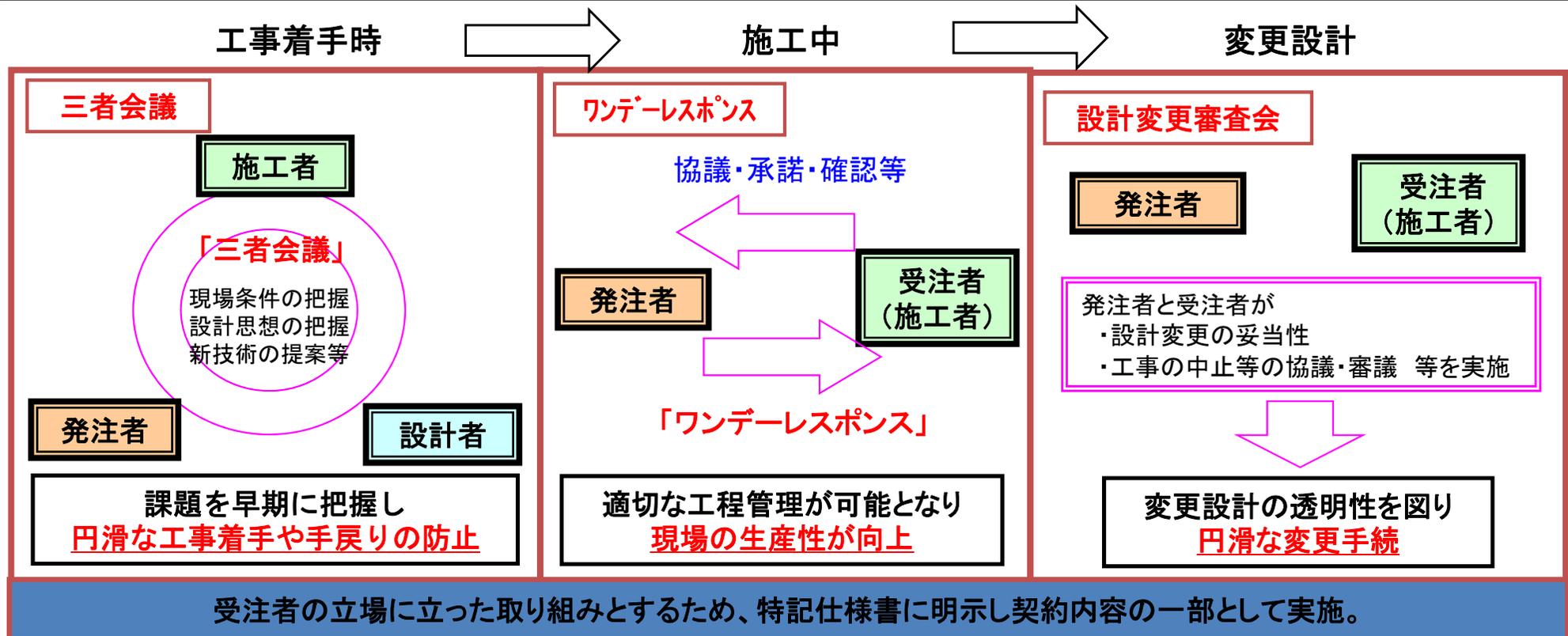


## 【中部地整の取り組み】

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の  
 手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため、以下の施策を継続して取り組む

- ・ 三者会議 : 発注者、設計者、施工者が一堂に会し、情報を共有し工事の円滑な着手、手戻りを防止
- ・ ワンデーレスポンス : 施工者から質問等に対して、迅速な回答を実施し、施工者の手待ち時間を解消
- ・ 設計変更審査会 : 各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施



書類作成業務を軽減するため、地方整備局等では書類スリム化ガイドなど書類の簡素化に取り組んでいる。一方、設計図書<sup>1</sup>の照査確認資料、施工体制台帳、発注者指示の工事打合せ簿、工事履行報告書など「書類作成マニュアル」に反した作成業務が発生している<sup>2</sup>ので、マニュアルが現場の実務に運用徹底されるよう指導されたい。

整備局以外の発注機関においては、国土交通省にて一般化されている検査書類限定型工事を早急に導入されたい。

また、受発注者間の書類のデジタル化を進め、オンライン電子納品を推進するとともに、整備局以外の発注機関では情報共有システム(ASP)、電子検査を早急に導入されたい。

A) 「書類作成マニュアル」に反した作成業務が発生している書類  
 ※国(道路・河川)の256現場へのアンケート結果上位抜粋

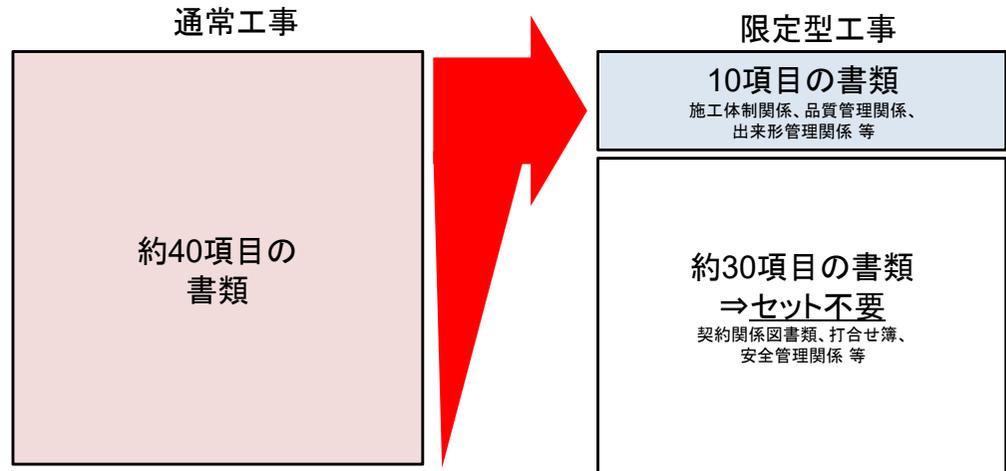
5現場に1現場でマニュアルに反した作成業務が発生している

書類名	「書類作成マニュアル」に反した作成業務	割合
施工体制台帳	元請の添付資料として必要書類以外の資料を求められた。	21%
設計図書の照査確認資料	照査結果に対する根拠資料や対応策の作成を求められた。	19%
発注者指示の工事打合せ簿	発注者の指示に関する資料の作成を求められた。	18%
工事履行報告書	実施工程表の添付を求められた。	18%

※国(道路・河川)の256現場へのアンケート結果

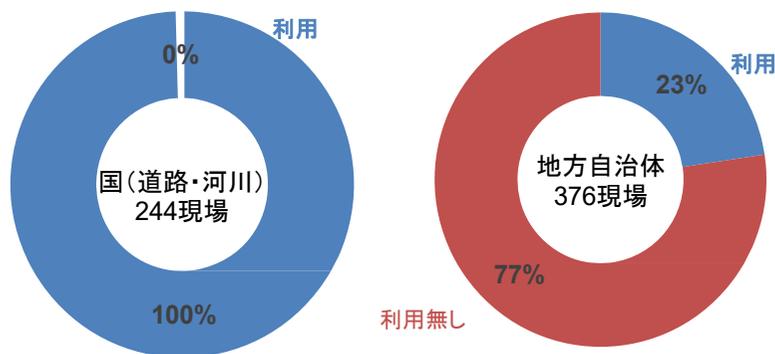
B) 検査書類限定型工事の効果

検査でセットする書類が1/4に削減



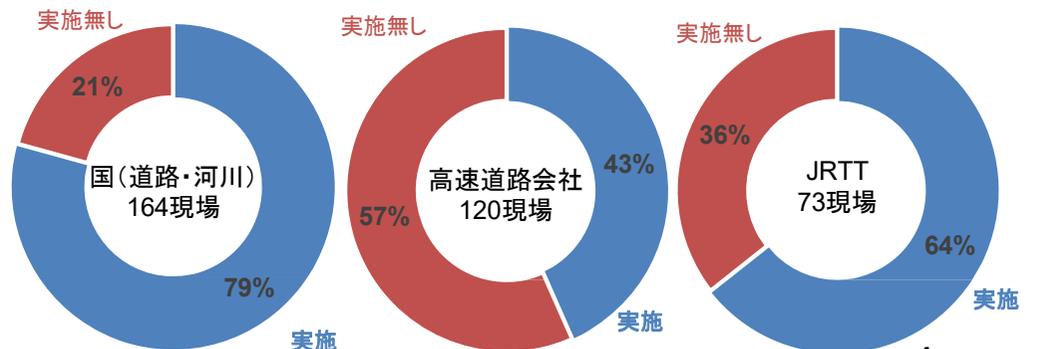
C) ASP利用の有無

地方自治体での利用率が依然として低い



D) 電子検査の実施状況

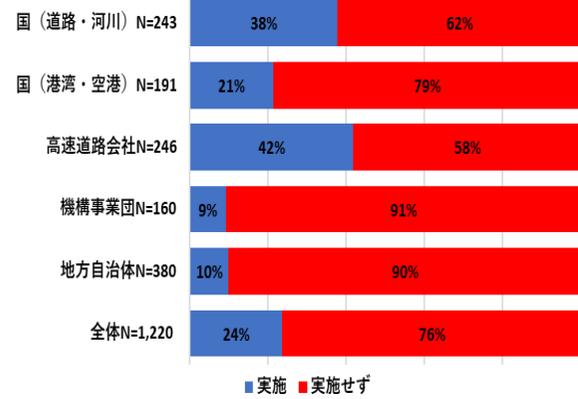
高速道路会社では約6割、JR TTでは約4割で実施されていない



国土交通省や高速道路会社をはじめとする発注機関で遠隔臨場の試行が進められており、その効果が確認されている。整備局以外の発注機関においては、遠隔臨場の実施要領などルール化を行い、効果が期待される工事では全面的に導入されたい。また、中間技術検査や完成検査においても検査基準や工事成績など現場からみた課題の検討を進めるため、地方整備局等での試行工事の取組みを継続されたい。

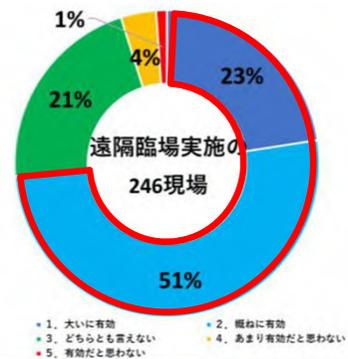
### A) 遠隔臨場の実施状況

国(道路・河川)、高速道路会社ではおよそ4割の現場で実施しているが、機構事業団、地方自治体では1割以下の実施にとどまっている



### B) 遠隔臨場の有効性

遠隔臨場を実施した現場の7割以上が有効性を感じている



有効と回答した主な意見  
 ・立会の待ち時間の短縮(予定通り立会を消化できる)  
 ・立会実施日時の調整がしやすい(突発的な立会でも調整しやすい)  
 ・立会対応の省人化、または省力化

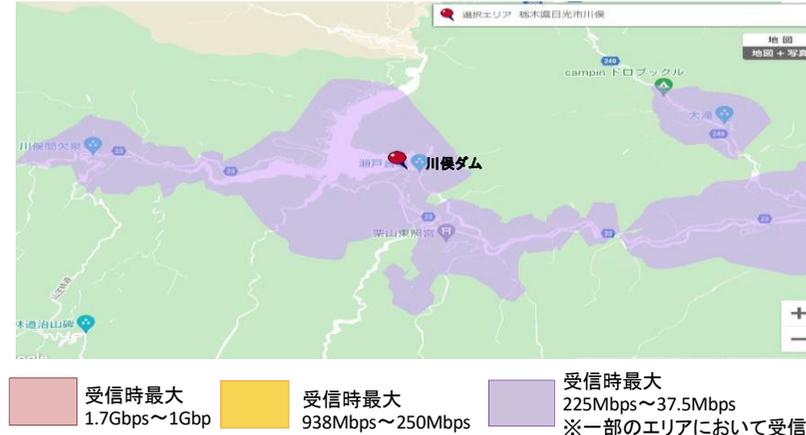
### C) 計測方法のデジタル化

現状はアナログな方法での計測したものを動画配信しているが、デジタル化した検測方法による遠隔臨場を提案



### D) 工事発注当初の現場の通信環境の整備

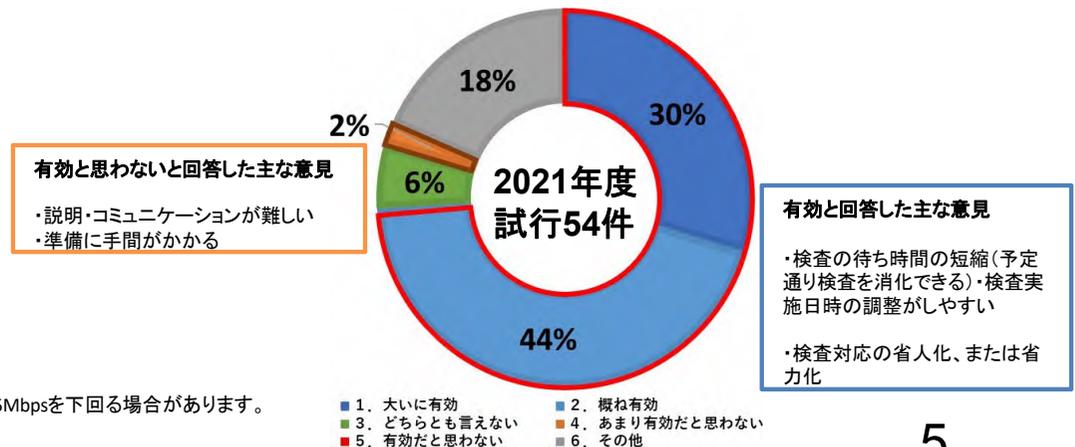
山岳地帯での現場では、遠隔臨場を実施するための十分な通信環境が確保できていない



【出典】NTTドコモホームページ2022年3月時点 川俣ダム周辺(栃木県日光市川俣)

### E) 中間技術検査・完成検査における遠隔臨場の有効性

2021年度の試行工事では7割以上が有効と答えているが、検査で遠隔臨場を実施していない現場からは、出来栄の評価などに不安を感じるなどの意見もあり、試行を継続し課題の検討が必要



有効と思わないと回答した主な意見  
 ・説明・コミュニケーションが難しい  
 ・準備に手間がかかる

有効と回答した主な意見  
 ・検査の待ち時間の短縮(予定通り検査を消化できる)・検査実施日時の調整がしやすい  
 ・検査対応の省人化、または省力化

## 【中部地整の取り組み】

中部地整では工事書類の削減・簡素化に向けた取り組みを進めていますが、取り組みの成果はあがっているものの、現場によって対応に差があり、効果が実感できないとの意見も寄せられています。これらを踏まえ、工事現場業務の効率化推進WG会議を設置し、**現場の取り組み状況の検証と改善や特記仕様書、各種要領の改定を行っています。**

### 【工事現場業務の効率化推進WG会議メンバー】

- 日本建設業連合会 中部支部
- 日本道路建設業協会 中部事務所
- 日本橋梁建設協会 中部支部
- PC建設業協会 中部支部
- 愛知県建設業協会

### 【主なWG内容】

- 現場業務の効率化
- 工事検査の負担軽減
- 工事書類の簡素化
- 工事書類標準化

### ■令和3年度の主な取り組み ○

- 土木工事特記仕様書の改定
- 遠隔検査に関する意見交換

### ■令和4年度の主な取り組み

- 土木工事特記仕様書の改定（アンケート等実施予定）
- 土木工事書類作成提出要領の改定（アンケート等実施予定）
- 工事書類簡素化に向けた受注者との意見交換（アンケート等実施予定）

### <基準類改訂の改定の流れ>

基準類	令和3年度	令和4年度	
		第1回 (令和4年夏頃予定)	第2回 (令和4年冬頃予定)
土木工事特記仕様書	8月改定	意見照会	意見照会
土木工事書類作成提出要領	—	意見照会	意見照会
土木工事書類作成の手引き	意見交換	意見照会	意見交換



## 【中部地整の取り組み】

### 1. 目的

「書類限定型工事検査」は、検査時に必要な書類を限定。監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により、効率化を図る。

### 2. 対象工事

中部地整発注の令和2年4月以降行う**全工事**の検査(完成・中間)を対象。

※「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」は対象外、施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

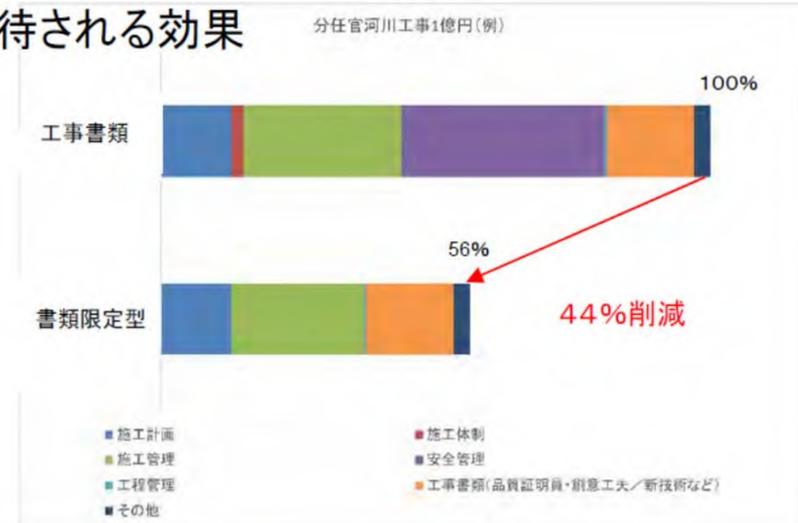
### 3. 試行内容 →R3.4より本格運用

技術検査官は、検査時に下記の8種類に限定して資料検査を行う

- ① 施工計画書
- ② 受注者発議の工事打合せ簿(協議、承諾、提出、報告)
- ③ 出来形管理資料(段階確認、立会を含む)
- ④ 品質管理資料
- ⑤ 契約関係書類
- ⑥ 材料品質証明資料
- ⑦ 品質証明資料
- ⑧ 工事写真

※検査用に作成するのではなく、既存の資料を活用  
 ※技術評価に当たっては、検査官は主任監督員「施工プロセス」のチェックリスト(案)を活用するものとする

### 4. 期待される効果



### 5. 電子検査の推進

電子検査により検査時の書類削減、効率化を推進します

#### スムーズな検査を行うための3つのポイント

1. 工事書類は、検査前に情報共有システムから検査用パソコンにダウンロード
2. 検査時には、書類一覧表で「電子」「紙」を区分し明瞭化
3. 複数のパソコンと大型モニター(またはプロジェクター)の利用



スムーズに検査を行うためのモニター等の配置(例)

## 【中部地整の取り組み】

### 建設現場における遠隔臨場の実施(ウェアラブルカメラ等を使用する)

#### 目的

公共工事・業務における施工状況の確認作業に、映像及び音声の配信・記録を用いることにより、施工者、監督職員の業務が効率化し、契約の適正な履行と円滑な施工確保を図ることを目的とする。

#### 令和4年度より本格運用開始(工事)

##### ①対象工事 原則すべての工事に適用

###### ●対象工事

- ・令和4年4月1日以降契約手続きを開始する全ての工事に適用。
- ・通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になる現場はこの限りではない。

##### ②費用負担 原則すべて発注者指定型

###### ●費用負担

- ・すべて発注者指定型として実施し、遠隔臨場実施にかかる費用の全額を技術管理費に積上げ計上。

(計上費用のイメージ)

- ① 撮影機器、モニター機器、② 撮影機器の設置費、③ 通信費、④ その他(ライセンス代、使用料、通信環境の整備等)

(留意点)

- ・従来の立会・確認に要する費用は共通仮設費として率計上。従来の費用から追加で必要な遠隔臨場のための費用を計上する。
- ・費用の計上は、受注者から見積を徴収し変更対応する。
- ・費用算出にあたっては、実施に必要な最低限の費用を計上する。

##### ③実施要領 全国版の適用(中部版試行要領の廃止)

#### ◎業務については試行継続

中部地方整備局では、業務に対する遠隔臨場(地質ボーリングの検尺等の確認・立会)を令和3年4月より試行していますが、これについては令和4年度も試行を継続します。

### ウェアラブルカメラを使用した立会のイメージ

#### 工事・業務現場



鉄筋組立確認



材料確認



残尺確認



代理人等が、カメラ・音声システムを装備し立会を伝送。

○段階確認・立会をライブ映像・音声にて実施。

○現場不一致等の状況変化もカメラと音声のやりとりで速やかに対応可能。

現場状況の映像・音声を伝送し、遠隔での立会が可能となる。

#### 事務所・出張所・詰所等



現場映像  
出来形確認中

○代理人等からの立会の映像・音声をASP等を通じ監督員が、執務室にて立会。(立会内容は通常の立会同様)  
○監督員が確認したい点があれば、映像・音声を通じてリアルタイムに依頼・確認できる。

#### ポイント① 遠隔臨場とは？

動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うことをいう。

#### ポイント② 中部のこれまでの取組

中部地方整備局では令和元年度より独自要領を定めるなどして、ウェアラブルカメラによる遠隔臨場を試行してきたが、令和4年度から本格運用を開始する。

#### ポイント③ 事例紹介

以下の事例集(本省HPのURL)を参考とされたい。

[https://www.mlit.go.jp/tec/tec.tk\\_000052.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec.tk_000052.html)

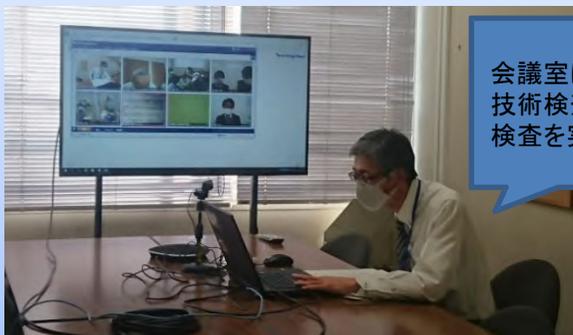
(5)遠隔臨場 に実施要領と事例集掲載。

## 【中部地整の取り組み】

### Webを活用した遠隔での検査

既済部分検査(鋼橋上部工事)と完済検査(PC上部工事及びトンネル工事における新技術の現場実証)において、本官工事では初めて遠隔によるWeb検査を実施(R3年度:既済5件、中間技術4件)。

#### 中部地方整備局



会議室にて、  
技術検査官が  
検査を実施。

#### <検査実施方法>

- Web会議システム(ミーティングプラザ)を使用
- 書類の確認は、ファイル共有機能を使用
- 現地確認は、会議に参加登録したモバイル端末で映像を共有して実施



#### 監督官詰所



#### 受注者 工場・設計・現場事務所等



工事書類、写  
真などの提示  
と説明

現地確認箇所  
の撮影

#### 施工現場



※令和4年度以降も、既済部分検査を中心にWeb検査を実施していく予定。

## 【中部地整の取組み】

- 「建設現場における遠隔臨場の試行方針」に基づき、令和3年度までに直轄工事において試行を実施。
  - 令和4年3月に「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)」及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」を策定し、令和4年度以降の直轄工事において本格的な運用を開始した。
- 実施要領等の掲載：[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_tk\\_000052.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html)



①ウェアラブルカメラ装着状況



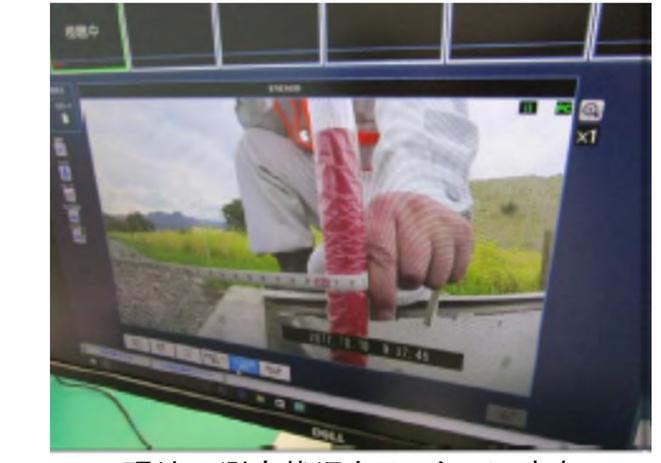
①臨場(受注者)の状況



②詰所でのリアルタイム確認



②監督員(発注者)の確認状況



現地の測定状況をモニターに映す

## 【効果】

従来、発注者職員が現場に向かい臨場で確認していた事項を、遠隔(リモート)で確認可能。  
 →人との接触を最小限に抑えることが可能に!

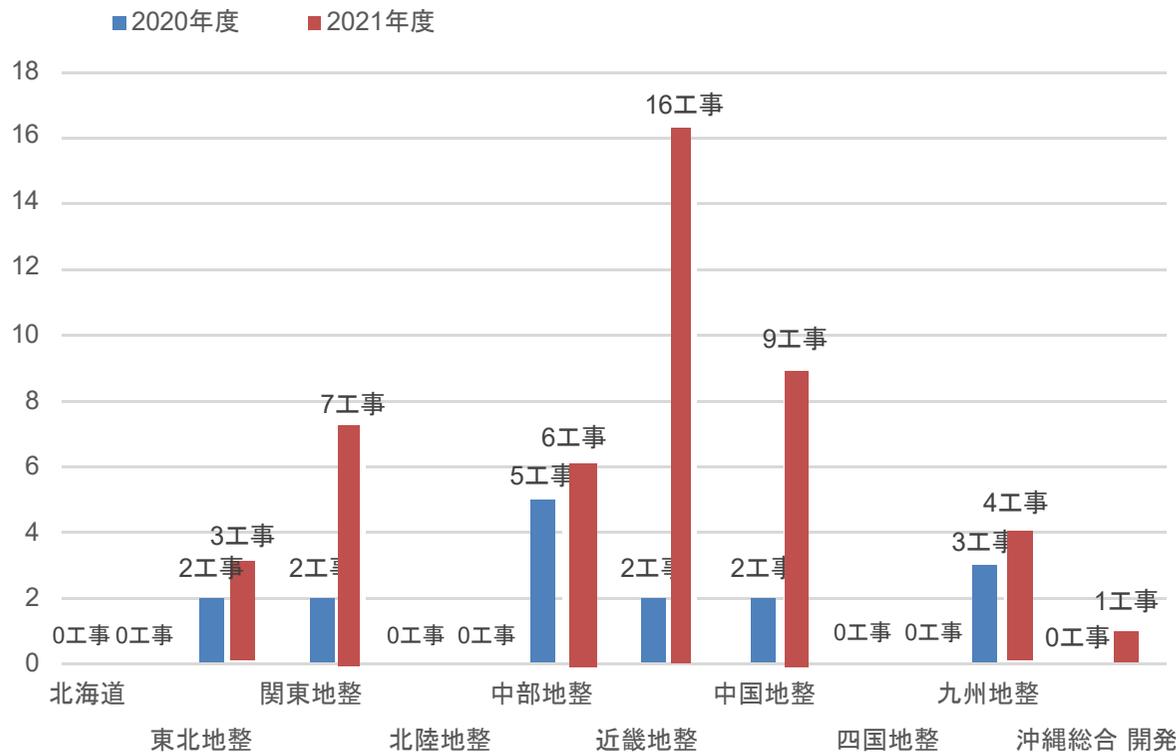
# 3. 技能者の処遇改善（建設キャリアアップシステムの普及拡大等） 中部ブロック発注者協議会

2023年度からの民間工事も含めた「あらゆる工事でのCCUS完全実施」(国土交通省2020年3月決定)が目前に迫ってきていることから、国土交通省においては、引き続き自治体及び都道府県建設業協会が参加するブロック別連絡会議等を通じて一層の普及促進に取り組むとともに、直轄工事の大半をCCUS義務化モデル工事の対象とするなどCCUSの普及拡大を強力に推進されたい。さらに、整備局以外の発注機関においては、国土交通省の技術的支援の下、CCUS義務化モデル工事の導入を含め、CCUSの活用促進対策を積極的に推進されたい。

## A) CCUSブロック別連絡会議

2021年度		2022年度	
第1回連絡会議	10月～11月 全国8ブロックで開催	第2回連絡会議	6月頃を目途に開催予定
現場見学会	10月～12月 北陸、中部、近畿、四国で開催		

## B) 直轄CCUSモデル工事件数(一般土木工事(Cランク))(国土交通省資料より)



## C) 都道府県におけるCCUSモデル工事等(国土交通省資料より)

都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価	都道府県名	直轄Cランク工事	都道府県工事での評価
北海道		●(予定)★(予定)	滋賀県	●	◎
青森県		△	京都府	●	◎(予定)
岩手県		△	大阪府	●	△
宮城県	●	◎★	兵庫県	●	◎
秋田県	●	◎(予定)	奈良県	●	△
山形県		●(予定)	和歌山県	●	○
福島県	●	●(予定)、◎	鳥取県		★(予定)
茨城県		●(予定)	島根県	●	◎
栃木県	●	◎	岡山県	●	◎
群馬県	●	◎★	広島県		◎
埼玉県	●	◎★	山口県	●	●(予定)
千葉県		△	徳島県		◎
東京都	●	△	香川県	○	◎(予定)
神奈川県		△	愛媛県		◎★
新潟県		△	高知県	○	△
富山県		△	福岡県		◎
石川県	●	◎	佐賀県	○	△
福井県	●	◎	長崎県	○	◎
山梨県	●	◎	熊本県		◎★
長野県	●	◎	大分県		△
岐阜県	●	◎★	宮崎県	●	◎◎★
静岡県	●	◎◎	鹿児島県	●	◎◎(予定)
愛知県	●	△	沖縄県	●	◎
三重県	○	◎★			

(令和4年3月14日 現在)

<直轄Cランク工事>

- 都道府県建設業協会が賛同
- 協会において検討中

※赤字は令和3年9月以降に表明されたもの

<都道府県工事での評価>

- モデル工事等工事評定での加点
- ◎ 総合評価における加点
- 入札参加資格での加点
- ★ カードリナー等費用補助
- △ 検討中

※赤字は令和3年4月以降に導入を表明されたもの

11

国土交通省調べ 等

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる仕組み**
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

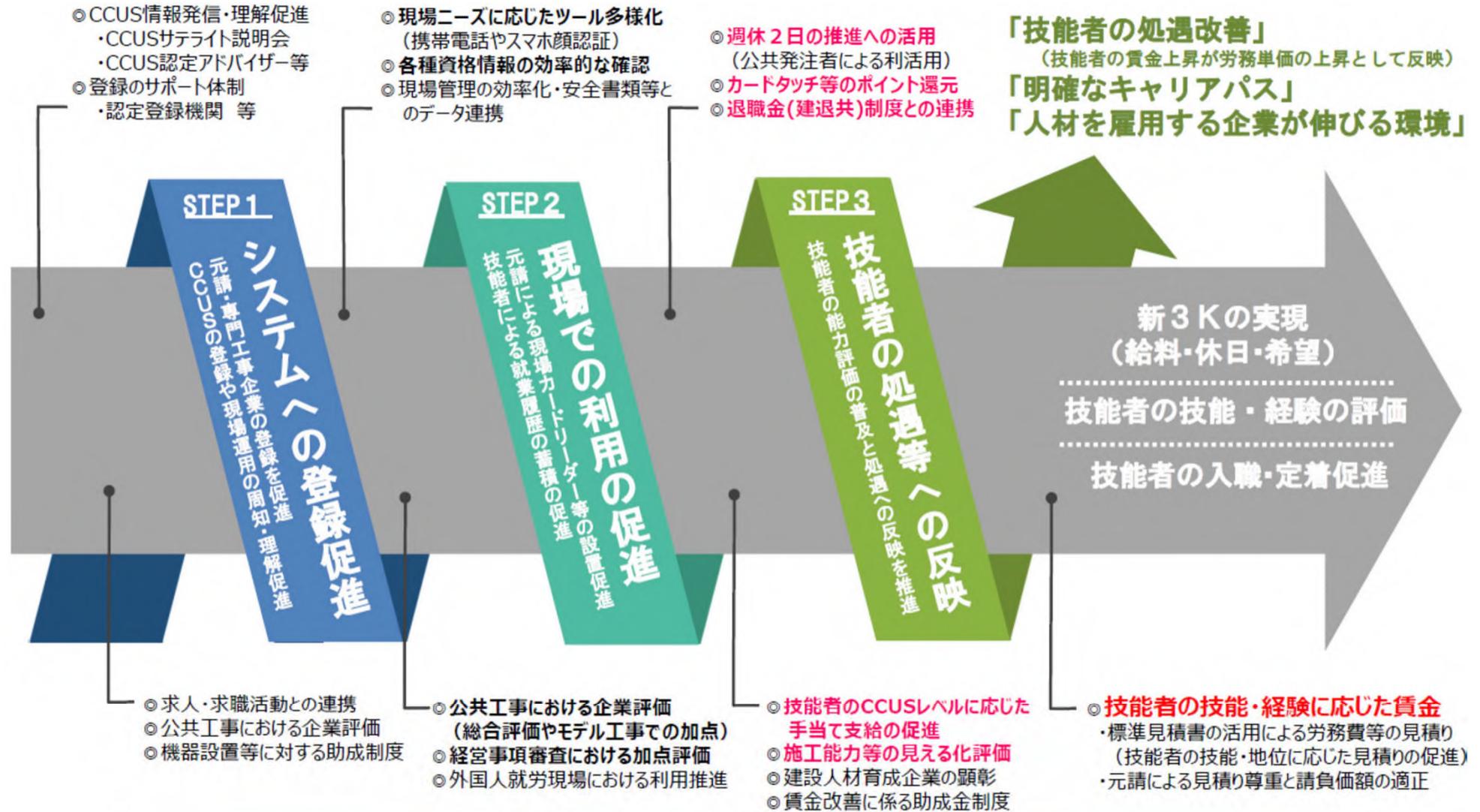
## <建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：(一財)建設業振興基金



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
  - ◎ 技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長(生産性向上)
- 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

## システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程



建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会のもと官民一体で推進

国交省CCUSポータルサイトで各種支援や取組を一元的に情報発信

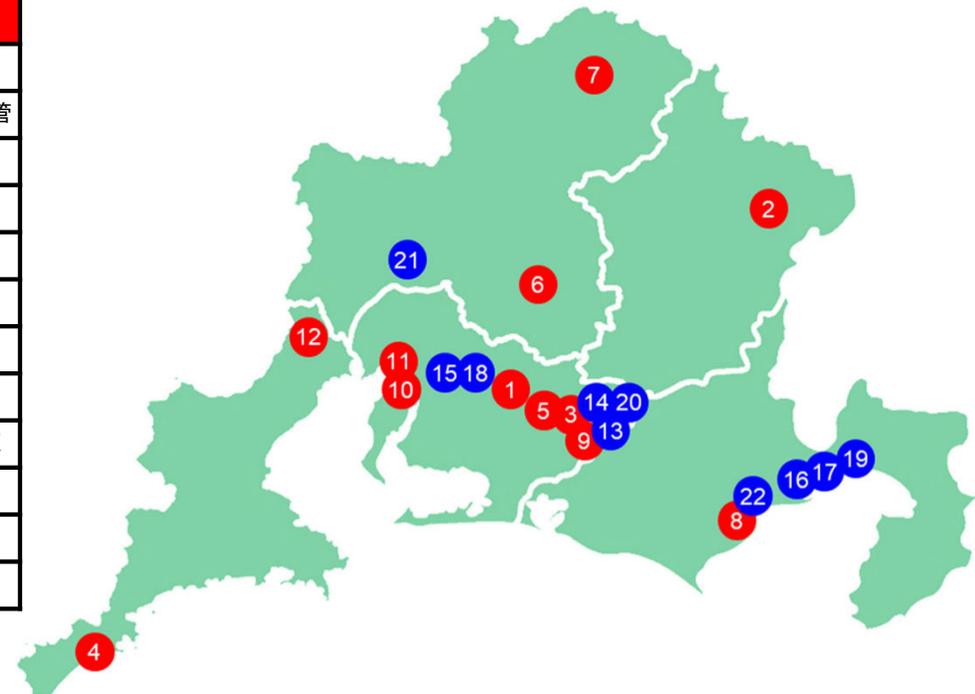
## CCUS義務化モデル工事

番号	工事名(CCUS義務化モデル工事)	事務所
1	令和2年度 153号新伊勢神トンネル工事	名古屋国道
2	令和3年度 小渋ダム土砂バイパストンネル災害復旧工事	天竜川ダム統管
3	令和3年度 設楽ダム瀬戸設楽線4号トンネル工事	設楽ダム
4	令和3年度 42号熊野第1トンネル工事	紀勢国道
5	令和3年度 設楽ダム右岸工事用道路工事	設楽ダム
6	令和3年度 新丸山ダム国道418号7号橋潮見下部工事	新丸山ダム
7	令和3年度 中部縦貫坊方トンネル工事	高山国道
8	令和3年度 1号藤枝BP潮トンネル工事	静岡国道
9	令和3年度 三遠道路新城地区道路建設工事	浜松河川国道
10	令和3年度 247号西知多道路荒尾OFFランプ橋下部工事	愛知国道
11	令和3年度 247号西知多道路東海JCT・EFランプ橋下部工事	愛知国道
12	令和3年度 東海環状田切川橋下部工事	北勢国道

## CCUS活用推奨モデル工事

番号	工事名(活用推奨モデル工事)	事務所
13	令和2年度 三遠道路4号トンネル工事	浜松河川国道
14	令和2年度 設楽ダム瀬戸設楽線5号橋下部工事	設楽ダム
15	令和2年度 155号豊田南BP天王地区道路建設工事	名四国道
16	令和2年度 由比深礎杭SB25工事	富士砂防
17	令和2年度 由比深礎杭SB5工事	富士砂防
18	令和3年度 155号豊田南BP宮口橋下部工事	名四国道
19	令和3年度 139号富士改良下り本線ランプ橋下部工事	静岡国道
20	令和3年度 設楽ダム国道257号3号橋下部工事	設楽ダム
21	令和3年度 156号岐阜東BP岩田地区橋台工事	岐阜国道
22	令和3年度 1号丸子地区防災工事	静岡国道

● …義務化モデル工事      ● …活用推奨モデル工事



### <県別実施状況>

県	令和2年度			県	令和3年度		
	義務化モデル	活用推奨モデル	合計		義務化モデル	活用推奨モデル	合計
愛知県	1	2	3	愛知県	5	2	7
岐阜県	0	0	0	岐阜県	2	1	3
三重県	0	0	0	三重県	2	0	2
静岡県	0	3	3	静岡県	1	2	3
長野県	0	0	0	長野県	1	0	1
合計	1	5	6	合計	11	5	16

※令和4年3月時点の工事の状況(営繕工事・港湾空港工事を除く)

## 【中部地整の取り組み】

### 1. 概要

建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用を**成果として特記仕様書及び入札説明書に明記(契約事項)**するとともに、その達成状況に応じて工事成績評価において**評価**するモデル工事を試行。

### 2. 対象工事：

- ① **一般土木工事の本官発注分については、原則として全ての工事においてモデル工事を実施**
- ② **これ以外の直轄工事(分任官発注分を含む。)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、対象とする工事や件数、発注方式を積極的に検討し、モデル工事を実施**

### 3. 試行内容

#### (1) 特記仕様書に条件明治

- ① **CCUSの現場登録を行うとともに、カードリーダーを設置すること**
- ② **工事期間中の平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努めること**
- ③ **工事期間中の平均就業履歴蓄積率(カードタッチ率)50%を達成するよう努めること**

#### (2) 施工段階

特記仕様書に定めた時期に、以下についてそれぞれ確認。なお確認方法は、発注者より受注者に報告を求める。

- ・ **事業者登録率 / 技能者登録率 / 就業履歴蓄積率(カードタッチ率)**

#### (3) 工事成績評価(工事完成検査/成績評価時)

特記仕様書に記載された①～③の達成状況により工事成績評価で**加点**／**減点**(義務化モデル工事)、**加点**(活用推奨モデル工事)

※**目標達成: 1点加点(平均技能者登録率90%以上の場合は2点加点)**

※**目標を著しく下回った場合(平均事業者登録率70%未満又は平均技能者登録率60%未満又は平均就業履歴蓄積率30%未満): 1点減点(減額措置は義務化モデル工事のみ対象)**

品確法に基づき、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、整備局以外の発注機関においては、実効性のある低入札防止対策を徹底されたい。

### A) 落札率85%未満かつ低入札価格調査基準未満での落札の発生率

特にJRTT、政令指定都市における  
実効性ある低入札防止対策の徹底をお願いしたい

2018年度～2020年度に日建連会員企業が落札した3億円以上の土木工事より集計

発注機関	日建連会員受注	落札率85%未満かつ調査基準価格未満	低入札発生率	最低落札率
国(道路・河川)	303件	0件	0%	—
高速道路会社	146件	15件	10%	73%
JRTT	22件	3件	14%	57%
都道府県	286件	9件	3%	69%
政令指定都市	63件	20件	32%	50%

### B) 国土交通省直轄工事における低入札防止対策の取組み

国土交通省直轄工事では施工体制確認型総合評価を採用

	評価点の配点割合	
調査基準以上 で入札	標準点100点	加算点40～60点  施工体制評価点30点から減点方式*
※施工体制が必ずしも十分に確保されないと認める事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点する		
調査基準以下 で入札	標準点100点	加算点40～60点  施工体制評価点0点から加点方式*
※施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加点する		

※国土交通省資料より

### C) ダンピング競争の恐れがある新たな入札契約方式

#### NEXCO東日本: 総合評価落札方式(高度技術提案型)

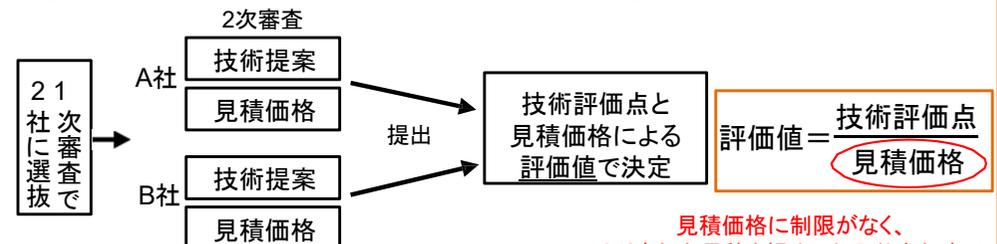
- 技術評価点が最も高い入札参加者の見積が採用され、契約制限価格を決定
- 契約制限価格をもとに低入札調査基準価格が設定されるが、低入札基準価格を下回った場合でも低入札調査を通過すれば落札が可能  
→ダンピング競争の恐れがある

入札価格に制限がなく、より低い入札価格の入札参加者の評価値が高くなる

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

#### NEXCO西日本: 技術選抜見積方式

- 2社選抜後、技術評価点と見積価格により総合的に評価され、落札者を決定  
→見積価格に制限がないため、ダンピング競争の恐れがある



見積価格に制限がなく、より安価な見積を提出した入札参加者の評価値が高くなる

#### NEXCO中日本: 施工省力化技術導入総合評価方式

- 契約制限価格・低入札調査基準の設定がないため、ダンピング競争の恐れがある

#### 首都高: 技術提案価格交渉方式(高度技術タイプ)

- 低入札価格調査基準の設定がないため、ダンピング競争の恐れがある

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の 品質確保に支障となるおそれがあるとともに、担い手の育成・確保に必要な 適正な利潤を確保することが困難となる等の問題

## 発注者において内在する課題

- ❑ ダンピング受注を防止するための適切な措置が講じられていない
- ❑ 発注関係事務を適切に実施することができない脆弱な体制

### ○公共工事品確法基本方針

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項  
(中略)・・・ ダンピング受注を防止するための適切な措置を講じていないこと等により、公共工事の品質確保が困難となるおそれがある低価格での契約の締結を許容している発注者の存在も指摘されており、・・・

**不良・不適格業者が排除されていないおそれ**

## 制度の実効性確保

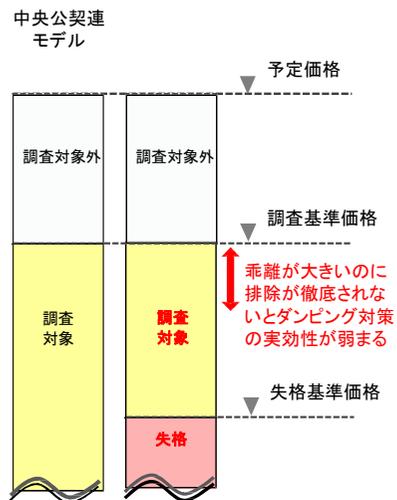
- ❑ 適切な低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定
- ❑ 調査基準価格を下回った金額で入札した者に対する適切な調査の実施
- ❑ 一定の価格を下回る入札を失格とする「価格による失格基準」の積極的な導入・活用

○ 低入札価格調査の実効性を確保するために、自治体の実情に応じて、以下のいずれかの制度を導入し、組み合わせて活用することなどにより、不適格な業者を排除することが必要

- ① **価格による失格基準**
- ② **特別重点調査制度** (低入札価格調査より厳格な調査の実施)
- ③ **施工体制確認型総合評価制度**

制度を導入しておくことが  
**ダンピング受注への抑止力**  
という観点からも有効

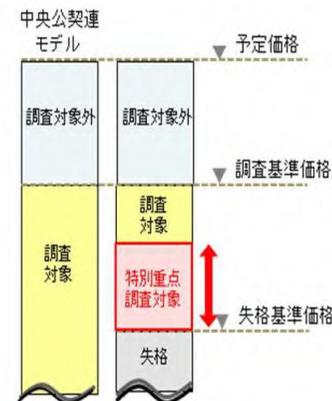
① 価格による失格基準



② 特別重点調査制度

<直轄工事の例>

○ 予定価格が1億円以上の工事を対象  
○ 各費用のいずれかが、予定価格の積算内訳に次に掲げる率を乗じて得た金額に満たない場合

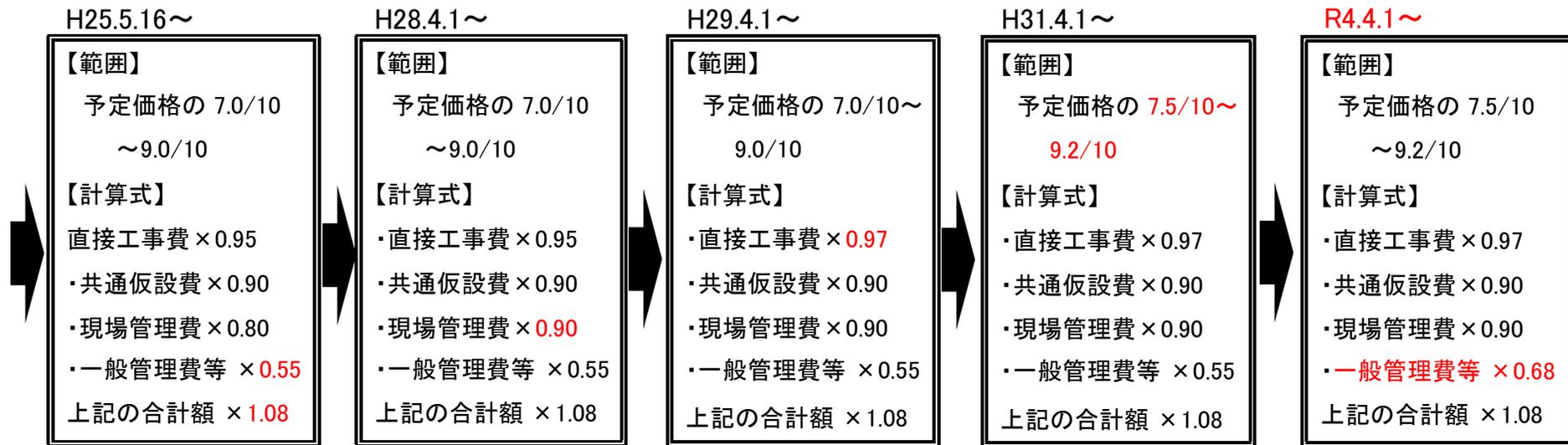


直接工事費	共通仮設費
90%	80%
現場管理費	一般管理費
80%	30%

③ 施工体制確認型総合評価制度

評価点の配点割合 (例)				
調査基準以上 で入札	<table border="1"> <tr> <td>標準点100点</td> <td>加算点40~60点</td> <td>← 施工体制評価点30点から減点方式*</td> </tr> </table> <p>※ 施工体制が必ずしも十分に確保されないとする事情がある場合に限り、施工体制評価点を満点から減点する</p>	標準点100点	加算点40~60点	← 施工体制評価点30点から減点方式*
標準点100点	加算点40~60点	← 施工体制評価点30点から減点方式*		
調査基準以下 で入札	<table border="1"> <tr> <td>標準点100点</td> <td>加算点40~60点</td> <td>→ 施工体制評価点0点から加算方式*</td> </tr> </table> <p>※ 施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り、施工体制評価点を加算する</p>	標準点100点	加算点40~60点	→ 施工体制評価点0点から加算方式*
標準点100点	加算点40~60点	→ 施工体制評価点0点から加算方式*		

## 中央公契連モデル



(注) 計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

## 算定式の意味

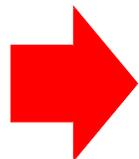
材料費、労務費等

運搬費、準備費等

現場労働者  
に係る費用

会社運営に係る費用

算定式は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等のうち、適正に工事を履行する上で最低限必要な費用(義務的経費)の峻別により設定されたもの



この基準額を下回る場合は、通常であれば適正に工事を履行することができないおそれがあることから、具体的な判断基準を定め、これを公表するとともに適切に運用すること。

○調査基準価格を下回る受注に伴って、手抜き工事、下請しわ寄せ、契約不履行につながらないように、**工事品質・\_\_\_\_\_**  
**下請代金・契約履行(3C)徹底のため5つの措置**を推進(ダンプ受注3C徹底のための『かきくけこ』の推進)  
 ※今後、**履行確保措置の実施について、自治体へ取組の強化を要請し**、入契調査等を通じてフォローアップ

<b>手抜き防止</b> (品質確保の徹底)  <b>Construction Quality</b> ~工事品質~	監督・検査の強化 (か)	○施工体制や監理技術者の専任制の把握確認について要領に基づく点検の徹底に加え、施工状況を踏まえて随時点検を実施 ○モニターカメラ等の設置による施工状況の把握、不可視部分の出来形管理のためのビデオ撮影の義務づけ、施工計画書の内容のヒアリングの実施など、発注者の監督・検査等を強化
	技術者の増員 (き)	○監理技術者に加え、受注者は同等の要件を満たす技術者等を現場に追加配置

<b>しわ寄せ排除</b>  <b>Cost</b> ~下請代金~	下請業者への公正・透明(クリア)な支払の確認 (く)	○下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等元請下請双方に調査の上確認。(指導が必要と考えられる場合は、許可行政庁へ立入り検査等を要請)
--	----------------------------	--

<b>不履行への対応強化</b> (発注者の備えの強化)  <b>Contract</b> ~契約の履行~	契約保証額の引上げ等 (け)	○受注者が契約の締結と同時に付する必要がある保証の額の引上げ ○受注者が請求できる前払金の額の縮減
	工事請負契約に係る指名停止措置の強化 (こ)	○粗雑工事を生じた場合の工事請負契約に係る指名停止措置の強化

## 「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」

(令和4年4月26日国不建第52号～第55号、国交省不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者)

◇ 取引価格を反映した**適正な請負代金の設定**や納期の実態を踏まえた**適正な工期の確保**に加え、本年実施した**モニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用**や**必要な契約変更の実施**について要請

契約締結時

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている**請負代金や工期の変更に関する規定(スライド条項等)**を適切に設定すること

契約締結後

それらの規定を**適切に運用**すること

受注者や下請から**協議の申出があった場合は適切に応じる**こと等により、状況に応じた**必要な契約変更を実施**するなど、適切な対応を図ること

◇ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

**建設業者団体**

・ 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、**発注者との契約においても適切な対応**を図ること  
 ・ **資材業者等に対しても同様の配慮**を行うこと

**公共発注者**

・ **資材単価の改定を月ごとなど適時に行う**こと、状況等を踏まえて**単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加等**の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、**原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映**すること

**民間発注者**

・ 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での**重要なパートナー**であり、また、**受発注者間の価格の転嫁が元下間・資材業者等への転嫁に当たっても重要**となることから、**適切な対応**を図るべきこと

◇ 価格転嫁に関する相談等を「**建設業フォローアップ相談ダイヤル**」にて受け付けている旨周知

## 「ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分のアスファルト合材価格への適切な転嫁について」

(令和4年4月26日20220426製局第1号・国不建第56号、**経産省製造産業局長・国交省不動産・建設経済局長** → 日本アスファルト合材協会、建設業者団体、公共発注者、民間発注者)  
 (両省の連携により発出)

◇ アスファルト合材の取引に係る事業者に対し、アスファルト合材について、原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、**当事者間で十分に協議の上適正な取引価格を設定**するなど、適切な対応を図ることを働きかけ

◇ **公共・民間発注者**に対しても、同様に、**適正な請負代金の設定**や**必要な契約変更の実施**について要請

➡ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、**官民協働**で取組を推進



## (3) 各機関の取り組みについて

---

令和4年6月

# 中部地方整備局の取組み

---

令和4年6月

# 1. 地方自治体等支援(取組み)

## 協議会事務局における取組み(R4)

### 研修・講習会の実施(実施時期は適宜)

- ・改正品確法運用指針等の講習会を各県部会にて開催
- ・地方自治体の講習会・研修への講師派遣
- ・直轄の工事監督・検査担当職員研修、中部地整研修への自治体職員受入

### 直轄工事検査への臨場立会(立会時期は秋頃から2月まで)

- ・直轄工事の検査に自治体職員の臨場立会

### 人的支援(支援時期は適宜)

- ・地方自治体の総合評価審査委員会へ委員として職員を派遣

### 相談窓口の設置・情報共有

- ・公共工事品質確保の相談窓口を設置
- ・改正品確法受注者アンケート(窓口)の設置

### 外部からの支援体制の活用

- ・中部ブロックで「公共工事発注者支援機関の評価制度」を設立し活用

認定機関として[土木]5機関 [建築]5機関を認定 (令和4年6月9日現在)

研修・講習の講師派遣、検査等の臨場立会の依頼につきましては、総括窓口の本局技術管理課まで、窓口への相談等につきましては、近隣の県代表事務所または本局技術管理課までご連絡をお願いします

# 1. 地方自治体等支援(窓口一覧)

## ◆相談窓口一覧

(R4.4.1現在)

		事務所名等	役職	担当者名	連絡先【電話】		
公共工事発注者支援本部	本局	総務部 企画部 港湾空港部	(総括窓口) 技術管理課 課長補佐	田島 健	052-953-8131		
		営繕部	(公共建築相談窓口) 技術・評価課 建設専門官	村瀬 昌康	052-953-8197		
	県代表事務所	岐阜県	木曾川上流河川事務所	副所長(技)	神本 崇	058-251-1321	
			岐阜国道事務所	副所長(技)	岩田 明	058-271-9811	
		静岡県	静岡河川事務所	副所長(技)	桃木 優一	054-273-9100	
			静岡国道事務所	副所長(技)	浅井 聡	054-250-8900	
			清水港湾事務所	副所長(技)	和田 尚久	054-352-4146	
			静岡営繕事務所	(公共建築相談窓口) 技術課長	白金 秀俊	054-255-1421	
		愛知県	庄内川河川事務所	副所長(技)	浅井 慎一	052-914-6711	
			名古屋国道事務所	副所長(技)	奥出 克	052-853-7320	
			名古屋港湾事務所	副所長(技)	飯田 基	052-651-6266	
			三河港湾事務所	副所長(技)	山口 孝昭	0532-32-3251	
		三重県	三重河川国道事務所	副所長(技)	岡村 和久	052-229-2211	
			四日市港湾事務所	副所長(技)	細川 浩二	059-351-1357	
		長野県	天竜川上流河川事務所	副所長(技)	菊池 五輪彦	0265-81-6411	
			飯田国道事務所	副所長(技)	市川 英敏	0265-53-7200	
		その他事務所		『改正品確法運用指針』に関するご相談は、上記担当者を窓口と致しますが、各事務所に設置の地域総合支援室「担当者」でも受け付けます。			

## 2. 担い手確保に向けた取組み

- 建設業の**新3K（給与・休暇・希望）**を実現するため、国土交通省直轄工事において各種モデル工事（総合評価や成績評定での加減点）などの取組を実施。
- 中長期的な建設業の担い手を確保し、地域の安全・安心や経済を支える。

給与	休暇	希望
<p><b>□「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事★</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 日建連による「労務費見積り尊重宣言」を踏まえ、<u>下請企業からの労務費見積を尊重する企業を、総合評価や成績評定において優位に評価。</u></li> <li>● R2.1月より大規模工事を対象に、関東地整で先行的にモデル工事を発注。</li> <li>● R2年度は<u>全国でモデル工事</u>を発注。 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 促進モデル工事：24件</li> <li>※R3年度は集計中</li> </ul> </li> </ul> <p><b>□CCUS義務化モデル工事等★</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たに、一般土木において、<u>CCUS活用の目標の達成状況に応じて成績評定を加減点</u>するモデル工事を発注。</li> </ul> <p>＜R2年度の公告件数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 義務化モデル工事：26件</li> <li>✓ 活用推奨モデル工事：43件</li> <li>※R3年度は集計中</li> </ul>	<p><b>□週休2日対象工事★</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 週休2日の確保状況に応じて、<u>労務費等を補正</u>するとともに、<u>成績評定を加減点する「週休2日対象工事」</u>を発注。</li> </ul> <p>＜これまでの実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 165件(H28年度)</li> <li>→1,106件(H29年度)</li> <li>→3,129件(H30年度)</li> <li>→4,835件(R1年度)</li> <li>→6,853件(R2年度)</li> <li>※R3年度は集計中</li> </ul> <p><b>□適正な工期設定指針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 適正な工期を設定するための<u>具体的・定量的な指針をR2.3に策定・公表。</u></li> </ul> <p>＜主な内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 施工実日数のほか、準備・後片付け期間、休日、天候等を考慮</li> <li>✓ 余裕期間制度の原則活用</li> <li>✓ 受発注者間の工事工程の共有</li> </ul>	<p><b>□i-Constructionの推進★</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設現場の生産性を向上するため、<u>必要経費の計上</u>とともに<u>総合評価や成績評定を加減点する「ICT施工」</u>を発注。</li> </ul> <p>＜これまでの実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 584件(H28年度)</li> <li>→918件(H29年度)</li> <li>→1,104件(H30年度)</li> <li>→1,890件(R1年度)</li> <li>→2,396件(R2年度)</li> <li>※R3年度は集計中</li> </ul> <p><b>□中長期的な発注見通しの公表</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 改正品確法を踏まえ、R2年度より<u>中長期的な工事発注見通しを作成・公表。</u></li> </ul> <p><b>□誇り・魅力・やりがいの醸成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建設業の<u>リブランディング</u>に向けた提言をR2.1にとりまとめ。</li> </ul>

## 2. 担い手確保に向けた取り組み

- 建設業の重要性を認識し、担い手確保に資するよう災害現場に従事する方に焦点を当てた広報戦略を展開



### 動画作成（日建連作成）

- ・熱海土砂災害での対応を事例にとり、災害現場に従事する作業員に焦点を当てた取り組み動画を作成。

### 一過性とならないように

- ・各県の建設業協会等へ水平展開

### 繰り返し広報のため

- ・日建連のHPに「建設業に従事する作業員」を紹介するコンテンツとして、各建設業協会作成動画（又は写真）を集めたライブラリーを作成する
- ・中部地方整備局HP（リクルートサイト）に「建設業に従事する作業員」を紹介するコンテンツを作成し日建連HPのリンク付けを行う
- ・YouTubeへの投稿を目指す

### 3. 施工時期等の平準化の取組み(国としての取組み)

**発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。**

具体的には、**中長期的な工事の発注見通し**について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取組む

#### ①国庫債務負担行為の積極的活用

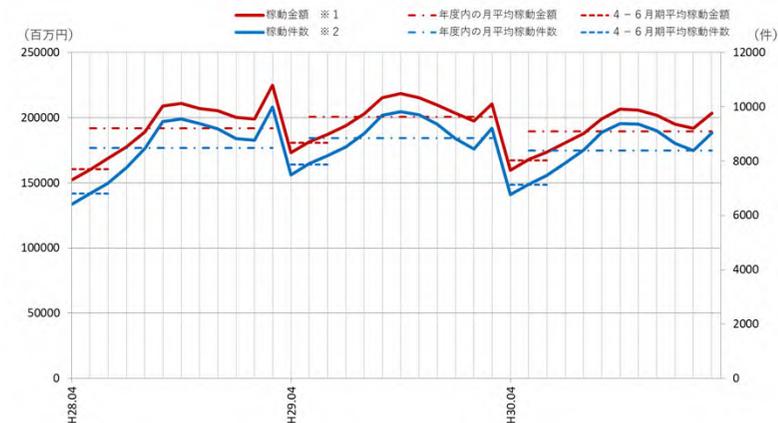
適正な工期を確保するための**国庫債務負担行為(2か年国債<sup>(注1)</sup>及びゼロ国債<sup>(注2)</sup>)**を上積みし、閑散期の工事稼働を改善

〈2ヶ年国債+当初予算におけるゼロ国債〉

令和2年度:約3,200億円 (平成31年度:約3,200億円)

※平成29年度から当初予算におけるゼロ国債を設定(業務についても平成31年度から新たに設定)

※令和2年度の内訳は、2ヶ年国債 約2,000億円、ゼロ国債 約1,200億円(業務含む)



国土交通省直轄工事 稼働件数・金額の推移(全国)

#### ②地域単位での発注見通しの統合・公表の更なる拡大

全ブロックで実施している国、地方公共団体等の**発注見通し**を統合し、とりまとめ版を公表する取組の**参加団体を拡大**

※参加状況の推移:平成29年3月時点:約500団体(約25%)→令和元年11月時点:1946団体(約97%)

国、特殊法人等:205/213、都道府県:47/47、政令指定都市:20/20、市町村:1674/1722(令和元年11月時点)

#### ③地方公共団体等への働きかけ

地域発注者協議会等を通じて、自治体ごとの平準化の進捗や取組状況の見える化を図るとともに、取組の進んでいない自治体に対して**直接ヒアリング**なども行いながら、**継続的にフォローアップを実施**。

【各地区のページ】

※〇〇地区の**発注見通し**

〇〇地区とは、〇〇市、〇〇町、〇〇村を含む地区です。

※平成28年11月1日公開に付、(発注)する見込みの工事に記載しています。

※予定価格が200万円以上の土木、建築の工事に記載しています。

※ブルートランスポート工事、道路工事については、東、地方整備局発注工事のみ記載しています。

※下記の発注種類の発注見通しについては掲載されておりません。また他に掲載のない発注種類は工事発注予定がありません。

発注種類名: 〇〇市、〇〇町

ここに記載する内容は、平成28年11月1日現在の見通しであるため、実際に発生する工事の記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。

※発注:企業建設費(発注見込み量は、公表時点の概算の見込み数量であり、発注後変更することがあり)

※公表している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお願います。

〇各発注機関の見直し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

東北地方整備局	東北財務局	東北地方	〇〇市
東海地方整備局	中部財務局	東海地方	〇〇町
北陸地方整備局	北陸財務局	北陸地方	〇〇村
国土交通省直轄	国土財務局	国土交通省直轄	〇〇市

発注機関	発注種類	工事名称	工事種別	工事種別	入札契約方式	工事種別	工期	概算	発注金額	備考
国土交通省直轄	〇〇市	国道〇〇号〇〇橋下流工事	〇〇橋	〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	平成29年〇月	約〇〇万円	橋脚工(基礎掘削工)等、工事費約1,000万円	200~4,000万円
〇〇市	〇〇市	一般国道〇〇号〇〇橋改修工事	〇〇橋	〇〇市	一般競争入札	一般土木工事	平成29年〇月	約〇〇万円	橋脚土工、V=1,000m <sup>3</sup> 、橋脚土工、V=1,500m <sup>3</sup>	100~1,500万円
〇〇市	〇〇市	〇〇地区河川整備補助工事	〇〇橋	〇〇市	指名競争入札	土木工事	平成29年〇月	〇日	造成工事一式	

発注機関	発注種類	工事名称	工事種別	工事種別	入札契約方式	工事種別	工期	概算	発注金額	備考
国土交通省直轄	〇〇市	〇〇河川工事	〇〇橋	〇〇市	一般競争入札	建築工事	平成29年〇月	約〇〇万円	理髪、電気設備、機械設備工事一式	100~400万円
〇〇市	〇〇市	災害応急対策建設工事(〇〇地区)	〇〇橋	〇〇市	指名競争入札	建築工事	平成29年〇月	〇日	河川治水施設の建設	

発注見通しの統合・公表のページ(イメージ)

注1:国庫債務負担行為とは、工事等の実施が複数年度に亘る場合、あらかじめ国会の議決を経て後年度に亘って債務を負担(契約)することが出来る制度であり、2か年度に亘るものを2か年国債という。

注2:国庫債務負担行為のうち、初年度の国費の支出がゼロのもので、年度内に契約を行うが国費の支出は翌年度のもの。

### 3. 施工時期等の平準化の取組み(中部地整としての取組み)

現在、入札情報サービス(PPI)において、工事単位の発注見通しを掲載

入札情報サービス

ヘルプ お問い合わせ 全国版TOP

全国 北海道 東北 関東 北陸 中部 近畿 中国 四国 九州・沖縄

中長期の見通し 工事の見通し 発注の見通し 入札公告等 入札の経過 発注の見通し 入札公告等 入札の経過 発注に関する情報

発注の見通し(工事)検索条件指定

発注機関: ▾大分類 ▾中分類 ▾小分類 ▾細分類 複数選択

工事名(文字列検索):  ※条件の複数指定はできません。

工事場所(リスト検索):  地方 ▾大分類 都道府県 ▾中分類 市町村 ▾小分類

工事場所(文字列検索):  ※条件の複数指定はできません。

令和2年10月より追加して公表



事業計画通知に記載している事業(プロジェクト)の情報を  
中長期的な見通しとして追加

No.	発注機関/担当部・事務所	事業名	更新日
1	国土交通省〇〇地方整備局/〇〇国道事務所	国道〇〇号〇〇道 (〇〇~〇〇) (〇〇環状道路)	2020/04/01
2	国土交通省〇〇地方整備局/〇〇国道事務所	国道〇〇号〇〇道	2020/04/01



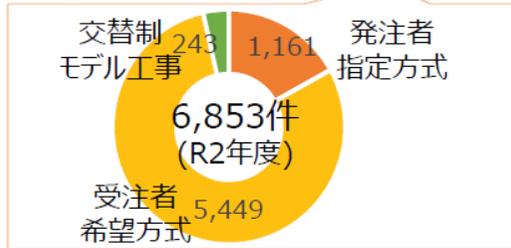
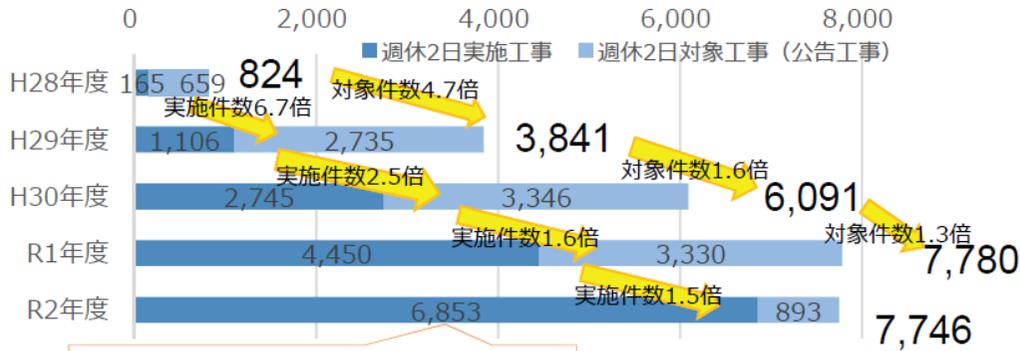
発注機関	国土交通省〇〇地方整備局
担当部・事務所	〇〇国道事務所
事業名称	国道〇〇号 〇〇道路
全体事業規模	L=23.0km
全体事業費	〇〇〇億円
当年度の事業費	〇〇億円
事業進捗/完成予定時期	事業進捗率: 〇〇% 用地進捗率: 〇〇%
当年度事業概要	道路改良工 〇km 橋梁上下部工 〇橋 トンネル工 〇箇所 ※関連する測量、調査、設計業務も含む
備考	

対象事業 : 直轄事業のうち、河川・道路・公園事業

# 4. 週休2日確保に向けた取組み状況(直轄全体)

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

## 週休2日工事の実施状況(直轄)



※令和3年3月末時点  
 ※令和2年度中に契約した直轄工事を集計(営繕工事、港湾空港除く)  
 ※令和2年度の取組件数には取組協議中の件数も含む  
 ※令和3年度発注工事は集計中

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
公告件数(取組件数)	824(165)	3,841(1,106)	6,091(2,745)	7,780(4,450)	7,746(6,853)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%

## 週休2日工事の実施状況(都道府県・政令市(計67団体))

- H29年度：実施済39団体
- H30年度：実施済56団体
- R1年度：実施済66団体
- R2年度：実施済67団体

## 週休2日の推進に向けた取組(直轄)

### ■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- 平成29年度より共通仮設費、現場管理費、平成30年度より労務費、機械経費(賃料)について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- R4年度は、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を引き続き継続。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02	1.03	1.04
現場管理費率*	1.03	1.04	1.06

\*週休2日の実施により、現状より工期が長くなることに伴う必要経費に関する補正

### ■ 週休2日交替制モデル工事の試行

- R1年度より試行を開始した交替制による休日確保を推進するモデル工事の補正係数をR4年度も継続。

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

### ■ 工事成績評価による加点

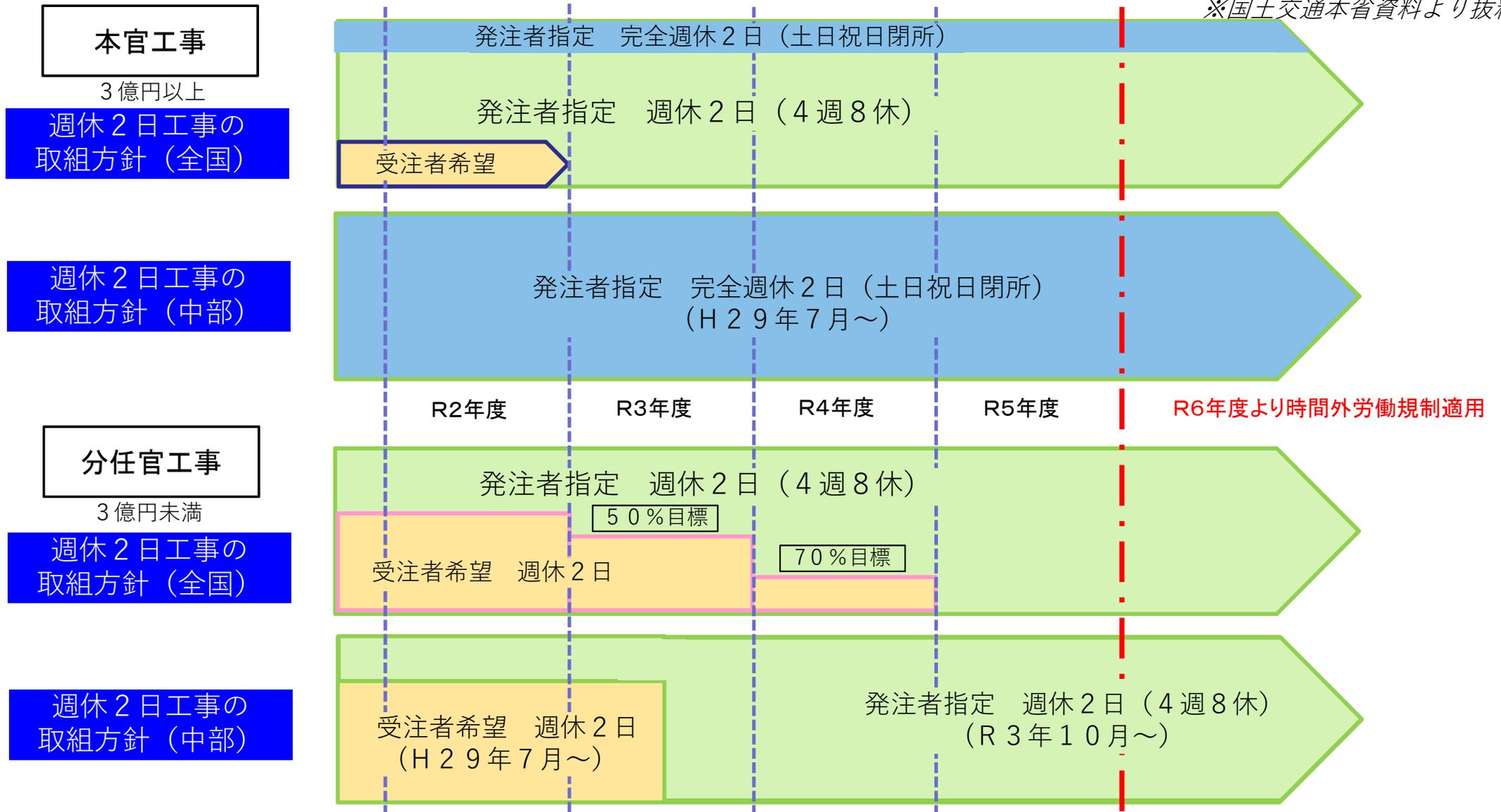
4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

➤ 直轄工事においては、R6年4月の時間外労働規制の適用に先駆け、R5年度には原則として全ての工事が発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。

## 4. 週休2日確保に向けた取組み状況(直轄全体)

- 改正労働基準法（平成30年6月成立）による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、直轄工事において週休2日工事、週休2日交替制モデル工事を順次拡大。
- 中部地方整備局では、本官工事においては平成29年度より発注者指定で完全週休2日、分任官工事においては令和3年度より発注者指定で週休2日の取組みをおこなっている。

※国土交通本省資料より抜粋

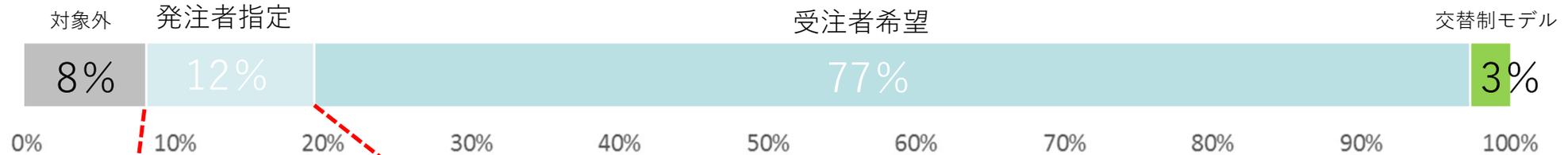


## 4. 週休2日確保に向けた取組み状況(直轄全体)

- 発注者の取組として、令和3年度（10月以降）より、分任官を発注者指定の工事発注
- 令和3年度は令和2年度に比べ発注者指定が増加。
- 令和4年度からは、災害復旧工事等を除き、すべての工事で発注者指定

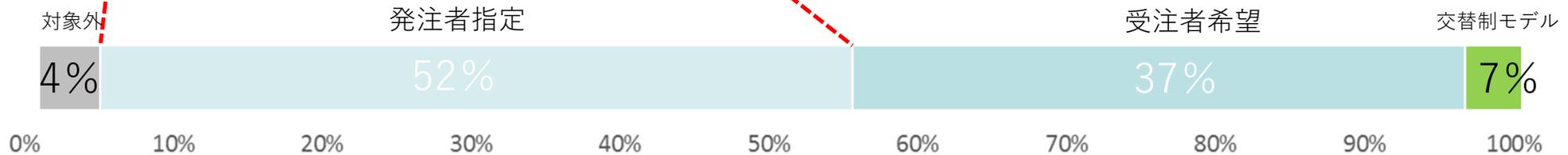
令和2年度（全1180工事）

週休2日工事として発注：92%（計1090工事）



令和3年度（全852工事）

週休2日工事として発注：96%（計815工事）



R 2 に比べ発注者指定が増加

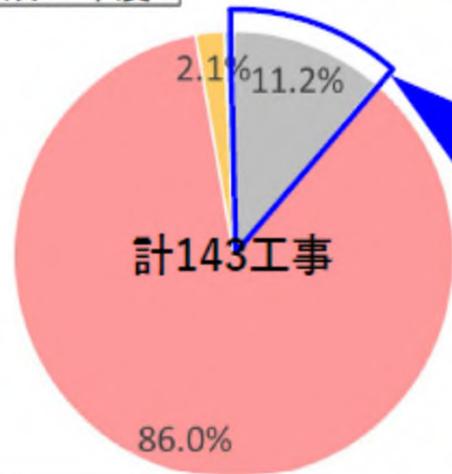
※受注者希望型がなくなるのは取り組みがR 3年10月のため

## 4. 週休2日確保に向けた取組み状況(中部地整)

○受注者希望型のうち平成30年度工事は約6割が週休2日実施意思なし ⇒ 令和2年度は約2割に大きく減少。  
○フレックス工期の活用も含め、週休2日取得を進める工事現場環境が改善傾向。

### 発注者指定型の実施状況

平成30年度

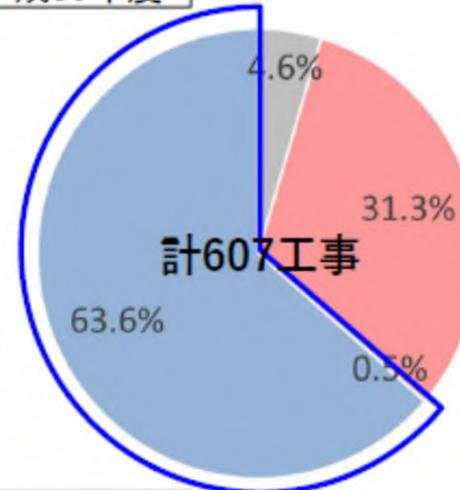


週休2日の意欲があっても実現できなかった工事が1割程度存在。

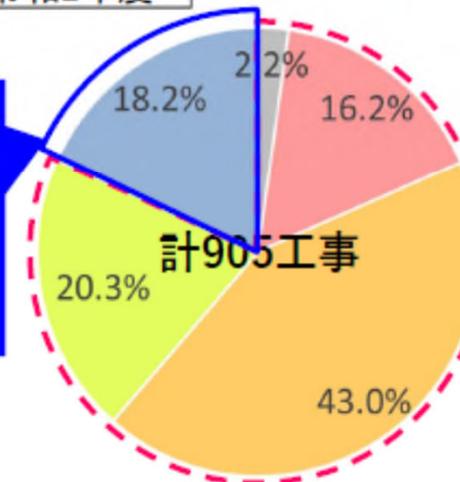
⇒さらなる改善

### 受注者希望型の実施状況

平成30年度

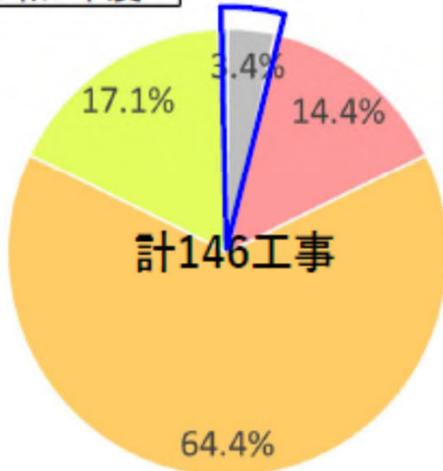


令和2年度



調整中も含め8割の工事は週休2日の実施に意欲あり

令和2年度



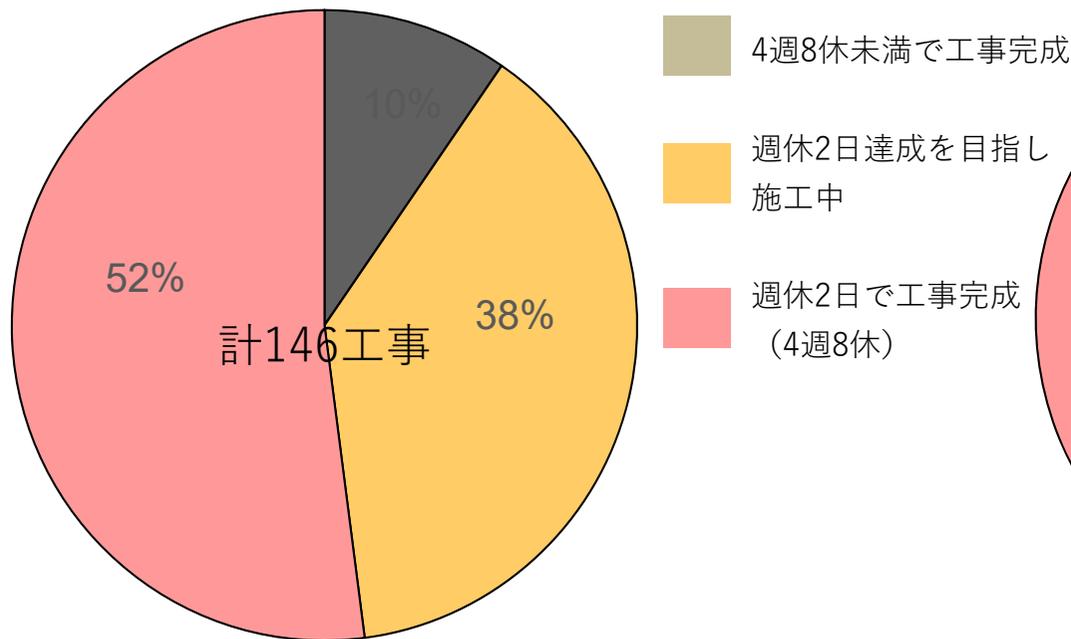
週休2日の実施意思無し工事が大幅に減少  
H30:6割→R2:2割

## 4. 週休2日確保に向けた取組み状況(令和2年度)

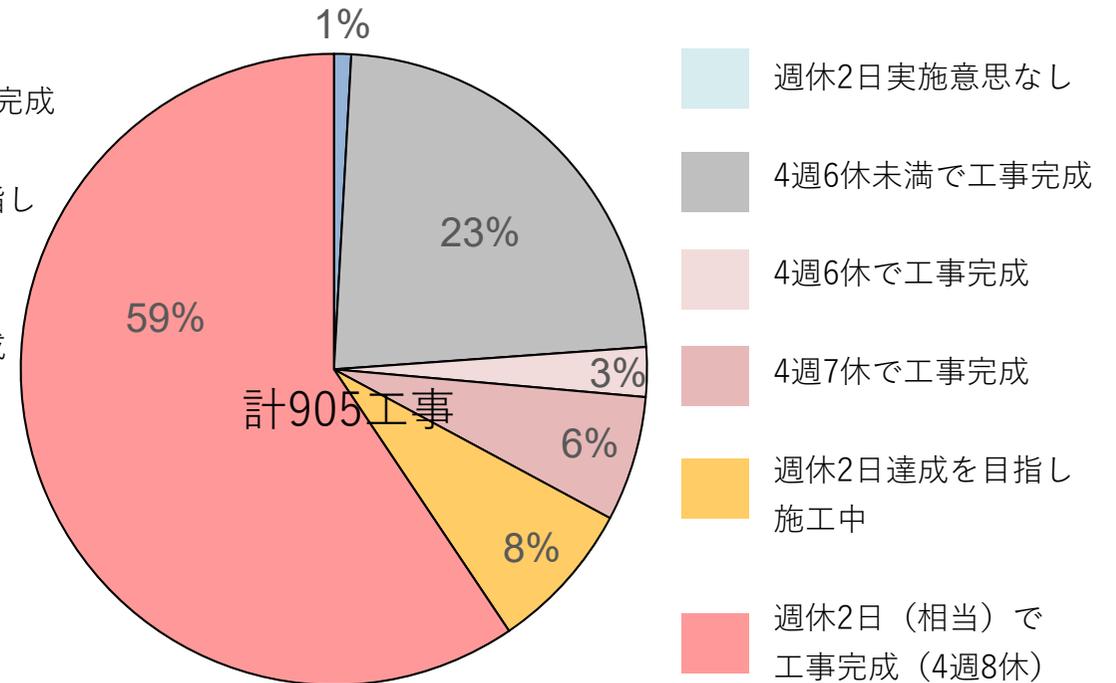
＝週休2日取得を進める工事現場環境が改善が必要＝

- 令和2年度は発注者指定型で1割、受注者希望型で3割が未達成
- 達成できない工事は、工程管理が難しいが多い

### 発注者指定型の実施状況



### 受注者希望型の実施状況



## 5. 適正な工期設定の取組み

**工期の設定**に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、**工事に従事する者の休日**、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮**する。また、週休2日の日数についても、その分の日数を適正に考慮する。

### ■ 直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

#### 準備・後片付け期間の見直し

○ 工事規模や地域の状況に応じて、準備・後片付けに最低限必要な日数を設定

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	従前の設定	最低必要日数	従前の設定	最低必要日数
鋼橋架設工事	30～150 日	90 日	15～20 日	20日
PC橋工事	30～90 日	70 日	15～20 日	
橋梁保全工事	30～50 日	60 日	15～20 日	
舗装工事(新設工事)	30～50 日	50 日	15～20 日	
舗装工事(修繕工事)	30～40 日	60 日	15～20 日	
道路維持工事	30～50 日	50 日	15～20 日	
河川維持工事	30～50 日	30 日	15～30 日	
電線共同溝工事	30～50 日	90 日	15～20 日	

## ■直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

### 余裕期間制度の活用

○実工期を柔軟に設定できるよう6ヶ月を超えない範囲で余裕期間を設定する制度

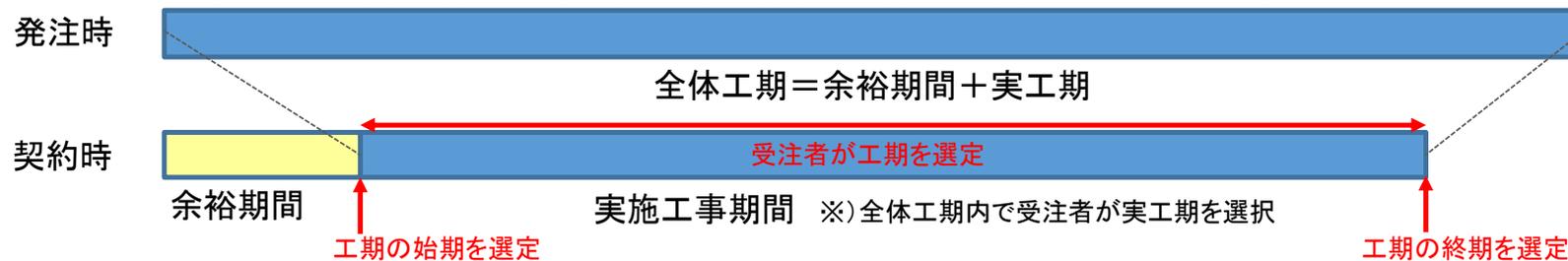
①「発注指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事始期と終期日を全体工期内で選択できる方式



※1 余裕期間： 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)

※2 実工期・実施工事期間： 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

# 5. 適正な工期設定の取組み

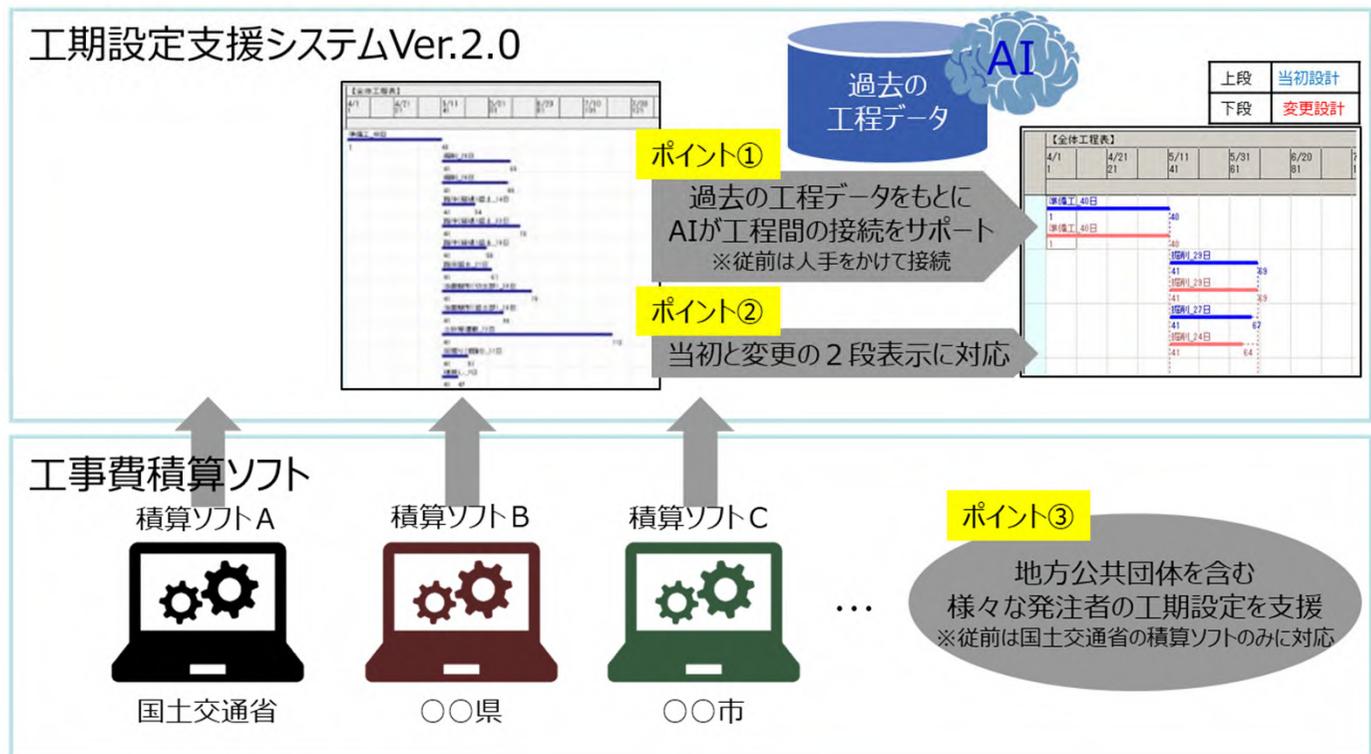
## ■直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

### 工期設定支援システムの活用

- 工期設定に際し、歩掛かりごとの標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出する工期設定支援システムを導入

### 工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック



## ■直轄工事における適正な工期の設定に向けた取組

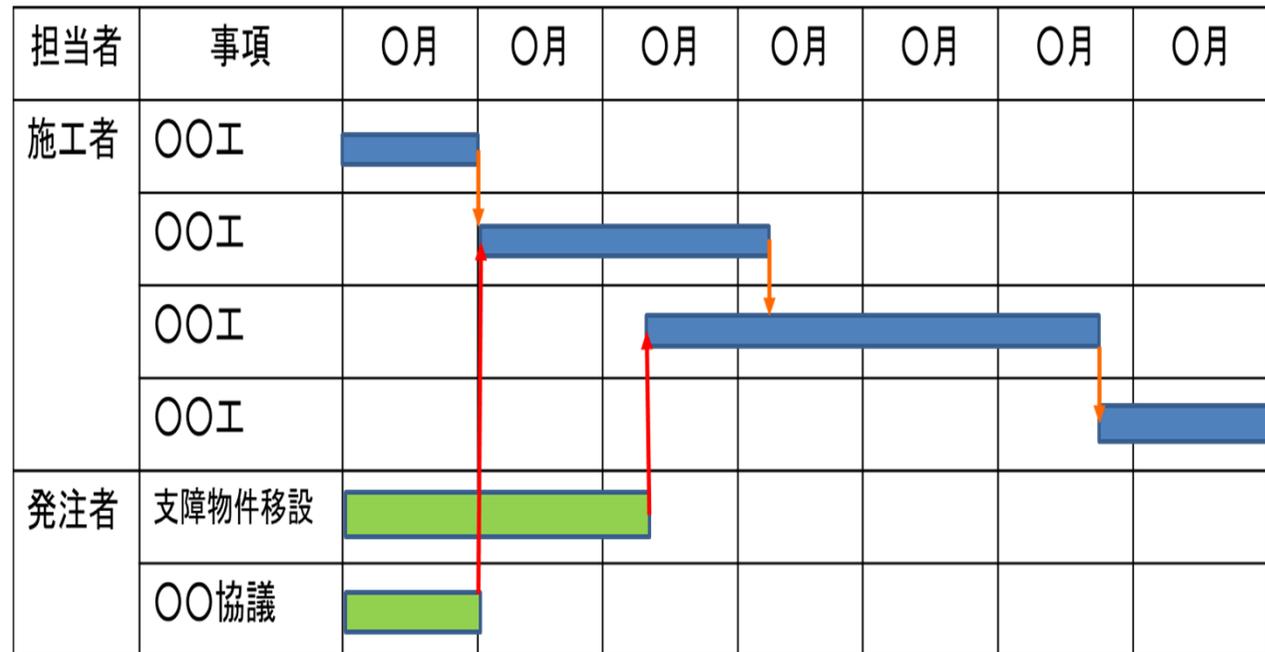
### 工事工程の受発注者間での共有

○ 施工当初段階において、工事工程のクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者・対応時期について共有することを受発注者間でルール化

工事工程（イメージ）

#### <工事工程共有の流れ>

- ① 発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が施工計画書を作成
- ② 施工計画に影響する事項がある場合は、その内容と受発注者間の責任分担を明確化
- ③ 施工途中で受注者の責によらない工程の遅れが発生した場合は、それに伴う必要日数について必ず工期変更を実施



← クリティカルパス

# 6. 中部地方整備局インフラDX推進 (i-Construction大賞)

○建設現場の生産性向上 (i-Construction) の優れた取組を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、i-Constructionを推進することを目的に、平成29年度に「i-Construction大賞」を創設。  
○令和3年度の受賞者として、計22団体(国土交通大臣賞 5団体、優秀賞 17団体)を決定し、授与式を開催。

## ○工事・業務部門

表彰の種類	団体名	発注地整等
国土交通大臣賞	中電技術コンサルタント株式会社	近畿
優秀賞	株式会社玉川組	開発局
優秀賞	株式会社本間組 東北支店	東北
優秀賞	清水・五洋特定建設工事共同企業体	関東
優秀賞	アジア航測株式会社	関東
優秀賞	真柄建設株式会社	石川県
優秀賞	朝日丸建設株式会社	中部
優秀賞	ユウテック株式会社	三重県
優秀賞	株式会社 第一土木	近畿
優秀賞	株式会社増岡組	中国
優秀賞	パンフィックコンサルタンツ株式会社	中国
優秀賞	東亜建設工業株式会社 四国支店	四国
優秀賞	大成・I H I インフラ・八方地域維持型建設共同企業体	九州
優秀賞	株式会社ホープ設計	沖縄

## ○地方公共団体等の取組部門

表彰の種類	団体名	地域
国土交通大臣賞	栃木県	関東
優秀賞	札幌市	北海道
優秀賞	貝塚市	近畿

## ○ i-Construction推進コンソーシアム会員の取組部門

表彰の種類	団体名	本社所在地
国土交通大臣賞	スキャン・エクス株式会社	東京都
国土交通大臣賞	株式会社大林組	東京都
国土交通大臣賞	株式会社アンドパッド	東京都
優秀賞	株式会社加藤組	広島県
優秀賞	清水建設株式会社	東京都

## ■ 令和3年度 大臣賞受賞団体の取組



UAVの自律飛行による天然ダムおよび砂防関係施設の点検・調査  
【中電技術コンサルタント株式会社】



オンライン点群処理プラットフォーム「スキャン・エクス」  
【スキャン・エクス株式会社】

## ■ 令和3年度表彰式 (R4.3.7)



スマートフォンを活用した維持管理体制のDX化  
【栃木県】



ICT建機の施工履歴データとDX統合型クラウドを使った生産性向上への取組  
【株式会社大林組】



クラウド型建設プロジェクト管理サービス「ANDPAD」  
【株式会社アンドパッド】

# 6. 中部地方整備局インフラDX推進 (中部DX大賞)

○建設現場の生産性向上 (i-Construction) の優れた取組を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、i-Constructionを推進することを目的に、平成29年度に「i-Construction大賞」を創設。  
○令和3年度からは、中部地域におけるインフラ分野のDXの更なる普及を目指し、中部 DX 大賞を創設しました。

## 中部DX大賞

応募業者名 (推薦者名)	件名(キャッチコピー)
大成建設株式会社	【 T-iDigital Field 】現場管理システム

## 中部DX大賞奨励賞

応募業者名 (推薦者名)	件名(キャッチコピー)
株式会社奥村組	方向予測AIと操作シミュレーションを用いた掘進管理手法の高度化
株式会社建設環境研究所	建設現場における次世代型「野外電子野帳」開発の取組
清水建設株式会社	山岳トンネル覆工施工におけるDXの取組
株式会社建設IoT研究所	D・I(多様性)を活用したDX化支援 遠隔臨場技術を活用した鉄筋検査に適用
株式会社内田建設	現場の「超小規模ICT活用」と「現場の見える化」への取組み
朝日丸建設株式会社	3次元設計データをICT土工以外の様々な場面で活用し、現場の生産性向上
株式会社小島組	グラブ浚渫船による浚渫施工管理システムを活用した自律施工
中央コンサルタンツ株式会社	ドローン技術を活用したトラス橋の橋梁定期点検
ユウテック株式会社	ナローマルチビーム3次元起工測量と3次元設計で水中構造物を見える化
岐建・佐竹組特定建設工事共同企業体	MCバックホウを活用した現場施工管理の効率化
静岡県	バーチャル会場を活用した、ニーズとシーズのマッチングイベント開催

## 令和3年度 中部DX大賞 受賞団体の取組 (例)



【 T-iDigital Field 】現場管理システム  
【大成建設株式会社】

工事概要： 道路改良 (ICT土工、擁壁工、排水構造物工)、橋梁下部(橋台工1基)

橋台工3次元詳細設計データを用いた出来形管理 | 作成した3次元データを用いた、3次元設計、施工、現場管理

①点群データによる橋台工の出来形管理の試行  
-詳細設計より引き継いだ3次元設計と現地計測した点群を対比。  
-従来の計測方法と照準の精度で、現場と人員を3次元視覚化。  
-出来形との差異が一目で把握でき、設計と現場の乖離が減少。デジタルカメラを活用し、検査が期待できる。

②4D施工計画を実現  
-ICT土工等の3次元設計データを活用し、2次元資料に4D施工計画を作成。  
-設計と現場の照準を、作業員への作業指示に活用。

③小規模土工における3Dデータの活用  
\*特に現場の現場管理者の負担を軽減するため、小規模土工にICT土工を導入し、丁寧な検査作業を可能。

負担軽減効果 (本橋の土工を以て)

項目	従来	ICT
検査回数	2	100
検査時間	1	10

橋台基礎の成形 (丁寧なし)

i3次元設計データをICT土工以外の様々な場面で活用し、現場の生産性向上  
【朝日丸建設株式会社】

中部インフラDXセンターの見学および講習の案内は、HPに掲載しています。

([https://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/dx/infrastructure\\_dx.html](https://www.cbr.mlit.go.jp/kikaku/dx/infrastructure_dx.html))

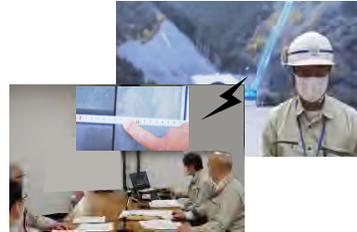
【見学】体験にあたっては事前予約が必要です。(問合せ先:中部技術事務所  
技術活用・人材育成課 e-mail:cbr-dxk-cg@milt.go.jp Tel(052)723-5704)

【講習】DXに関する建設コンサルタントや施工会社の方も受講できます。

1階 体験エリア

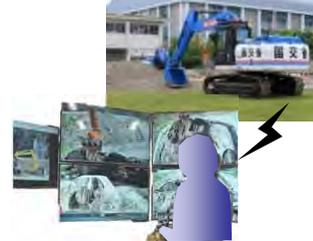


遠隔臨場体験



現地と離れた会議室を通信で結び、ウェアラブルカメラを用いた、会議や検査を想定した体験ができます。

遠隔操作技術の紹介



危険な場所など離れた安全な場所から、遠隔で建設機械を操作する技術を紹介しています。

2階 研修エリア



インフラDX研修



3次元の設計ソフトが使えるPCや大型モニタ、スクリーンのある研修スペースです。高速・大容量通信設備を用いて、災害復旧では現地に即時に高度な技術支援することもできます。

3次元設計技術の紹介



3次元の設計ソフトが使えるPCがあり、3次元設計データを触る体験や活用事例の紹介をしています。

AR(拡張現実)体験



現地で簡単に図面などのデータ確認ができる体験として、埋設物が風景と重ね合わせて表示される端末の体験ができます。

VR(仮想現実)体験



3次元設計データで作られた空間へ入る体験ができます。不具合の有無や完成イメージの確認、安全対策の検討などの体験ができます。

# 東海農政局の取組み

---

令和4年6月

# 1 重点の取組み

## (1) 適切な工期の設定と工事の円滑な実施

### ①適切な工期の設定 (H29年度～)

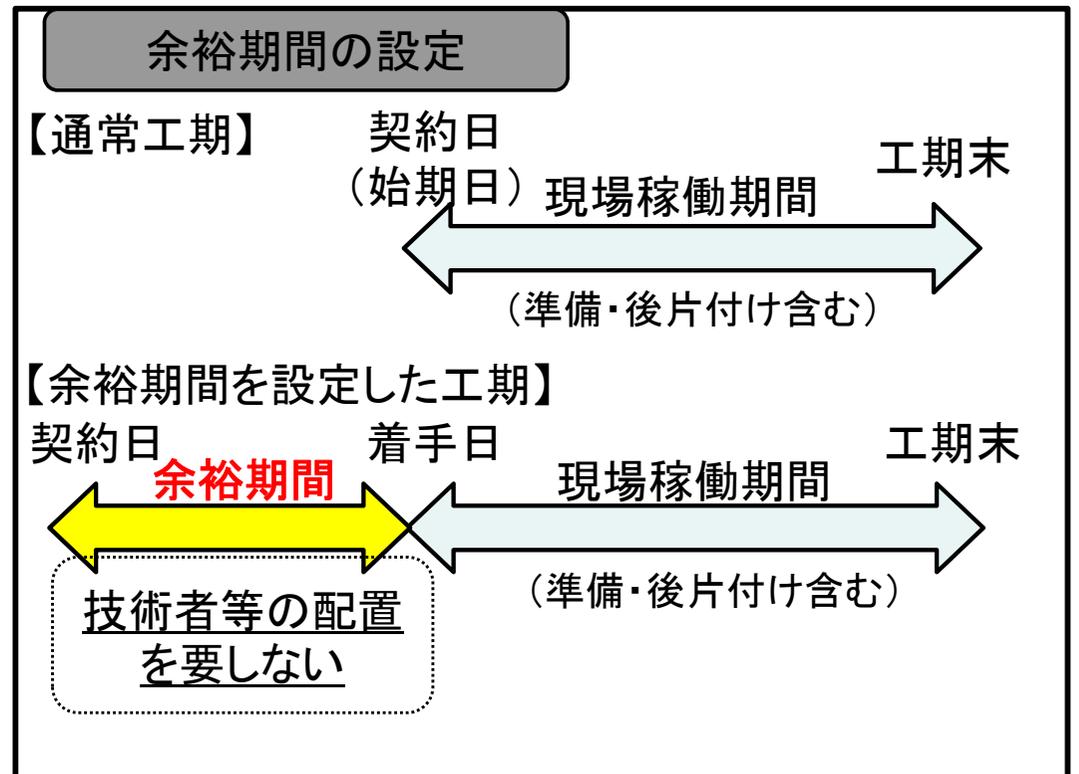
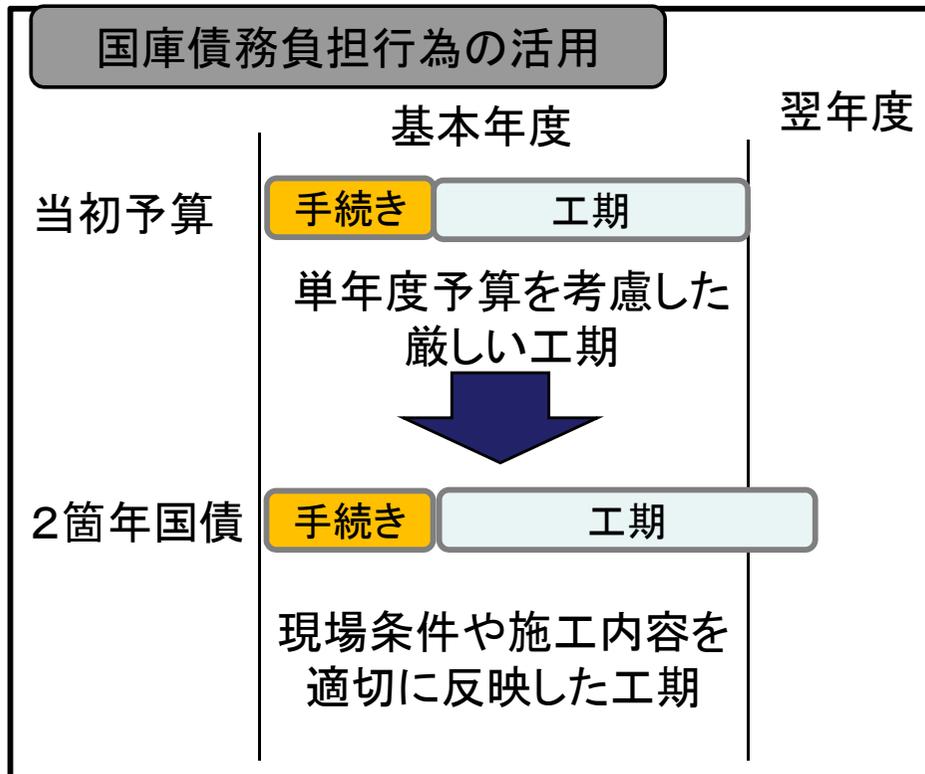
準備期間(40日)、後片付け期間(15日)に係る標準日数を確保、工期末を3月上旬に設定し、適切な工期を設定。

### ②国庫債務負担行為の一層の活用 (H27年度～)

工事の現場条件や施工内容などから必要となる工期を設定することを徹底。国庫債務負担行為の一層の活用。(平準化国債:令和3年度2件実施、令和4年度2件予定)

### ③「余裕期間制度」の試行 (H27年度～。令和3年度2件実施、令和4年度13件予定))

工事の着手前の建設資材や労働者の確保等の準備期間として「余裕期間」を設定し、工事の円滑な実施を確保。(任意着手方式、フレックス方式にも対応:令和2年1月14日通知)



# 1 重点の取組み(続き)

## (2) 週休2日制工事の実施

### ○工事における週休2日の取得に要する費用の計上(令和2年4月1日通知)

休日を確保できる環境の整備を一層推進する観点から、週休2日の確保に当たって必要となる費用(共通仮設費及び現場管理費)の計上を平成29年8月から試行。

令和4年4月の改正により、現場閉所の実態に応じて補正係数の一部を見直すとともに、施設機械工事の据付工も含めた全ての労務を労務補正の対象とすることで、必要となる経費を適切に計上できるよう措置。また、受注者希望方式における積算方式を、発注者指定方式と同様に当初予定価格から4週8休を前提とした経費で積算。(受注者希望方式を試行、局契約工事において令和2年度より、令和3年度からは全ての工事)

現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満		現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
労務費	1.05	1.03	1.01	➔	労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01		機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.02		共通仮設費(率分)	1.05	1.04	1.03
現場管理費(率分)	1.06	1.04	1.03		現場管理費(率分)	1.07	1.05	1.04

## (3) 施工現場における労働環境の改善

### ○誰でも働きやすい現場環境の整備(令和3年3月31日通知)

誰でも働きやすい現場環境の整備(高機能トイレ、更衣室等)を促進する工事を試行。  
(H29年度から全工事対象)

### ○熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行(令和2年7月15日通知)

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、工期に占める真夏日(気温30℃以上)の割合を考慮した補正值を現場管理費率に加算。

## 2 その他の取組み

### (1) 予定価格の設定に係る改善

#### ① 施工箇所が点在する工事の積算方法について(平成29年8月21日通知)

同一工事で施工箇所が点在する場合において、工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出できる適用範囲について、従来の「点在範囲5km超」から「1km超」に見直し。

#### ② 工事の労務単価の前倒し改定 (令和4年2月18日通知)

工事の積算に適用する新たな労務単価(従来単価に比べ、平均2.5%上昇)について、通常4月に改定する単価を3月から前倒し適用。

### (2) 設計変更の運用に係る改善

#### ① 設計変更ガイドライン(円滑な設計変更のために)(平成30年3月13日通知)

設計変更の対象範囲について、具体例を示して説明。H30改定では任意仮設における考え方等を追加。

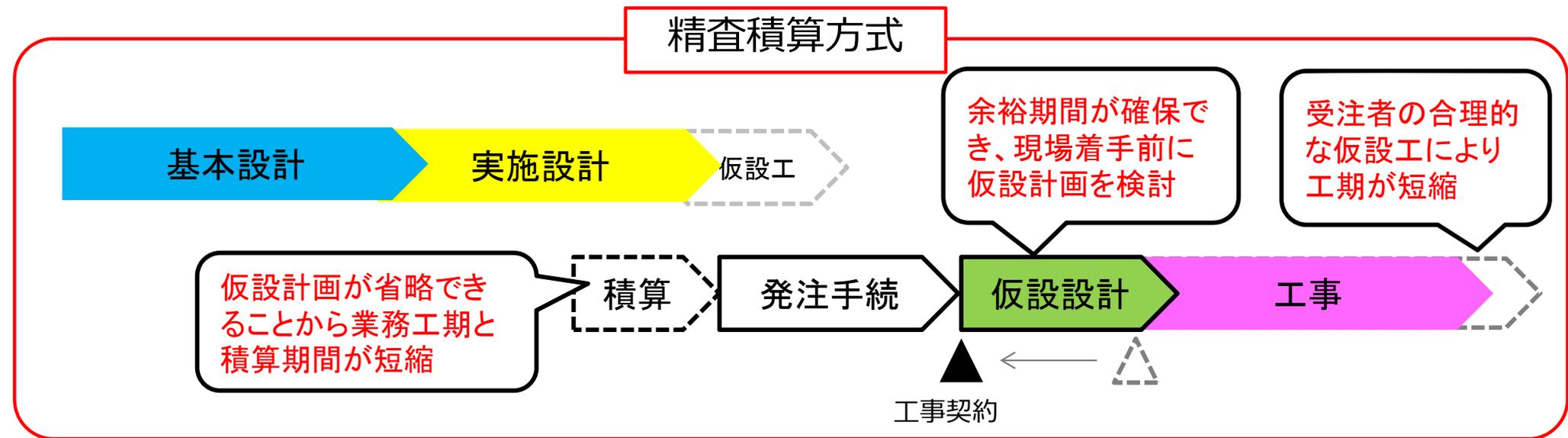
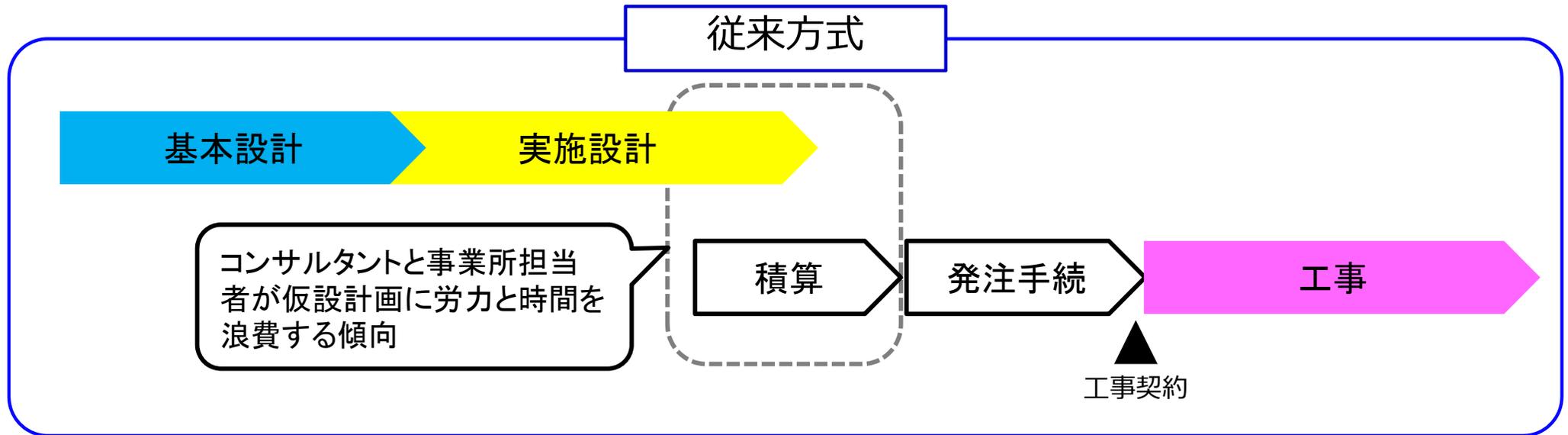
#### ② 工事一時中止ガイドラインの制定 (令和2年4月28日通知)

過年度に定めた、工事一時中止ガイドライン(案)の「増し分費用の考え方」を、「工事における工期延長等に伴う増加費用の積算方法について(令和2年4月1日農村振興局長通知)」に即して見直すとともに、(案)をとり、工事一時中止ガイドラインとして制定。

### (3) 工事における精査積算方式の試行 (令和元年12月20日通知)

現場条件に不可視部分(土質、地下水量、地下埋設物等)を含む場合の施工に関する仮設工において、受注者が仮設工に係る設計を行い設計に要した費用を工事と一括して精査し、契約変更を行う精査積算方式の試行に取り組むよう通知。(令和3年度3件実施)

# (参考)精査積算方式の試行



## 【ポイント】

土質や地下水等の施工条件が不確定な仮設計画に時間をかけず、工事契約後に地質調査や仮設計画の検討を受注者が実施することで、円滑な工事発注や合理的に工事を進めることが可能。

## 2 その他の取組み(続き)

### (4) ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の試行(令和2年3月30日通知)

ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について、これまで一部工事を対象としていたが、総合評価落札方式を実施する全ての工事に適用を拡大。

### (5) 「情報化施工技術のガイドライン」の一部改正(令和2年4月1日通知)

情報化施工技術の積極的な活用を図るため、平成29年3月に「情報化施工技術のガイドライン」を策定し、ほ場整備工事の基盤造成をUAV・TLS出来形管理の対象工事に追加、総合評価落札方式の企業評価や工事成績評価において加点措置。

### (6) 「情報化施工技術を活用した工事の試行について」の一部改正(令和3年3月31日通知)

情報化施工技術の活用を図るため、対象工種に舗装工事を新規に追加するとともに、UAV空中写真測量でUAVに自己認識機能がある場合は標定点設置を省略可能とする等について改訂。

### (7) 設計業務における受発注者間の情報共有システムの活用(令和2年7月15日通知)

平成31年度から原則全ての工事で活用してきたところであるが、設計業務においても受発注者間のコミュニケーションの円滑化、受発注者の事務負担の軽減等のため、書類の電子化を徹底。

# 岐阜県部会の取組状況について

---

1. 岐阜県部会の取組
2. 岐阜県の取組

令和4年6月

# 1. 岐阜県部会の取組

---

## 岐阜県公共事業執行共同化協議会の組織概要 (R4.6.1時点)

協議会

**岐阜県公共事業執行共同化協議会** H19.11.1設立

会 長：関市（市長会会長）  
 副 会 長：輪之内町（町村会会長）  
 協議会員：県内全市町村、県

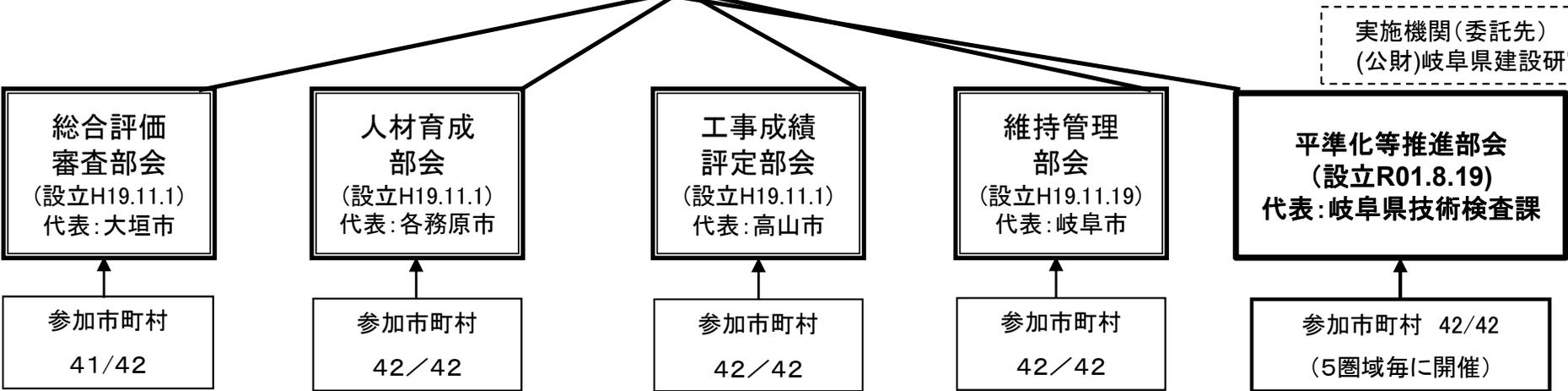
オブザーバー  
 中部地方整備局  
 企画部技術開発調整官

幹事会

**岐阜県公共事業執行共同化協議会 幹事会**

幹 事 長：関市（市担当課長（会長指名））  
 副幹事長：輪之内町（町村担当課長（会長指名））  
 幹 事：岐阜市、大垣市、関市、多治見市、高山市（各圏域市町村担当課長1名以上）  
 岐阜県 県土整備部 技術検査課長

部会



実施機関(委託先)  
 (公財)岐阜県建設研究センター

事務局

岐阜市、岐阜県(技術検査課)



## 平準化等推進部会

### 【設立趣旨】

令和元年6月に品確法、建設業法、入契法(担い手3法)が改正され、施工時期の平準化など発注者の責務等が明記されたことに伴い、岐阜県及び岐阜県内市町村が、これらの責務等を確実に実施し、働き方改革、生産性の推進・向上を図るために、必要となる具体的取組みを積極的に推進することを目的として、岐阜県公共事業執行共同化協議会(岐阜県部会)に平準化等推進部会(以下「部会」という。)を新たに設置する。

### 【組織】

- ・代表: 岐阜県技術検査課長
- ・副代表: 岐阜県技術検査課建設技術企画監、各土木事務所副所長
- ・会員: 市町村の財務及び工務の管理職
- ・事務局: 岐阜県技術検査課

### ■ 令和3年度 平準化等推進部会実績

区分	開催日
5圏域合同	令和4年2月17日

## ○岐阜県公共事業執行共同化協議会の概要

各自治体が、公共工事の設計、入札、工事管理、検査、維持管理の各段階において、公平性、透明性の確保を図るとともに、事務の共同化による効率化を目的として「岐阜県公共事業執行共同化協議会」を設立。次の実務を(公財)岐阜県建設研究センターがサポート。

- ①総合評価審査：学識経験者の意見聴取を行い、総合評価の審査を行っている。
- ②人材育成：人材育成に係る研修等を県及び市町村を対象に行っている。
- ③維持管理：公共施設の維持管理計画を策定・推進する検討委員会に関する事務などを行っている。

## ○岐阜県公共事業執行共同化協議会の活動状況

全市町村(42市町村)を対象とした協議会。

協議会の支援組織として、岐阜県建設研究センター(発注者支援機関)を活用。

- ・総合評価方式を用いて発注する自治体の「27%」が協議会(総合評価審査部会)を活用。

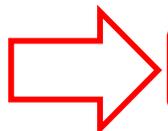
令和3年度の岐阜県公共事業執行共同化協議会の実績

### ①総合評価審査(岐阜市を除く41市町村)

- ・総合評価共同会議を 24回 開催(会議形式 12回、メール形式 12回)
- ・審査案件 11市町の109案件

### ②人材育成

・岐阜県建設研究センター主催	26講座(全28回)	550人
・岐阜県社会基盤整備協会等	9講座(全9回)	167人
合計	35講座(全37回)	717人



令和4年度も岐阜県公共事業執行共同化協議会での活動及び活用を図る

## ○発注者支援機関((公財)岐阜県建設研究センター)の概要

建設事業に関する調査、研究、研修、設計、積算、現場管理、建設ICT等の業務を通じて、県内社会基盤の品質の確保と県、市町村など自治体の発注者ニーズに応えられる「建設行政総合支援機関」。

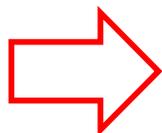
## ○発注者支援業務の内容

公共工事の品質確保・更なる向上を目的として、中部4県の公共工事の発注者が『公共工事の品質確保の促進に関する法律』の定めに基づき、発注関係事務を適切かつ公正に行うことができる者の選定に関する協力の一環としての公共工事発注者支援機関に再認定され、次の業務を行っている。

- ①設計・積算補助(工事発注作業の補助業務)
- ②技術審査(総合評価方式の審査等)
- ③監督補助(現場での監督業務の補助)
- ④検査補助(工事の完成検査補助業務)
- ⑤用地業務補助(用地取得にかかる調査等補助業務)
- ⑥公共物管理業務(道路パトロール、河川パトロール等業務)
- ⑦橋梁点検・施設点検等
- ⑧長寿命化計画策定

## ○発注者支援業務の活用状況

県、全市町村を対象に委託契約を締結し、令和3年度の実績は次のとおり。  
・市町村「212件」<208件>、 県「71件」<54件>      <>内は令和2年度



令和4年度も必要に応じて発注者支援機関を活用していく

## 2. 岐阜県の取組

---

# 岐阜県の取り組み(1/6)

## 概要

- 建設業は、地域の社会資本の整備・維持管理の担い手であるとともに、災害時の応急復旧や冬期の除雪作業など、地域の安全・安心の守り手であるが、若年層の高い離職率に加え、就労者の高齢化による大量の離職が見込まれることから、将来の深刻な担い手不足が懸念されている。
- 令和4年度は、ICTの活用を促進するため、引き続き、ICTを活用したモデル工事やICTコーディネーターの派遣を行うほか、アフターコロナにおける雇用情勢を見据え、新たに転職希望者等を対象とした建設業界への入職支援セミナーを開催するなど、取り組みを拡充していく。

項目	取 り 組 み			
<b>①適正な利潤の確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適正な予定価格の設定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態に即した労務及び資材単価の設定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ダンピング受注対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札価格調査制度</li> <li>・最低制限価格制度</li> <li>・失格判断基準制度</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な設計変更                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計変更ガイドライン</li> <li>・工事の一時中止にかかるガイドライン</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設職人基本法 岐阜県計画の推進 【再掲】</li> </ul>
<b>②生産性向上</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の認知向上のためのPR</li> <li>・認定企業の積極的なPR</li> <li>・制度の質の維持・向上のための認定企業支援セミナー</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ICTを活用したモデル工事(H29～)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTコーディネーター派遣事業</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施工時期の平準化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロ県債等を活用した発注時期の平準化</li> <li>・フレックス工期契約制度の活用</li> </ul> </li> </ul>	市町村への取り組み展開
<b>③労働環境改善</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合評価落札方式での評価                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報機器を活用した現場遠隔確認</li> <li>○工事書類の簡素化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有システムの活用</li> </ul> </li> <li>○設計業務の品質向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会保険未加入対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可・更新における適切な社会保険加入の要件化</li> </ul> </li> <li>○法定福利費の適切な支払い</li> <li>○週休2日制モデル工事(H29～)</li> <li>○建設現場環境改善モデル工事(H29～)</li> <li>○建設キャリアアップシステム活用モデル工事(R3～)</li> </ul>	
<b>④人材育成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設工事 人材育成の取組を加点項目とした試行を継続</li> <li>○建設関連業務 人材育成の取組を加点項目とした試行を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設ICT人材育成センターの管理・運営、スキルアップ支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTによる生産性向上研修の充実</li> <li>・技術力・経営力向上研修の充実</li> <li>・新人育成に関する研修の充実</li> <li>・外国人材に関する相談窓口の案内業務やセミナーの実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若手及び女性技術者の登用・育成を支援するモデル工事</li> <li>○技術者及び企業の表彰                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・優秀建設現場従事者表彰</li> <li>・優良工事施工者表彰</li> </ul> </li> </ul>	
<b>⑤魅力発信</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ぎふ建設人材育成・確保連携協議会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成・確保に関する取組の基本方針決定</li> <li>・建設関連企業と学生の交流サロン、ICT体験学習</li> <li>・研修参加負担金支援</li> <li>・WEB活用セミナー</li> <li>・若手・女性技術者との意見交換会</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設業関連団体(センター含む)の魅力発信                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成センターHPでの情報発信</li> <li>・工事現場見学会(工業高校、教諭、女性、小中学生の親子)</li> <li>・意見交換会(工業高校教諭と建設業者、女性技術者等)</li> <li>・工業高校OBによる就職サポート</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者や小中学生等を対象とした魅力発信、人材育成・確保支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生、中学3年生・高校生向け情報誌、新聞への特集記事掲載</li> <li>・PR冊子の配布、PR動画の配信</li> <li>・中学生向け出前授業</li> <li>・Uターン者の受入れ支援</li> <li>・<u>転職希望者等を対象とした業界セミナー</u></li> <li>・高校生等の資格取得支援</li> </ul> </li> <li>○オール岐阜・企業フェスの開催                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設産業のPR</li> </ul> </li> </ul>	
新規: 赤(太字+下線)、拡充: 青(太字)				

市町村への取り組み展開

## 1. 債務負担行為の活用

年度当初時期の工事量の減少を緩和するため、平成29年度からゼロ県債を9月補正予算で設定している。  
 なお、工事発注のほか調査設計業務についても対象としている。

令和3年度	単独事業	交付金、補助事業
ゼロ県債設定額	10億円	20億円

## 2. 柔軟な工期の設定(余裕期間制度の活用)

平成26年度から任意着手方式として受注者が最大90日間で工事開始日を選択することができる「フレックス工期による契約方式」を一部の工事で試行し、令和3年度から本格導入を行っている。  
 令和3年2月15日から、発注者指定方式の適用を開始。

## 3. 速やかな繰越手続

当該年度で完成しないことが明らかな工事については、平準化の観点からも速やかに対応するため、平成27年度から繰越明許費の設定時期を12月補正予算時点から9月補正予算時点に繰り上げて行っている。

議会提出		件数
令和3年度	9月議会	104
	12月議会	655
	3月議会	1,600
	合計	2,359



## 週休2日制モデル工事について

### 対象工事

- ・平成29年度～  
県土整備部の発注工事
- ・令和2年度～  
都市建築部(公共建築課を除く)、農政部、林政部の発注工事

### 実施状況・入札結果

H29	： 発注者指定型	33件	受注者申入れ	0件	合計	33件
H30	： 発注者指定型	41件	受注者申入れ	8件	合計	49件
R01	： 発注者指定型	73件	受注者申入れ	60件	合計	133件
R02	： 発注者指定型	154件	受注者申入れ	127件	合計	281件
R03	： 発注者指定型	336件	受注者申入れ	245件	合計	581件

### 令和4年度の対応

- ・発注者指定型で各土木事務所 Aランク工事の8割以上、Bランク工事の2割以上  
(Aランク工事:年間約360件、Bランク工事:年間約540件)
- ・発注者指定型以外の工事であっても、初回打合せ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

## 建設現場環境改善モデル工事について

### 対象工事

- ・平成29年度～  
県土整備部の発注工事
- ・令和2年度～  
都市建築部(公共建築課を除く)の発注工事
- ・令和4年度～  
農政部、林政部の発注工事(受注者申入れのみ)

### 実施状況・入札結果

H29	： 発注者指定型	30件	受注者申入れ	0件	合計	30件
H30	： 発注者指定型	94件	受注者申入れ	3件	合計	97件
R01	： 発注者指定型	202件	受注者申入れ	19件	合計	221件
R02	： 発注者指定型	222件	受注者申入れ	14件	合計	236件
R03	： 発注者指定型	328件	受注者申入れ	74件	合計	402件

### 令和4年度の対応

- ・発注者指定型で各土木事務所の予定価格5,000万円以上の工事は「快適トイレ」、「快適休憩所」、「標準的な現場環境改善」の全項目、5,000万円未満の工事は快適トイレに取り組む。
- ・発注者指定型以外の工事であっても、初回打合せ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

## ICTを活用したモデル工事について

### 対象工事

- ・平成29年度～  
県土整備部の発注工事
- ・令和2年度～  
都市建築部の発注工事(農政部、林政部は独自に運用)
- ・ICTを活用できる工種の拡大  
H29: 土工1,000m<sup>3</sup>以上、H30: 路盤2,000m<sup>2</sup>以上、R01: 河川浚渫工  
R02: 法面工(植生工・吹付工)、付帯構造物設置工、床掘工、地盤改良工(浅層・中層)  
R03: 舗装修繕工(切削工)、法面工(吹付法枠工)、地盤改良工(深層)  
R04: 構造物工(橋台・橋脚)

### 実施状況・入札結果

H29	: 発注者指定型	4件	受注者希望型	12件	その他	2件	合計	18件
H30	: 発注者指定型	9件	受注者希望型	18件	その他	5件	合計	32件
R01	: 発注者指定型	11件	受注者希望型	15件	その他	6件	合計	32件
R02	: 発注者指定型	26件	受注者希望型	13件	その他	7件	合計	46件
R03	: 発注者指定型	44件	受注者希望型	4件	その他	23件	合計	71件

### 令和4年度の対応

- ・発注者指定型で各土木事務所4件以上(全件数44件)を実施予定(予定価格の縛りは無し)
- ・発注者指定型以外の工事であっても、初回打ち合せ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

## 建設キャリアアップシステム活用モデル工事について

### 対象工事

- ・令和3年度～  
県土整備部の発注工事
- ・令和4年度～  
都市建築部の発注工事
- ・条件、基準
  - 事業者登録 : 元請のみ。下請の登録は求めない。
  - 技能者登録 : 1名以上
  - 管理者ID登録 : 当該現場の登録
  - カードリーダー設置 : 実働日数30日以上ICカード読取

### 実施状況・入札結果

R03 : 発注者指定型 12件

### 令和4年度の対応

- ・発注者指定型で各土木事務所2件以上(全件数22件)を実施予定  
(原則予定価格4,000万円以上の工事)
- ・発注者指定型以外の工事であっても、初回打ち合わせ時に施工者の取り組む意向を確認できた場合には、モデル工事とする。

## ぎふ建設人材育成・確保連携協議会

産学官が一体となって入職者の増加及び若者の定着等を目指す



### ぎふ建設人材育成・確保連携協議会

【設置目的】 県内の建設人材を育成・確保するための対策について、その取り組み方針を決定

【基本方針】 取り組み方針に沿った事業を推進

【設立日】 平成30年6月13日

【会員数】 184社  
(令和4年5月末現在)



会長 : 企業代表

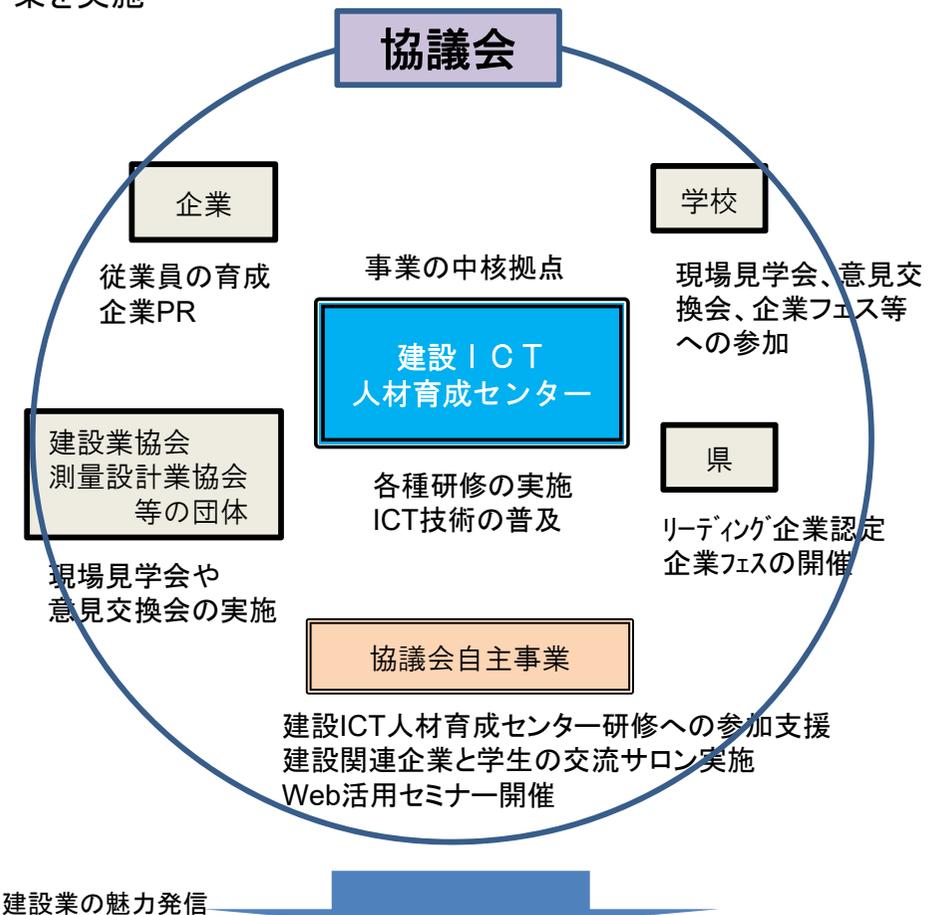
構成員 : 【産】 企業、建設関連団体(県建設業協会・県測量設計業協会等)、(公財)岐阜県建設研究センター

【学】 岐阜大学、岐阜高専、県高等学校教育研究会(工業部会建設系分科会)

【官】 県、国(オブザーバー)等

取り組み方針に基づき効率的かつ効果的に事業を展開

◎協議会に参画する各団体が連携・協働し、研修や魅力発信事業を実施



将来の建設業を担う若者・女性・学生

## 建設ICT人材育成センター

平成30年4月に、建設業の人材育成・確保施策の推進拠点として、岐阜県建設研究センター内に設置。建設現場における生産性向上のための研修や、建設業の魅力発信に関する事業等を行っている。

### ○建設業担い手育成事業 生産性向上に向けたICT担い手の育成や建設業者の技術力向上のための事業を実施。

	R4計画回数	R3実施回数	R3受講者数
ICT土工の一括研修	1回	1回	39人
ドローン操作研修	3回	3回	69人
建設ICT PC研修	2回	2回	40人
建設ICT普及研修	2回	3回	152人
建設ICT技術研修	10回	9回	207人
技術者基礎能力向上研修	7回	7回	206人
技術力向上セミナー	5回	5回	215人
経営力向上セミナー	5回	5回	95人
合計	35回	35回	1,023人



### ○建設業担い手確保事業 建設業の魅力発信や新規入職者の確保、定着を図るための事業を実施。

	R4計画回数	R3実施回数	R3受講者数
建設業担い手確保事業等のPR	通年	通年	—
中学生を対象とした建設ICT体験学習	(19回)	(13回)	(約980人)
小・中学生の親子土木見学ツアー	(1回)	(中止)	—
外国人材に関する相談窓口の案内業務	通年	通年	—
建設業初任者研修	1回	1回	19人
建設業初任者フォローアップ研修	1回	1回	
OJT担当者研修	1回	1回	23人
合計	3回	3回	42人

#### 【受講者の感想】

- ・社会人としてレベルアップしたと共に、ますます建設業に興味をもてた。
- ・今回の講習会を受講してOJTの目的や手順を明確に知ることができた。  
(建設業初任者研修、OJT研修)
- ・説明を聞くだけでなく自分で考えて発表する形式のため、良い講習だった。
- ・講義内容が実践的で直に入ってくる。  
(技術力向上セミナー)
- ・建設ICTの一連の流れがよく分かった、活用にむけ取り組んでいきたい。
- ・ドローンが建設業でどう活用できるか、操作体験を通じよく分かった。  
(建設ICT技術研修)

## 建設関連企業と学生の交流サロン

建設関連企業の技術者と学生の交流を通して、学生が抱える建設業界への不安や疑問を拾い上げるとともに、それらを解消し、さらに建設関連業の魅力を伝えることで、建設業界への就職促進や就職後のミスマッチの防止を図る。

### ○令和4年度予定

開催時期: 6月～1月

開催回数: 15回(12校)

対象者: 高校1～2年生

実施概要: ①企業自己紹介

②グループワーク(建設業の良いイメージ、悪いイメージのまとめ)

③意見交換

④グループワーク(意見交換を経てのイメージの変化)

⑤グループ発表

⑥総括



### ○令和3年度実績

開催時期: 11月～12月

開催回数: 8回(7校 / 岐阜総合学園(11/5)、岐阜農林(11/15,16)、岐阜工業(11/22)、大垣工業(11/24)、飛騨高山(12/6)、中津川工業(12/8)、関商工(12/15))

#### 【生徒の感想】

- ・職場環境が悪いイメージがあったが、様々な対策が取られていることが分かった。
- ・様々な企業の話を知ることができ、写真を使った説明もあり、分かりやすかった。進路選択に役立った。
- ・自分たちの手で仲間と協力して1つのものを作り上げることに魅力を感じた。人の役に立つとの話を聞き、やりがいを感じられた。

#### 【企業の感想】

- ・今の学生達が建設業界にどんなことを思っているのかを知ることができ、求人活動の参考になった。
- ・学生達が持つ建設業に対するネガティブなイメージを改めることができた。
- ・自身の体験を伝えることで生徒が不安に感じていることを払拭でき、建設業の良さを伝えることができた。

## ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度

人材の確保、育成や職場環境の改善等に積極的に取り組む建設業者等を「岐阜県建設人材育成企業」として登録するとともに、実際の取り組みが特に優秀な企業を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定し幅広く広報することで、建設業者等の取り組みを支援し、建設業への人材の入職、育成及び定着を図る。(令和元年10月認定の第5回から建設関連業者(建設関係コンサルタント)を新たに対象とした。)

### ○「岐阜県建設人材育成企業」の登録条件

下記の3つの項目について、会社をあげて積極的に取り組むことを宣言した企業を「岐阜県建設人材育成企業」として登録。

- (1)労働環境の整備、処遇の改善
- (2)将来の建設産業を担う人材の確保・育成
- (3)魅力ある建設現場等の環境づくり

### ○「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定条件

認定評価項目の達成状況に応じて、下記の3つのランクに分けて認定。

- (1)ゴールドランク : 評価項目についての達成状況が非常に優秀な企業
- (2)シルバーランク : 評価項目についての達成状況が優秀な企業
- (3)ブロンズランク : 評価項目についての達成状況が優良な企業



第7回ぎふ建設人材育成リーディング企業認定証授与式 令和3年12月17日(金)

### ○認定企業数

区分	平成29年度		平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度				辞退・取消 失効・消滅		累計					
	第1回認定 (H29.11)		第2回認定 (H30.4)		第3回認定 (H30.10)		第4回認定 (H31.4)		第5回認定 (R元.10)		第6回認定 (R2.11)		第7回認定 (R2.11)													
	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業	建設業				
認定	新規	新規	ランクアップ	新規	ランクアップ	新規	ランクアップ	新規	ランクアップ	新規	新規	ランクアップ	同ランク (更新)	新規	ランクアップ	新規	ランクアップ	同ランク (更新)	新規	ランクアップ	▲7	▲7	0	270	252	18
ゴールドランク	10	1	7	0	9	3	7	1	3	7	0	23	18	3	3	1	9	9	0	1	▲1	▲1	0	87	73	14
シルバーランク	34	6	6	9	9	6	10	3	5	3	5	23	14	1	0	6	18	9	0	0	▲2	▲2	0	93	91	2
ブロンズランク	61	24	24	15	17	2	20	20	1	13	12	1	13	12	1	▲4	▲4	0	90	88	2	90	88	2		
登録	349	25	78	31	25	12	41	5	49	1	▲51	▲51	0	565	547	18										

第8回(令和4年度)認定 : 届出・申請期間…7~8月、認定…11月(予定)、認定証授与式…12月(予定)

## 建設業の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」が平成29年度に始まり、この制度の充実を図るとともに、建設業における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「人材育成型総合評価落札方式」を平成30年度から試行を開始。

評価項目	評価内容	評価基準	評価点 (技術提案、 簡易1, 2)	評価点 (地域型)
人材育成 の取組 み	ぎふ建設 人材育成 リーディング 企業への 認定状況	ゴールド認定	2.0	1.0
		シルバー認定	1.5	0.75
		ブロンズ認定	1.0	0.5
		上記以外	0.0	0.0

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
県内企業 の活用率	県内企業の 活用状況	県内企業活用金額率 90%以上かつ 登録企業活用金額率が50%以上	1.5
		県内企業活用金額率 90%以上かつ 登録企業活用金額率が50%未満	1.0
		県内企業活用金額率 50%以上かつ 登録企業活用金額率が50%以上	0.75
		県内企業活用金額率 50%以上かつ 登録企業活用金額率が50%未満	0.5
		県内企業活用金額率 50%未満	0.0

### 実施状況・入札結果

実施件数 令和3年度：346件

#### 入札結果

全入札参加者数（落札者含む） 1589者		
※内訳：	ゴールド認定 568者	}
	シルバー認定 303者	
	ブロンズ認定 214者	
	その他（加点無し） 504者	32%
落札者数 346者		
※内訳：	ゴールド認定 141者	}
	シルバー認定 57者	
	ブロンズ認定 45者	
	その他（加点無し） 103者	30%

➡
令和4年度も積極的に実施予定

## 人材育成(企業能力評価)型総合評価落札方式モデル工事の試行

- 次世代を担う若手技術者が実績を積む機会の拡大目的とし、令和4年2月1日から試行開始
- 「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定や「岐阜県建設人材育成企業」の活用を評価

### ■人材育成型との違い

	人材育成型	人材育成(企業能力評価)型
一般競争入 参加資格要件	配置技術者の施工実績	項目削除
総合評価落札方式の加点項目 (簡易型①の場合のみ)	配置技術者能力	項目削除

### ■試行対象

《考え方》

工事難易度が高くなく、配置技術者の施工実績の評価を付加しないことが適当であると認められる工事

- ・県土整備部発注工事において試行開始
- ・3年間の試行を踏まえ一般化検討

## 建設関連業務の人材確保・育成や職場環境改善等を支援する総合評価落札方式の試行

「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」では、令和元年度よりコンサルタント会社等も認定対象となったことから、この制度の充実を図るとともに、建設関連業務における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的として、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」の認定及び「岐阜県建設人材育成企業」としての登録がある企業の活用に関する条件を付加した「地域型(人材育成型)総合評価落札方式」を令和2年度から試行を開始。

### 地域型(人材育成型)

評価項目	評価内容	評価基準	技術評価点
人材育成の 取組み	ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定あり	4.0
		シルバー認定あり	3.0
		ブロンズ認定あり	2.0
		登録あり	1.0
		登録・認定なし	0.0

- ・ 令和2年度より試行開始
- ・ 技術提案を求めず、地域に根差し人材育成に取り組んでいる企業を評価する。
- ・ 県土整備部予算の事業であって、予定価格が100万円以上の業務を対象とする。
- ・ 試行件数は30件程度を予定

## オール岐阜・企業フェス

平成28年度から県が開催している企業及び学生が集う県内最大規模のプレ就活イベントにおいて、県内建設業者の魅力を発信する機会を創出する。(令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策から、従来の対面方式からWebを活用したオンライン形式に変更して開催。)

### ○令和4年度予定

開催時期：令和5年2月下旬

開催方法：オンラインと対面方式によるハイブリッド開催

参加企業数：400社(未定)

対象：県内外の大学生、大学院生、第二新卒、高校生、保護者など

主催：岐阜県、産学金官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会

### ○令和3年度実績

開催期間：令和3年1月20日～3月18日(58日間)

開催方法：オンライン形式

参加企業数：309社(うち建設関連企業は65社)

参加者数：ホームページ訪問者数 67,078人

実施内容：・ホームページに出展企業の情報(動画含む)を掲載

・出展企業の人事担当者に参加いただくバラエティ風の企業研究番組の配信

・就活コラムやUターン経験者の体験談などの就活に役立つコンテンツの掲載 など

建設の取組：期間中に「学生を対象とした建設業界セミナー」を開催、特設サイトへのPR動画の掲載(リンク設定)

### 【参加者(学生等)の声】

・岐阜県で就職したいと考えているが、東京から岐阜への移動が難しいため、オンラインでの就活ができる環境があるのは嬉しい。

・岐阜にもさまざまな企業があることがわかり、就職したい企業が見つかった。

### 【出展企業の声】

・オンライン形式で開催したことで、学生側に時間や場所を問わず参加してもらうことができたが、反応や訪問者数などがリアルで把握できないことが残念に感じる。

・就活市場や時代の変化を捉えた有意義な取組みだったと感じる。

将来的な建設業の担い手確保を図るため、PR冊子の配布や出前授業等により、建設業の役割、建設業で活躍する若者や女性の声、ICT等の最先端の技術等を紹介し、幅広い世代に対してイメージアップを図る。

## ○令和4年度予定

- ①小中高校生向けの子ども・学生新聞への掲載  
小学生:「マナビのトビラ」年3回  
中学3年生及び高校生:「高校ダイアリー」年3回
- ②新聞への特集記事の掲載  
岐阜新聞 年1回、特集紙面(見開き2ページ)
- ③PR冊子「建設業の現在(いま)」の増刷
- ④中学生向け出前授業の実施 19回
- ⑤UIターン・転職者の受入支援  
建設業界への受入支援セミナーの開催  
建設技術フェア等でのブース出展
- 【新】転職希望者等を対象とした建設業界セミナーの開催
- ⑥工業高校等を対象とした土木関係の資格取得支援  
2級土木施工管理技士、測量士(補)の資格取得に係るテキスト購入費を支援

## ○令和3年度実績

- ①小中高校生向けの子ども・学生新聞への掲載  
小学生:「マナビのトビラ」年2回  
中学3年生及び高校生:「高校ダイアリー」年2回
- ②新聞への特集記事の掲載  
岐阜新聞 年2回、特集紙面(見開き2ページ)
- ③PR冊子「建設業の現在(いま)」の増刷 10,000部
- ④中学生向け出前授業の実施 13回
- ⑤UIターン・転職者の受入支援  
学生を対象とした建設業界セミナーの開催 1回  
建設技術フェアでのPR 1回(2日間)
- ⑥工業高校等を対象とした土木関係の資格取得支援 8校

### 既存の若年者等を対象とした魅力発信

- ・建設業で働く県内学校OBによる就職サポートの実施
- ・工業系高校生を対象としたインターンシップの実施
- ・工業系高校生を対象とした現場見学会
- ・工業高校教諭を対象とした意見交換会・研修会
- ・小中学生の親子を対象とした現場見学会
- ・女性を対象とした現場見学会
- ・女性技術者等による意見交換会



# 静岡県の実施について

---

1. 静岡県の実施
2. 静岡県支部の実施

令和4年6月

# 静岡県の実施について

---

## 標準化の実施

### 【これまでの実施】

	取組	内容
1	債務負担行為の活用拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年未満の短期工事における年割債務（非出水期（11～5月）の工期設定等）</li> <li>維持管理業務を7月からの13か月契約（精算事務期間（1か月）を設定）</li> <li>ゼロ債務設定に公共関連事業も追加 <b>【平成28年度～】</b></li> </ul>
2	柔軟な工期の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>「<b>工事着手日選択型工事</b>」の導入【平成28年度～】 ⇒単年度及びゼロ債務に加え、<b>複数年債務も対象【令和2年度～】</b></li> </ul>
3	速やかな繰越手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>2月議会から12月議会に前倒し計上【平成24年～】 ⇒<b>9月議会</b>に前倒し計上【令和2年度～】</li> </ul>

### 「発注等標準化推進WG」設立（平成29年12月）

#### ・部全体で課題の洗い出しと対応を検討

・平成30年10月にリーフレットを作成し、発注・施工時期の標準化の実施について出先機関へ周知徹底（目標：令和4年度までに標準化率 $\alpha$   $\beta$  : 0.8以上）

#### ・「工事着手日選択型工事」をすべての工事に拡大（R3～）

⇒これまでの専任の主任技術者を要する3,500万円（建築7,000万円）以上の工事に加え、3,500万円（建築7,000万円）未満の工事も追加

#### ・発注見通しの早期公表、業務委託も公表（R3～）

⇒4月公表開始から前年度の3月中に早めることで、受注希望者の計画的な施工体制確保を図る

#### ・当初予算からの繰越計上を検討

## 週休2日推進工事の取組

### 【これまでの取組】

- 平成27年度より導入 ⇒ 4週8休を基本とし、4週7休・4週6休についても柔軟に対応
- 平成31年1月より共通仮設費率及び現場管理費率、令和元年7月より労務費及び機械経費の補正を導入
- 令和2年度より、原則全工事を対象、受注者希望型の追加、インセンティブの付与
- 令和3年度より、市場単価の補正を導入

	内容	
対象工事	原則、すべての工事を対象とする。ただし、以下を対象外とする。 ① 施工に必要な実日数(実働日数)が <b>1週間程度</b> と見込まれる工事 ② 災害復旧工事(改良復旧工事含む)、通年維持工事 ③ 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事(供用開始時期が決められている工事など)	
発注方法	《発注者指定型》 当初設計金額が <u>3.5千万円以上</u> の工事を対象	《受注者希望型》 発注者指定型以外の工事を対象
インセンティブ	《工事成績》 週休2日推進工事の達成程度に応じ、評定点計に加点 ⇒ 4週8休相当:0.8点、4週7休相当:0.4点、4週6休相当:0.2点	《総合評価》 前年度の週休2日推進工事の実施に応じ、評価基準に加点 ⇒ 4週8休相当(複数):1点、4週8休相当:0.5点

### 週休2日推進工事 契約件数

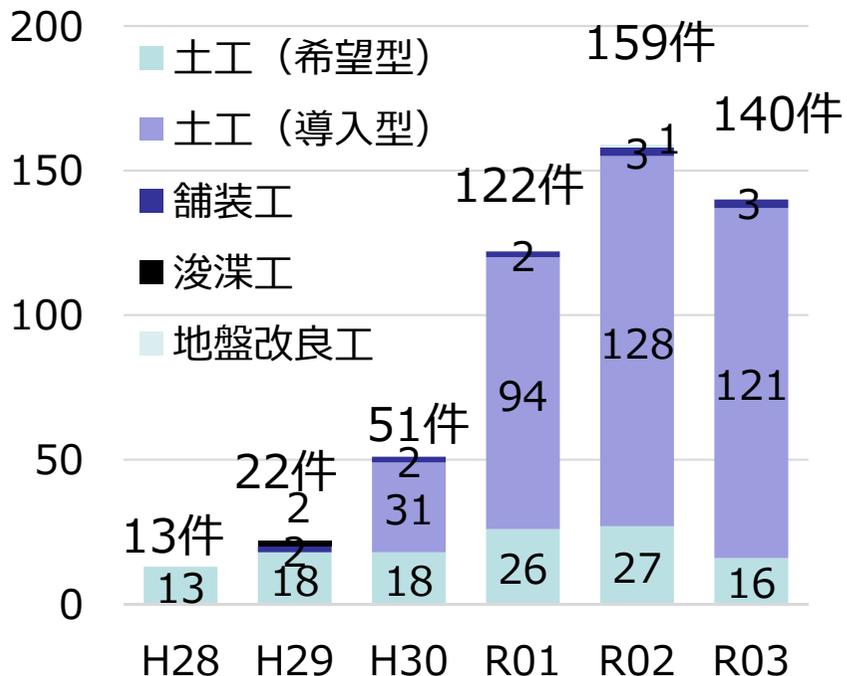
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
発注者指定型	13	32	27	17	36	533	524
受注者希望型	-	-	-	-	-	1,201	1,023
計	13	32	27	17	36	1,734	1,547

### 【令和4年度】

- 週休2日推進工事：実日数「**30日以下**」も対象（実日数が1週間程度の工事は除く。）
- 一斉休日ふじ丸デー：毎月第2土曜日の月1日 → **第2・第4土曜日の月2日に拡充**

## ICT活用工事の取組

### 実施状況



### 令和3年度内訳

工種	発注方式	発注件数	実施件数
土工	導入型	125件	121件
	希望型	116件	16件
舗装工	希望型	76件	3件
地盤改良工		3件	0件
合計		320件	140件

### 支援協議会



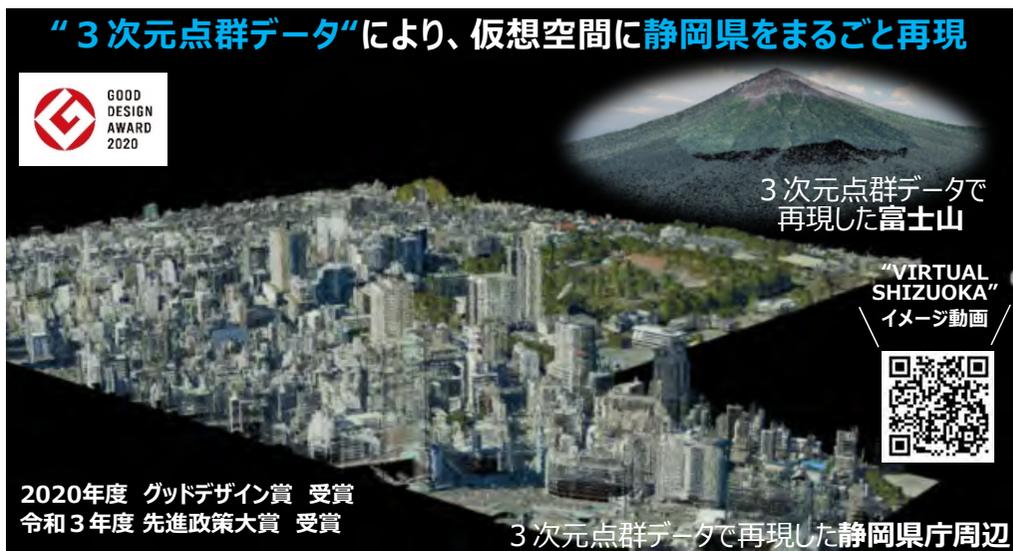
平成28年度 「ふじのくに I C T活用工事支援協議会」設立  
 平成29年度 「**ふじのくにi-Construction推進支援協議会**」に改称  
 令和元年度 「i-Construction大賞」を受賞  
 令和3年度 事務局を技術調査課から建設政策課に移管  
 ⇒ 生産性向上の推進支援体制として活動

### 【これまでの取組】

R1	<ul style="list-style-type: none"> <li>「土工」、「舗装工」、「浚渫工」に加え、工種に「<b>地盤改良工</b>」を追加</li> <li>普及啓発活動の登録制度「<b>ICTマイレージプログラム</b>」を導入</li> </ul>
R2	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種に「<b>切削オーバーレイ工</b>」、「<b>スラリー攪拌工</b>」を追加</li> </ul>
R3	<ul style="list-style-type: none"> <li>舗装工の拡大に向けた運用改善（起工測量・出来形管理を選択制に変更、路面切削工の積算基準の追加）</li> <li>データ収集・活用の推進を図るため、従来のICT活用工事以外の工事を対象に、完成形状を取得する「<b>3次元データ納品工事</b>」の試行を開始</li> </ul>

# 1. 静岡県の取組み(VIRTUAL SHIZUOKA)

## “VIRTUAL SHIZUOKA”とは？



### 【3次元点群データの取得状況】

- R1：伊豆東部地域の取得開始
  - R3：ほぼ県土全域の取得完了（人口カバー率100%）
- ⇒ 取得したデータは、すべてオープンデータ化済



## “VIRTUAL SHIZUOKA”の活用方法 ＜活用のイメージ＞



## ＜令和4年度の取組＞

- 3次元測量の推進  
⇒ 現地計測を併用する試行対象を全土木事務所へ拡大
- 3次元データ納品工事の推進  
⇒ ICT活用工事以外の一般土木工事において、受注者が希望する場合に**完成形状の3次元データを取得・納品**
- インフラプラットフォームの構築  
⇒ 3次元点群データと**公共施設台帳の連携を図るプラットフォーム**の構築に着手

その他、災害査定、自動運転実証実験 などへ活用

# 1. 静岡県の取組み (ICTマイレージプログラム)

## 背景

県による普及拡大（公助）だけでは限界 ▶ **建設業者間での活動**を促進（共助）

## 目的

建設業者間でのICTの普及啓発活動の取組の推進 ▶ **インセンティブの設定**

## 制度概要

対象活動の実施報告書を作成・提出 ▶ **工事成績評定・総合評価**の評価において**加点**

対象工事	静岡県交通基盤部・経済産業部が発注する建設工事のうち以下の工事 ・ ICT活用工事として実施する工事 ・ 遠隔臨場を実施する工事
活動内容	・ <b>自社工事</b> での他社の職員に対する <b>臨場や見学等による研修・講習</b> ・ <b>他社工事</b> への技術的な相談への対応等の <b>指導や支援</b>
対象作業	・ 起工測量や3次元設計データ作成、出来形計測、出来形管理資料作成における現場作業やデータ処理 ・ ICT建設機械による施工における機材のセットアップや現場作業 ・ モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた立会及び段階確認の機器等のセットアップや現場作業

### ◆ ICT普及啓発活動実績ありの業者数

工種	R1	R2	R3
業者数	12社	41社	44社

# 1. 静岡県の取組み (ICTの普及・新技術・新工法の取組)

開催報告  
-REPORT-

「ふいのくろく」 建設ICTフォーラム

新技術交流  
イベント  
in Shizuoka  
2021  
New Technology Exchange Event

進化セヨ！土木

▶ 賑わう会場の様子

令和3年11月2日(火) @グランシップ

▶【講演】静岡理工科大学 土木工学科副学長 中野博志 教授  
▶【講演】東文建設株式会社 代表取締役 未来まちづくり課 杉本 龍也 班長  
▶由展商によるショートプレゼン

▶ 5年目の開催となる今年度は、50団体から70技術が出展され、ブース展示、出展技術のプレゼンテーション、講演等を行いました。会場へは約550名が来場し、新技術への理解を深めるとともに、有意義な情報交換が行われました。

DOBO CLUB  
静岡県交通基盤部 建設経済局 技術調査課  
土をLOVE

## ■目的

- 建設現場におけるニーズと企業等が保有する技術シーズのマッチングを図り、**先進技術の現場導入**を推進し、**生産性の向上**につなげる。
- 建設技術や建設産業の魅力を広く紹介することにより将来の**担い手確保**につなげる。

## ■R3年度の実績

分野	団体数	技術数
①ICT活用した省力化・省人化	19団体	27技術
②設計・施工・維持管理の効率化	25団体	31技術
③工事現場の安全確保	3団体	3技術
④県産ものづくり技術の活用促進	4団体	4技術
⑤建設現場におけるSDGsの取組	5団体	5技術
合計	50団体	70技術

▶ 展示技術の内、6技術が現場導入

## ■【令和4年度】

### 新技術交流イベントin Shizuoka 2022

日時：令和4年11月8日(火)  
10:00～16:00

場所：グランシップ(静岡市駿河区)  
交流ホール及び展示ホール

開催予定

# 1. 静岡県の実取組み(スライド条項リーフレットの作成)

昨今の原油価格・物価高騰によりスライド条項の適用に関する相談が増加

スライド条項の制度を分かりやすくまとめたリーフレットを作成し周知(R4.6.2)

## ◆スライド条項の適用に関するリーフレット

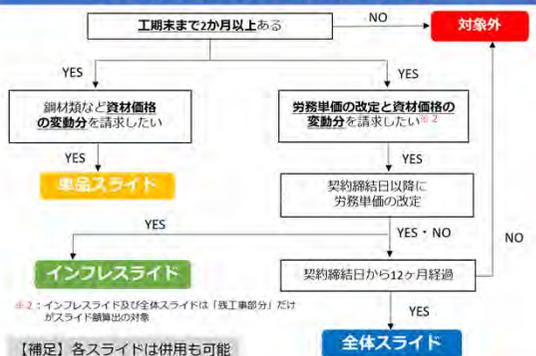
### 資材価格等の高騰に伴うスライド条項の適用について

資材価格等の高騰による変動額が一定の限度を超えた場合、静岡県建設工事請負契約約款第25条(スライド条項)による請負額の変更を請求することができます。

項目	全体スライド(第1~4項)	単品スライド(第5項)	インフレスライド(第6項)
制度概要	工期が1年以上の大規模工事を対象とした中間修正的な措置	資材価格の急激な変動を対象とした中間修正的な措置	主に労務単価の改定を反映させるための中間修正的な措置
適用工事	工期が12ヶ月を超える工事	すべての工事	すべての工事
対象	資材・労務単価	主要な資材	資材・労務単価
請負額変更	残工費の1.5%	対象工費の1.0%	残工費の1.0%
再スライド	可能	なし	可能

※1: 直近の労務単価改定日以降に契約締結したものが対象

### スライド条項の適用判断フロー



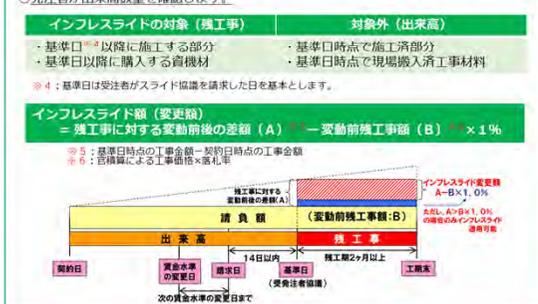
### 単品スライド(約款第25条第5項)

○ 資材価格の品目別(鋼材類、燃料油など)の変動額が対象工費の1%を超える場合に適用可能です。  
 ○ 実勢価格と実際の購入単価の安方で精算変更します。  
 ○ 購入額や購入時期を証明する書類(納品書など)の提出が必要です。  
 ○ 資材価格の変動分だけがスライドの対象となります。(一般管理費等諸経費は変更されません。)



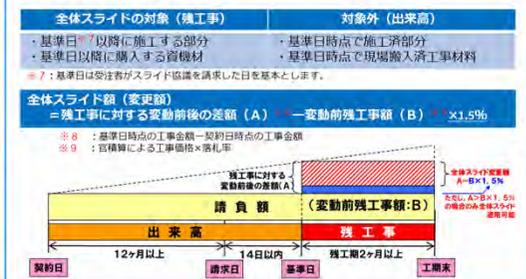
### インフレスライド(約款第25条第6項)

○ 静岡県建設資材等価格表(公共工事設計労務)等の改定日以降に請求することができます。  
 ○ 労務単価と資材価格の変動額が対象工費の1%を超える場合に適用可能です。  
 ○ 発注者が出来高数量を確認します。



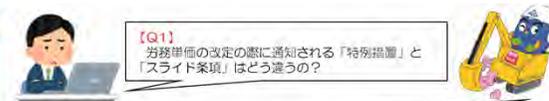
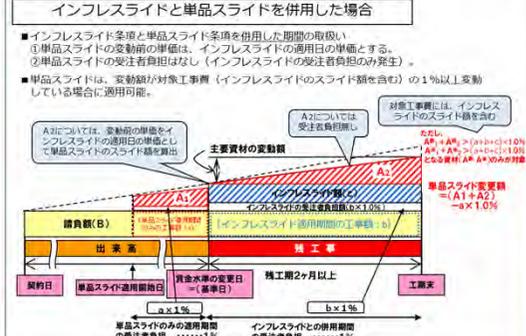
### 全体スライド(約款第25条第1~4項)

○ 契約日から12ヶ月以上経過した場合に請求できます。  
 ○ 労務単価と資材価格の変動額が対象工費の1.5%を超える場合に適用可能です。  
 ○ 発注者が出来高数量を確認します。



### (参考) スライド条項の併用

それぞれのスライド条項は併用も可能とされています。以下にインフレスライドと単品スライドを併用した場合の適用を示します。



【A1】 特別措置とは、例えば3月1日に労務単価が改定された場合において、新労務単価となる3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を精算しているものについて、受注者の請求に基づき新労務単価にて変更契約を行うことを可能としたものです。特別措置の適用が請求可能となった場合は、発注者から受注者に通知されます。一月、2月28日以前に契約した工事については、インフレスライドを適用することとなります。なお、特別措置については、静岡県建設工事請負契約約款第52条(約款に定めのない事項)に基づく措置となり、受注者負担は生じません。

【Q2】 特別措置が適用できない場合は、労務単価の改定(新労務単価)は考慮してもらえないのか?

【A2】 A1のとおり、新労務単価の適用日以前に契約を締結した工事については、インフレスライドの適用により、新労務単価を反映させることができる場合があります。スライド条項の適用可否については、担当監督員に御相談ください。

【Q3】 単品スライドの適用対象となる、「鋼材類や燃料油以外の主要な資材」の判断は、受注者の判断で良いのか?

【A3】 「鋼材類や燃料油以外の主要な資材」については明確な定めがないため、受発注者間の協議に基づいて判断することとなります。

スライド条項の詳細(運用マニュアル)は静岡県HPで御確認いただけます  
<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/contract/index.html>

【問い合わせ先】  
 ・個別工事への適用の可否について：各工事発注機関  
 ・スライド条項について(契約関係)：静岡県建設業課 054-221-3059 (指導契約班)  
 ・スライド条項について(発注関係)：静岡県技術調査課 054-221-2148 (土木)  
 054-221-2168 (農林・森林・建築)

# 静岡県部会の取組みについて

---

### 県部会(R3)の開催実績

#### 1) 第1回県部会

○令和3年7月27日開催

○議事

- ・中部ブロック発注者協議会の取組【中部地整】【東海財務】
- ・静岡県の取組【静岡県】
- ・静岡県部会の取組【静岡県】
- ・発注者支援について
  - ⇒ 指標・目標値(新・全国统一指標)の共有
  - ⇒ 令和3年度の取組について意見交換



第1回県部会

#### 2) 第2回県部会 WEB開催

○令和4年3月7日開催

○議事

- ・中部ブロック発注者協議会の取組【中部地整】【東海財務】
- ・県部会の取組状況【静岡県】
- ・新規ロードマップ策定【静岡県】
- ・“ふじ丸デー”の令和4年度からの取組
  - ⇒ 令和3年度の取組状況・課題について意見交換
  - ⇒ 新たな指標・目標値への見直しの決定(新規ロードマップ)

## 分科会(R3)の開催実績

**第1回分科会(令和3年9月)**  
**WEB開催 (計4回)**

- 中部ブロック発注者協議会の取組【中部地方整備局】
- 繰越制度、債務負担行為について【東海財務局】
- 静岡県部会の取組、目標値の見直し【静岡県】
  - ⇒県取組の紹介、市町の取組状況・課題について意見交換
  - ⇒ロードマップ見直しについて意見交換

**第2回分科会(令和3年1・2月)**  
**WEB開催 (計2回)**

- 令和3年度の取組状況等【静岡県】
- 新規ロードマップについて
- 施工時期の平準化の促進に向けた取組
  - ⇒各市町の取組状況・課題について意見聴取
  - ⇒新規ロードマップ案について意見交換
  - ⇒平準化率の取組事例を展開

## 分科会

### 【目的】

公共工事の品質確保の促進に向けた取組を各市町の実務担当まで浸透させるため、**地区単位で市町を支援し**取組の推進を図る。

### 【構成】



## 新たな指標・目標値

新・全国統一指標として設定された、新たな指標や令和6年度目標値を踏まえ、これまで県部会で重点的に進めてきた取組の指標及び目標値を見直した。

### これまでの指標・目標値

### 今後の指標・目標値

重点項目	指標	目標	指標	目標
施工時期の平準化	<b>平準率<math>\alpha</math></b> 4～6月期の工事平均稼働件数 年度の工事平均稼働件数	【令和4年度】 <b>0.6</b>	<b>地域平準化率<math>\alpha</math></b> 4～6月期の工事平均稼働件数 年度の工事平均稼働件数	【令和6年度】 <b>0.8</b> ※県・市町の各平準化率 $\alpha$ を加重平均
週休2日推進工事	<b>週休2日推進工事の実施</b> 週休2日対象工事を発注（1件以上）	【令和4年度】 全市町で実施	<b>週休2日対象工事の設定率</b> $\frac{\text{週休2日対象工事発注件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$ (週休2日に馴染まない工事は除く)	【令和6年度】 <b>1.0</b> ※県・市町の各設定率を加重平均
ダンピング対策【工事・業務】	<b>低入札価格調査基準または最低制限価格の導入</b> 両制度のどちらかを導入	【令和3年度】 全市町で導入	<b>低入札価格調査基準または最低制限価格の設定率</b> $\frac{\text{低入札又は最低制限を設定した入札件数}}{\text{年度の発注件数}}$ (随契等は除く)	【令和6年度】 <b>1.0</b> ※県・市町の各設定率を加重平均

目標値を  
上方修正

指標を  
「設定率」に

指標を  
「設定率」に

## 新規ロードマップ

新たな指標や令和6年度目標値を踏まえ、ロードマップを見直した。

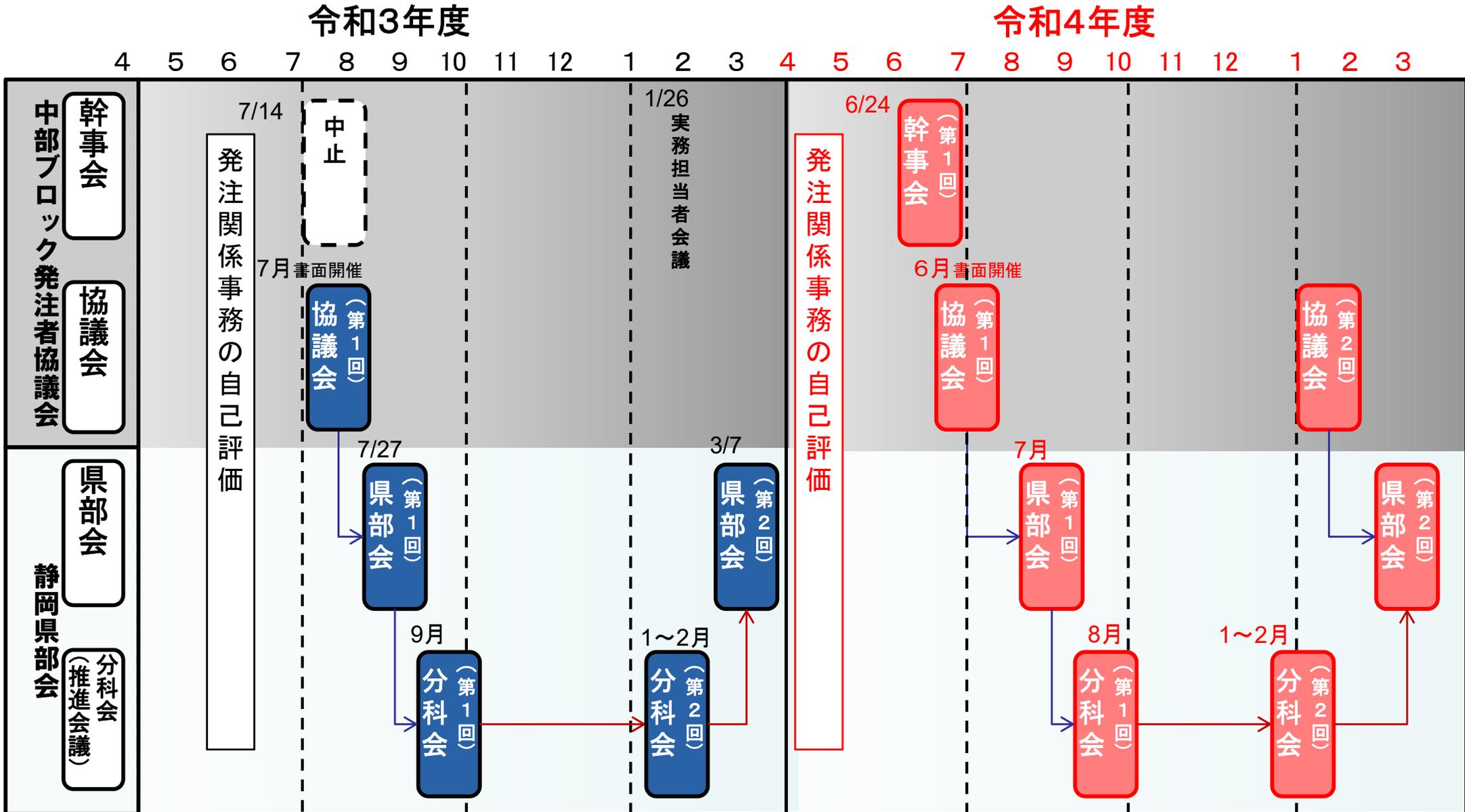
R4.3

項目	取組指標			【県+35市町】目標・実績の集計値					【中部ブロック発注者協議会/県部会】	
				R2	R3	R4	R5	R6	R6目標	
① 平準化	平準化率 $\alpha$	地域平準化率 4~6月期の工事平均稼働件数 /年度の工事平均稼働件数 【県・市町の加重平均】	目標		0.68	0.73	0.78	<b>0.83</b>	地域平準化率 $\alpha$ : <b>0.8以上</b>	
			実績	0.64						
② 週休2日工事	週休2日対象工事 の設定	設定率 週休2日対象工事発注件数/全発注工 事件数(週休2日に馴染まない工事は除 く) 【県・市町の加重平均】	目標		0.53	0.60	0.74	<b>0.94</b>	週休2日対象工事 設定率 : <b>1.0</b>	
			実績	0.34	0.53					
	適正な工期設定	実施率 週休2日が確保できる工期設定の有無 (実施市町/35市町)	目標	0.51	0.86	<b>1.00</b>	1.00	1.00	(週休2日工事) 適正な工期設定+必要経費の補正	
			実績	0.37	0.54					
③ ダumping対策	(工事)	低入札または 最低制限価格 の設定	設定率 低入札価格調査基準又は最低制限価 格を設定した入札件数/年度の発注工 事件数(随契等は除く) 【県・市町の加重平均】	目標		0.94	0.95	0.96	<b>1.00</b>	低入札又は最低制限の設定率 <b>1.0</b>
			実績	0.91	0.94					
	(業務)	低入札または 最低制限価格 の設定	設定率 低入札価格調査基準又は最低制限価 格を設定した入札件数/年度の発注業 務件数(随契等は除く) 【県・市町の加重平均】	目標		0.85	0.93	0.94	<b>0.99</b>	低入札又は最低制限の設定率 <b>1.0</b>
				実績	0.82	0.85				



市町ごとの年度目標も設定

## 県部会スケジュール



# 愛知県の取組みについて

---

1. 愛知県部会の取組み
2. 愛知県の取組み

令和4年6月

# 愛知県部会の取組みについて

---

## ○ 愛知県公共事業発注者協議会 推進会議の開催状況

■目的：中部ブロック及び愛知県発注者協議会における重点取組項目について、市町村の取組を支援、推進するために設置。

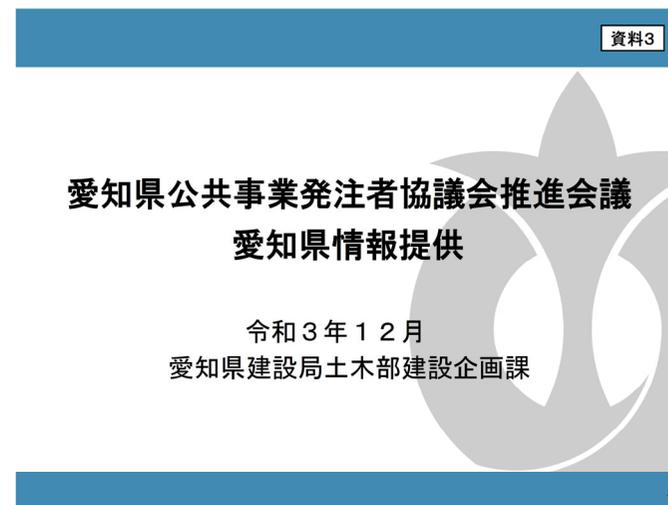
### ■開催概要(オンライン開催)：

- (1)尾張・一宮地区 開催日:令和3年12月21日
- (2)海部・知多地区 開催日:令和3年12月21日
- (3)三河地区 開催日:令和3年12月22日

### 議 事

- 1 中部地方整備局より情報提供(自己評価指標、取組状況)
- 2 東海財務局より情報提供(速やかな繰越手続きについて)
- 3 愛知県より情報提供

- ・品確法について
- ・令和2年度目標達成状況について
- ・目標達成に係る愛知県の取組紹介  
(総合評価、最新の積算基準、適正工期・履行期間、  
設計変更GL、建設ICT、ASP)
- ・令和6年度の目標達成に向けてのロードマップの作成依頼



目標達成へのロードマップ

市町村名： \_\_\_\_\_

自己評価指標【全国統一指標】					
●地域平準化率【工事】					
	実績(R2)	R3	R4	R5	目標(R6)
さ					
し					
す					
せ					
そ					
●低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況【工事】					
実績(R2)	R3	R4	R5	目標(R6)	

中部ブロック統一指標					
●最新の積算基準の適用状況【工事】					
実績(R2)	R3	R4	R5	目標(R6)	

## ○ 愛知県公共事業発注者協議会の開催状況

### 【開催概要】

開催日：令和4年3月9日

開催方式：書面開催

議 事： 1 発注者協議会の取組について  
2 目標達成ロードマップについて

### 【議事1】

中部ブロック発注者協議会取組状況について

- ・ 自己評価の目標達成状況を確認

### 【議事2】

目標達成ロードマップについて

- ・ 13項目（県・名古屋市は15項目）の達成目標年度を全市町村で設定
- ・ ロードマップの進捗管理により、令和6年度の目標達成を目指す

目標達成へのロードマップ

市町村名： 全体

自己評価指標【全国統一指標】					
●地域平準化率【工事】					
	実績(R2)	R3	R4	R5	目標(R6)
さ	35%	44%	47%	49%	100%
し	11%	15%	24%	33%	100%
す	53%	56%	64%	67%	100%
せ	62%	67%	73%	75%	100%
そ	27%	31%	35%	40%	100%
●週休2日対象工事の実施状況【工事】（愛知県・名古屋市のみ）					
実績(R2)	R3	R4	R5	目標値(R6)	
50%	50%	50%	50%	100%	
●低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況【工事】					
実績(R2)	R3	R4	R5	目標(R6)	
78%	80%	82%	82%	100%	
●地域平準化率【業務】（愛知県・名古屋市のみ）					
実績(R2)	R3	R4	R5	目標値(R6)	
50%	50%	50%	50%	100%	
●低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況【業務】（愛知県・名古屋市のみ）					
実績(R2)	R3	R4	R5	目標値(R6)	
100%	100%	100%	100%	100%	

中部ブロック統一指標					
●最新の積算基準の適用状況					
【工事】					
実績(R2)	R3	R4	R5	目標(R6)	
78%	78%	80%	84%	100%	
【業務】					
実績(R2)	R3	R4	R5	目標(R6)	
82%	82%	84%	84%	100%	
●適正な工期（履行期間）の設定					

## 令和3年度補正予算等の執行について

### ■愛知県建設部門における令和3年度11月補正予算の円滑な執行に向けた対応

愛知県の建設部門では、工事の円滑な発注と事業の早期執行を図るため、11月補正予算に係る追加事業の入札・契約の運用について、以下のとおり対応する。

#### (1) 指名競争入札の適用拡大

- 総合評価落札方式のうち技術的な工夫の余地が小さい比較的単純な工事において、指名競争入札の適用範囲を5千万円未満から2億円未満に拡大

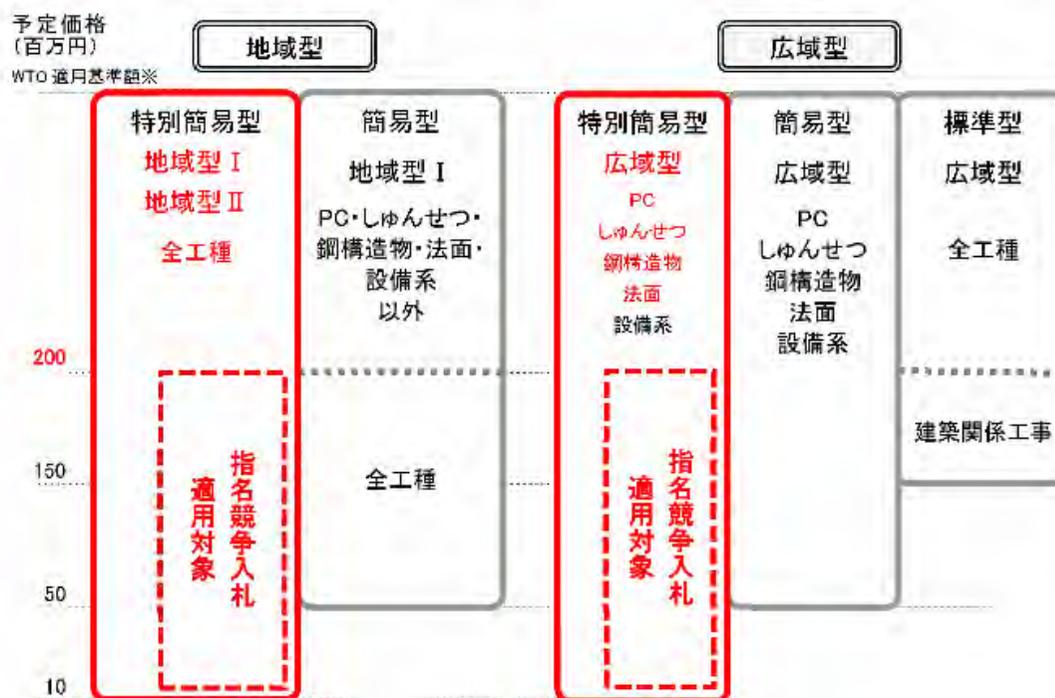
#### (2) 総合評価落札方式に係る運用

- 2億円以上※の工事についても技術提案を求めないことができる特例的な運用  
※建築関係工事について1.5億円以上
- 工事発注の集中による技術者不足に対応するため配置予定技術者の要件緩和

#### (3) 地方機関委任工事の拡大

- 地方機関で発注できる工事金額を1億5000万円未満から2億円未満へ拡大（発注ロットの大型化、契約手続き期間の短縮）

（●は補正予算に限らない措置）



# 愛知県の取組みについて

---

### ○ 愛知県における平準化の取組(1/2)

#### ■ 業務執行マネジメントチーム設置

【設置】 令和2年2月

【目的】 建設局及び都市・交通局の事業について、関係者が情報を共有し、施工時期の平準化に向けて計画的かつ早期発注を図る

【R3】 令和3年度は 業務執行マネジメント会議を4回開催（発注見通しの公表に合わせて開催）。

○発注計画の作成、地方機関との調整

○発注計画及び執行状況のとりまとめ、確認

○早期執行に向けた取組の検討

○令和4年度の目標設定

#### ■ 余裕期間制度(フレックス方式)

○ 全体工期の範囲内で請負者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（フレックス方式）により、工期の設定や施工の時期の選択を柔軟にし、請負者の円滑な工事施工体制の確保を図る。

○ 令和2年12月～ ：建設局、都市・交通局 ⇒R2年度実績：13件

○ 令和3年4月～ ：農業水産局、農林基盤局、企業庁

### ○ 愛知県における平準化の取組(2/2)

#### ■ 当初予算における繰越明許費の見直し(拡大)

- 年間を通じて工事等の計画的な発注や適正な工期の設定が行えるように、建設部門では令和2年度当初予算から繰越明許費の計上額を見直し(拡大)。
- 原則として、公共事業については25%を、さらに単県事業についても10%を計上。

■ 近年の当初予算における繰越明許費【建設部門】 (単位：億円)

年度 公・単	H30	R1	R2	R3	R4
公共	53	59	222	201	201
単独	0	0	48	45	51
合計	53	59	270	246	252

#### ■ 期待される効果

- 年間に必要となる繰越明許費に基づいた発注見通しを立てることにより、工事等の前倒しを図り、さらなる「施工時期の平準化」につなげていく。
- 工事の規模や難易度などを考慮した工期設定が契約段階において可能となることから、「適正な工期」を確保し、計画的な発注を行うことができる。
- 施工時期の平準化等により年間の工事量が安定すれば、現場技術者の処遇改善や経営の健全化に寄与し、ひいては品質確保につながる。

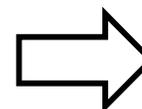
### ○愛知県における週休2日工事の取組

#### ■建設局、都市・交通局の取組状況

平成28年度から原則として土曜日及び日曜日を休工とする「完全週休2日制工事」を実施。

令和3年度～

- ・休工日を土日に限らない「週休2日制工事」を導入
- ・対象工事を原則全ての工事に拡大
- ・発注者指定型の件数を拡大



取組件数約3倍（R3/R2）

令和4年度～

- ・休工日を土日に限らない「週休2日制工事」の取組実績を総合評価の加点対象に追加

#### ■取組件数(R2までは全て完全週休2日制、R3は土日に限らない週休2日制含む)内が完全週休2日制(内数)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
発注者指定型	18件	20件	24件	25件	28件	203(89)件
受注者希望型	—	80件	84件	78件	90件	81(34)件
計	18件	100件	108件	103件	118件	284(123)件

#### ■制度概要

形式	完全週休2日制工事 / 週休2日制工事	
対象工事	全ての工事（災害復旧工事等を除く）	
経費補正	4週6休以上、4週7休以上、4週8休以上の3段階で補正	
工事成績	完全週休2日制工事	対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合が90%以上で評価
	週休2日制工事	対象期間の全日数に対する休工日数の割合が2/7以上で評価
総合評価	完全週休2日制工事	加点あり
	週休2日制工事	加点あり（R4～）

### ○愛知県におけるICT活用工事の取組

#### ■建設局、都市・交通局の取組状況

平成28年度から発注者指定型によりICT建設機械を用いて効率的に施工を行う「情報化施工」の取組を開始。

取組件数

	発注者指定型						受注者希望型					合計
	土工	舗装	河川 浚渫	地盤 改良	港湾 浚渫	小計	土工	舗装	河川 浚渫	地盤 改良	小計	
H28	3	1	-	-	-	4	-	-	-	-	-	4
H29	2	0	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2
H30	5	1	-	-	1	7	3	1	-	-	4	11
R1	11	2	2	-	0	15	3	2	1	-	6	21
R2	15	3	2	1	0	21	23	3	6	1	33	54
R3	22	3	6	0	0	31	51	11	7	0	69	100

#### ■愛知県i-Construction推進協議会

- ・i-Constructionを推進するため、H30年8月に設立。
- ・ICT活用工事の拡充に関する検討
- ・ICTを始めとした新技術活用に関する課題 整理と課題対応策の検討
- ・コンクリート工の規格の標準化(プレキャスト活用等)の検討

#### <取組の促進>

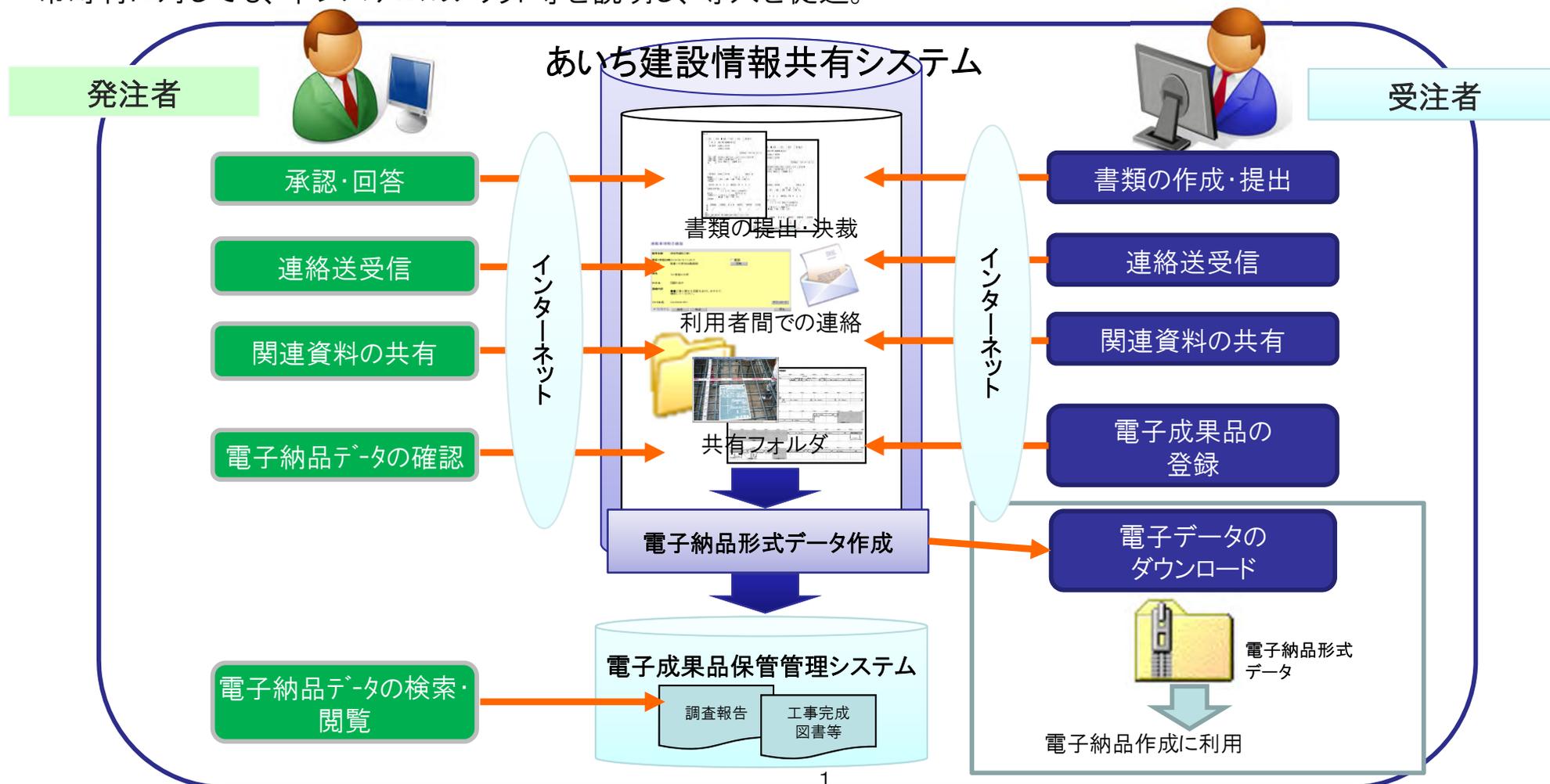
※土工量：掘削又は盛土のいずれかの小計

- 【令和元年度】 ・ 「発注者指定型」の規模要件引き下げ。  
(土工量※10,000⇒5,000m<sup>3</sup>以上且つ予定価格8千万⇒5千万円以上)
- 【令和2年度】 ・ 総合評価落札方式の評価項目にICT活用工事の取組実績を追加。  
・ 土工量1,000m<sup>3</sup>以上の工事を「受注者希望1型」とし、受注者はICT活用工事の実施に関する実施協議を必須。  
・ ICT建機を必須とせず、起工測量等個々のICT施工技術活用でも費用計上の対象。
- 【令和4年度】 ・ 土工量1,000m<sup>3</sup>以上且つ予定価格5千万円以上の工事を「発注者指定簡易型」とし、「ICT建設機械による施工」、「3次元出来型管理等の施工管理」のいずれかを必須。

その他、対象工種の追加有り

### ○あいち建設情報共有システムの運用開始（令和2年4月）

- インターネットを利用し、受発注者間で工事施工中に関する様々な情報を共有し相互利活用。
- 令和2年度から建設局及び都市・交通局で本格運用を開始。
- 令和3年度から企業庁、令和4年度から農業水産局及び農林基盤局でも本格運用を開始。
- 市町村に対しても、本システムのメリット等を説明し、導入を促進。



## ○担い手確保の取組(建設分野の魅力発信)

### (1)あいち建設みらいサロン

これから進路を決定する学生と、行政や建設会社、建設コンサルタントなどの建設分野に携わる技術者などが交流する場として開催し、建設分野の魅力を発信するとともに、建設分野のみらいを担う若手人材の育成を行う。

〈あいち建設みらいサロン〉

年度	学校名	参加者数		
		学生	社会人	合計
H25～H30		336	242	701
R1	豊田工業高等専門学校	14	12	26
	愛知総合工科高等学校	20	10	30
	名古屋工業大学	18	12	30
	椋山女学園大学	18	10	28
R2	愛知総合工科高等学校	13	7	20
	椋山女学園大学(web)	9	6	15
R3	豊橋技術科学大学	11	6	17
	愛知総合工科高等学校	18	77	95
	東海工業専門学校	15	6	21
	豊田工業高等専門学校	11	7	18
	椋山女学園大学	8	6	14

■豊田工業高等専門学校



■椋山女学園大学



### (2)出前講座・現場見学会

小学校の特別授業の一部として「出前講座」を、小校～大学生を対象に「現場見学会」を開催し、社会資本の役割について理解を深める。

〈出前講座実績〉

講座の分野	講座数
道路、河川、砂防、都市計画、災害対策など	15

【参加実績】R3:998人 (R2:530人)

〈現場見学会〉

講座の分野	現場数
道路、河川、砂防、公園、下水道、建築など	18

【参加実績】R3:211名 (R2:20名)

■現場見学会



# 三重県部会の取組状況について

---

1. 三重県部会の取組
2. 三重県の取組

令和4年6月

# 三重県部会の取組

---

## 1. 令和3年度の県部会の状況

### ●第1回県部会（令和3年9月2日WEB）

- 三重県部会の取組
- 中部ブロック発注者協議会の取組
- 三重県の取組 他



### ○第1回地域分科会(令和3年10月対面)

- ・取組周知・意見交換

### ○第2回地域分科会(令和4年2月書面)

- ・情報提供



### ●第2回県部会（令和4年3月14日WEB）

- 三重県部会の取組
- 中部ブロック発注者協議会の取組 他

### ●講習会（令和3年11月19日WEB）

- 新・担い手3法に係る講習会

## <中部ブロック発注者協議会>

### ●第1回発注者協議会

- ・令和3年7月30日書面
- 年度別達成目標値の設定 他

### ●発注者協議会（実務担当者会議）

- ・令和4年1月26日WEB
- 新・全国统一指標（週休2日）の令和6年度達成目標値の変更
- 休工日の一斉実施
- 平準化に関する現状の課題と今後の取組提案
- 令和3年度自己評価 他

### ●平準化に関する意見交換

- ・令和3年11～12月WEB
- ・あらかじめ選定した市町と意見交換 <sup>2</sup>

## 4. 第1回地域分科会（推進会議）の状況

### ●第1回地域分科会

- ・ 令和3年10月5～29日の間に10建設事務所単位で開催。
- ・ 「週休2日」、「施工時期の平準化」など第1回県部会で定めた**重点取組**の現状や課題について意見交換。

#### 状況・主な意見

#### ①週休2日制工事

- 25市町が導入、残り4市町は導入検討や理解の促進
- 働き方改革の視点から件数拡大など推進が必要
- 未実施だが、次年度は1件でも取組む予定
- 経費補正する際の増額分の予算確保に苦慮

#### ②施工時期の平準化

##### 債務負担行為の設定

- 21市町（R2d）⇒26市町（R3d）に増加
  - どんな理由で議会上程しているか示してほしい
- ##### 速やかな繰越手続き

- 21市町（R2d）⇒20市町（R3d）と横ばい
- 繰越は後に送るイメージがある

##### 積算の前倒し

- マンパワーに限界

#### ③ICT活用工事

- 29市町で導入予定はなく、ICTへの理解が必要
- 建設事務所でのICT活用工事への臨場の声かけ

#### ④ダンピング受注防止

- 最新の公契連モデル以上かつ適正な範囲でない市町には、改善に向けて個別に協議を実施

#### ⑤適正な予定価格の設定と適切な設計変更

- 県の積算基準や各種要領を準用するなどして、適切な運用に努めるよう要請



松阪

伊賀

## 5. 第2回地域分科会（推進会議）の状況

### ●地域分科会（第2回）

- 令和4年2月に書面開催

< 内容（情報提供） >

#### ■中部ブロック発注者協議会（実務担当者会議）の議事事項

- 新・全国統一指標（週休2日）の令和6年度達成目標の変更（市町も対象となる）
- 休工日の一斉実施（毎月第2土曜（案））
- 令和3年度の自己評価の実施（案）

#### ■フォローアップ状況

- 建設ICT、不当要求等防止にかかる取組
- ダンピング受注の防止、建設キャリアアップシステム活用促進
- **取組を進めるうえで課題等のある市町にあっては個別に協議・要請**

他

## 6. 個別協議・要請の概要

地域分科会を通して改善等が必要と考えられる市町と個別に意見交換を実施

5つの重点取組項目	概要
(1) 週休2日制工事の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>未実施の市町は、試行工事实施を要請</li> <li>試行工事の導入⇒週休2日制工事発注率への意識改革</li> <li>取組指標（週休2日対象工事の実施状況）のR6d目標値1.00達成に向けて、週休2日制工事の設定方法等を解説</li> </ul>
(2) 施工時期の平準化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>平準化率算出のシミュレーション例を紹介・解説</li> <li>債務負担行為の設定の例示</li> <li>市町内における債務活用や繰越手続きの課題等を確認</li> </ul>
(3) ICT活用工事の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設ICTの理解促進のための県の現場見学会等への声かけ</li> <li>取組指標（建設ICTの導入状況）のR6d目標値100%達成に向けた、要領策定の促進及び支援</li> </ul>
(4) 適正な予定価格の設定と適切な設計変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>積算や設計変更について、県の要領等に準拠し適正に運用していくことを要請</li> <li>自己評価実施における評価方法について解説</li> </ul>
(5) ダンピング受注の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低制限価格の設定にあっては、最新の公契連モデル以上かつ適正な範囲に改善を要請</li> <li>R4.4.1～低入札基準引き上げに係る「公契連モデル」改正の概要説明</li> </ul>

その他、**休工日の一斉実施**の取組、**自己評価の実施**、**工事情報共有（ASP）**についても意見交換

## 7. 新・担い手3法に基づく発注関係事務の適切な実施に関する講習会

- 令和3年11月19日にWEB形式で開催
- 主に市町及び県地域機関の入札契約及び工事発注の実務担当者を対象
- 三重県公共工事契約業務連絡協議会と併催

<受講者数>

市町、県地域機関等 92名

<題目>

- (1) 品確法に基づく取組の推進について
- (2) 監督・検査について
- (3) 三重県における建設ICTの取組について
- (4) 入札契約適正化法に基づく取組の推進について  
(三重県公共工事契約業務連絡協議会)



## 8. 令和4年度取組予定

### ● 1. 三重県部会の予定

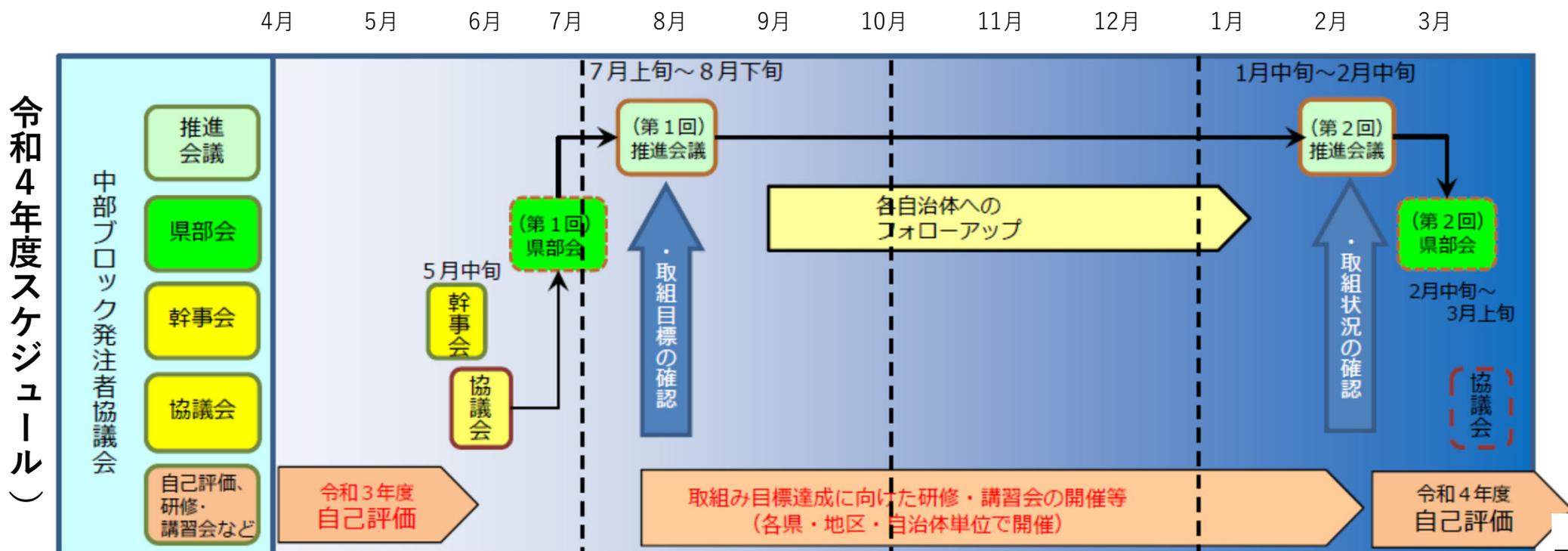
- 三重県部会（第1回）
  - ・令和4年7月
- 三重県部会（第2回）
  - ・令和5年2～3月

### ● 2. 地域分科会の予定

- 地域分科会（第1回）
  - ・令和4年8月
- 地域分科会（第2回）
  - ・令和5年1～2月

### ● 3. その他

- 講習会（各取組の周知等）



# 三重県の取組

---

### 1. 第三次三重県建設産業活性化プランに係る取組

- 三重県では、将来の担い手を確保し、建設業が社会資本の整備・維持修繕や災害対応などの役割を今後も果たすために、第三次三重県建設産業活性化プラン（以下、活性化プラン）を令和2年3月に策定し、建設業の活性化に取り組んでいる。これらの施策について、県の取組の状況を紹介するとともに、市町に取組を促している。

#### <主な取組施策>

##### 取組1 担い手確保や労働環境改善の取組

- ・ 週休二日制工事の拡大
- ・ 建設キャリアアップシステムの活用促進
- ・ 社会保険未加入対策について

##### 取組2 生産性向上への取組

- ・ 施工時期の平準化
- ・ ICT活用工事の推進

##### 取組5 適正な利潤の確保や安定経営への取組

- ・ ダンピング受注の防止
- ・ 適正な予定価格の設定と適切な設計変更

## 2. 週休2日制の取組状況

### ●週休2日制試行工事の実施状況

建設現場における労働環境の改善、将来の担い手確保のため、平成28年度より試行を開始。  
建設業協会とのワーキングにより策定したロードマップに基づいて、試行工事を段階的に拡大。

#### <令和3年度の取組> (R4.3時点)

- 月2回土日完全週休2日制工事（発注者指定型）：232件 発注  
対象：土木一式工事 30百円以上の全て
- 月2回土日完全週休2日制工事（受注者希望型）：514件 発注  
対象：すべての工事（現場閉所困難を除く）
- 発注者指定型・受注者希望型いずれも4週8休の現場閉所を達成した場合、工事成績評定のインセンティブ付与を継続

#### <令和4年度の取組>

- 発注者指定型工事を土木一式の全ての工事、舗装工事、法面工事の一部に拡大
- 発注時に週休2日に資する経費を計上（令和3年度までは変更契約にて計上）

### ●週休2日制検討ワーキングでの意見（抜粋）

- 就職を希望する生徒は、土日完全休みの環境で育ってきていることから、建設業の雇用を維持するためには土日休みの環境を整えていかなければならない。
- 河川内工事等、施工期間が限られている工事では週休2日の現場閉所が難しい。

## 3. 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用取組

建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」）は、技能者の現場における就業履歴や保有資格などを、技能者に配布するICカードを通じ、業界統一のルールでシステムに蓄積することにより、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指すシステムです。

公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、CCUSの活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められています。

三重県では第三次三重県建設産業活性化プラン「取組1 労働環境改善の促進」に位置付け、CCUSの建設現場での活用を促進させるために、令和3年10月から元請企業のCCUS事業者登録を入札参加要件とした「モデル工事」を実施しています。（ガードリーダーの設置、現場ID登録を求める。）

### 建設キャリアアップシステム（CCUS）とは

「建設キャリアアップシステム」とは、技能者の現場における就業履歴や保有資格などを、技能者に配布するICカードを通じ、業界統一のルールでシステムに蓄積することにより、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指すシステムです。

### 建設キャリアアップシステム（CCUS）導入のメリット

#### 技能者

- ◇ 所属事業者や元請に関わらず **技能や経験を蓄積し、能力評価を受けることが可能**
  - ⇒ 一人ひとりの技能や経験に見合った適正な評価、就業機会の増加や、収入への反映
- ◇ 蓄積された資格・就業履歴をもとに、**社会保険加入状況の証明や、建退共掛金充当確認に活用可能**
  - ⇒ 労働時間、健康被害、災害、未払等の証拠
- ◇ 一度建設業を離れた **技能者が再入職する際など、自身の技能や就業履歴を簡易に証明可能**

#### 事業者

##### 【技能者に関する情報の管理】

- ◇ **現場に入退場する技能者の就業状況等を容易に確認可能**
  - ⇒ 入退場にICカード等を使用することにより、**現場の入退場管理等を効率化**
  - ⇒ **現場入場する技能者の資格や社会保険加入状況を確認可能**（施工資格保持者、外国人、一人親方等）

##### 【事業者に関する情報の管理】

- ◇ **施工体制台帳、作業員名簿等を効率的に作成可能**

##### 【専門工事企業の見える化】

- ◇ 能力評価制度と連動することで、専門工事業者の施工能力の見える化を実現
  - ⇒ **技能労働者の処遇改善や人材投資を行う事業者が適正に評価され選ばれる環境を整備**

将来的には、現場ごとの週休二日の実施状況や労働時間管理の状況が確認可能に

#### <建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営主体  
(一財)建設業振興基金



## 4. 施工時期の平準化の実施状況

### ●債務負担行為の積極的活用

- 県土整備部では、事業予算の約50%の債務予算枠を確保し、適切な工期設定、施工時期の平準化に努めている。（継続取組）

### ●柔軟な工期設定

- 国土交通省の余裕期間制度を参考とし、県独自の取組として、規模の小さい工事でも効果が期待できるよう、実際の工事前に90日間を超えない範囲で余裕期間を設定できるとしている。

（R2 40件 → R3 64件）

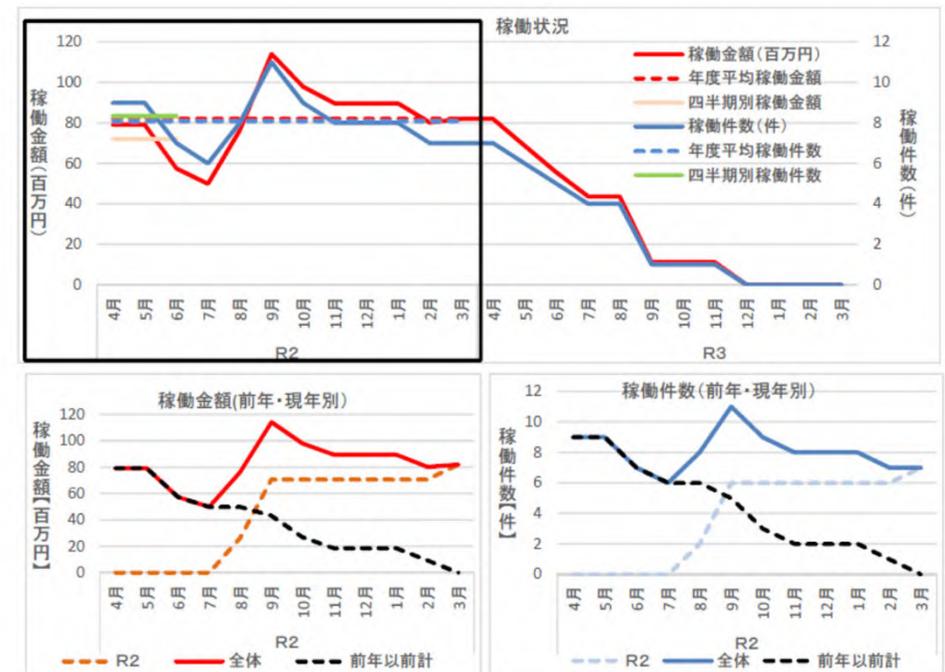
### ●早期執行のための目標設定

- 工事及び業務の発注見通しの実施に加えて、発注予定を公表し、早期執行に努めている。
- 繰越予算を含め上半期契約率65%を目標に早期執行に努めている。
- 改正運用指針で規定する中長期の発注見通しとして、県土整備部及び農林水産部の主要事業について計画を公表。

### ●発注工事の稼働状況を見える化・施工時期の平準化を促進

- 「平準化率（稼働金額）」を県民カビジョン行動計画の副指標とし、目標値を定め進捗をマネジメント。
- 契約済みに発注予定を含めた全工事の稼働状況を見える化するツールを作成し、各建設事務所においてマネジメント（平準化率の向上・業務の効率化）として活用。

### 平準化簡易算定ツール（例）



## 5. ICT活用工事

### ●ICT活用工事の効果

#### 【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元起工測量》



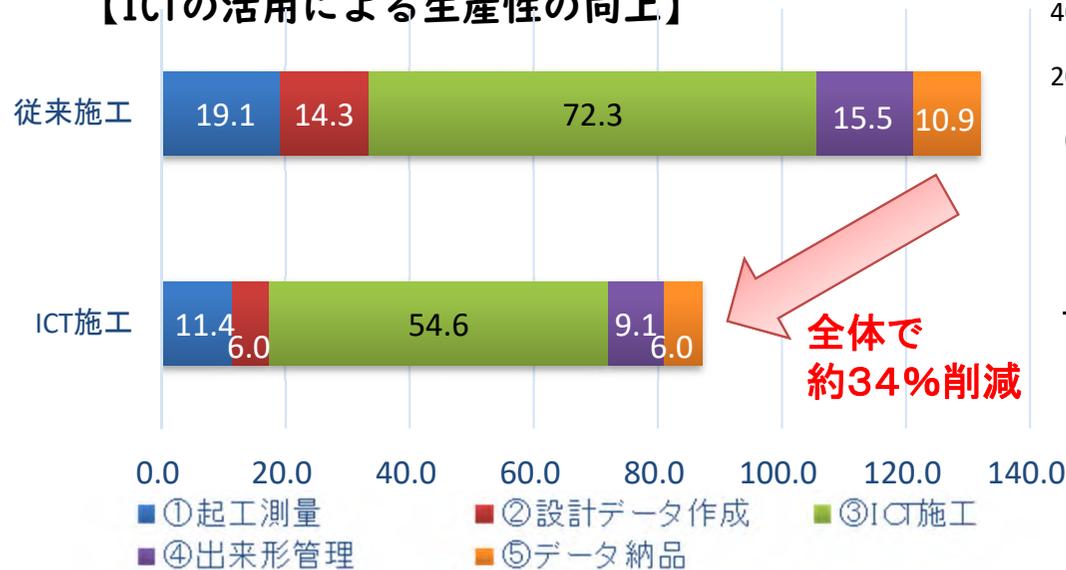
ドローン等を活用し起工測量の日数を削減

《ICT建機による施工》



ICT建設機械による施工により建設現場の生産性向上を実現

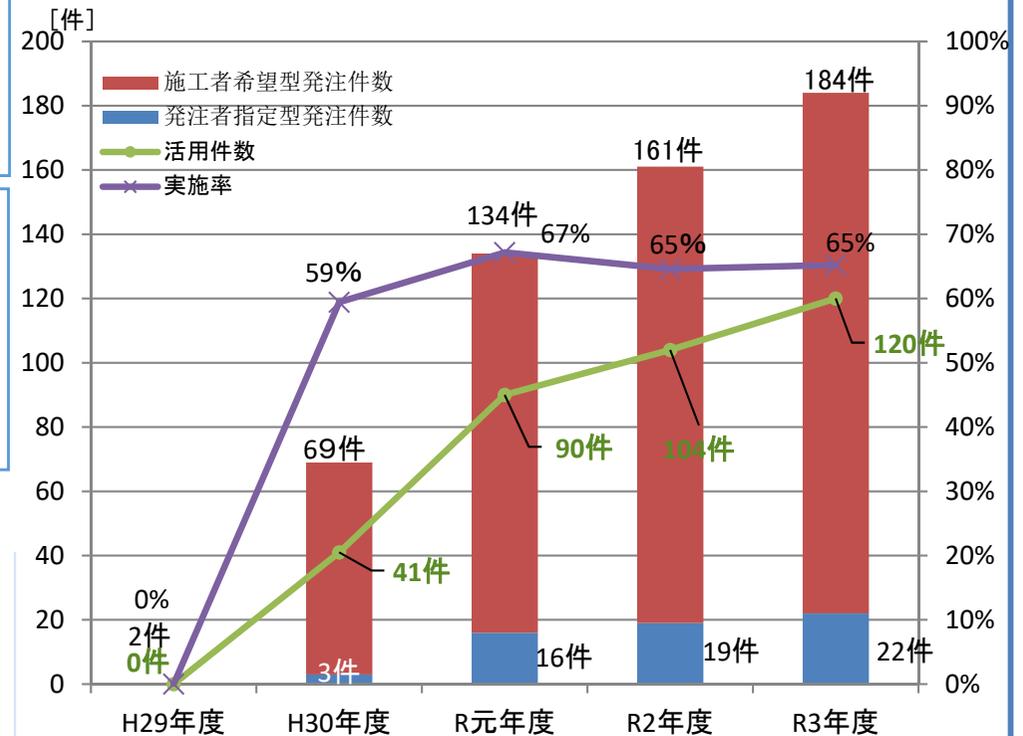
#### 【ICTの活用による生産性の向上】



### ●ICT活用工事の状況

#### 【令和3年度までの実績】

#### ICT活用工事(土工)の発注年度別推移



### ●令和4年度の取組

ICTの全面的活用に向けて、ICT擁壁工、ICT基礎工、ICT海上地盤改良工（床掘工・置換工）の3工種を適用拡大していきます。

# 三重県の取組

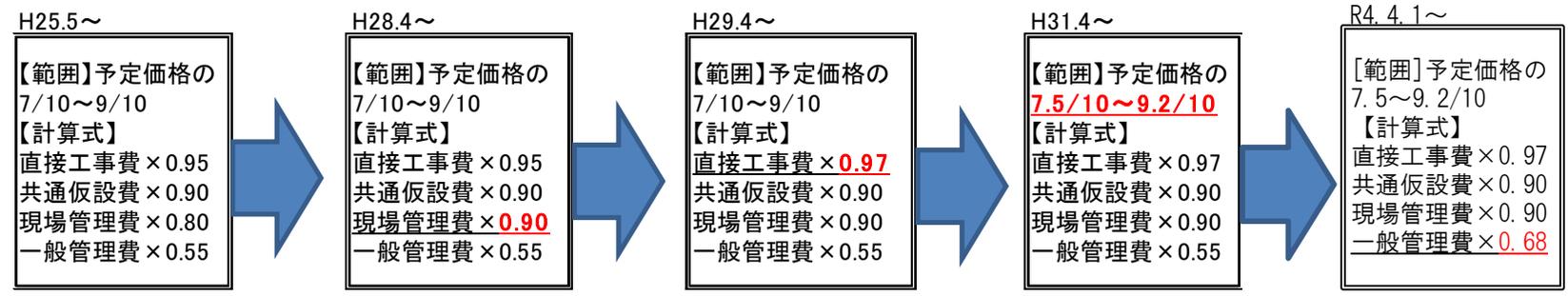
## 6. ダumping受注の防止について

### ダumping受注の防止対策

○ 「発注関係事務の運用に関する指針（抜粋）」（令和2年1月30日改正）

ダumping受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる懸念される。ダumping受注を防止するため、国や他の発注者の取組状況を参考にしながら、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。

### 低入札価格調査基準(最低制限価格)の変遷



### ○三重県の取組



※低入札調査:H29.6～、最低制限:R1.6～

三重県発注工事では、低入札基準価格又は最低制限価格による応札が多いことから、建設業者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するために必要な適正な利潤を確保することを目的として、平成28年4月からその算定式を中央公契連のモデル式以上となる三重県独自式に見直しました。また、平成29年6月から低入札調査基準価格、（令和元年6月から最低制限価格）の上限値である10分の9を撤廃しました。また、市町へダumping受注の防止のため、最新の算定式の導入などの要請を実施しました。 14

## 7. 適正な予定価格の設定と適切な設計変更

### ●設計変更ガイドラインの運用について

建設工事を対象に、設計変更を行う際の受注者・発注者の共通の目安となる三重県設計変更ガイドライン（案）を策定し、平成27年4月より運用を開始。

また、運用から1年を経過した平成27年度末に受発注者アンケートを実施し、その結果をもとにガイドラインの効果検証を行い、平成29年7月に三重県設計変更ガイドラインを改定し運用。

#### ➤ 設計変更ガイドラインの効果・検証

・令和2年度に「三重県設計変更ガイドライン」の受発注者へのアンケートを分析し、必要に応じガイドラインを改定。

#### ➤ 調査及び設計の適切な設計変更

・令和2年度に、設計変更を行う際の受発注者の共通の目安となる「設計業務等変更ガイドライン」を策定。

#### ➤ 適切な設計変更に向けた取組み

・令和3年度は建設事務所との会議において「三重県設計変更ガイドライン」と「設計業務等変更ガイドライン」による適切な設計変更を徹底するよう周知しました。

※設計変更ガイドライン策定済み市町は、3市町あり、他26市町は三重県公共工事共通仕様書を準用し、三重県の設計変更ガイドラインを適用。

## (4) 今後のスケジュール

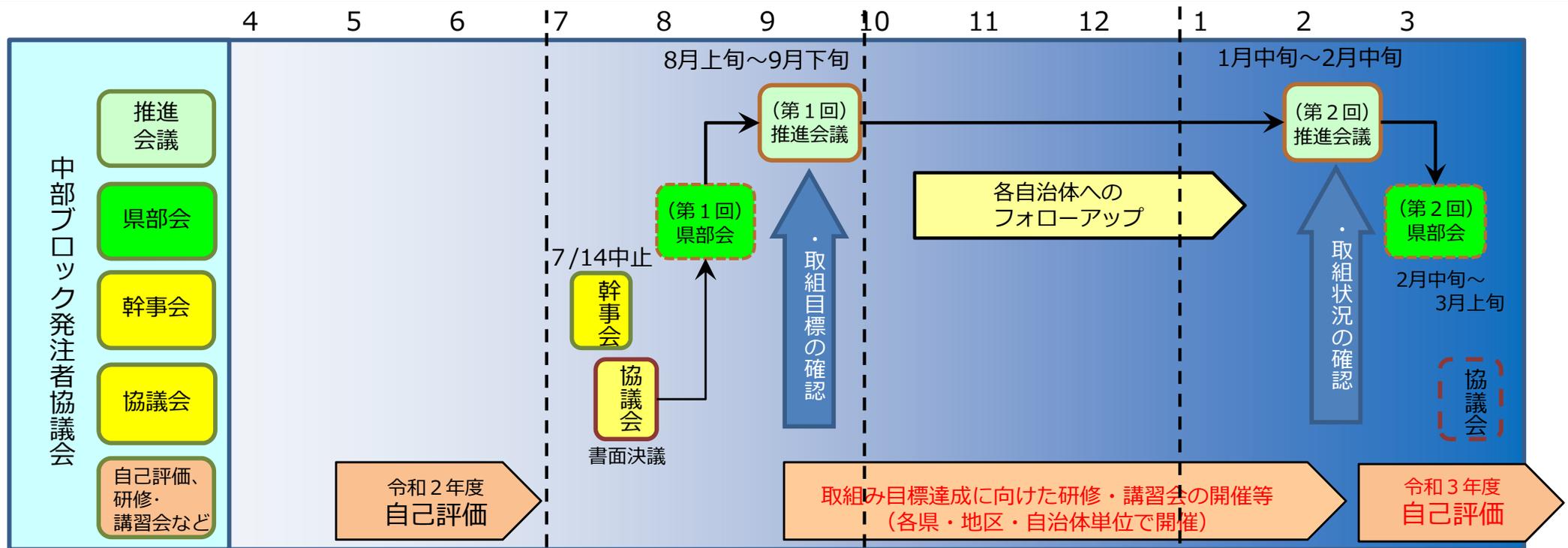
---

令和4年6月

# 協議会スケジュール

## 中部ブロック発注者協議会

令和3年度



令和4年度(案)

